

平成12年(2000年)

三宅島噴火災害の記録



平成20年2月 東京都三宅村

平成12年(2000年)

三宅島噴火災害の記録



平成20年2月 東京都三宅村

目次

刊行にあたって

記録(写真)

第一章 三宅島と災害の概要	1
第二章 時期別災害の概要	9
第三章 災害の推移と応急対策	29
第四章 島の再生	103
第五章 寄稿	121

帰島1周年で感謝状を贈呈した方

CD-ROMの内容

編集後記



刊行にあたって

早いもので帰島してから3年が過ぎようとしています。

平成12年(2000年)6月26日夕刻の「噴火の恐れ、嚴重警戒」に端を発した今回の噴火災害は、全島民が島外への避難を余儀なくされるという、島史にも例をみない未曾有の大災害となってしまいました。特に大量の火山ガスの放出は、4年5ヶ月もの長期にわたり島民の帰島を拒み続け、発生から7年余が経過した今もなお放出が続き、島民を苦しめ続けています。

三宅村では、この未曾有の大災害を風化させることなく、また、後世に貴重な資料を残すべく、平成18年に本誌の編纂に着手し、この度刊行する運びとなりました。

本誌の編纂にあたっては、今回の噴火災害を自身で経験された島民の方々に編纂委員をお願いし、村の役割は資料提供や事実の確認などの最小限に止め、島民自身の視点に立って、将来のふるさとを守る子供たちは勿論のこと、若い世代やお年寄りの方々にも当時の状況を今一度思い起こし、感謝の気持ちを忘れることのないよう素晴らしい内容にとりまとめたいただきました。

発刊にあたり、島民の協力はもちろんのこと、編纂委員の皆様を始め庁内のWGメンバーの方々に感謝と御礼を申し上げるとともに、今回の災害に対し、国、東京都、避難先での地域の皆様はじめ、全国の皆様から物心両面にわたり温かいご支援をいただいたことに重ねて御礼を申し上げ、刊行にあたってのご挨拶といたします。

平成20年2月1日

東京都三宅島三宅村長
平野祐康



噴火・降灰・泥流



2000.6.29 知事来島



2000.7.8 噴火



2000.7.15 屋根から灰おろし



2000.7.27
大雨泥流被害



2000.6.26 避難所



2000.7.14 夕方噴火



2000.7.15 早朝噴火



2000.7.26 大雨泥流被害

2000年 (平成12年)

6月

- 6/26 緊急火山情報、村・都は災害対策本部設置
- 6/27 三宅島の西約1kmで海水に変色
- 6/28 火山噴火予知連「島の東部や山頂付近での噴火の可能性はない」とコメント
- 6/30 村・都は災害対策本部解散

7月

- 7/8 最初の噴火 (噴煙1,500m)
- 7/14 噴火、北東部に降灰 (噴煙1,500m)
- 7/26 豪雨により大きな泥流被害
- 7/30 震度6弱の地震、土砂崩壊



2000.8.18 大噴火(噴煙14,000m)



2000.8.19 撮影 噴石被害



2000.8.20 撮影 降灰・噴石被害(村営牧場)



2000.8.29 低温の火砕流

8月

- 8/10 小規模噴火、大量の火山灰
- 8/18 大規模噴火、全域に噴石や火山灰(噴煙14,000m)
- 8/24 在宅高齢者島外避難開始
- 8/29 大規模噴火、低温の火砕流
小中高生ら島外避難



2000.8.10 噴火



2000.8.29 噴火

全島民避難



2000.8.29 児童生徒避難



2000.8.29 子どもを見送る親たち



2000.8.30 秋川高校到着



避難所となったオリンピックセンター

2000年(平成12年)

9月

- 9/2 全島民に避難指示(～9/4)
- 9/5 ホテルシップによる災害対応開始

10月

- 10/7 神津島に現地災害対策本部を移設
漁船による渡島作業開始
- 10/10 第1回三宅村義援金配分委員会
「広報みやけ」発行再開



2000.9.4 全島民避難



2000.9.4 船を見送る防災関係者

11月

- 11/7 第1回義援金配分
- 11/15 三宅村新宿総合事務所を都庁舎に開設
- 11/25 三宅村住民説明会 会場 都庁舎
(11/26 立川市民会館)

12月

- 12/3 「三宅島島民ふれあい集会」の開催(港区)
- 12/5 第2回義援金配分
- 12/11 「就労に関するアンケート」実施

泥流被害



椎取神社
左 2000.7.18撮影
右 2000.8.3撮影



2000.9.13撮影



2001.5.24撮影

2001年(平成13年)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
	2/24 三宅島商工業者の復興に係るシンポジウム		4/15 第2回「三宅島島民ふれあい集会」開催		
	3/1 「生活実態調査」実施		4/18 立根仮橋交通開放 都道・島全周で確保		
	3/19 三宅中学合同卒業式		5/4 三宅島島内における夜間滞在の試行開始		
	3/22 三宅小学校合同卒業式		5/10 「三宅島げんき農場」開所		
	3/29 「三宅島噴火災害動物救援センター」完成		6/24 都議会議員選挙		

島を守る



2000.10.13撮影 神津島連絡船



ホテルシップ
(かとれあ丸Aデッキ本部)



神津島現地対策本部



火山ガスの検知作業



島に残されたペット

7月 8月 9月 10月 11月 12月

7/11 泥流等被災家屋対象者の一時帰宅実施(～7/13)
7/9 クリーンハウス完成、工事関係者等夜間滞在開始
8/27 天皇・皇后両陛下、下田の避難者を慰問
9/17 全世帯を対象とした一時帰宅の実施(～10/2)
9/21 都：現地災害対策本部を神津島から三宅島内に移設
9/30 第3回「三宅島島民ふれあい集会」開催

10/18 「第2回生活実態調査」実施
11/11 漁業協同組合員を皮切りに観光協会、商工会員の産業
用資機材搬出(～11/27)
11/29 第1回「全島民帰島プロセス作成検討会」
12/1 村と職工組合員による屋根修繕に関する緊急調査実施

要援護高齢者等の暮らし



2002.11.3 三宅島ウォークイン筑波（障害者交流事業）



2002.8.27
情報連絡員の
月例会議



2002年秋 高齢者支援センターでの保健師による健康指導



上2002年秋 「出会いの会」の風景
下2003年秋 「火曜会」の風景
避難先でのコミュニケーション

2002年（平成14年）

1月	2月	3月	4月	5月	6月
1/15 「ゆめ農園」開園			4/21 第4回「三宅島島民ふれあい集会」開催 島民連絡会発足		
1/29 第1回「三宅村復興計画策定委員会」開催				5/16 衆議院災害対策特別委員会が開催され「三宅島噴火災害 対策に関する件」決議	
3/14 火山活動に関する説明会（6/24、11/23）				5/27 復興に伴う基本的な構想策定	
3/8 天皇・皇后両陛下が「げんき農場」を行幸啓					

島民会、ふれあい集会



ふれあい集会の様子



2001.8.11 島民連絡会会議



2003.1.19 「江東・三宅島会」

7月 8月 9月 10月 11月 12月

7/5 三宅島が活動火山対策特別措置法の避難施設緊急整備地域に指定される

8/4 児童・生徒の一時帰宅実施（～8/7）

9/30 「三宅島火山ガスに関する検討会」設置

10/1 台風21号が付近を通過し漁船に被害など

10/20 「三宅村住民説明会」都庁・立川

10/22 全世帯対象一時帰宅を実施（～12/8）

11/4 第5回「三宅島島民ふれあい集会」開催

12/4 「三宅村復興基本計画」答申

12/24 「三宅島火山ガスに関する検討会」が中間報告

げんき農場、ゆめ農園



溶岩鉢



ゆめ農園



2002.10.12 小金井市民まつり



げんき農場

2003年 (平成15年)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
1/6 東京～八丈島航路の船が週3便、三宅島への寄港開始			4/6 「三宅島火山ガスに関する検討会報告」の説明会 (リスクコミュニケーション) 開催 (～5/31)		
1/27 村と都が生活保護の弾力的運用として、「三宅村災害保護特別事業」の実施を決定			4/24 島民連絡会「被災者生活再建支援法」改正を求めて約14万筆の署名を国会に提出		
3/24 「三宅島火山ガスに関する検討会」が最終報告			4/30 天皇・皇后両陛下が「ゆめ農園」を行幸啓		
			5/18 第6回「三宅島島民ふれあい集会」開催		

島の植物は、海は



雄山の山頂付近



海に流れ込んだ土砂



三池浜①噴火前



三池浜②(1年半後)



三池浜③(2年半後)

7月

8月

9月

10月

11月

12月

8/4 児童・生徒と保護者を対象とした一時帰宅を実施(～8/5)

10/16 「三宅島帰島プログラム準備検討会」設置

11/9 衆議院議員選挙

11/24 第7回「三宅島島民ふれあい集会」開催

12/20 防災関係者が島内の旅館・民宿を夜間滞在用脱硫宿舍として利用開始

12/25 「三宅島帰島プログラム準備検討会」中間報告

一時帰宅、滞在型帰宅



滞在型帰宅



2003.8 子どもたちの一時帰宅



帰宅時に準備された仮設電源

2004年(平成16年)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
	2/15 村議及び村長選挙		4/24 「三宅村住民説明会」		
	3/1 「地場産業復興準備対策事業」開始		5/9 第8回「三宅島島民ふれあい集会」開催		
	3/30 「三宅島帰島プログラム準備検討会」最終報告		5/20 天皇・皇后両陛下が北区桐ヶ丘の支援センターを行幸啓		
	3/31 都道の災害復旧工事による最後の本橋「立根橋」が完成		6/5 高濃度地区住民懇談会開催		

火山ガスによる被害



噴火前の様子



噴火後の様子



7月 8月 9月 10月 11月 12月

- 7/1 第1回三宅村安全確保対策専門家会議開催
- 7/14 帰島に関する住民アンケートの結果公表
- 7/20 三宅村長は都知事に対し、帰島への支援を要請
- 7/27 三宅村現地帰島対策本部開設
- 9/17 「帰島前健康診断」開始（～10/13）
- 9/18 住民説明会開催、帰島計画発表

- 11/12 都：独自の支援制度の創設を決定
- 11/20 帰島手順説明会の開催
- 11/28 第9回「三宅島島民ふれあい集会」開催
- 12/23 高濃度地区住民説明会開催
- 12/24 「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」が可決

帰島



2004.7.20 知事(左)と面談する村長



2004.7.20 帰島に関する基本方針の発表



2004.7.27



2005.2.01

2005年(平成17年)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
1/5	三宅村長が平成17年2月1日をもって避難指示を解除する旨を発表		4/11	あじさいの里による介護サービス再開	
1/14	新宿総合事務所、立川事務所閉鎖		5/1	観光客受け入れ開始	
2/1	避難指示解除		5/9	帰島世帯確認調査(～10日)	
3/8	三宅村立中学校閉校式(あきる野市)		5/10	現在の島内在住者数 1,928人	
3/31	都 災害対策本部廃止		6/24	東京愛らんどシャトル臨時便開始	

暮らしの再開



ライフラインの復旧



膨大な量のごみ処理



ボランティアによる生活再開の支援



帰島1周年「村民の日」記念事業



保育園の再開

2006年(平成18年) 1~6月



- 1月 2/1 帰島1周年「村民の日」記念事業
- 2月 2/3 帰島1周年感謝の集い(アジュール竹芝)
- 2/4 帰島後健康診断(～2/8)
- 3/7 天皇・皇后両陛下が三宅島を行幸啓
- 3/31 災害対策本部廃止
- 4/8 第2回三宅島復興祈念ウォーキング大会開催
- 5/13 火山市民ネット第5回フォーラム開催
- 5/20 住民懇談会開催

- 7/29 第12回ふれいあいらんど三宅島「マリンスコール」開催
- 12/1 都:航空路再開に向けた火山ガス濃度調査開始

産業の再開

農地復旧のプロセス



店舗等再開



漁業再開



2007.5 定置網の初水揚げ(アカイカ)

2007年(平成19年) 1月～

● 1月 ● 2月 ● 4月 ● 6月 ● 11月

2/1 帰島2周年

4/1 特別養護老人ホーム「あじさいの里」再開



11/16～18
モーターサイクルフェスティバル

2008年(平成20年)

● 1月 ● 2月 ● 春

2/1 帰島3周年
春 空港再開(予定)

復興に向けて



火山灰を利用した商品開発
上：御焼焼き（みやげやき）
下：江戸三宅硝子



帰島1周年にアシタバボーイズを発表



平成20年春の空港再開に向けた整備



観光復興モニュメント



船霊様に豊漁と安全を祈願する「船祝い」も再開

天皇・皇后両陛下

三宅島からの島民の避難についてのお見舞い： 平成12年9月5日

「島民の避難が無事終了したことに對し、噴火以來、日夜島民のために尽力してきた関係者の労を深くねぎらいたく思います。

指示により避難した島の人々にも、これまでの疲れに加え、異なる環境の中での生活は心労の多いことと察していますが、どうか十分体に気をつけ、復帰後の生活に備えるよう願っています。

噴火の続く島に残る人々の安全と健康が心にかかりますが、皆が相協力し、互いに気をつけあい、大切な任務を果たされるよう切に希望します。」

天皇皇后両陛下が侍従長を通じ、三宅島からの島民の避難について、石原慎太郎東京都知事へ伝えられたおことば。



(平成18年3月7日)

天皇皇后両陛下 行幸啓・ご訪問

平成13年8月27日	三宅村避難漁業者ご訪問（北区立下田臨海学園）
平成14年3月18日	三宅村「げんき農場」ご訪問（八王子市）
平成15年4月30日	三宅村「ゆめ農園」ご訪問（江東区）
平成16年5月20日	三宅村・桐ヶ丘支援センターご訪問（北区）
平成18年3月7日	三宅島行幸啓 帰島後1年を迎えた島内状況ご視察

三宅島

ガス噴出未だ続くもこの島に
戻りし人ら喜び語る

御製 平成18年

八王子市に「元氣農場」を訪（と）ふ

これの地に明日葉の苗育てつつ
三宅の土を思ひてあらむ

皇后陛下御歌（みうた） 平成14年

三宅島噴火

火山灰ふかく積りし島を離（はな）れ
人らこの冬をいかに過さむ

御製（ぎよせい） 天皇陛下のお歌） 平成12年

第一章

三宅島と災害の概要

1. 三宅島と災害の概要

1-(1) 三宅島の概要

1) 地理・地勢

三宅島は東京の南海上約 180km にある直径約 8km、周囲約 38km のほぼ円形に近い島である。島の中央には標高 775m の雄山がある。

島の総土地面積は 5,550ha で、このうち可住地面積が 1,293ha、林野面積が 4,257ha となっている。島内には神着・伊豆・伊ヶ谷・阿古・坪田の 5 つの集落がある。

気候は温暖多雨で、年間の降水量は平均 2,900mm、年平均気温が 17.5 の典型的な海洋性気候である。また、三宅島は全国でも有数の強風地域であり、冬場は西または北東の風、夏場は南西または北東の風が強く、年間を通すと北東または西・南西の風が吹きやすく 9 割を占める。この強風が後述する火山ガスの流下方向を支配することになる。

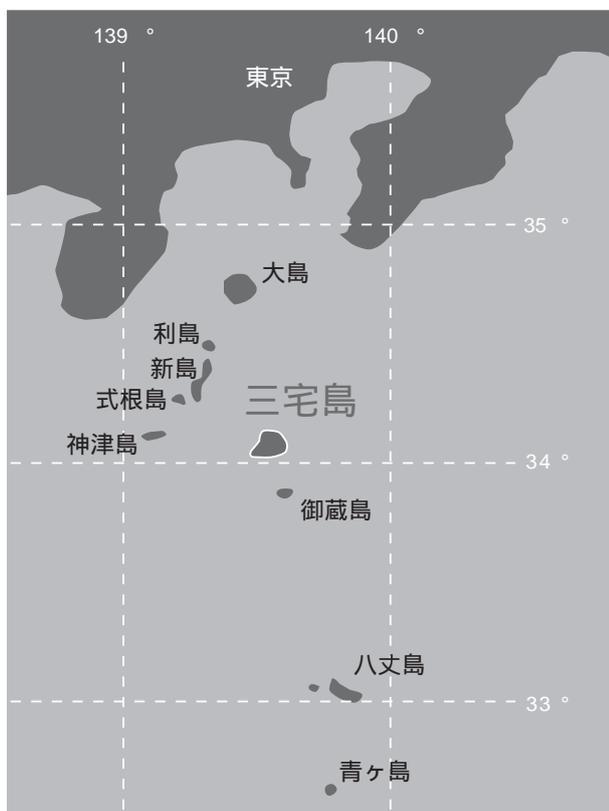


図 1.1.1 三宅島を含む伊豆諸島の位置

2) 人口

三宅村の人口は、大正 14 年の国勢調査時の 4,737 人から徐々に増加し、昭和 30 年に 7,131 人と最大になった。その間、昭和 15 年の噴火では人口の減少がみられた。昭和 35 年以降は徐々に人口が減り続けていき、平成 7 年には、島内の人口は 3,831 人、1,722 世帯（国勢調査）となっていた。

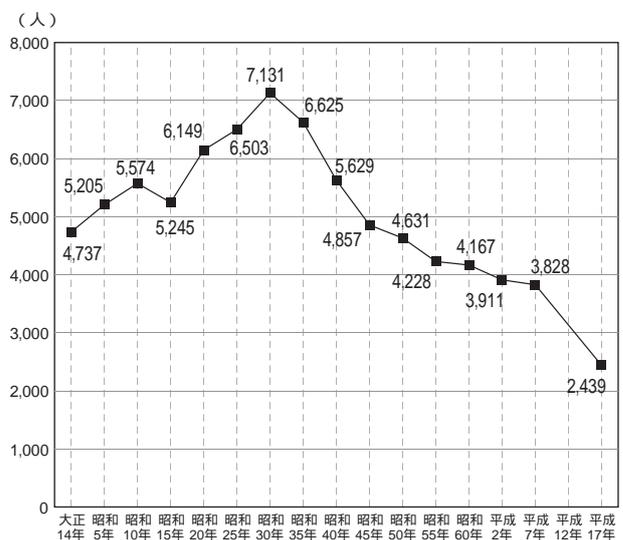


図 1.1.2 人口の推移

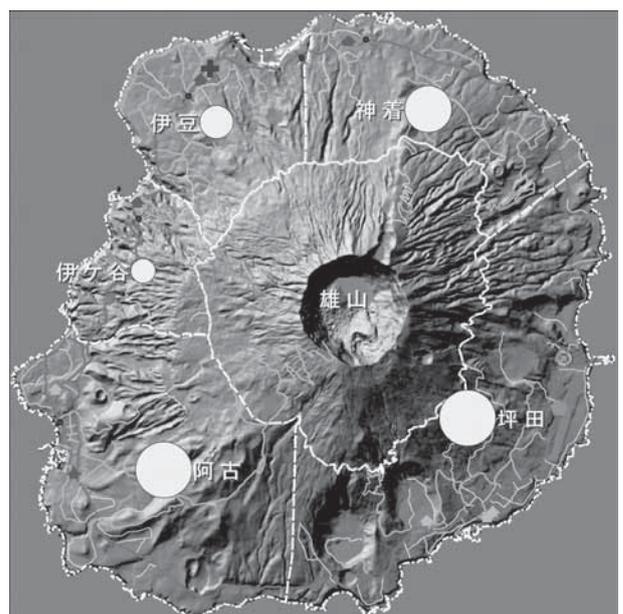


図 1.1.3 集落の位置

3) 産 業

平成 12 年（2000 年）の噴火以前、三宅島の産業は、農業や漁業、自然を活かした観光業が中心であった。なお、これら農業や漁業、観光業のどれか一つを専業としている家は少なく、農業と漁業、漁業と観光業というように兼業で生計を立てている家が多かった。

農 業

農業は海洋性の温暖な気候を活かし、南部地域でキヌサヤエンドウ、北部地域を中心にアシタバが生産されていた。そのほか、パイプハウスを利用した花卉観葉類のレザーファン等も島内全域で生産が伸びており、アシタバと並んで村の基幹作目となっていた。

島内の農家戸数は 258 戸と全世帯数の 15% を占めていた（平成 11 年 1 月 1 日現在）。主要な産業といえるが、島内の耕地条件が厳しく経営面積も小さいため、農家の 66% が副業的農家となっていた。

水産業

漁業では、トビウオ、タカベ、イセエビなどの刺網漁業、ムロアジの棒受網、定置網などの網漁業、カツオ、マグロなどの引き縄漁業、キンメダイ、シマアジ、イカ、タイなどの釣漁業、テングサ、トサカノリ、トコブシ等の採貝藻漁業が操業されていた。

平成 10 年時点で漁業協同組合には正会員、準会員合わせて 1,125 人が加入しており、漁獲量は 571 トン、3 億 800 万円の生産額があった。

観光業

島では約 340 余りの商工業者が経済を支えていた。特に、三宅島は植生が豊かで野鳥の宝庫として有名であり、また、海にはダイビングや釣りに適したポイントが多いことから、それら豊富な自然を活かした観光業が盛んであった。

噴火前、島内には観光客を対象とした民宿が多く、旅館、民宿合わせて 98 軒の宿泊施設があり、噴火前の観光人口は、概ね 8 万人前後であった。

4) 噴火の歴史

三宅島は、海底部分まで含めると直径 25km、高さ 1,200m 程の火山である。山頂から海岸線にかけては、割れ目噴火の火口列が数多くある。火口が海岸付近に達した所では、マグマと地下水が爆発的に反応するマグマ水蒸気爆発が起き、大路池、新澁池などのような大きな火口が形成されている。

島には 2 つのカルデラがあり、約 2,500 年前に山頂部で発生した噴火により、八丁平カルデラができたと考えられている。しかし、その後の記録のある、14 回の噴火は、ほとんどが山腹での割れ目噴火である。過去 100 年では、21 ~ 22 年間隔で割れ目噴火を繰り返してきた。

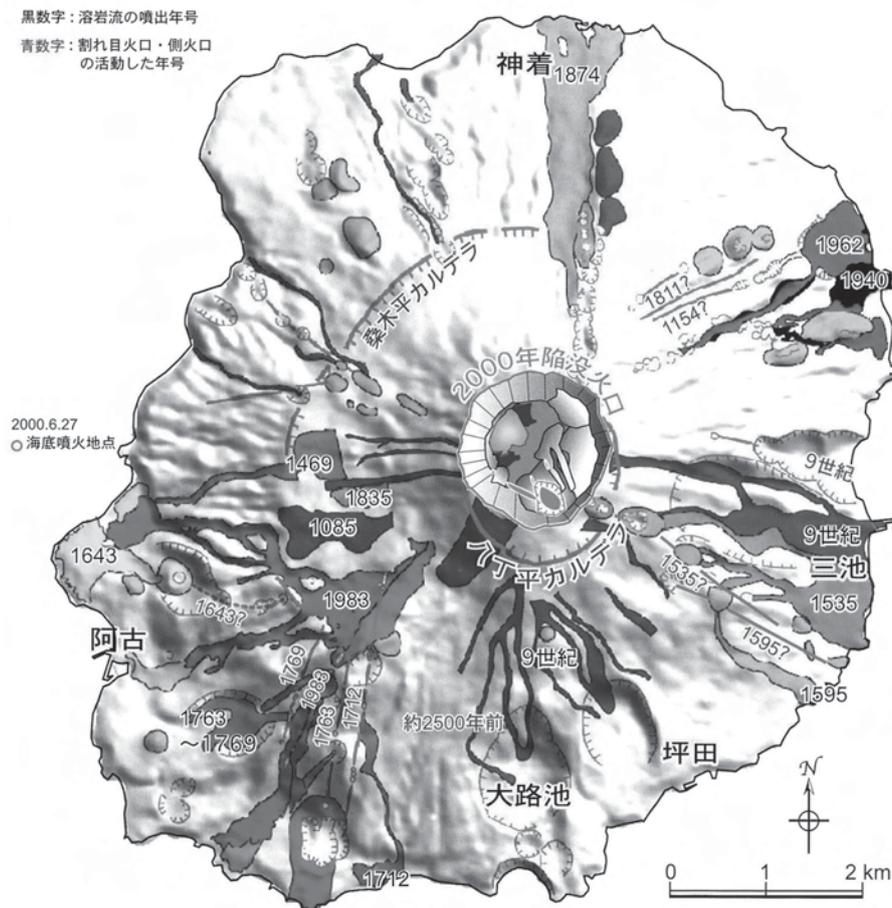


図 1.1.4 噴火による溶岩流・火砕丘、割れ目火口列

(出典：リーフレット「火山噴火に対する緊急研究 - 三宅島 2000-年噴火への対応 - 地質調査総合センター 三宅島火山噴火緊急観測班」)

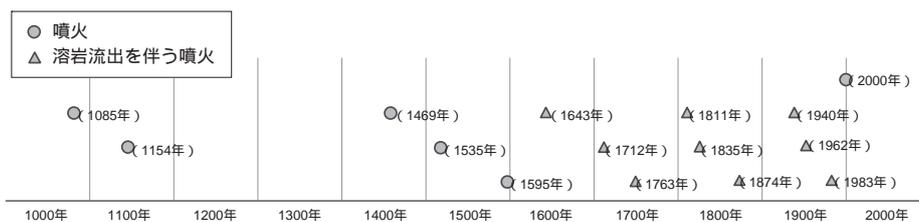


図 1.1.5 過去の噴火発生状況

昭和 15 年（1940 年）の噴火

昭和 15 年 7 月 12 日 19 時半頃、島の北東部山腹から割れ目噴火が発生し、多数の噴火口から流出した溶岩が赤場暁湾を埋めた。同湾では海中噴火もあり、ひょうたん山が形成された。山腹からの噴火は 13 日にはほぼ沈静化した。14 日からは山頂噴火が始まり、多量の火山灰、火山弾の噴出が 8 月 8 日頃まで続いた。この噴火による死者は 11 人に上った。



写真 三七山

昭和 37 年（1962 年）の噴火

昭和 37 年 5 月から地震が群発し、8 月 24 日 22 時過に北東山腹から割れ目噴火が発生した。多数の火口が出現して、溶岩は海にまで達した。この時に噴出した噴石により三七山ができた。

噴火自体はおよそ 30 時間で終息したが、地震はその後も頻発し、8 月 30 日には島北側の伊豆地区で 2,000 回を超えた。このため、学童疎開などの措置がとられた。この噴火による人的被害はなかった。



写真 昭和58年の割れ目噴火

（提供：毎日新聞社）

昭和 58 年（1983 年）の噴火

昭和 58 年 10 月 3 日 15 時 23 分頃、南西山腹に生じた割れ目から噴火が発生した。南南西方向へ流下した溶岩流は海まで達した。島南部の新漣池付近や新鼻の海岸付近ではマグマ水蒸気爆発が発生し、新漣池は空池となり、新鼻新山が誕生、多量の岩塊と火山灰が島南東部に降下した。

西方へ流下した溶岩は阿古地区の住家を焼失、埋没させながら海岸近くで止まった。翌 4 日未明にかけて噴火や爆発が相次いだ。溶岩の流出は 4 日朝にはほぼおさまった。

被害は住宅の焼失・埋没が約 400 棟にも及んだものの、人的被害はなかった。



写真 溶岩に飲み込まれた阿古小学校



写真 新漣池跡

1-(2) 2000年噴火と被害の概要

1) 噴火の概要

前回の噴火から約17年を経て、平成12年(2000年)6月下旬から活発な火山活動が再開した。この火山活動では、多量の噴出物を放出しないにもかかわらず、山頂に大きな陥没火口ができた。また、きわめて大量の火山ガスが長期間放出し、現在も続いている。

海底噴火

6月26日18時過ぎから、三宅島の直下で群発地震が発生し、急速に活発化するとともに、震源は次第に北西方向に移動した。翌27日には島の西方沖約1kmの海域で海水の変色(海底噴火)が発生した。その後、震源は西方に移動し、三宅島での噴火活動は収まる気配であった。

山頂での噴火と陥没の始まり

ところが7月4日から地震が増加し、7月8日18時過ぎに突然、山頂部で小規模な噴火が発生し、山頂付近で大規模な陥没が生じた。陥没は7月から8月にかけて進行し、直径1.6km、深さ約500mの陥没火口(カルデラ)となった。これは、約2,500年前にカルデラができたのと同様の、数千年に一度という、三宅島の噴火では非常に希な活動形態である。

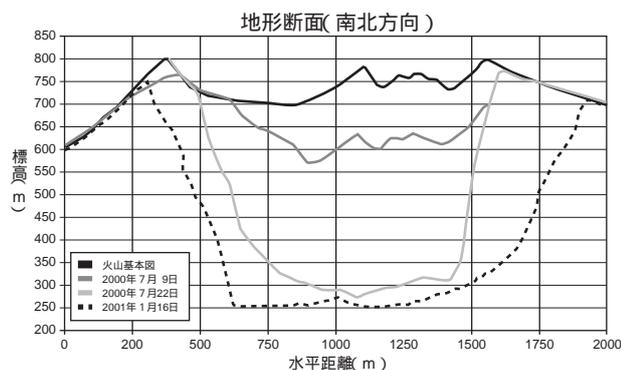


図1.2.1 陥没地形断面図(国土地理院)

噴火

7月8日以降、山頂部での噴火は断続的に発生した。7月14日から15日には何度もの噴火があり、北東方向に大量の灰を降らせた。8月18日には、最大の噴火が発生した。噴煙の高さはおよそ1万4,000mに達し、多量の火山灰、火山レキが島内の広い範囲に降った。8月29日には、火砕流(低温)を伴う噴火が発生し、海岸部にまで到達した。

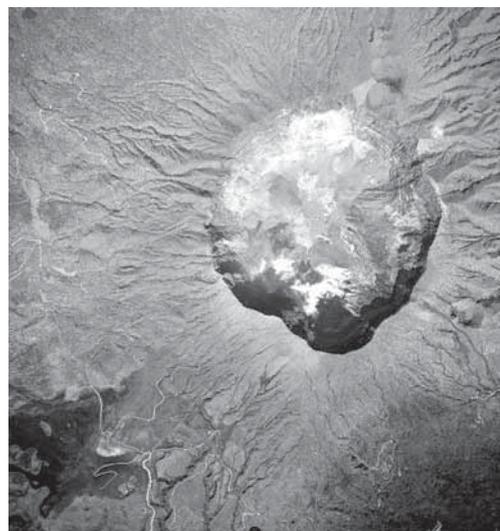


写真 カルデラの生成状況
噴火前(上)と噴火後(下)(国土地理院)



写真 8月10日の噴火



写真 8月18日の大噴火



写真 8月29日の噴火

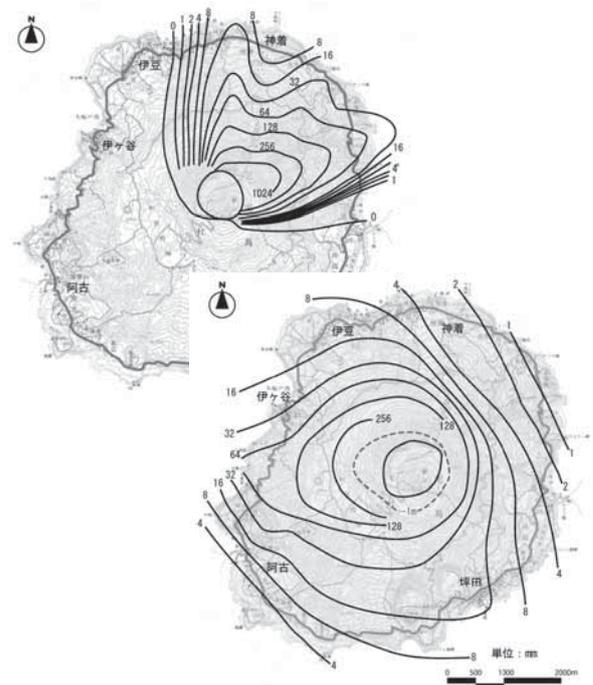


図1.2.2 7月14日・15日の降灰(上)と8月18日の降灰(下)
(出典：東京都建設局、東京都三宅支庁「平成12年三宅島火山災害への取り組み」H18.3)

火山ガスの放出

8月の中旬には、陥没火口内の噴火口から、火山ガスの放出が始まった。放出される二酸化硫黄の量は9月から12月の平均で1日に4.2万トンに及んだ。これは、世界でも例のないほど大量のガス放出であり、平成12年(2000年)12月7日には23万トン/日を記録した。

火山ガスの放出は、噴火から8年を経ても、継続している。

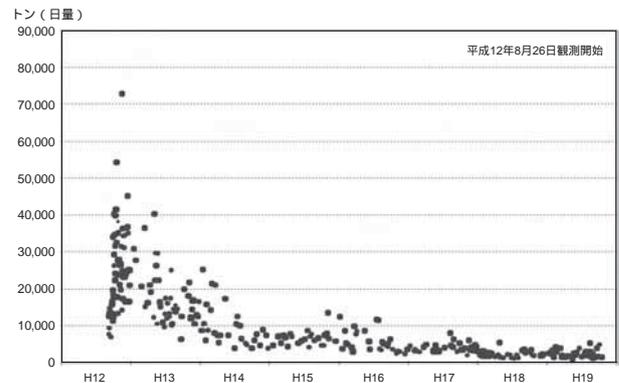


図1.2.3 二酸化硫黄放出量の推移(気象庁)

2) 被害の概要

多様な原因、種類

火山災害における被害の発生形態は、原因、被害の種類共に多様である。被害の種類は、対象別に、直接的な被害、避難が長期化した影響、火山ガスによる被害に分けられる(表 1.2.1)。たとえば家屋の被害原因としては、図 1.2.4 のようなものがあった。

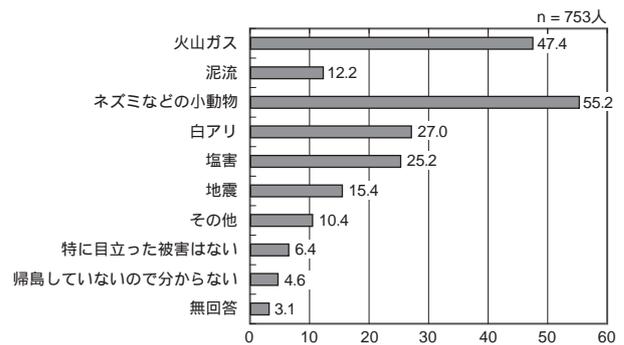
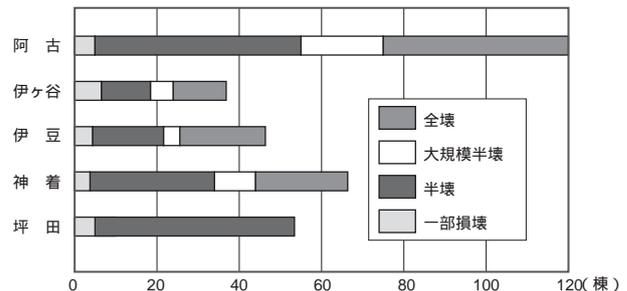


図 1.2.4 家屋被害の種類 (平成 15 年 8 月島民連絡会アンケートより)

被害の把握が困難

被害は、時間経過に伴って変化し、一方で復旧対策等が実施される。そのため、いつの時点で、何をもちて被害とするかを一概に定めにくい。今回の災害についても公式な被害の総数・総額はまとめられておらず、これが長期化した火山災害の特徴とも言える。なお、住宅に関する被害認定調査(調査申請のあった住宅のみ実施)の結果は、調査された 324 件の 55%(180 件)が全壊・大規模半壊と認定された。特に、家屋等については、一時帰宅での措置や職工組合による応急措置が被害の拡大を防いだ。



被災程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
件数	23	157	41	103	324
%	7%	48%	13%	32%	100%

図 1.2.5 家屋の被害認定結果 (平成 19 年 10 月 24 日現在)

700 億円を超える対策費

帰島に向けた安全対策、基盤施設復旧、生活再建支援などの対策費用は、被害の大きさを測る指標の一つとなる。この災害では、帰島までに要したこれらの総額は、700 億円を超えた(国が関与した事業のみの集計)。

表 1.2.2 対策費の内訳表

上段：事業費、下段：(国費)(単位：千円)

区分	事業名・制度名	事業費
安全確保	避難施設の整備、ハイリスク者の居住する家屋への脱硫装置整備、総合的な火山観測、火山ガス予測情報、火山変動測量(水準測量)、機動連続観測、地図情報整備、ハザードマップ基礎情報整備、電子基準点測量(GPS 連続観測)、火山変動の解析・研究	2,598,736 (1,721,940)
基盤整備	小・中学校施設の復旧事業、高等学校施設の復旧事業、中央診療所の災害復旧事業、保育園の復旧事業、特別養護老人ホームの復旧事業、水道施設の災害復旧等、治山止工等の設置、林道施設災害復旧事業、漁港災害復旧事業、水産基盤整備事業、宅地内堆積土砂排除事業、砂防ダム、流路工等の整備、都道災害復旧事業、護岸、消波工の整備、村営住宅の復旧・新設、港湾施設災害復旧事業、港湾整備事業、空港の復旧事業	54,743,807 (34,898,644)
生活再建	被災者生活再建支援制度、災害援護資金の貸付、生活福祉資金特別貸付、離職者支援資金特別貸付、緊急地域雇用創出特別基金の活用、国民健康保険調整交付金、離島航路事業者に対する支援措置、解体家屋がれき処理、廃自動車等の処理、廃家電製品の処理、富士箱根伊豆国立公園(三宅島地区)公園計画等調査	13,608,931 (10,474,490)
総計		70,951,474 (47,095,074)

出典：「三宅島噴火災害に係る復旧・復興事業費等とりまとめ」(平成 17 年 8 月 1 日現在)内閣府

表 1.2.1 被害の分類

対象	直接的な被害	避難長期化の影響	火山ガス被害
人の被害	・地震・噴火等による直接の被害は、負傷者 1 名	(不安、ストレス)	・帰島後の健康調査によれば、火山ガスにより疾患が増加
家屋・設備等の被害	・噴石、地震、降灰、土石流、地盤変動などによる直接的な被害	・放置されたままで手を加えられないことによる被害、劣化、ネズミ・イタチ被害、シロアリ発生	・屋根、自動車をはじめとする、あらゆる金属の腐食
自然への影響	・噴石、降灰による直接的な森林被害、海への泥流の流入による生物の死滅など	(農地等の荒廃)	・野鳥の減少、樹木・植物の被害、酸性雨の影響など
経済面の被害	・各種被害がもたらす直接的な経済被害	・避難による事業活動停止、生計悪化 ・産業の他地域との競争力低下	・人口減少、少子高齢化の進展 ・空路の閉鎖

第二章

時期別災害の概要

2. 時期別災害の概要

2-(1) 災害の時期区分

平成12年(2000年)の三宅島雄山の噴火災害は、全島避難から避難指示解除までが4年5ヶ月、そして帰島後も島民には、火山ガスと復興との戦いの日々が続いている。

この前例のない長期災害も時期ごとに主要な出来事や島民の意識に変化があった。以下に災害が発生した平成12年6月から帰島から2年後の平成19年1月までの約7年半について、時期を大きく区分し、その時期の主要な出来事を解説する。

1) 災害発生期(平成12年6月～平成12年8月)

6月26日に「緊急火山情報」に始まった雄山の噴火活動は一度終息の気配を見せたが、7月から再び活動が活発化し、島民は過去経験のない山頂噴火を体験することとなった。特に8月18日の噴火は連日のように発生していた地震と相まって島民を震撼させ、島民は自主的に島外に避難を始めた。さらに8月29日にも大規模な噴火が発生、このため9月1日には対策として全島避難が決まった。つまりこの時期は、全島避難決定まで島内が混乱した期間である。

2) 長期避難開始期(平成12年9月～平成13年8月)

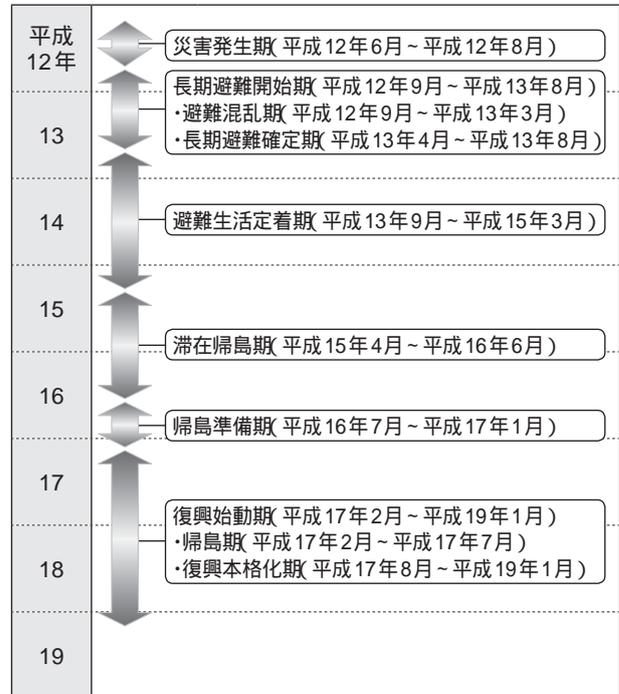
この時期は9月2日の島外避難開始から平成13年9月の一時帰島開始までの期間である。

また期間は、避難生活開始直後の混沌とした時期と、いよいよ長期避難が確定する時期に区分される。

避難混乱期(平成12年9月～平成13年3月)

全島避難が9月2日から3日間で実施され、島民は公営住宅を始めとして島外の避難先で生活を開始した。この時期、多くの島民が3ヶ月程度で島に戻れると思っていた。早期帰島に期待を抱きながら、一方で避難生活を軌道に乗せなけれ

時期区分



ばならないという非常に混沌とした時期である。

長期避難確定期(平成13年4月～平成13年8月)

この時期は新年度の4月から一時帰島が始まるまでの期間で、火山ガスの放出が継続しているため多くの島民が避難生活の長期化の覚悟を迫られた時期である。

3) 避難生活定着期(平成13年9月～平成15年3月)

この時期は念願であった島民の一時帰島が実現し、滞在型の帰島が始まるまでの時期である。

島民は、帰島の見通しが無いという不安を抱えながら一時帰島により島の自宅から荷物を運び出したり、住宅の保全を始めることができるようになったが、一方で島の惨状を確認したことから避難生活の長期化を確信した時期でもあった。

国や都、村は、この時期避難生活の長期化対策として「離職者支援金貸付の特例措置」、あるいは「災害保護特別事業」などを創設、また帰島に向け火山ガス対策などに着手した。

4) 滞在帰島期(平成15年4月～平成16年6月)

この時期は「三宅島火山活動検討委員会」が平成16年7月に「帰島可能」を発表するまでの期間である。

クリーンハウスの完成によって滞在型の帰島が実現し、島民はこの時期、かなり自宅の保全ができるようになった。一方、国や都、村は、「火山ガス安全対策検討委員会」の最終報告を踏まえ、帰島に向けたプログラムを策定した。

5) 帰島準備期(平成16年7月～平成17年1月)

平成16年7月20日に村は、「帰島に関する方針」を発表し、9月には「帰島計画」を公表して帰島の準備に入った。平成17年1月には2月1日に避難指示を解除することを決定した。一方、島民には帰島に向け最終的な決断が迫られた時期である。

6) 復興始動期(平成17年2月～平成19年1月)

復興始動期は、島民の帰島開始から被災者生活再建支援法の申請延長が決定した平成19年1月までである。しかし、この間は、公営住宅の無償提供が期限を迎えた平成17年7月とそれ以降に区分される。

帰島期(平成17年2月～平成17年7月)

平成17年2月1日、ついに島民が待ちに待った避難指示が4年5ヶ月ぶりに解除された。

4月までに本格的な帰島が実施され、その後事情があってこの間に帰島できない人は7月まで公営住宅の使用が猶予され、この間に帰島することとなった。

復興本格化期(平成17年8月～平成19年1月)

避難していた島民の約7割が帰島し、農地の復旧などが実施され、島の本格的な復興が始まった。翌平成19年2月には、村制施行50周年の行事と帰島1周年の行事が行われた。

2-(2) 災害発生期(平成12年6月～8月)

1) 突然の「緊急火山情報」

平成12年の噴火災害は、6月26日19時33分に突然出された「緊急火山情報第1号」で始まった。その内容は、「噴火の恐れがありますので嚴重に注意して下さい」という危険性を警告するものであった。村は20時45分に災害対策本部を設置、21時10分の阿古地区への避難勧告を皮切りに、坪田地区、三池地区、伊ヶ谷地区に順次、避難勧告を出した。避難勧告の対象となった地域のほとんどの人が避難、避難先は避難所として開設した三宅小中学校・みやけ保育園である。ピーク時にはこの避難所に1,857人の島民が避難した。村は避難する島民のために村営バスを用意したが、中にはマイカーで避難した人もいた。島民の中には島内の親戚宅に避難する人、また翌日には、382人が自主的に島外に避難した。

翌朝、三宅島の西の沖合い約1kmで海水の変色が確認され、28日には、自衛隊も来島し避難者のために炊き出しや風呂の設置を行った。28日、気象庁は臨時火山情報第8号を出し「今後、陸域及び海面に影響を及ぼす噴火の可能性はほとんどなくなった」という内容の火山噴火予知連絡会のコメントを発表した。この発表を受け

村は、29日にすべての地区の避難勧告を解除し、避難所が閉鎖され、島民は自宅に戻った。しかし、阿古地区は地震で道路に亀裂が入り、水道管が損傷して断水していたため、島民は一時水の無い状態での生活を強いられた。村は30日に災害対策本部を廃止した。

2) 地震と泥流の7月

7月に入り地震活動が活発化し、連日のように地震が発生した。7月中の有感地震は合計で8,218回、このうち震度5弱以上の地震は16回発生した。そんな中、8日には雄山山頂で小規模噴火が観測され、三池地区から神着地区にかけて降灰が確認された。このとき村は災害対策本部を設置したが翌日には廃止した。このような混乱の中、島内では村長選挙が実施され、無投票で長谷川鴻新村長が誕生した。この月の14日と15日には、再び山頂噴火が観測され島の北部・神着地区は大量の降灰に見舞われた。

このため島内の幹線道路である都道は通行止めを実施し、各地区に避難勧告や自主避難、自宅待機を呼びかけた。この噴火で島民は、「まだ噴火は終息していない」ことを実感した。

26日には大雨が降り、とんび沢、三七山で泥

月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き	
平成12年(2000年)	H12 6/26	緊急火山情報第1号「噴火の恐れ、嚴重警戒」 臨時火山情報第2号「傾斜計で変化を観測」	(20:45) 災害対策本部設置 (21:10) 阿古地区・坪田・三池・沖ヶ平・御子敷地区避難勧告	三宅村に災害救助法適用
	6/27	(早朝) 三宅島の西の沖合い約1kmで海水の変色	(9:20) 伊ヶ谷地区に避難勧告	(0:15) 東京都災害対策本部・現地災害対策本部設置 (4:15) 都 陸上自衛隊に災害派遣要請 生活支援物資を避難所等へ供給・輸送(～30日)
	6/28	臨時火山情報第7号火山噴火予知連絡会コメント「島の東部や山頂付近での噴火の可能性はない」		
	6/29		(16:00) 坪田・三池地区避難勧告解除 (19:45) 阿古・伊ヶ谷地区避難勧告解除	石原都知事来島 (22:30) 現地対策本部廃止 雪印集団食中毒事件発覚
	6/30		(18:15) 災害対策本部廃止	(18:00) 東京都災害対策本部廃止

流が発生、沖ヶ平、三池、島下地区に避難勧告が発令された。

30日には、それまで断続的に発生していた地震の中でもとりわけ大きい、震度5強が9時18分に、また21時25分には震度6弱、21時48分には震度5弱の地震が発生、島内は大規模な噴火を懸念して一気に緊張感が高まった。

3) 徐々に規模が大きくなる噴火

8月10日6時30分、雄山が再び噴火、大量の降灰が島民を悩ませた。村は御子敷、三池、沖ヶ平、島下、土佐地区に自主避難を呼びかけ、その後、神着間川橋から坪田三宅島空港入り口までに避難勧告を出した。雄山は14日にも噴火。このときの噴煙は1,200mの高さまで達し、坪田地区で降灰が確認された。

18日は、10時52分に震度4の地震が発生。同じ日の夕方17時2分噴煙が1万4,000m(当初気象庁は5,000mと発表)まであがるという大きな噴火があり、島内全域が噴石と大量の降灰に見舞われた。村は、坪田地区、神着地区、伊ヶ谷地区に避難勧告、伊豆地区と阿古地区に自主避難を呼びかけた。島民の間には、同じ日に大きな地震に加えてこれまでに体験したことのない大規模な山頂噴火があったことから、以前にも増して危機感が漂うようになった。この日を境に子どもたちが夏休みだったこともあって島外に避難する人が増え出した。このため避難指示が決定する9月1日まで自主的に島外避難した人は、島の総人口の約6割にあたる2,365人に上った。

20日、村は既に何度か実施していた土嚢袋と防塵マスクをこの日も配布した。その数は土嚢

月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
7/7	台風3号接近	(14:00) 災害対策本部設置 (15:37) 自主避難の呼びかけ (16:00) 自主避難用避難所開設 (18:00) 阿古～伊ヶ谷間、通行止め	
7/8	(18:43) 雄山山頂で小規模噴火、火山灰噴出、山頂の陥没開始 臨時火山情報第9号「火山灰の噴出」	(10:00) 災害対策本部廃止 (19:10) 三池地区自主避難 (19:30) 災害対策本部設置(9日17:00 本部廃止)	(21:19) 都 都道の降灰除去完了
7/14	(4:14) 雄山山頂で噴火、島の北東部・神着地区に大規模な降灰 臨時火山情報第12号「噴火」 (10:30) 降灰がとまる (15:50) 雄山山頂から白い噴煙 火山観測情報第92号 「山頂から噴火」 (20:00頃) 島の北部・神着地区の降灰が激しくなる	(7:26) 旧観光ホテル前から役場まで通行止め (7:43) 神着地区に自宅待機の呼びかけ (8:25) 三池、島下地区に自主避難の呼びかけ (9:00) 三宅村災害対策本部を設置 (9:15) 神着美茂井地区、三池地区住民が自主避難 (16:04) 三池地区避難者に公民館待機を指示 (16:40) 下馬野尾、島下地区に避難勧告 (17:54) 三池地区に自主避難の呼びかけ (20:35) 外出自粛の広報	(7:00頃) 都道の一部で車両の通行に支障 都 三宅島警察署降灰除去作業と交通規制の実施
7/15	(12:20) 山頂で噴火、大規模な降灰	(5:15) 都道交通規制 (17:15) 都道通行止め一部解除	
7/16		(9:50) 島下、美茂井地区住民の一時帰宅開始 支庁に対し、火山灰除去作業用の資材提供を要請	
7/17		(9:00) 島下・下馬野尾地区避難勧告解除 小中高校、通常授業再開	
7/26	大雨 (8:00) とんび沢、三七山泥流発生	(8:20) 沖ヶ平の一部、島下、三池地区に避難勧告 (17:10) 三池地区避難所(坪田中学校)一時閉鎖 (18:00) 沖ヶ平地区の断水地区にペットボトル配布 (9:20) 通行止め区間変更(民宿「すずらん」～役場前)	
7/27		(11:00) 沖ヶ平全域に避難勧告 (12:58) 通行止め区間変更(「すずらん」～釜釜バス停) (13:05) 坪田地区避難者一時帰宅 (17:55) 神着川田沢流域の自主避難呼びかけ	
7/28		(14:00) 坪田地区御子敷以外の避難勧告解除	(14:00) 通行止め区間変更 三池浜キャンプ場～推取神社
7/30	震度5強(9:18、21:48)の地震 震度6弱(21:25)の地震	地震被害調査の実施	都 都道の点検、応急措置の実施

袋が 12 万 5,000 袋と防塵マスクは 4,000 個である。島民は、受け取った土嚢袋に屋根や家周辺に積もった火山灰を詰め、いつ発生するかわからない泥流に備えることとした。

21 日には、自衛隊が再度来島し、河川等の氾濫防止のための土のう設置や、独居老人宅などの屋根の降灰除去作業を実施した。

村は、23 日に在宅要介護者の都立の福祉施設への受け入れを発表、24 日には都との協議の上、児童・生徒の島外避難を決定した。

29 日、再度大規模な噴火が起き、さらに低温

の火砕流も確認された。このため予定を繰り上げて同日、児童・生徒 136 人の島外避難が実施された。この日、6 月に廃止されていた国と都の災害対策本部が再度設置された。翌 30 日には泥流発生危険があるため島内全域に避難勧告や指示が出された。同日、都は島外避難者のために都営住宅の提供を決定した。

31 日、気象庁は臨時火山情報第 18 号を出し、火山噴火予知連絡会のコメントとして「18 日や 29 日の規模を上回る噴火や火砕流の発生の可能性」を指摘した。

	月 / 日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
平成 12 年	8/ 2		(17 : 00) 御子敷地区避難勧告解除	御子敷バス停から椎取神社まで通行止め
	8/10	(6 : 30) 小規模噴火、大量の火山灰 (13 : 30) 噴煙が止まる (17 : 00) 水蒸気の確認	(8 : 01) 御子敷、三池、沖ヶ平、土佐、島下地区に自主避難呼びかけ (8 : 45) 神着間川橋から坪田三宅島空港入り口までの間に避難勧告 (13 : 05) 都道の通行止め看板の設置 (16 : 00) 坪田地区御子敷・神着地区下馬野尾を除き避難勧告解除 (21 : 00) 三宅中学校体育館に自主避難者が増える	
	8/11		(9 : 15 ~) 各避難所へ水、備蓄食糧、土嚢袋搬送 (11 : 00) 下馬野尾地区避難勧告解除 (13 : 00) 御子敷地区一時帰宅	日赤東京支部から救護物資到着各避難所へ搬送
	8/12	台風 9 号接近 大雨	(8 : 00) 神着門の原から三宅島空港入り口までの間に避難勧告	
	8/14	(13 : 20) 小規模噴火 火山観測情報第 165 号「小規模噴火、噴煙の高さ 1200m。坪田地区で降灰確認」	(10 : 30) 坪田地区の御子敷を除き避難勧告解除 (16 : 00) 坪田地区の御子敷避難勧告解除	
	8/18	(10 : 52) 震度 4 の地震 (17 : 02) 規模の大きな噴火、島内全域に噴石や火山灰降下 臨時火山情報第 14 号 「噴火、噴煙高度 5000m 以上」	(17 : 25) 伊豆地区・阿古地区自主避難 坪田地区・神着地区・伊ヶ谷地区避難勧告 避難所に行けない住民には自宅待機を指示 (23 : 05) 阿古地区・伊豆地区の自主避難住民の帰宅を認める	
	8/19		(8 : 30) 坪田地区御子敷、伊ヶ谷地区を除き一時帰宅実施 (15 : 00) 避難勧告解除 (伊ヶ谷地区を除く)	
	8/21		(8 : 00) 伊ヶ谷地区避難勧告解除	降灰除去等に陸上自衛隊災害派遣
	8/23		(10 : 00) 三宅村村議会全員協議会	(17 : 10) 都 「高齢者等の都立施設への受け入れ」発表
	8/24		(10 : 00) 三宅村教育委員会 都の了承を得て児童生徒の島外避難決定 (10 : 20) 在宅高齢者島外避難 (8/29、30、9/1)	
	8/25			都 「三宅島生徒の島外避難について」を各戸配布、自主避難者への住宅提供を発表
	8/29	(4 : 35) 規模の大きな噴火、低温の火砕流が北東側と南西側に流下 臨時火山情報第 17 号「噴火、噴煙の高さ 5000m 以上」	(14 : 10) 小中高生ら 136 名東海汽船「すとれちあ丸」で島外避難	(11 : 00) 都災害対策本部・現地災害対策本部設置 (12 : 15) 国 非常災害対策本部設置 (22 : 00) 都 海上自衛隊に災害派遣要請
	8/30		(11 : 45) 泥流発生恐れのため、三宅島全域に避難勧告および指示	都 避難者用都営住宅等の提供決定
	8/31	臨時火山情報第 18 号 火山噴火予知連絡会コメント「噴火が継続的に発生、18 日や 29 日の規模を上回る噴火や火砕流の発生の可能性」	(17 : 00) 三宅島全域の避難勧告・指示解除	都 生活必需品の提供決定 都道の通行止め全面解除

2-(3) 長期避難開始期(平成12年9月～平成13年8月)

1) 避難混乱期(平成12年9月～平成13年3月)

全島避難は9月1日に決定され、翌2日の7時に島民3,829人(1,966世帯)に避難指示が発令された。避難は2日から4日までの間に東海汽船の定期便で行われた。島内には、防災関係者が残り、3日間で全島避難を知り自主避難先から荷物などを取りに戻った島民も含め、1,283人が島を離れ、東京の竹芝桟橋に向かった。実は8月18日の山頂噴火で島民は、過去に体験したことのない危機感に見舞われていた。このため、多くの島民が9月1日の全島避難決定の前に自主的に島を脱出し、子どものところや親戚宅、あるいは都が提供した公営住宅に入居していた。また、在宅の高齢者は9月1日までに、小中校生は8月29日に避難を完了していた。

東京に着いた島民は、一時避難所となった国立代々木オリンピックセンターに入所し、そこで空き家となっていた公営住宅を提供されて順

次入居した。このため、オリンピックセンターは9月9日には閉鎖した。避難先からみると島民は、大別して公営住宅と縁故宅、社宅、医療・福祉施設、秋川高校の寮の5つの住居形態に分かれて避難生活を開始することになった。

この頃多くの島民は、東京大学のアンケート調査に見られるように「3ヶ月以内には帰島できる」と思っていた。このため、ほとんどの島民が着替えなどの荷物を持たないまま避難していた。

島の応急復旧などに従事するために残留した人のために、東海汽船の「かとれあ丸」がチャーターされた。

この客船を活用しての作業は9月4日から10月6日まで続けられた。

都は、9月26日に「三宅島火山活動検討委員会」を設置し、火山の専門家がメンバーとなり火山活動の見通しなどの分析に着手した。

9月28日と29日には、多くの島民が職を失っ

月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
9/1		全島避難を決定 災害時要援護者、児童生徒の島外避難がほぼ完了 三宅村立小・中学校秋川校舎開校	(11:45) 都 災害対策本部会議で両3日以内の島外避難が適当であると決定
9/2		(7:00) 村民の島外避難を指示 (14:30) 東海汽船「すとれちあ丸」で第1陣が島外避難	
9/3		避難島民が国立代々木オリンピックセンターに入所	都 相互協定県、及び区市町村に対して支援の要請
9/4		(14:30) 一般島民島外避難完了 三宅村東京事務所を東京都公文書館に開設	都 現地災害対策本部 ホテルシップ「かとれあ丸」によるライフライン維持活動等の災害対応開始
9/5		オリンピックセンター内に、避難島民のための労働相談・斡旋窓口を設置(8日まで)	都 三宅支庁東京事務所を都庁舎内に開設
9/9		避難島民、オリンピックセンターから全員退所	9/11 東海豪雨
9/13			三宅島児童・生徒支援センターを都立秋川高校内に設置 9/15 シドニーオリンピック開幕
9/16	台風17号接近	台風接近のため防災関係者等全員が「かとれあ丸」で東京に一時避難	
9/19		三宅村立川事務所を東京都立川地域防災センター内に開設	
9/26			都 三宅島火山活動検討委員会設置
9/28		都労働局と合同で、避難者の就職相談会を開催(28日 立川、29日港区)	

ていることから都と村による就職相談会が開催された。このときまで島民は、“避難生活は短期間だ”と思っていたが、就職相談会を契機に、徐々に避難は長期になるのかもしれないと思い始めた。その後、11月1日には、火山噴火予知連が「大量の火山ガスの放出は、当分続くと思われる」と発表した。

11月25日と26日には、村主催の初めての「住民説明会」が実施された。説明会では、島の住宅被害の拡大防止や一時帰島を望む声が相次いだ。

島民同士の支え合いとして、また、情報伝達の役割を果たしてきた地域における「島民会」が、避難者が集まっている地域を中心に立ちあがり始めた。

12月3日、分散して避難生活を送っている島民が一ヶ所に集まってお互いが顔を合わせ、それぞれの状況を交換する中で帰島に向けて励まし合うことを目的に、「三宅島島民ふれあい集会」が開催された。この集会は、帰島まで9回開催され、毎回多くの島民が参加、お互いの避難先

や近況などに関する情報を交換するなど、島民にとって大きな楽しみの1つになった。そして12月11日からは、「被災者生活再建支援法」の申請受付が始まった。

全島避難から年末まで、島民は一日も早い帰島を夢見ながら、必要最小限の生活用品などを購入するなどして避難生活を軌道に乗せることに追われていた。村は、3月に避難中の全島民の生活実態調査を実施した。この中の自由回答で最も多かったのが、自宅や島の状況を確認したいという「一時帰島」に関する希望であった。

年が明けて平成13年になり、全島避難から半年が過ぎても帰島に結びつくような話は全くなく、島民の間には早期帰島を断念しなければならないのか、という悲壮感が漂い始めていた。

2) 長期避難確定期(平成13年4月～平成13年8月)

平成13年度が始まり、都は4月20日に「三宅島災害対策技術会議」を設置した。この会議は、都の各局が集まり被害情報を共有化したり復旧

	月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
平成12年	10/1			平成12年国勢調査が避難先で実施される
	10/6			鳥取県西部地震
	10/7			都 現地災害対策本部を神津島に開設
	10/10		第1回三宅村義援金配分委員会(11/10第2回) 「広報みやけ」発行再開	
	10/16			ボランティアによる「みやけの風」第1号発行
	10/20			都 第1回東京都義援金募集配分委員会(11/30)
	11/1	火山噴火予知連の発表「大量の火山ガス放出は、当分続くと思われる」		
	11/7		第1回義援金配分	
	11/15		三宅村新宿総合事務所を都庁舎に開設	
	11/25		三宅村住民説明会開催(11/25都庁舎、26立川市民会館)	
	12/3		「三宅島島民ふれあい集会」の開催(港区)	
	12/5		第2回義援金配分	
	12/11		「就労に関するアンケート」実施	被災者生活再建支援法申請受付開始 12月下旬 三宅島住民電話帳がボランティアの支援により発行
平成13年(2001年)	1～2月		2/24 三宅島商工業者の復興に係るシンポジウム	1/6 中央省庁再編。1府12省庁制に
	3月		3/1 「生活実態調査」実施(～3/15)	
			3/15 「広報みやけ」含む広報の発行が月2回となる	
		3/19 三宅中学合同卒業式 3/22 三宅小学校合同卒業式	3/24 芸予地震発生 3/29 「三宅島噴火災害動物救援センター」完成	

を進める上での事業間の調整を行うために設けられた。

5月4日には、島内での夜間滞在の試行が開始され、7月9日に脱硫装置付きの事務所・宿舍が完成して夜間滞在が始まった。また同月19日には島内の給食センターが島の復旧工事に従事する人に食事を提供するために稼働し始めた。

5月10日には、就労先の確保と帰島後に速やかに農業が再開できるようにすることを目的に、都は八王子市に「げんき農場」を開所した。

7月に入り、村は災害の中長期化に備え、種々

のケースを想定して、外部の専門機関に依頼してその対応策について検討を開始した。

7月11日と12日には、泥流等被害者の要望を受け、村はこれらの人たちの一時帰宅を実施した。一般島民が島に入るのは、これが初めてであった。

全島避難から約半年が過ぎていたにも関わらず火山ガスの放出量がほとんど減らないことから、島民は避難生活が長期化するという覚悟を迫られた時期である。

月 / 日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
4月		4/15 第2回「三宅島島民ふれあい集会」開催	4/18 立根仮橋交通開放 都道通行を島内全周で確保 4/20 都 三宅島災害対策技術会議を設置 4/26 小泉内閣発足 4/28 三宅島測候所機能回復
	5/27 小規模噴火、三七沢付近で少量の降灰確認	5/9 生活実態調査の集計結果の発表 5/12 「三宅村住民説明会」都庁 (5/13 北区、5/20 武蔵村山市、5/26 八王子市) 5/28 家屋等泥流被害調査の開始	5/4 三宅島島内における夜間滞在の試行開始 5/10 「三宅島げんき農場」開所 5/26 阿古・坪田地区で携帯電話使用可能となる
6月		6/24 都議会議員選挙	6/23 水道配管復旧により大路池から西回りで神着勤労福祉会館まで通水開始 6/29 仏沢仮橋供用開始
7月		7/9 被災者生活再建支援金の申請期間の延長 泥流等被災家屋対象者の一時帰宅実施(7/11, 12, 13) 7/29 第19回参議院議員選挙	7/1 夜間滞在本格化に伴う医療チーム配置 7/9 脱硫装置付き事務所・宿舍(クリーンハウス)が完成 工事関係者を含めた夜間滞在を実施 7/19 給食センター稼働開始、朝昼夕食が可能となる 7/20 復旧事業建設関係者の夜間常駐開始 7/24 東京電力の夜間常駐開始
8月	8/25 伊ヶ谷地区で出水し平山橋が通行不能		8/2 都 被害家屋調査実施 8/27 天皇・皇后両陛下、下田の避難者を慰問

2-(4) 避難生活定着期(平成13年9月～平成15年3月)

平成13年9月18日、島民が熱望していた一時帰宅が実現した。

当初一時帰宅は、9月9日からの予定であったが、台風15号の影響で延期され、18日から地区別に始まった。村がチャーターした船で島に早朝到着した島民は、自宅の被害の確認、置いてきた荷物の搬出、家の中の片付けなどに追われた。島に上陸した島民には、その日の午後出発する船に乗ることが義務付けられており、このため自宅で作業できる時間は、おおよそ3～4時間しかなかった。このため島民からは、時間が短すぎて十分なことができない、との声が相次いだ。また、この日帰りの一時帰宅は、平成17年2月の避難指示解除の直前まで継続的に実施された。

10月18日からは、村によって第2回の「生活実態調査」が実施され、その結果が同年12月28日に発表された。島民からは、帰島の時期に関する情報や避難生活や帰島時の支援、島の住宅の維持保全のための継続的な帰宅を望む

声が寄せられた。

一時帰宅事業が進められる中、12月1日から村と職工組合によって、屋根の被害調査が実施された。この背景には、三宅島の住宅の屋根はほとんどがトタン葺きで、日常的にも塩害から屋根を守るため定期的に補修が行われていた。特にこの災害では、二酸化硫黄を含む火山ガスが大量に放出したため、島民は塩害に加えて屋根の腐食が急速に進むことを危惧していた。このため村は、健康上の理由などから一時帰島できない島民がいることもあり、職工組合に依頼して被害調査を実施した。

平成14年に入り、1月29日に村は、帰島後の復興に備えて「三宅村復興計画策定委員会」を発足させた。この委員会は、平成14年11月28日まで11回開催され、最終答申は、平成14年12月4日に村に提出された。

平成14年2月1日には、平成13年5月にオープンした「げんき農場」に続いて「ゆめ農園」が開園し、島民にまた新しい雇用の場が提供さ

	月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き		
平成13年	9月	9/4	雨で数箇所泥流発生、鉄砲場で通行不能	9/8 9/9～13実施予定の三宅島一時帰宅が台風15号の影響で延期 9/17 三宅島島民の全世帯を対象とした一時帰宅の実施(～10/2)	9/4 東京ディズニーシー開園 9/5 警察署の夜間常駐開始 9/11 アメリカ同時多発テロ事件 9/21 都 現地災害対策本部を神津島から三宅島・三宅支庁内に移設。神津島に東京都現地災害対策本部神津島連絡所を設置	
		10月	9/28	小規模噴火	9/30 第3回「三宅島島民ふれあい集会」開催 10/18 「第2回生活実態調査」実施(～11/2) 10/22 緊急雇用対策事業として清掃事業開始	9/29 総理大臣が三宅島視察 10/18 泥流の撤去作業実施 10/22 都「三宅村生活支援」連絡会議(生活支援PT)を設置
			11月	11/19	未明に火映現象観測	11/11 漁業共同組合員の産業用資機材搬出作業実施 11/21 観光協会の産業用資機材搬出作業実施 11/27 商工会員の産業用資機材搬出作業実施 11/29 第1回「全島民帰島プロセス作成検討会」 12/1 村と職工組合員による屋根修繕に関する緊急調査実施
		12月				12/6 水産試験場による漁業調査実施 12/8 阿古船客待合所クリーンハウス完成、宿泊開始 12/14 三七沢防災ダム第1号が完成

れた。「げんき農場」では、農作物が中心に栽培されたのに対し、「ゆめ農園」では帰島後の島内の緑化を目的とした花卉類の栽培や、溶岩鉢などの商品開発が行われた。

島への日帰りの一時帰宅が継続的に実施される中、村が実施した「第2回生活実態調査」を元に東京都は2月に生活困窮世帯の実態調査を実施し、その結果を4月25日に発表した。その内容によると、世帯主の年齢が50歳以上で生活保護基準以下の収入しかない世帯が約300世帯いること、またこのうち約8割が65歳以上の高齢世帯であることがわかった。このよう

な状況を踏まえ、8月14日から生活困窮世帯への支援の一環として離職者支援金貸付（生活福祉資金）の特例扱いが開始された。

7月4日、中央防災会議（会長、内閣総理大臣）は三宅島を避難施設緊急整備地域に指定し、これによって本格帰島及び滞在型の一時帰宅に備えた避難施設（クリーンハウス）の整備が可能になった。

8月4日には、三宅島の現状を子どもたちに見てもらうことを目的に児童・生徒を対象にした一時帰宅が実施された。この時期、帰島を検討するため9月30日に「三宅島火山ガスに関

月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
1月	1/23 小規模噴火発生、東部で少量の降灰を確認	1/15 「ゆめ農園」開園 神着老人福祉館で生活用品販売開始 1/29 第1回「三宅村復興計画策定委員会」開催	落雷により東京電力の発動がストップ 1/23 雪印牛肉偽装事件発覚 1/25 阿古ふるさと館・船客待合所のクリーンルーム宿泊開始
	2/ 1 火山噴火予知連が統一見解発表	2/ 1 避難島民訪問調査実施（～2/25）	2/ 8 ソルトレークオリンピック開幕 2/11 東電：阿古地区配電調査完了（2/12 坪田地区）
3月	3/ 2 小噴火2度発生、北東部で微量の降灰確認	3/ 5 三宅島日帰り帰宅事業の実施発表 3/12 前回参加していない世帯及び別荘等家屋を有する世帯の一時帰宅実施 3/14 火山活動に関する説明会（6/24、11/23） 3/29 被災者生活再建支援金の申請期間の再延長を発表	3/ 8 天皇・皇后両陛下が「げんき農場」を行幸啓 3/31 「三宅島噴火災害動物救援センター」閉鎖
	3/31 小規模噴火発生、北東方面で少量の降灰を確認	中小企業者及び農林漁業者への金融支援の再延長を発表	
4月	4/ 2 小噴火発生、東部で少量の降灰を確認 4/ 3 小噴火発生、東部で少量の降灰を確認	4/ 1 三宅島島民の日帰り帰宅事業開始 4/ 2 坪田地区日帰り帰宅第1期第1回実施 4/ 3 三宅村医務室を中央診療所に移設 4/ 5 村消防本部を中央診療所に移設	4/ 1 学校、完全週五日制の導入 4/14 都 雄山火口内へ火山ガス採取用ガスパイプを敷設実施 4/20 赤場暁で陸橋を設置するための仮道を設置
	5/11 島の北部の各沢で泥流が流れ、空港前の都道にスコリアが堆積	5/10 国へ要望書の提出 5/14 村役場駐車場クリーンルーム滞在開始	5/16 衆議院災害対策特別委員会が開催され「三宅島噴火災害対策に関する件」決議
5月	5/23 火山噴火予知連が三宅島の火山活動に関する統一見解を発表	5/17 三宅村庁舎内に郵便局のATM設置 5/27 復興に伴う基本的な構想策定	5/31 2002FIFA ワールドカップ開幕
	6/ 1 神着、坪田で震度1の地震 6/15 小噴火発生、三七山で少量の降灰を確認 6/24 山頂直下を震源とする地震が発生し、神着で震度2、坪田で震度1		6/30 都 現地災害対策本部神津島連絡所を廃止
6月			
7月	7/10 台風6号が接近	7/29 坪田地区のシロアリ被害調査のため、住民と業者が渡島	7/ 5 中央防災会議で避難施設緊急整備地域に指定される

する検討会」が国と都によって設置された。この検討会では、火山ガスが人の健康に与える影響や安全対策に関することなどが検討された。

10月20日には、村主催の「住民説明会」が開催された。これは、村が気象庁に依頼して10月15日に発表された「三宅島の火山活動に関する火山噴火予知連絡会の統一見解」を解説してもらう目的で開催されたものである。

11月29日、村が主体となって「三宅島全島民帰島プロセス作成検討会」を立ち上げ、村として独自の帰島計画の作成に着手した。メンバーも主に島内各団体の代表者で構成された。同年12月24日、村はこの検討会でとりまとめた「第1次帰島計画案」を公表した。この検討会は、最終回となった平成16年3月26日の第5回で、

その役割を終えた。

12月4日には、村が設置していた三宅村復興計画策定委員会が村に「三宅村復興基本計画」を答申して、その役割を終えた。村は、この復興基本計画を元に総合計画を改定し、12月19日「第4次三宅村総合計画」を発表した。

12月24日、「三宅島火山ガスに関する検討会」は中間報告を発表した。

平成15年1月27日、帰島後の生活再建と長期化する避難生活を支援するため、これまでの災害でも例のない「三宅村災害保護特別事業」の創設が決まり、2月17日から受付が始まった。

3月2日には、村が主催して共済や地震保険に関する住民説明会が各団体の担当者を招いて開催された。

	月 / 日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
平成14年	8月	8/ 1 小噴火発生、三池地区で少量の降灰確認	8/ 4 児童・生徒の一時帰宅実施（～ 8/7）	
			8/14 生活福祉資金（離職者支援資金）の貸付の特例扱い開始	
			8/23 交付申請していた「消防防災等施設整備費補助金」が総務省消防庁より交付決定	
	9月			9/11 火山ガス採取用パイプ再敷設実施 9/30 「三宅島火山ガスに関する検討会」を設置
	10月		10/20 「三宅村住民説明会」都庁・立川 10/22 費用村負担による全世帯対象一時帰宅を全12回で実施（～ 12/8）	10/ 8 小柴東大名誉教授、田中耕一島津製作所社員にノーベル賞
11月		11/ 4 第5回「三宅島島民ふれあい集会」開催 11/23 火山活動に関する説明会 開催		
12月		12/ 4 三宅村復興計画策定委員会が、三宅村に「三宅村復興基本計画」を答申 12/19 三宅村が「第4次三宅村総合計画」を策定 12/24 帰島計画第1次案概要発表	12/24 「三宅島火山ガスに関する検討会」が中間報告	
平成15年（2003年）	1月		1/27 村と都が生活保護の弾力的運用として、「三宅村災害保護特別事業」の実施を決定	1/ 6 東京～八丈島航路の船が週3便、三宅島への寄港開始
	2月		2/17 「三宅村災害保護特別事業」受付開始 2/22 「火山活動に関する説明会」（3/22）	2/ 1 スペースシャトル、コロンビア号が帰還飛行中に空中分解
	3月		3/ 2 三宅島住民説明会（共済及び地震保険の取扱いについて） 3/14 新規村営住宅の入居希望等に関する調査開始	3/24 「三宅島火山ガスに関する検討会」が最終報告を発表 3月頃～ 感染症 SARS が世界的に流行 3/28 三宅島火山活動により被害を受けた中小企業者及び農林漁業者に対する金融支援の延長を決定
			3/28 「三宅村火山ガス安全対策検討委員会」設置	

3月24日の「三宅島火山ガスに関する検討会」からの最終報告を受け、村は帰島後の火山ガスに対する安全対策を検討するため、3月28日に「三宅村火山ガス安全対策検討委員会」を設置した。

そして3月末には、島民が待ち望んでいた「クリーンハウス」(三宅村活動火山対策避難施設)が完成、この施設は脱硫装置を設け宿泊が可能な施設で、これで島に滞在して自宅の保全ができる滞在方式の帰島が可能となった。

島外避難から1年、ようやく一時帰宅によって島の惨状を目の当たりにした島民は、島の住宅の被害が進む中、また帰島の見通しもないままに避難生活の長期化を確信しなければならぬ状況下にあった。

2 - (5) 滞在帰島期(平成15年4月～平成16年6月)

平成15年4月6日から避難先の各地域で「三宅島火山ガスに関する検討会」の検討結果に関する住民説明会が開催された。この説明会では、主に火山ガスが人体に与える影響が説明され、リスクコミュニケーションと呼ばれていた。このリスクコミュニケーションは、この後、いろいろな場を設けて何度も実施された。

4月18日、島内に完成したクリーンハウスに宿泊する帰島、つまり滞在帰島が始まった。全島避難から約2年半ぶりのことである。それまで実施されていた一時帰宅では、島に短時間しかいらなかったため自宅の管理保全が十分にできなかったが、島に宿泊できるようになったことから島民は、自宅の片付け、ゴミ出し、屋根の補修など時間のかかる作業ができるように

なった。

平成15年は、ちょうど「被災者生活再建支援法」の見直しの年であったことから、島民連絡会が中心となって避難生活への支援などを内容とした法律改正を求める署名運動が実施された。署名は、火山災害の先進地である長崎県島原市や北海道の当時の虻田町を始めとして全国各地から約14万筆の署名が寄せられ、4月24日に国会に提出された。

8月4日、村は避難中の子どもたちに島の現状を見せる目的で、保護者を含めた一時帰宅を実施した。

8月22日、村が設置していた「三宅村火山ガス安全対策検討委員会」の報告がまとめられ、帰島後の火山ガス対策、つまり警報システムや避

月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
平成15年 4月		4/6 「三宅島火山ガスに関する検討会報告」の説明会(リスクコミュニケーション)開催(4/20、27、29、5/31も実施)	
		4/16 三宅島寄港便日帰り帰宅事業開始	
		4/13 都知事選	
		4/18 三宅島寄港便滞在型帰宅事業開始	
		4/24 島民連絡会「被災者生活再建支援法」改正を求めて約14万筆の署名を国会に提出	4/24 都道の災害復旧工事による初めての 本橋「逢ノ浜橋」が完成
			7/26 宮城県北部地震
			4/30 天皇・皇后両陛下が「ゆめ農園」を 行幸啓
5月		5/18 第6回「三宅島島民ふれあい集会」開催	
		5/31 火山活動に関する説明会開催	
6月		6/7 「火山ガスと健康影響」の説明会開催 (会場：伊豆避難施設)	
8月	火山ガス放出日量 3千～1万トン程度 (6月～10月ごろ)	8/4 児童・生徒と保護者を対象とした一時帰宅を実施(～8/5)	8/20 都・村社協 三宅村村民に対する生活福祉資金特例措置の貸付期間の延長を決定
		8/22 「三宅村火山ガス安全対策検討委員会」の報告書作成	
9月			9/17 都道の災害復旧工事による本橋の坪田「カニガ沢橋」が完成
			9/26 中小企業者及び農林漁業者に対する金融支援の延長を決定 十勝沖地震 北海道で津波被害
10月			10/16 都「三宅島帰島プログラム準備検討会」設置
11月		11/9 衆議院議員選挙 11/24 第7回「三宅島島民ふれあい集会」開催	11/4 都道の災害復旧工事による本橋の「空栗橋」「芦穴橋」が完成
12月			12/20 防災関係者が島内の旅館・民宿を夜間滞在用脱硫宿舍として利用開始
			12/25 「三宅島帰島プログラム準備検討会」 中間報告発表

難計画などが策定された。村が火山ガス対策を策定したことから、10月16日には国、都、村によって「三宅島帰島プログラム準備検討会」が設置された。検討会では帰島の時期は未定としながらも本格的な帰島を前提に様々な対応策が検討され、翌平成16年3月30日に最終的な報告が発表された。

この間、12月20日には、既に島内で旅館や民宿が帰島の準備のために島に滞在する防災関係者を受け入れるために営業を再開していた。

平成16年2月、任期の途中で村長が引退したことから村議選にあわせて村長選挙が実施され、村の職員だった平野祐康氏が新村長に選出された。

4月24日から実施された住民説明会では、帰島に向けた村の考え方や3月末に公表された「三宅島帰島プログラム準備検討会」の結果が島民に提示された。帰島がいよいよ現実味を帯びる中、島民からは、避難指示が解除されたからといってすぐ帰島できない人への対処や帰島にあたって高齢者への支援など、具体的な質問が出された。

6月5日、村は7月に発表する「帰島宣言」を前に、高濃度地区の住民と懇談会を行った。

この時期、島民は避難生活を維持しながら滞在型帰島を活用して島の住宅の保全に努め、一方、村は島民の滞在型帰島の支援と帰島に必要な各種計画のとりまとめに追われていた。

	月 / 日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
平成16年(2004年)	1~2月		2/15 村議及び村長選挙	
	3月		3/1 「地場産業復興準備対策事業」開始	3/30 都 「三宅島帰島プログラム準備検討会」最終報告発表 3/31 都 都道の災害復旧工事による最後の本橋「立根橋」が完成
	4月		4/24 「三宅村住民説明会」(4/24、29)	
	5月	火山ガス放出日量 3千~1万トン程度 (5月~7月ごろ)	5/9 第8回「三宅島島民ふれあい集会」開催	5/20 天皇・皇后両陛下が北区桐ヶ丘の支援センターを幸啓 5/27 「三宅島災害復興連絡会議」を設置 5/28 都 「平成16年度三宅島災害対策技術会議」開催(8/25、1/27)
	6月		6/5 高濃度地区住民懇談会開催	

2-(6) 帰島準備期(平成16年7月～平成17年1月)

火山の専門家で構成された「三宅島火山活動検討委員会」は、平成12年9月以降火山活動の動向を検討していたが、平成16年7月1日、帰島について次のような見解を出した。

「観測体制、情報伝達体制などが整備されることにより、一部の地域を除き、帰島を検討することも可能と思われる」

つまり、火山ガスに対して各種の対策を講じれば帰島は可能であるという検討結果である。

村は、7月14日に既に全島民を対象に実施していた帰島に関する意向調査を公表した。この調査によると約7割の世帯が帰島を希望しているという結果であった。

村は、それまでの帰島に向けての計画、火山学者の見解、島民の意向を総合的に勘案して7月20日、村としての「帰島に関する基本方針」を発表、都知事に帰島にあたっての支援を要請した。帰島の時期は平成17年2月。これが事実上の「帰島宣言」であった。翌21日、村は

三宅村帰島対策本部を設置、さらに同月27日には島に三宅村現地帰島対策本部を設置した。

8月6日には、慶応義塾大学の協力を得て、それまで実施していた大人を対象にしていたリスクコミュニケーションに加え「親子リスクコミュニケーション」を実施、火山ガスの子どもへの影響、子どもを火山ガスから守るための方法などを講師と参加者との間で質疑応答形式で進められた。

9月17日から10月13日まで帰島を希望する島民を対象に火山ガスに対する感受性を調べるための「帰島前健康診断」が、地区別に8回実施された。この健康診断で火山ガスに対して感受性の高い人は、「高感受性者」と判定され、その結果が後日通知された。

9月17日、東京都は、避難指示解除に向け「三宅島帰島緊急支援事業」を決定した。その内容は、生活再建に対する経済的な支援と特別な事情がある人への都営住宅の期限付きの延長制度である。

9月18日と19日の2日間で村は、住民説明

	月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き	
平成16年	7月		7/1 第1回三宅村安全確保対策専門家会議開催 7/14 帰島に関する三宅村住民アンケートの結果公表 7/15 三宅村長が東京都知事に会談を申し入れ	7/1 第8回三宅島火山活動検討委員会を開催。「観測体制、情報伝達体制などが整備されることにより、一部の地域を除き、帰島を検討することも可能と思われる」との検討結果を公表 7/13 新潟・福島豪雨発生 7/21 三宅島帰島対策本部開設 都 第1回「三宅島帰島支援連絡会議」を開催 7/27 三宅支庁内に「東京都三宅島帰島支援現地対策本部」を設置	
		8月		7/20 三宅村長は都知事に対し「帰島を実施することを決断したいと思うので、ご理解とご支援をお願いしたい。」旨を要請 7/27 三宅村現地帰島対策本部開設	8/13 アテネオリンピック開幕 8/25 平成16年度第2回三宅島災害対策技術会議開催
			8/6 親子リスクコミュニケーションの実施	9/1 浅間山噴火 9/17 都 避難指示解除に向け、三宅島帰島緊急支援事業を実施することを決定	
	9月		9/16 農地の災害復旧の申請受付開始 9/17 「帰島前健康診断」開始(9/21、22、24、27、10/1、12、13) 9/18 住民説明会開催(～9/19) (帰島計画、帰島・生活再建の手引き発表)	都 都営住宅は原則として、避難指示解除後3ヶ月間で無償一時使用を終了し、特別な事情がある場合には、3ヶ月を限度として延長することを決定	

会を開催、この場で始めて「帰島計画」と「帰島・生活再開の手引き」、さらには高濃度地区等規制区域の設定に関する資料を公表した。さらに11月20日から23日まで、村は帰島にあたっての住民説明会を開催した。

同月24日には、住宅を滅失した世帯や高濃度地区の住民を対象に都営住宅の申込み受付を開始した。

11月28日、最後となった第9回「三宅島島民ふれあい集会」が開催された。

12月24日には、村や島民などの責務、また立入規制区域を定めた「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」が村議会で可決された。

平成17年に入り、1月4日から村営住宅の募集が始まった。

同月5日には村から同年2月1日をもって避難指示を解除するという発表がなされ、いよいよ帰島が現実のものとなった。

避難指示解除までのこの時期、村は帰島の意思を明確にし、帰島までに実施しなければならない各種の準備に取り組んでいた。一方、島民は帰島を目前にして、島民一人ひとりが帰島するかどうかの最終的な意思決定に悩んでいた。

	月 / 日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
平成16年	10月			10/29 都 三宅島における避難指示解除までの安全確保対策について決定 10/23 新潟県中越地震
	11月	11/30 小規模噴火発生 12/ 2 小規模噴火発生	11/18 被災者生活再建支援金及び「災害援護資金」の準備申請の受付等の開始を決定 11/20 帰島手順説明会の開催(11/21、23) 11/24 住宅滅失等・高濃度地区住民に対する都営住宅の申込み受付開始 11/28 第9回「三宅島島民ふれあい集会」開催	11/12 都 住宅の新設、修繕等に要する経費を支援する都独自の支援制度の創設を決定
	12月	火山ガス放出日量 2千～5千トン程度	12/23 高濃度地区住民説明会開催 12/24 村議会で「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」が可決	12/17 都・村社協 生活福祉資金及び離職者支援資金特例措置の据置期間の延長を決定 12/26 スマトラ島沖地震 12/27 都 義援金募集配分委員会開催
平成17年(2005年)	1月		1/ 4 村営住宅募集開始 1/ 5 三宅村長が平成17年2月1日をもって避難指示を解除する旨を発表 1/14 新宿総合事務所、立川事務所閉鎖 1/25～2/11 復旧農地災害査定(1次、2次)	1/17 都 被害を受けた中小企業者のうち、帰島して事業を再開する方を対象に金融支援拡充を決定

2-(7) 復興始動期(平成17年2月～平成19年1月)

この期間は、長期化した避難生活にピリオドを打ち、帰島を始めとして全島民が再出発した時期であり、その後帰島した島民にとっては、自宅の補修に始まり、農地の復旧など、まさに生活復興に向け、その第一歩を歩み出した「復興始動期」である。

1) 帰島期(平成17年2月～平成17年7月)

平成17年2月1日、村は4年5ヶ月ぶりに避難指示を解除した。村が作成した「帰島計画」では、この日から4月末までの3ヶ月間が、「本格帰島期」と位置づけられ、4月末までは、公営住宅の家賃が徴収されないことになっていた。さらに特別の事情がある家庭には猶予期間が設

けられ、7月まで家賃が無償とされた。

帰島は、通常の引越しと同じように島民が引越し業者に搬送を依頼し、定期便の船で島に帰るという方法で実施された。

避難指示が解除されたこの時期、島では、まだ火山ガスの放出が続き、また降雨に伴う泥流発生危険性も残っていた。このため村では帰島した島民にあらかじめ作成しておいた「防災のしおり」を配布して注意を喚起した。

また、村の「火山ガス安全確保条例」が避難解除に伴って自動的に施行されることになった。

3月4日には、旧秋川高校で三宅高校の卒業式が、また同月9日には同じ場所で中学校の卒業式が行われた。

月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
平成17年	2月	2/1 避難指示解除 「三宅島帰島第一陣出発式」開催 2/2 帰島第一陣三宅島到着	
	3月	2/7 初の火山ガス注意報発表 3/8 三宅村立小・中学校開校式(あきる野市) 3/25 漁業生産基盤施設整備完成	3/31 都 災害対策本部廃止
	4月	4/1 三宅村商工会臨時事務所開設 災害廃棄物処理処分調査票の受付開始 4/1 三宅村立小・中学校再開 4/15 小学校で火山ガス安全指導(4/19 訓練)	4/11 あじさいの里による介護サービス再開
	5月	5/1 観光客受け入れ開始 5/9 帰島世帯確認調査(～10日) (5/10 現在の島内在住者数 1,928人)	
	6月	5/16 火山ガス警報発表(3回目) 6/13 農家説明会	6/24 東京愛らんどシャトル臨時便開始
	7月	7/1 村役場組織改正・復興政策室新設 7/26 台風7号に伴う非常配備 7/31 高濃度地区住民懇談会開催(10/19、29)	7/21 よみがえれ三宅島開催 7/22 アカコッコ館再開
	8月	8/4 復興対策本部設置 8/17 帰島状況調査(～8/31) 8/31 現在の島内在住者数 2,522人 8/25 台風11号に伴う非常配備	
	9月	9/3 第1回復興祈念ウォーキング大会(～9/4) 9/25 台風17号に伴う非常配備 9/30 航空路再開を国交省、全日空へ要望	9/11 衆議院議員総選挙
	10月	10/19 台風19号対策第一次配備	10/1 東京愛らんどシャトル定期便再開 10/5 東京ボランティア支援センター「風の家」開所
	11月	11/2 火山噴火予知連絡会コメント 「風下での火山ガスに対する警戒、雨による泥流にも注意が必要。」 11/7 住民懇談会(～11/10)	

都は、帰島事業が始まったことから3月31日に災害対策本部を廃止した。

島の学校は新学期が始まり、4月6日は三宅高校が、同月11日には小・中学校の始業式が開催された。

本格帰島期が終了した翌月の5月、島は観光客の受入れを開始した。

また、本格帰島期が終了したことから村は、5月9日から10日にかけて帰島実態調査を実施した。その結果、1,668人の帰島が確認され、新規転入者を含めた村の人口は、1,928人となった。同様の調査は8月にも実施され、村は8月末までに帰島した人口を2,158人、島内在住者は2,522人と発表した。

6月12日と13日には、農家の人を対象に「農家説明会」が開催された。説明会では、村から農地の復旧方法やその申請などについての説明

があった。

7月31日、公営住宅の無償提供の猶予期間が終了、同日、村と高濃度地区の住民との懇談会が開催された。

この時期は、ともかく長かった避難生活に終止符を打ち、帰島する人や帰島しない人が喜びと不安が錯綜する中でそれぞれ再出発した期間である。

2) 復興本格化期(平成17年8月～平成19年1月)

平成17年9月30日、村と議会と三宅島空・海路を考える会は、全日空、国土交通省に赴き、航空路の早期再開を要望した。このような要望活動は翌18年の6月にも実施された。その後、7月には空路再開を求めて署名運動が実施され、集まった約10万筆の署名は11月2日に全日空に提出された。

	月/日	火山活動等	三宅村関係の動き	関係機関の動き 太字は社会の動き
平成18年(2006年)	1月			都 空港再開準備開始
	2月	2/17 ごく小規模な噴火 島の東側に僅かに降灰	2/ 1 帰島1周年「村民の日」記念事業 噴火災害生活支援資金償還開始	
			2/ 3 帰島1周年感謝の集い(アジュール竹芝) 2/ 4 帰島後健康診断(～2/8)	
	3月		3/ 1 帰島1周年記念切手受付開始	
			3/ 7 天皇 皇后 両陛下三宅島を行幸啓 3/31 災害対策本部廃止 帰島生活再建支援金申請延長(～H19 3/31)	
	4月		4/ 8 第2回三宅島復興祈念ウォーキング大会開催	
	5月		5/13 火山市民ネット第5回フォーラム開催	
			5/20 住民懇談会開催	5/27 島じまん2006開催
	6月			6/ 8 三宅島空・海路を考える会、都内で要望活動実施
	7月		7/29 第12回ふれいあいらんど三宅島「マリンスコーレ」開催	7/ 3 三宅島空港再開要望活動
	8月	8/23 ごく小規模な噴火		
	11月		11/ 2 全日空への署名提出	
11/10 住民懇談会開催(～11/12)				
12月			12/ 1 都 航空路再開に向けた火山ガス濃度調査開始	
平成19年(2007年)	1月		1/31 被災者生活再建支援金の帰島期限延長	
	2月		2/ 1 帰島2周年	

平成 18 年 1 月 3 日、帰島後初めての成人式が行われ、該当者 42 人のうち 36 人が出席した。

帰島から丸 1 年となる 2 月 1 日は、村制施行 50 年と重なり、「帰島 1 周年感謝の集い」を始めとして各種のイベントが実施された。

3 月 7 日には天皇・皇后両陛下に三宅島を行幸啓していただいた。

5 月 20 日には、住民懇談会が開催された。この懇談会は同年の 11 月にも開催された。

平成 19 年 1 月末には、事情があって帰島できなかつた人のために被災者生活再建支援法の適用の延長が決まった。

帰島から 2 年、被災した島に島民が帰り、ようやく落ち着いた時期であり、島の再生に向けて様々な動きが出始めた時期でもある。

第三章

災害の推移と応急対策

3. 災害の推移と応急対策

3 - (1) 全島避難

1) 高まる危機感

6月26日に始まった噴火活動は、翌日の海水の変色確認でいったん終わったかに見えた。しかし、7月に入り、断続的に地震が発生し、雄山の噴火活動が活発化した。島民は7月の14日と15日の噴火から、噴火活動は終わっていないことを実感した。8月に入ると、噴火活動はいっそう激しさを増し、特に18日の噴火によって島民は過去感じたことのない危機感に襲われた。このことは、東京大学が実施したアンケートでも明らかで、7月8日の山頂噴火時には約18%の人が危険を感じ始めていたのに対し、8月18日には約46%と、約半数に上った(図3.1.1)。そして8月18日の噴火では、88%の島民が「不安を感じた」と答えている(図3.1.2)。

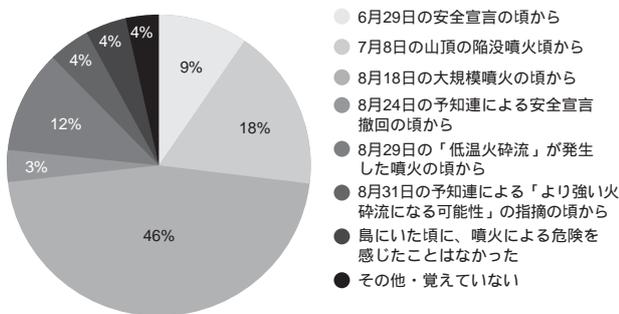


図 3.1.1 噴火による危険を感じた時期

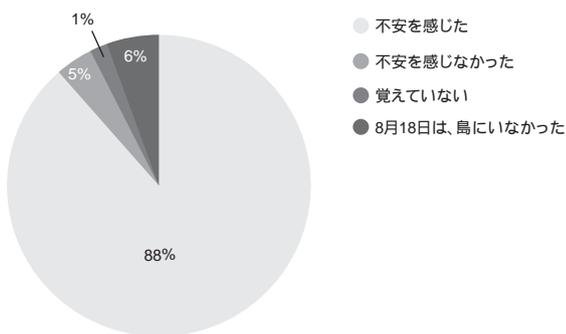


図 3.1.2 8月18日の噴火をどう感じたか

そしてこの日の噴火を契機に多くの島民が一刻も早く島から避難することを考え始め、前記したアンケートによると、9月2日に避難指示が出る前に自主的に島を離れた人は46%に達した(図3.1.3)。

島民が日々危機感を募らせた背景には、次のようなことがあった。

そもそも三宅島では、雄山が過去何度も噴火しており、このためほとんどの島民が噴火を体験している。しかし、過去の噴火はいずれも雄山の山腹から溶岩が流出し、しかも短期間で噴火が収まるケースが多かったのに対し、平成12年の噴火は、前例のない山頂からの噴火で、噴火現象も噴石や降灰が中心であった。また8月29日の噴火では「低温火砕流」に加え、この頃には二酸化硫黄ガスも観測されようになった。また、降灰は雨が降るたびに泥流となって島民の生活を脅かした。さらに島民を不安に陥れたのは、7月8日の噴火以降、噴火の規模が拡大の一途をたどり、いつもなら溶岩が出て噴火は終わるはずなのに溶岩が流出する兆候もなく、終息の兆しがまったく見えなかったためでもある。

このように島民は、毎日のように過去に体験したことのない出来事に遭遇し、日を追うごとに危機感を募らせていた。表3.1.1は6月26日から8月31日までに起こった災害の概要を整理したものである。この表からわかるように、島内では67日間に1万3,881回の有感地震が発生し、震度5弱以上の地震は21回観測された。また、地震の発生に伴い水道管が破損して断水する地域が出たり、噴火や泥流発生時には停電が、さらに断続的に交通規制も実施された。噴火や大雨のたびに避難所が開設され、その延べ日数は28日間に及んだ。また8月18日には地

震が続く中、大規模な噴火が発生、さらには大雨警報も出されるなど、日々混乱が続いていた。このために村が決定した全島避難は抵抗なく受け入れられ、大きな混乱もなく島外避難が実施された。しかし、このとき多くの島民は、避難生活は短期間で終わると思っていた。このことは前記した東京大学のアンケート調査でも明らかで、74%の島民が3ヶ月以内には再び島に帰れると思っていた、と回答している（図3.1.4）。

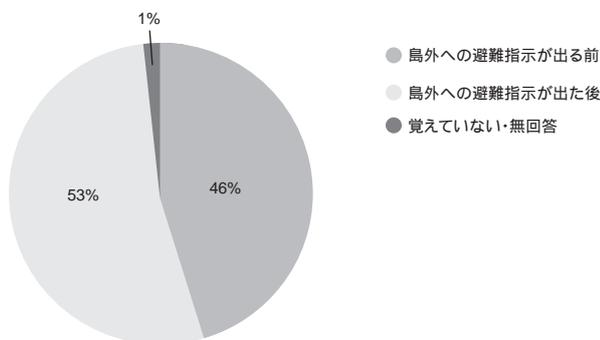


図 3.1.3 島外への避難時期

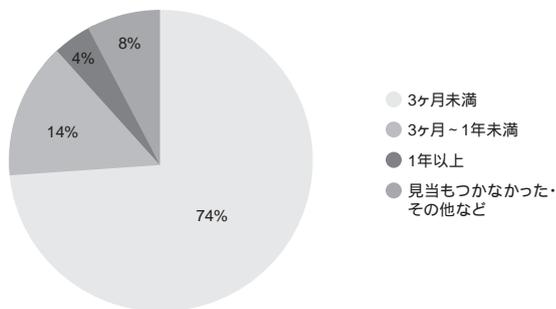


図 3.1.4 避難が続くと思っていた期間

2) 全島避難へ

8月18日の噴火を契機に島民の間に危機感が一気に高まったため、村議会は27日に東京都に全島民の避難を正式に要請した。その後29日に再度大規模な噴火があったため9月2日には全島避難が決定し、島民には同報無線によってその内容が伝達された。

平成 12 年 9 月 2 日 7 時 9 分

三宅村災害対策本部からのお知らせ

三宅村災害対策本部は本日9月2日午前7時をもって防災・生活維持関係要員を除き住民の島外避難指示を発令します。

避難の方法は、本日から3日間で定期船「すとれちあ丸」を利用して行います。出発する港までは村営バスを配車しますので自家用車の利用はできません。バスの配車時間は次のとおりですので各停留所にて乗車してください。

伊ヶ谷駐在所前、午前11時始発、伊豆、神着、三池経由三池港行き。三宅村地域福祉センター午前11時始発、坪田経由三池港行きの2路線を運行します。

なお、犬、猫を連れて避難する方は9時半までに港に連れてきてください。

また、次の注意事項を厳守してください。

戸締まりの確認、電気のブレーカーを落とす、ガス・水道の元栓を閉める。ゴミは各集積所に出すようお願いいたします。

避難当日の昼食につきましては各自で準備してください。



写真 島民を見送る防災関係者

島外避難は東海汽船の定期便「すとれちあ丸」（3,708トン）によって9月2日から4日までの3日間で実施された。島民は避難の準備ができた人から順番に村が用意した村営バスを利用して港まで移動し、その後島を離れることとなった。乗船にあたって、当面の避難所となった国立代々木オリンピックセンターに行く人と知人宅に行く人は区別され、別々のリボンが配られ

た。9月2日には289人、3日には585人、4日には409人の計1,283人がふる里を離れて東京に向かった。全島避難が完了した日は、6月の災害発生から71日目のごとで、避難した人数は3,855人に上る。この間一人の人的被害も出なかったことは、まさに不幸中の幸いであった。

実は、この3日間の島外避難の前に、大量の降灰のために健康被害が懸念された在宅の高齢者や児童・生徒の避難が都や村によって実施されていた。島内の在宅高齢者については、8月24日に東京消防庁のヘリコプターで8人、また同日東海汽船の定期船で6人が島外に搬送された。さらに同月29日にも11人の在宅高齢者が東京消防庁のヘリコプターで、また7人を東海汽船の定期船で避難させている。そして30日にも10人をヘリコプターと船舶で避難させた。

小中高生については、当初、31日に島外避難を予定していたが、29日に大規模な噴火が発生したため、急きょ予定を繰り上げ29日の定期船で避難を実施することとなった。

また、漁業関係者12人は、自船により静岡県下田港に避難、3年前に閉園した東京都北区の「下田臨海学園」を避難先とした。

島民が避難した後は、村、警察や消防団によって全住宅が巡回され、残留者がいないかどうかの確認作業が実施された。そして無人が確認された住宅には、シールが貼付された。これらの活動と当面の応急復旧工事などに従事する人は、島内に残留しなければならず、そのための受入れの場として、東海汽船の「かとれあ丸」がチャーターされ、9月4日には船内に312人が、また島内に105人が宿泊することとなった。

平成12年9月4日9時45分

三宅村災害対策本部からのお知らせ

村民の皆様、おはようございます。村長の長谷川でございます。

皆さんの島外避難は本日が最終日です。住みなれた島を離れるのは非常につらいことは、私も同様です。

噴火にともなう火砕流・噴石、雨による泥流など、予想はできませんが大変危険な状況になっております。皆さん一人ひとりご事情はあると思いますが、現在の状況をご理解のうえ、島外避難についてご協力をお願いいたします。

防災・生活維持関係者が残りますが、全力をつくし三宅島を守ってまいります。

また、島外に避難した方のための三宅村東京事務所も9月5日に開設する予定で準備しております。準備ができ次第お知らせいたします。

皆さんの住みなれない島外での生活を思うと胸のつまる思いがいたしますが、私たちも頑張りますので皆様もどうか頑張ってください。

表 3.1.1 6月26日から全島避難決定までの災害の推移

	有感地震 100回以上	噴火	停電	断水	避難所	通行規制	備考			
							有感地震	地震(震度5以上)	火山情報	気象(警報)
6月26日						116		緊急・臨時		
27日						714		臨時		
28日						455		臨時		
29日						447	1	臨時		
30日						187				
7月1日						237	1			
2日						177				
3日						283				
4日						206				
5日						178				
6日						315				
7日						242			大雨・暴風・波浪	
8日						98		臨時	大雨・暴風・波浪・高潮	
9日						244	1			
10日						97				
11日						331				
12日						563				
13日						390				
14日						177	1	臨時		
15日						600				
16日						167				
17日						143				
18日						253				
19日						188				
20日						520				
21日						382	4			
22日						170				
23日						233	1			
24日						580				
25日						260				
26日						278			大雨	
27日						169	1		大雨	
28日						169				
29日						262				
30日						194	3			
31日						112				
8月1日						88				
2日						212				
3日						531	5			
4日						465	2			
5日						125	1			
6日						142				
7日						81				
8日						131				
9日						89				
10日						160		臨時		
11日						54				
12日						36			大雨・波浪	
13日						126			大雨・波浪	
14日						49			波浪	
15日						169				
16日						483	1			
17日						79				
18日						324	2	臨時	大雨	
19日						56				
20日						40				
21日						43		臨時		
22日						21				
23日						100				
24日						31		臨時		
25日						10				
26日						8				
27日						12				
28日						8				
29日						53	1	臨時		
30日						14				
31日						4		臨時		

地震： 100回以上、 200回以上、 300回以上

住民の声

【8月18日から全島避難まで】

最初の避難のときは、体育館に行ってみたものの、海底噴火したというだけで、島内では何も異常はなかった。

6月の下旬から8月の下旬まで、神着地区は3回は灰おろしをやった記憶がある。最初は神着だけ灰が降っていて、島内の他の地域から様子をみに来ている人がいた。20坪の家で、1回の灰下ろしをすると土嚢が400袋はできた。

8月18日の噴火で噴火が怖いと思い始めた。18日はとにかくすごい噴火だと思った。降灰は全島で噴煙は1万m以上に昇っていた。この時は皆で外に出て噴煙を仰ぎ見ているような状態だった。噴煙の形がカリフラワーみたいになって、あたりがどんどん暗くなっていったと思ったら、街灯が点いた。

三宅島全体が、吹っ飛んでしまうといったようなデマが、インターネット上でどんどん出てきていた。研究者が出している最悪ケースの被害予測などにどんどん尾ひれがついたりしていた。そんな状況なので、早く避難したほうがいい、子どもたちだけでも避難させてほしいという話が出てきた。高齢者や災害時要援護者についても同じような状況だった。

このあたりから、自主避難が多くなっていったと思う。

8月18日の大噴火前後で避難した人はまだ、縁故避難しか選択肢がなく、そのほとんどは、都区外へ行った。

全島避難が決まって、実際に、安心した人もいると思う。6月の後半からの地震や噴火があつてからは、普通の生活はできていなかった。地震がずっと続いていて、夜も眠れない状況でみんな疲れきっていた。島を離れることになって、さびしい、不安だという気持ちよりも、ほっとしたという人も多かったと思う。

【避難の長さについて】

過去の37年、58年噴火同様、避難するくらい火山活動が活発になれば、すぐに収まるという気持ちがあつたので、あんなに長く東京にいるとは思わなかった。要するに噴火の様式が違うということもわからなかったので、過去の噴火と同じように島内で避難をしていて、1週間やそれくらいの短い期間で噴火が収まるというような考えの人が多かった。学校も島外避難を決めたが、1ヶ月程度で戻ってこれると考えてのことだった。船に乗る段階になつても、人それぞれで、長くて3ヶ月くらいかと考えている程度だった。

3 - (2) 火山ガスとその被害

1) 火山ガスの放出と放出量の推移

火山ガス発生メカニズム

今回の三宅島噴火は、約 2500 年ぶりのカルデラ形成から小規模噴火の繰り返しへと続き、最終的に長期にわたる間欠的な火山ガスの放出へと推移していった。

三宅島の火山ガスは、山頂に新たに形成された直径 1.6km、深さ 500m のカルデラ内の噴火口から放出されている。火山ガスは一般的に、地下のマグマがマグマだまりから火口まで上昇する際の減圧によって、マグマに含まれるガス成分が気化して発生する。

今回の噴火の大きな特徴である火山ガスの大量かつ長期間にわたる発生は、世界でも類を見ない規模のものであった。この理由については観測結果等から、マグマが上昇する火道が対流が生じるほどの広さで開いており、マグマが火口に向けて対流し、常に火山ガス成分を含む新しいマグマが火口へ供給されていたため、と推定されている。

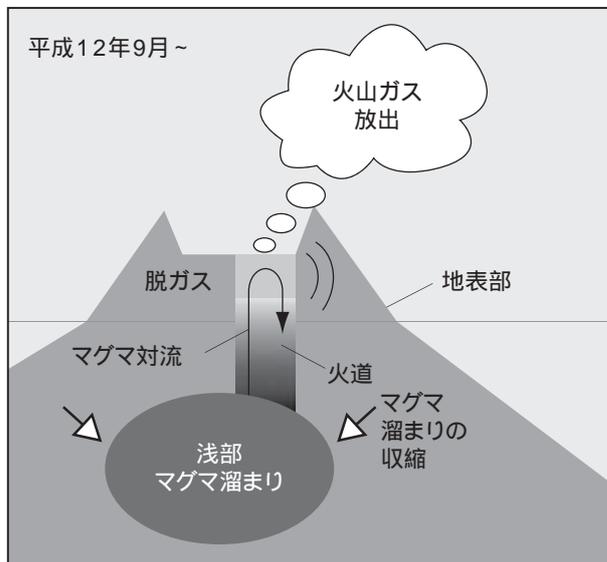


図 3.2.1 ガス発生とマグマ対流の模式 (気象庁技術報告第 128 号 pp.174 に加筆)

ガスの放出量の推移

ガスの放出は平成 12 年 8 月中旬に始まり、8 月 26 日には気象庁がガスの有毒成分である二酸化硫黄の放出量の観測を開始した。

二酸化硫黄の放出量は、平成 12 年 11 月にピークを迎え、最大で 7 万トン/日を超えていた。

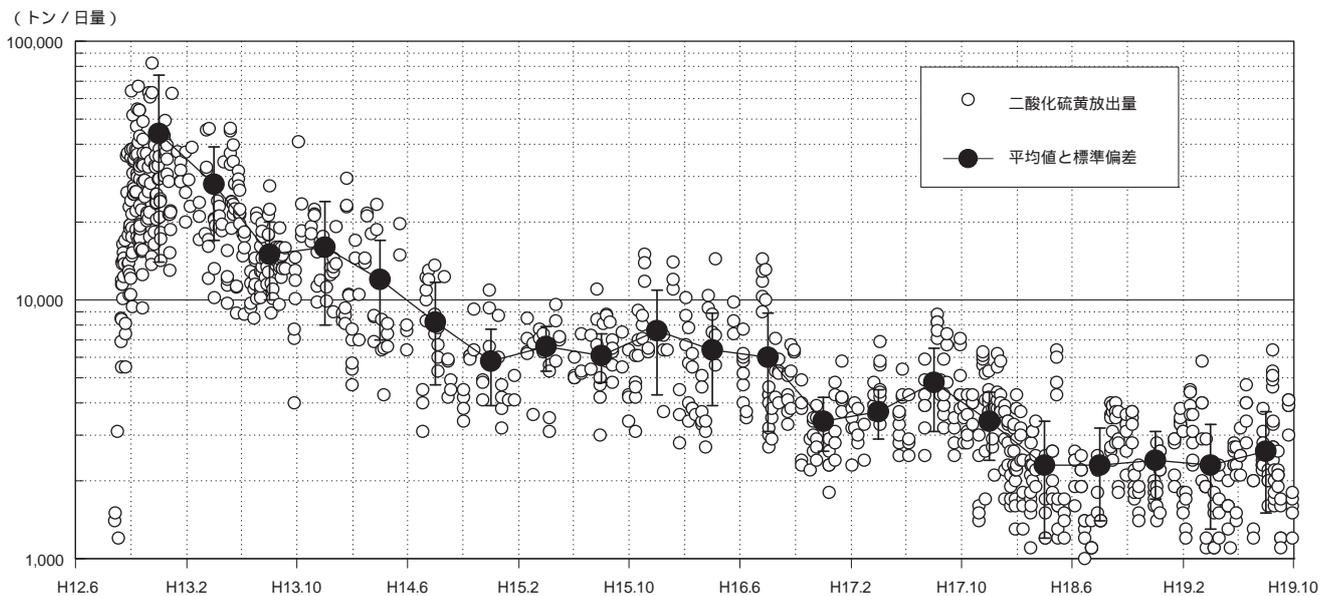


図 3.2.2 平成 12 年からの二酸化硫黄発生量の推移 (気象庁)

その後の放出量は、平成 13 年 5 月には 2 万～3 万トン/日、10 月には 1 万～2 万トン/日と長期的には減少傾向となったが、平成 14 年秋ごろから 16 年秋ごろまでは 3,000～1 万トン/日とほぼ横ばい傾向で推移していた。避難指示解除の前後となった平成 16 年秋以降 17 年末までは 2,000～5,000 トン/日、その後は 1,000～3,000 トン/日と減少傾向にある。

三宅島を除くと、国内でもっとも多く火山ガスを放出している活火山が桜島だが、その桜島でもガスの放出量は年間で 1,000～2,000 トン程度である。三宅島のガス放出量がいかに多いかわかる。

地域によるガス濃度の差

三宅島は他の島しょと同様、風が強く、夏季は南西または北東の風、冬季は西または北東の風が卓越し、年間を通して北東または南西の風が吹きやすい場所にある。火山ガスはこうした風や地形の影響を受けるため、風向きによって島内の各所でガス濃度の濃淡が生じている。

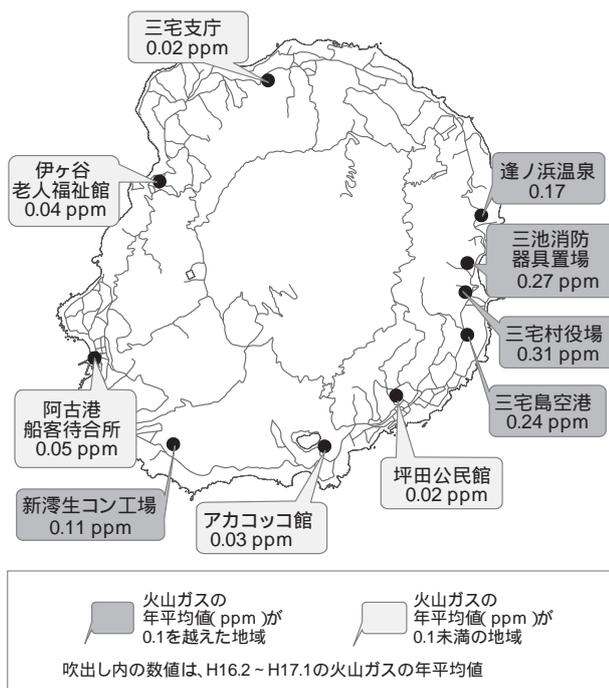


図 3.2.3 二酸化硫黄濃度の各観測点の状況

図 3.2.3 は、島内のガス観測点とその地点のガス濃度の年平均値を示したものである。島の東部に位置する坪田地区や南部に位置する阿古地区の濃度が高くなっており、他の地域よりも火山ガスによる施設や家屋、植生などへの影響が強く見られる。

2) ガスが環境に与えた影響

三宅島の火山ガスは、大量かつ長期に放出が続いた。そのため、ガスに含まれる二酸化硫黄等の成分によって、家屋の鋼板屋根など多くの金属や、動植物などが深刻な被害を受けた。また、火山ガスは人体に対しては健康被害を引き起すため、島内での工事や住民の帰島についても大きな影響を与えた。

人体への影響

三宅島の火山ガスは 90% 以上の水蒸気と、その他に二酸化硫黄 (SO₂)、硫化水素 (H₂S)、塩化水素 (HCl)、二酸化炭素 (CO₂) などの人体に有害な成分で構成されている。特に、二酸化硫黄については、健康への影響が懸念される国の環境基準濃度を超える値が観測されていた。

二酸化硫黄は人体に対して、眼、粘膜などへの刺激や呼吸困難などの影響を与える。さらに、喘息や心臓疾患のある人に対しては、発作を誘発したり、症状を悪化させることがある。

帰島前後の健康診断結果からは、慢性気管支炎症状 (せき、たんが 3 ヶ月以上持続) の発生が有意に高まっていることが確認された (図 3.2.4)。

公共施設や一般家屋の腐食被害

一般家屋では鋼板屋根が火山ガスによる腐食被害を受けた。屋根の腐食が進んだ家屋では、腐食箇所からの雨漏りで室内にも被害が広がった。その他、屋外にある自動車、公衆電話など、あらゆるものが腐食し、使用できなくなった。

浄水場や発電施設等では、電気・電子設備の回路や接点などが長期間にわたり火山ガスに曝されることで腐食被害が進み、システムの稼働障害や動作不安定になるなどの事態が生じた。

生態系への影響

樹木については、火山ガスや降灰の影響が大きく、スギ・ヒノキの人工林、シイノキ・タブ等の天然林で構成されていた森林面積の約60%にあたる2,500haが被災した。

そのため、棲みかや食物を植物に依存していた昆虫や動物の中には、個体数が著しく減少したもののや、イタチのように里の近くで見かけることが多くなった動物もいる。

鳥類では、アカコッコやウチヤマセンニュウ、オーストンヤマガラも個体数が著しく減少した種の一つである。

植物では、タマシダや昭和58年噴火後に新たな産業になりつつあった観葉植物に大きな被害が発生した。一方、ヒサカキ、ヤブツバキ、サルトリイバラ、オオシマカンズゲ、ハチジョウススキ、ユノミネシダなどは、火山ガスに強く、緑化などに用いられている。

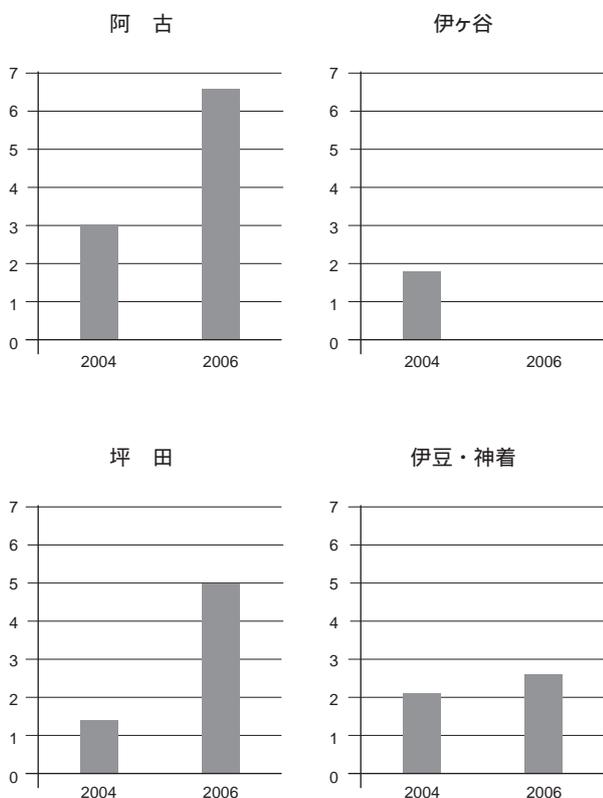
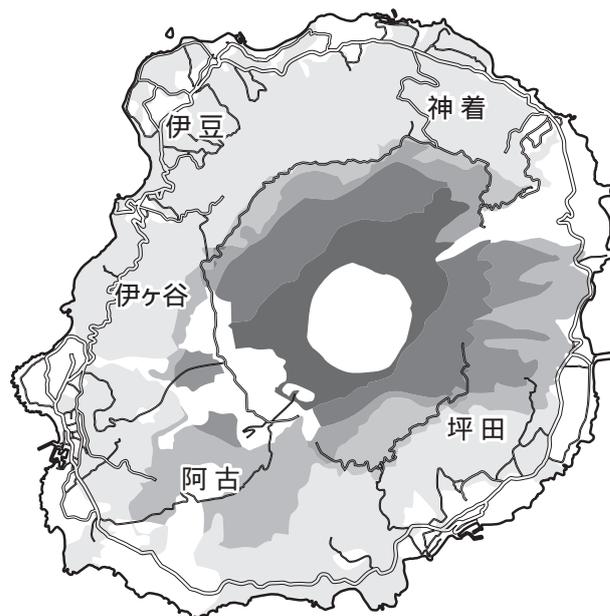


図 3.2.4 帰島前後における慢性気管支炎症状の発生率の変化 (出典：大前和幸「2005年、2006年帰島後健康診断の結果要約」H19.6)



火山ガスの影響 土壌環境	大きい	ある	少ない
	悪	7	
やや悪	6	4	2
改悪	5	3	1

図 3.2.5 火山ガスなどによる植物の生育に対する影響度区分図 (出典：三宅島災害対策技術会議緑化関係調整部会「三宅島緑化ガイドライン」H16.1)

3 - (3) 子どもたちの避難と学校教育

1) 子どもたちの島外避難

6月の噴火発生から島内の小・中学校では、噴火が発生するたびに臨時休校の措置がとられた。その後、小・中学校は7月19日に一学期の終業式を迎え、夏休みに入った。

夏休みに入っても、島内では火山活動や台風による避難が繰り返され、子どもたちは外で遊ぶこともできず、自宅や避難所で過ごすことが多かった。そのため、夏休み期間中だけ子どもたちを島外の親戚等の家へ預けることにした保護者も多かった。

村教育委員会が児童・生徒の島外避難について検討し始めたのは、8月21日の臨時校長会の場だった。この時には、今後、火山災害が拡大したときの疎開先についての検討もされた。

その後、8月24日に村教育委員会は、臨時委員会を開き児童・生徒の安全を考慮し、小・中学校の児童生徒の島外避難を決定した。また、村教育委員会はこの決定と同時に、都へ避難場所の検討を依頼した。その結果、翌25日には都教育庁から、あきる野市の秋川高校への集団受入れを原則とする基本的な考え方が示された。

集団避難の提案を受けた村教育委員会では、一部に、「子どもと親を引き離しての避難は避けるべき」との意見もあったが、今回の噴火も過去の噴火と同様に、比較的短期間で火山活動が収まると考えられたため、「短期間ならば集団避難も可能」として、長くても1ヶ月の避難と予想し、秋川高校への避難が決められた。

26日には都教育委員会から村教育委員会に8月31日をめどに避難が検討されていることが伝えられた。これを受けて、村教育委員会は島外避難に向けて、連日、校長会や各機関との調整を進めていた。

ところが、8月29日の早朝に、大規模な噴火

が発生した。このため、村教育委員会は災害対策本部に島外避難の繰上げを申し入れ、同日15時10分発の東海汽船「すとれちあ丸」で避難することとなった。



写真 船に乗り込む子どもたち



写真 子どもたちを見送る様子

このときに島外避難したのは、小・中学生84人、教員等94人、教育委員等8人の合計235人であった。定刻に三池港を発った一行は、竹芝棧橋で船中泊の後、30日にバスで秋川高校へ移動した。その後、既に都内などへ自主避難していた児童・生徒を受け入れ、9月4日に秋川高校で二学期の始業式が行われた。このときの小・中学生の数は合計244人であった。避難前

(7月1日)の小・中学生は328人であり、7割を超える子どもたちが秋川高校に行ったことになる。

これら秋川高校での寮生活へ合流しなかった子どもたちは、島外避難をした親元などから最寄りの学校へ通学していた。教職員らは、家庭訪問や学校訪問、さらには受け入れ先学校の担当職員と電話で連絡を取り合うなどして、こうした子どもたちの状況把握にも努めた。

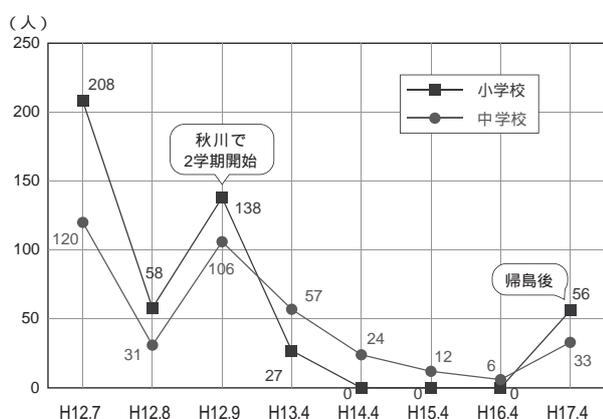


図 3.3.1 全島避難から帰島までの秋川の児童・生徒数推移

2) 避難中の授業と課題

秋川高校で島外避難後の授業が始まった。授業では、小学校、中学校とも避難当初は、施設や教材の不足などが問題となったが、それらは支援物資の提供や学校側の体制が整うことで徐々に解消されていった。一方、避難の長期化により児童・生徒が減少し、授業内容への工夫が必要となっていった。

小学校

秋川高校への避難後、小学校では島内にあった3つの小学校(三宅・阿古・坪田)が合同で、各学年1学級体制で授業が実施された。秋川高校では、一つの校舎に秋川高校(12年度のみ)、三宅高校、中学校、小学校が存在することとなり、グラウンド、体育館、特別教室が共用となるなど調整が必要であった。

3校合同体制では、1学級を3人の学級担任が担当することになり、一週間ごとに担任が交替した。しかし、その方法では、それぞれの先生ごとに授業の教え方に特徴があり、授業に一貫性を持たせることが難しくなった。子どもたちからも「どの先生でもいいから、同じ先生が続けて教えてほしい」という声があがった。そのため平成13年度からは、学級担任、副担任、教科、寮務の4グループに担当を分けて対応することとなった。

また、児童・生徒の卒業や転出が続き、少人数での授業形態になったため、他学年との合同授業や近隣の学校との交流学习など、多人数での授業の場を確保する工夫がなされた。

平成14年度には在校生がいなくなったため、教職員は三宅籍の子どもが在籍する学校に兼務しながら家庭訪問等をし、三宅島の子どもたちの状況を把握することに努めた。

中学校

中学校も小学校同様に、3中学校合同の学級体制をとっていた。

授業再開当初は教材、教具のほかにも、特別教室の設備が不足するなどの問題があった。また、不足した授業時間の確保のため、第1・3土曜日に授業時間を増やすなどの工夫がされた。それでも「総合的な学習の時間」や選択授業、学校行事、部活動などについては時間が不足する場面もあったが、創意工夫により解決の努力が続けられた。

その後、避難が長期化すると、帰島がいつになるかわからないことや生徒数の減少から、中・長期的な教育計画が立てにくくなっていった。そのため学習の進行状況などによる習熟度別学習や、近隣校との合同授業・部活動、秋川の環境を活かした職業体験学習を行うなど、授業が工夫された。

3) 学校に寄せられた支援

全島避難当初から、秋川高校へは、人的な支援や物資、義援金など多くの支援が寄せられていた。

「アドバイザースタッフ」の派遣

秋川高校への人的支援では、全島避難後間もない9月当初に都教育委員会から派遣されたアドバイザースタッフなどがある。アドバイザースタッフは、臨床心理士などの専門スタッフのほか、大学生や一般のボランティアで構成されていた。主に、臨床心理士は子どもたちの個別カウンセリングや教職員のメンタルケアなどを受け持ち、大学生や一般ボランティアは遊び相手や話し相手をする事で、子どもたちのストレス軽減などに取り組んでいた。これらアドバイザースタッフの派遣は、学生・一般スタッフが平成13年度、専門スタッフが平成15年度まで続けられた。

児童・生徒支援センターの設置

あきる野市社会福祉協議会と青年会議所などが中心となって秋川高校の敷地内に支援センターが設置された。センターは、様々な寄贈品や支援物資の受付窓口になり、また児童生徒を楽ませるためのイベントを企画するなどの活動を行った。物資等については受付窓口になるだけでなく、自転車や加湿器など教職員や児童生徒のニーズに応じた手配をするなど、きめ細かな心配りがなされた。

物資や義援金などの支援

支援物資は食料、玩具、文房具、衣類など様々で、多い時には一日数十種類のもものが届き、寮の玄関に積み上げられることもあった。児童・生徒支援センターによる支援が始まるまでの間、これらの仕分けや配布を教職員等が行わなければならない負担となることもあったが、避難生活

の中で、支援物資によって助けられた部分は大きかった。

また、三宅村教育委員会へは、三宅の子どもたちのためにと、義援金なども寄せられた。教育委員会は村と協議しながら、児童・生徒へ義援金の配分を行っていた。三宅島社会福祉協議会及び児童・生徒支援センターでは、寄せられた義援金を図書券、玩具券に換えて児童・生徒及び未就学児に配分した。

その他、離れて暮らす親との電話や子どもたちが親元へ帰宅したり、保護者が寮を訪れたりする際の交通費にと、テレホンカードや鉄道のプリペイドカードなども寄せられた。

全国のPTAから寄せられた義援金は、避難での不安定な環境下で学校に通う子どもたちへの奨学援助として、住友信託銀行が窓口となり、毎月小学生5,000円、中学生1万円が平成13年4月から平成18年9月まで支給された。

4) 寮生活の負担と通学

寮生活による子どもたちへの負担

秋川高校への避難当初、小・中・高校の生徒を合わせた入寮者数は359人であった。子どもたちは土、日曜日などの休日には親元の避難先へ帰っていたが、寮生活による心身への負担は大きく、避難直後から精神的に不安定になる者、体調を崩す者が相次いだ。特に小学校低学年の子どもには厳しいものがあった。親と離れていることで情緒不安定となり、体の不調を訴える子ども、スキンシップを求める姿が見られた。

小学校高学年では自分自身のこと以外に低学年の世話が加わり、負担が大きくなっていることなどがうかがわれた。中学生では集団生活によるプライバシーのない生活、友人関係のこじれなどが主な原因となっていた。

これらのストレスは身体へ直接影響したり、行動に表れたりするなど様々な形で表面化していた(表3.3.1)。



写真 寮で食事の準備をする様子



写真 寮の部屋の様子

元気なみんなの楽しい一日	
7:00	起床
	窓あけ・布団上げ・顔洗い・着替え
7:15	朝食の準備開始
7:30	朝食
8:15	歯みがき、学校に行く準備
8:45	寮出発
	学校
	みんなしっかり学習しようね
3:15	学校終了・下校
4:00	入浴
	前日の洗濯物を取り込み、たたんで整理 今日のせんたく・忘れないで全部干そう 部屋の整理整とん
5:45	夕食準備
6:00	夕食
6:40	せんたくや部屋の整理が終わっていない場合は、 夕食後の時間を利用する。
8:00	自分の部屋に戻る 学習・読書の時間
8:45	健康観察
9:20	就寝準備
9:30	就寝
	掃除:自室、共用部分、男子(武道館)、女子(教室)

図 3.3.2 寮の一日(小学生)

表 3.3.1 保健室対応からみられた子どもたちのストレス反応

ストレスが身体に 直接影響したもの	ストレスが行動と して表れたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・気管支喘息悪化 ・チック、爪噛み ・反復性腹痛 ・起立性調節障害 ・心因性嘔吐症 ・円形脱毛症 <li style="text-align: center;">等 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ ・虚言 ・退行 ・睡眠障害 ・無気力、集中力低下 ・不潔行為 ・暴力行為 ・ルールを守らない

出典：東京都立三宅高等学校「2000年三宅島噴火 三宅高校の一年」H13.12

こうしたストレスの影響を少しでも緩和しようと教職員や養護教諭、さらに臨床心理士や医師などによる“心のケア”も行われた。

秋川高校の生活は、家庭と離れて児童生徒、教員だけの生活となり、いろいろな課題があった。子どもたちの苦労も大きかったが、教員も親代わりとなるなど、通常とは異なる苦労があった。

寮生活から通学、転出へ

親元などからの通学は、当初、秋川高校では原則として認められていなかった。通学については平成12年の10月頃から、秋川高校に通学可能な範囲に避難している保護者などが教育委員会へ通学許可の要望を出していたが、通学不可能な地域の避難世帯との平等を理由に許可されなかった。

そのため、寮生活の負担に耐えられなくなった児童・生徒は、保護者の避難先から最寄の学校へ転学するため引き取られていき、秋川高校の在籍者は減り続けた。その結果、平成13年4月の始業時には、秋川高校に在籍する小・中学生は84人と半数以下になっており、このうち小学校では新入生の受入れを停止したこともあり、児童数は27人にまで減少していた。

平成13年2月、噴火予知連会から「火山活動の長期化が見込まれる」という発表があった。村教育委員会は、これを受けて、就学について

の選択肢を拡大する必要があるとして、4月から武蔵村山団地に限定して通学を認め、スクールバスの運行を開始した。しかし、その後も秋川で学ぶ児童・生徒は減り続け、平成14年1月には在籍者数が67人まで減少した。三宅村立小学校では平成14年3月に児童の転校、卒業などにより在校生がいなくなった。

中学校も小学校と同様に、生徒の転出などが続き、平成16年5月の時点で、入寮者はいなくなり、在校生は6人のみとなった。

5) 子どもたちの帰島と学校の再開

平成17年2月の避難指示解除後、三宅村立小学校、中学校は児童・生徒数の減少や火山ガスに対する安全確保などを考慮して、秋川高校での体制と同様に1校合同体制を継続することとなった。それぞれ4月1日から「三宅村立小学校」、「三宅村立中学校」として再開、4月11日に始業式が行われた。また、翌日からは学校給食も再開した。新年度は、在校生数小学校56人、中学校33人での学校再開となった。

住民の声

今回の児童・生徒の避難に際して、村教育委員会が秋川高校への集団避難を決定したことは、過去の噴火の経験を踏まえての判断として自然な成り行きだったともいえる。

しかし、今回の噴火は、過去のものとは比べ、活動が長期にわたるといって、大きく違っていた。そのため、子どもたちを親元から引き離したことが、逆に仇となり、子どもたち、職員等への大きな負担となった。

平成16年10月に発生した新潟県中越地震の際には、地

震で全村避難をした山古志村教育委員会(現 長岡市)から、子どもたちの避難について気をつけなければいけないことは何かとの質問が三宅村教育委員会にあり、「親子を離さずに避難することが大切」だと伝えられた。今後、また、三宅島の噴火による避難が必要になった際には、平成12年噴火時の子どもたちの避難についても教訓として活かされることであらう。

3-(4) 分散避難生活

1)ひとまず避難所へ

9月2日から始まった全島避難で、東京に到着した島民に提供された一時避難所は、渋谷区代々木神園町の国立オリンピック記念青少年総合センターである。この避難所には、竹芝港に入港した後に、停泊中の船で1泊した希望者のみが翌朝チャーターされたバスで移動し入所した。その数は9月3日が106人、4日が280人、5日が207人、7日が1人で、合計で594人であった。そして希望者には、すぐ空いている公営住宅が提供されたことから、避難者は次々公営住宅へと移動した。このためこの避難所は9月9日をもって閉鎖された。

2)そして公営住宅へ

東京都は、全島避難が決定される前の8月25日に、全島避難は考えていないが空き家となっている都営住宅などを、自主的に避難した人に無料で提供することを、チラシで島民に周知していた。そして、30日に東京都から島外避難者のために、1,300戸から1,400戸の都営住宅などを一時提供するという発表があった。このため縁故宅などに身を寄せていた島民も、避難所となったオリンピックセンターに設置された公営住宅の申込所を訪れ、「都営住宅等施設一時使用許可申請書」を提出した。申請にあたって島民は、子どもがいる秋川高校の近くや親戚などの近く、また既に自主避難して入居していた島民がいる団地など、それぞれの家庭の事情を勘案して希望する団地を申し込んだ。この際、公営住宅は緊急一時避難施設として提供されたことから、使用期間は原則として3ヶ月とされ、その後は更新の手続きが必要になるという条件であった。

当初、提供された公営住宅は、都営住宅だけ

でなく、区市町村住宅、都市基盤整備公団住宅からも一時提供があり、平成12年10月24日現在で2,426人に公営住宅が島民に提供された。また公営住宅以外では、縁故を頼って避難した人も多く880人に上った。さらに社宅に入居した人が305人、福祉施設や医療施設に入所した人が70人であった。このように今回の災害では、通常大規模な災害が発生した時に建設される応急仮設住宅は1戸もなく、その代わりに空き家となっていた公営住宅が主要な避難施設として活用された。



写真 避難所となったオリンピックセンター

3)ちりぢりバラバラの避難生活

島外に避難した島民の多くは東京都が用意してくれた公営住宅に入居したが、中には遠方にいる子どもや親戚などを頼って避難した人もいて、結果的に全国に分散して避難生活を始めることになった。表3.4.1は避難先を時間の経過でまとめたものである。避難先で最も多いのは、当然東京で全体の88%が都内に避難したことになる。しかし、都内といっても避難した団地は数ヶ所に限られていたわけではなく、広い範囲に分散した生活を余儀なくされていた。

平成12年10月24日時点の島民の避難先は、21都道府県にまたがり、都内でも23区32市

町村に分散していた。島民の中には、避難直後に避難した場所から、その後移転した人もいて、帰島前（平成 16 年 11 月 1 日）の避難先は 14 都県へと変化した。島民が避難先を変えた理由としては、避難生活が長引きそうなので遠くの親戚宅にいるより親しくしていた島民の近くに引越したいとか、公営住宅の無償提供が限界となったために都営住宅に移転を余儀なくされたなどがあげられる。

避難直後、村は島民の避難先の把握に苦慮した。公営住宅を申し込んだ島民の把握は容易であったが、自分で独自に避難先を決めた人の所在は困難をきわめた。そこで村は、報道機関に協力を要請、避難した島民に避難先が決まったら村に連絡してもらうように呼びかけた。この方法が功を奏し村は、島民の避難先をきわめて早く把握することができた。全島避難から約 2 ヶ月後の平成 12 年 10 月 24 日時点では 95%、平成 13 年 12 月 1 日時点では 99.6% で、16 人を除いて全島民の避難先が把握できていた。

4) 困った島民への情報提供

月 2 回の郵便物

災害の前、村からの広報は、広報「みやけ」を自治会やシルバー人材センターにお願いして各戸に配布していた。また急を要する連絡は、村の防災無線が広報手段であった。しかし島外に分散避難したことによって、このような情報伝達手段がまったく使えないこととなった。そこで村は、義援物資として提供されたパソコンやファックス、テレビ電話を活用して島民への情報提供に努めた。また村は、住所が把握できた島民には郵便で情報を提供し始めた。最初の郵便物は、平成 12 年 9 月 22 日に発送された。その内容は、就職相談会開催の案内と東京事務所、立川事務所開設のお知らせであった。広報「みやけ」は、翌 10 月から発行が再開された。避難島民への郵便物による連絡は、平成 13 年 2

月までが月 1 回で、3 月からは月 2 回送られるようになった。また、緊急の“お知らせ”がある場合は、その都度郵便で連絡するという方法がとられた。

情報連絡員

村は、村から島民に提供された情報や手続きなどがわからない人のために、三宅島社会福祉協議会に委託して「情報連絡員」制度を平成 13 年 1 月から発足させた。この事業をスタートさせた背景には、島民が役場の仮事務所から遠隔地に居住しているため、役場に出向きにくいことを解消するためにとられた措置である。事業は平成 17 年 1 月まで実施された。連絡員は、島民の中から毎年約 20 人がこの活動に従事し、避難先の住宅を訪問したり電話で相談に応じた。

住民説明会

島民から島の復旧状況や火山ガスの見通しなどを知りたいという要望が多く寄せられたことから、村は「住民説明会」を開催した。「住民説明会」は、火山活動の説明やリスクコミュニケーションを除いて帰島まで合計 7 回開催された。開催にあたっては、島民が分散して避難していることから毎回 2 ~ 3 会場に分けて実施された。



写真 南大沢での住民説明会

ミニ懇談会

一時帰島ができない高齢者等のために避難先の団地を村の職員が巡回し、島の様子を映したビデオや写真を見てもらいながら、様々な質問や相談を受ける措置がとられた。この事業は平成15年4月から始まり、平成16年6月まで36回実施され、参加した島民は437人を数えた。



図 3.4.1 都道府県別避難先

表 3.4.1 都道府県別避難先の推移

	平成13年 1月1日	平成14年 1月1日	平成15年 1月1日	平成16年 1月1日	平成16年 11月1日
北海道	2	-	-	-	-
青森	-	-	-	-	-
宮城	1	1	1	1	1
秋田	-	3	3	3	3
山形	2	-	-	-	-
福島	6	4	4	4	3
茨城	7	5	6	3	3
栃木	11	7	7	7	6
群馬	18	12	13	14	14
埼玉	134	101	91	90	89
千葉	74	47	44	34	32
東京	3347	3284	3130	3033	2925
神奈川	150	116	108	106	105
山梨	1	2	2	2	2
長野	7	4	1	1	-
静岡	30	33	34	29	28
愛知	3	-	-	-	6
大阪	2	1	1	-	-
岡山	4	5	5	4	3
山口	-	1	-	-	-
愛媛	1	1	-	-	-
沖縄	8	5	1	-	-
(国外)	-	1	-	-	-
合計	3808	3633	3451	3331	3220

表 3.4.2 都内区市町村別避難先の推移

	平成13年 1月1日	平成14年 1月1日	平成15年 1月1日	平成16年 1月1日	平成16年 11月1日
千代田	5	6	3	3	2
中央	13	8	5	5	4
港	183	170	148	142	140
新宿	8	7	6	7	8
文京	2	2	2	3	3
台東	19	20	19	16	18
墨田	19	17	17	14	14
江東	193	201	197	185	174
品川	133	127	114	103	96
目黒	27	19	18	17	14
大田	109	99	87	82	81
世田谷	43	40	36	33	34
渋谷	9	9	8	8	8
中野	22	17	14	15	13
杉並	19	22	27	26	25
豊島	14	14	8	9	11
北	243	231	228	225	213
荒川	5	4	9	6	7
板橋	33	35	27	25	21
練馬	54	55	59	54	50
足立	122	122	111	109	105
葛飾	73	79	76	77	74
江戸川	188	173	155	157	156
八王子	662	634	611	597	590
立川	42	65	65	64	65
武蔵野	3	3	2	1	1
三鷹	7	7	10	8	10
青梅	5	6	4	4	3
府中	72	68	57	51	48
昭島	44	37	37	26	16
調布	12	8	9	9	7
町田	41	49	39	47	45
小金井	3	4	3	7	7
小平	20	18	16	16	16
日野	14	10	11	7	4
東村山	65	61	57	57	53
国分寺	12	9	9	11	11
国立	165	162	181	191	191
西東京	13	15	19	14	11
福生	8	8	5	3	3
狛江	5	3	3	3	2
東大和	45	52	50	54	49
清瀬	4	4	10	10	9
東久留米	59	71	63	62	60
武蔵村山	272	304	300	279	276
多摩	7	3	2	3	1
稲城	105	90	94	90	83
羽村	0	1	1	1	0
あきる野	56	55	40	28	26
瑞穂	2	2	2	0	0
日の出	0	0	-	-	-
大島	6	3	1	5	7
新島	10	15	15	21	22
神津	2	1	0	0	1
御蔵	3	1	1	0	0
八丈	47	38	39	42	37
合計	3347	3284	3130	3032	2925

表 3.4.3 住民説明会

回	年月日	説明内容	質問・要望
1	平成 12 年 11 月 25 日・26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三宅島の現状報告（ビデオ放映） 2. 講演 雄山の火山活動について 3. 被害の現状と今後の対応について 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を通学させている保護者への生活支援 ・子どもたちの心のケアを図ってほしい ・各団地に議員を居住させてほしい ・島のインフラやライフラインの復旧期間は ・島の家屋の被害の拡大防止に努めてほしい ・既に被害を受けた人の一時帰宅を希望する
2	平成 13 年 5 月 12 日・13 日・ 20 日・26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三宅島の現状報告（ビデオ放映） 2. 一時帰島について国・都と協議中 3. 5/4 から島での夜間常駐の試行開始 4. 義援金の配分について 5. 住民自主活動支援事業を新設 6. 泥流被害世帯に写真を送付した 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時帰島を実現して、それが無理ならもっと情報提供を ・支援金の領収書を不要にしてほしい ・島の防犯対策について ・避難住宅の集約化についての要望 ・都以外にいる人への支援が不十分 ・希望のもてる説明をしてほしい ・避難者へもっと支援して ・情報連絡員の役割は ・災害の長期化に対する対策は
3	平成 14 年 10 月 20 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火山活動の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在と帰島後の生活支援対策の実施して ・帰島の時期について ・自宅の補修を支援して ・帰島後の高齢者支援について
4	平成 15 年 3 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・共済及び地震保険について 	
5	平成 16 年 4 月 24 日・25 日・ 29 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 帰島に向けた村の考え方 2. 「帰島プログラム準備検討会報告書」 3. 火山ガスの状況 4. 火山ガスと健康影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定をするためにはもっと情報がほしい ・すぐ帰島できない人へ支援策は ・帰島の時期はいつか ・高齢者・高感受性者などの帰島への対応 ・引越しの方法 ・村営住宅 ・家屋の修理について ・帰島後の生活支援策は ・火山ガス対策は
6	平成 16 年 9 月 18 日・19 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 帰島意向調査結果説明 2. 帰島計画説明 3. 「帰島・生活再開の手引き」説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・高濃度地区への支援は ・高濃度地区の農作業について ・帰島後の火山ガス対策について ・脱硫装置を早く整備してほしい ・多くの島民が島に行けるようにしてほしい ・帰島しない人の住宅対策は ・自己責任の解釈について
7	平成 16 年 11 月 20 日・21 日・ 23 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 引越し計画 2. 被災者生活再建支援金の準備申請受付 3. 災害援護資金の事前相談 4. 避難指示解除後の都営住宅の申込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援金の手続きについて ・引越しの方法について ・村営住宅の入居時期について ・帰島前健診の結果について ・小型脱硫装置について

3-(5) 高齢者の避難

1) 自主避難した高齢者

噴火前にホームヘルプサービスを利用している高齢者は40人だったが、度重なる噴火で、住民は自主避難を始めており、8月18日の大噴火翌日には、32人に減っていた。この間に自主避難できたのは島外に縁故がある人などが多く、そうでない人や介護が必要な高齢者などは、容易に自主避難をすることはできなかった。

2) 要介護高齢者等の緊急避難

噴火前、特別養護老人ホーム「あじさいの里」には、49人が入居していた。緊急火山情報が出た翌日の6月27日には、東京都は、避難が6月30日まで継続した場合に、あじさいの里入所者と重症の在宅の要介護高齢者を都内の特別養護老人ホームに避難させる計画を立てていた。避難者を大型ヘリコプターで一度に搬送するという計画だったが、都災害対策本部の解散に伴い、白紙となった。

その後、噴火、降灰、泥流が続く中で、ホームヘルパーの安全面から、在宅サービスの提供も難しい状況になっていった。そのため、あじさいの里や社会福祉協議会は、村や都に島外避難の実施を要請した。

事態が動き出したのは8月22日である。島内の職員の移動が危険を伴い、介護サービスが提供できないことを理由として、都から村にベッドを確保するとの連絡が入った。在宅高齢者を優先に避難させることが計画され、まず、緊急度の高い20人がリストアップされた。残る35人についても島外避難の意向について緊急調査が行われ、医師の判断なども得ながら、リストアップが進められた。

第1陣の避難は8月24日に実施された。要介護高齢者等13人及び身体障害者1人が、ヘリ

コプターで8人、船で6人に分かれて避難した。

しかし、その後の避難についてはなかなか決まらなかった。ようやく第2陣の避難が実現したのは、大きな噴火のあった8月29日である。第2陣以降は、在宅高齢者だけでなく、あじさいの里の入居者についても重度要介護者の避難が実施された。最後の9月1日の第4陣までの避難状況と要援護者等を受け入れていただいた施設は表3.5.1のとおりである。

表 3.5.1 要援護者等の避難状況と受け入れ施設

第1陣 8月24日	要介護高齢者等 13人 身体障害者1人	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋ナーシングホーム(11人) ・東村山ナーシングホーム(2人) ・日野療養園(1人:身体障害)
第2陣 8月29日	要介護高齢者 及び あじさいの里 入居者 合計18人	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアポート板橋(2人) ・第二光陽苑(2人) ・和田堀ホーム(2人) ・中野区かみさぎ特別養護老人ホーム(2人) ・北区立特別養護老人ホーム浮間さくら荘(2人) ・文京区立特別養護老人ホームくすのきの郷(2人) ・墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム(1人) ・足立区特別養護老人ホーム扇(2人) ・葛飾区特別養護老人ホーム奥戸くつろぎの郷(1人) ・世田谷区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム(2人)
第3陣 8月30日	あじさいの里 入居者10人	<ul style="list-style-type: none"> ・清楓ホーム(品川区)(2人) ・目黒区立特別養護老人ホーム東山(2人) ・大田区立特別養護老人ホーム大森(2人) ・大田区立特別養護老人ホーム蒲田(2人) ・浄風園(中野区)(2人)
第4陣 9月1日	あじさいの里 入居者29人	<ul style="list-style-type: none"> ・至誠キートスホーム(立川市)(3人) ・つきみの園(小金井市)(3人) ・西砂ホーム(立川市)(3人) ・ニューフジホーム(昭島市)(3人) ・足立翔裕園(足立区)(2人) ・サルビア荘(町田市)(3人) ・品川区立荏原特別養護老人ホーム(3人) ・世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム(3人) ・豊島区立特別養護老人ホーム山吹の里(3人) ・美郷(町田市)(3人)

3) 高齢者の避難生活の実態

戸惑う高齢者

避難した高齢者はまず、交通機関の利用や地理不案内などで苦労している。慣れない電車、バス、駅での行き先確認や自動券売機での切符の買い方に戸惑った。

表 3.5.2 三宅島避難者が困ったこと

困ったこと	件数(%)
都内の交通がわからない	140件(20%)
バスの停留所や駅が遠い	113件(16%)
足が不自由で移動が困難	112件(16%)
お店や病院、公共機関などの場所がわからない	65件(9%)
地元で福祉、介護のサービスを利用したいが、どこへ行けばいいかわからない	24件(3%)

出典：三宅島災害・東京ボランティア支援センターと三宅島社会福祉協議会が実施した所在確認と生活に関するアンケート(n=700)

経験のない団地住まいにも不安や慣れないことが多かった。その後、避難が長期化すると、「近隣住民との人間関係への不安」「車や暴走族の騒音」などが、ストレスとなった。当初は短期間だと思ってエレベーターのない団地に入居した高齢者からは、「階段の苦労」の声が多く聞かれるようになった。

仕事・暮らし向き

島では60歳代後半から70歳代も現役世代であり、高齢化が進む三宅島では、そうした世代が島の産業を支えていた部分も大きかった。ところが、避難先では、高齢が理由で、なかなか仕事に就けないのである。これが高齢者世帯の生活を厳しいものにし、体を動かしたり外出しないことが心身の健康に影響した。

避難から約8ヶ月の時点で三宅村が実施した老人世帯生活実態調査では、「働いていない」「働きたいが職がない」が73%。暮らしが「苦しい」と答えた世帯は59%、生活は年金と預貯金の取り崩しが90%、世帯収入8万円以下が35%といった厳しい状況が明らかとなった。

その後、避難から1年8ヶ月後に東京都が実施した調査からは、毎月の収入が生活保護基準を下回る水準の世帯は約300世帯で、このうち約8割が65歳以上の高齢者世帯であると推定された。高齢者世帯の生計は、さらに厳しさを増しているものと考えられた。

表 3.5.3 老人世帯生活実態調査(第1回)

H13.5 三宅村保健福祉課

対象	65歳以上の世帯主世帯 660世帯
世帯構成	夫婦2人暮らし 37%、子どもと同居 33%
就労状況	働いていない 60%、働きたいが職がない 13%、働いている 10%
生活困窮度	とても苦しい 10%、苦しい 49%、変わらない 36%
収入源	年金 62%、預貯金の取り崩し 28%
世帯収入	8万円以下(生活保護該当) 35%

急増した要介護高齢者

高齢者世帯に対して実施された巡回訪問調査などでも、体調に関する不安を訴える声は際立っていた。事実、全島避難と前後して、介護保険の要介護認定者が急増するとともに、特別養護老人ホームなどへの一時入所(緊急入所)者が増加している(図 3.5.1)。

避難生活が高齢者の心身に大きな影響を及ぼしていること、また、避難の長期化が、介護を要する方やその家族にとって過酷なものとなっていった様子がうかがわれる。

4) 高齢者支援センターの設置

島では「知った顔」のコミュニティがあり、島民同士の「共助」はあたりまえだった。しかし、東京では隣の人も知らないという生活がスタートした。また、村の調査によれば、都内在住の在宅高齢者は、1,023人で、そのうち独居老人は153人に上った。

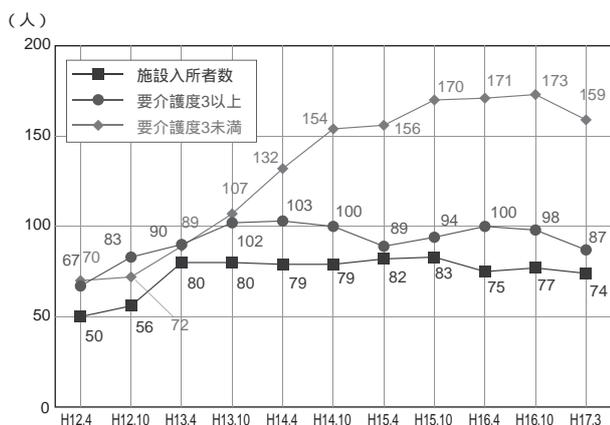


図 3.5.1 要介護認定、施設入所者の推移

こうした状況で、避難している高齢者を中心にケアする取り組みが進められた。特に、島民同士が直接顔を合わせて交流するような機会の提供は重要だった。さらに、避難が長期化するにつれて、生きがいや健康のためにも、就労面の措置が不可欠だった。



写真 高齢者支援センターでの保健師による健康指導

避難の長期化によって精神的に不安になったり孤立化する高齢者等に対して、生活全般の相談や助言、幅広い交流機能などを総合的に提供するために、特に高齢者が多い地域には「高齢者支援センター」が設置された。高齢者支援センターは、島民が集える場であり、また、保健師等を活用した島民の訪問相談等のサービスを提供する拠点でもある。月に1回程度の頻度で花見やげんき農場の訪問などの外出行事も行われ、参加者に喜ばれた。

当初2ヶ所設置され、平成15年度に3ヶ所増設し、計5ヶ所が開設された。男性の利用者が少ないなどの課題はあったものの、どのセンターにも多くの高齢者等が集まり、避難生活の糧となっていた。

住民の声

【高齢者の避難】

自主避難は自分で出て行く人、本土の子どもが心配して呼び寄せるなどいろいろなケースがあったようだ。一人では、どうやって東京へ行っていいかわからないということで、身内が迎えに来ていた人もいた。

要援護者の引受け先をどこにするか、という問題もなかなか大変だった。介護レベル5の人や持病を持っている人は、板橋区大山のナーシングセンターなどに、ベッドを一部屋一つずつ増やすような形で優先的に入れてもらっていた。こうした配慮があったために、介護の必要や持病のある高齢者で行き先のない人は生じなかった。

一方で、高齢者夫婦世帯がエレベーターのない団地の上層階に割り当てられてしまって、毎日階段の昇り降りです苦勞していたというところもあった。当初の混乱の中で、住宅の割当てなどは人を見ながら一軒、一軒決められたわけではないので、仕方がないかなという気がしていた。最初のころは都の担当も要望を聞いてくれたりしていた。

【島と避難先での生活のギャップ】

避難先の近所のスーパーで、島民のおばさんが混んでいるレジに並ばず、周りをうろろしているのを見つけて訊いてみると「空いたら並ぼうと思って…」という返事が返ってき

たので、その場合は代りに勘定をしてあげた。お年寄りなどには、島の勝手と違いすぎて、買い物一つでも大変なことだった。しかも、高齢者は島にいた頃から、そう何度も買出しに行けないので、一度の買出しでたくさん買って保存できるような大きな冷蔵庫を持っていた。それに比べると都の住宅に設置されていたものは小さかったので、大きな冷蔵庫に買い替えることもあった。

【避難している間の状態悪化】

避難期間中に介護レベルが上がってしまったお年寄りもいた。そうした世帯では、お年寄りの面倒まで見られないから何とかしてくれという声も上がって、施設に受け入れてもらうなどの措置をとった。介護度が4、5の人が出た場合には、都と連絡を取って施設に受け入れてもらうようにしていた。また、団地で一人暮らしをしていたお年寄りなどについては、団地内のほかの人が気にかけていたり、籠りっきりになってしまうということはなかったようだ。

ただ、今回の避難中、避難先で亡くなったお年寄りの数は197人で、統計的にみればそんなに変わった数字じゃないかもしれないけれども、どこかで避難ということが少なからず影響を与えていたのではないかと思う。

3 - (6) 長期避難生活への支援

1) 最初は生活用品の提供

公営住宅で避難生活を開始するにあたって当面必要な生活用品の支給があった。具体的には、寝具、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、鍋などであった。しかし通常の生活をするためには、これだけでは不十分で、入居後数日間、島民は、トイレトペーパー、シャンプー、石けん、食器用洗剤、スポンジ、たわしなどの日用品、そして食料品や調味料などの買出しに追われた。

日用品など 31 品目

〔寝具類〕

- ・布団(シーツ、枕)、毛布

〔衣類〕

- ・肌着(上下セット)、ジャージ(上下セット)

〔什器類〕

- ・テーブル、鍋(大小)、フライパン、やかん、まな板、包丁、お玉、菜箸、しゃもじ、フライ返し、ざる、ボール、茶碗、お椀、箸、湯飲み茶碗、急須、中皿、小皿、丼、ガスコンロ

〔電化製品〕

- ・冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、テレビ、扇風機、照明器具

2) 生活費の支援

きびしい生計

村は、避難島民の生活状況を把握するため、避難期間中に郵送によって2回生活実態調査を行った。第1回目は平成13年3月で、2回目は平成13年10月である。この調査から収入の状況を見ると、避難前に比べて収入が大きく減ったと回答した人は、1回目が約40%であったのに対し、2回目は約35%と減少した(図3.6.1)。

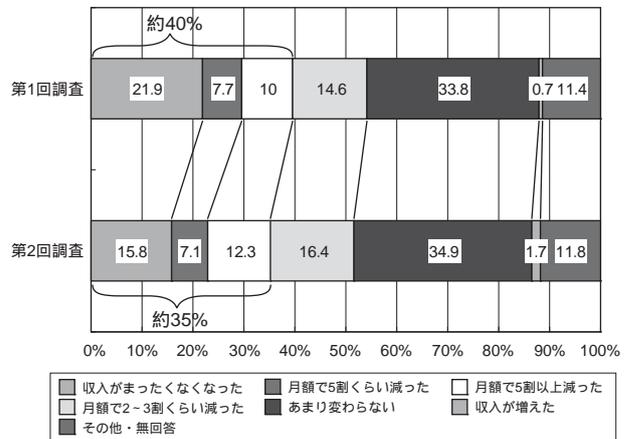


図 3.6.1 避難後の収入の状況

これは、職を失った人が新たに就労したためである。生計の状態については、第2回調査で「何とか暮らせている」と「避難前と変わらない」の合計が約61%であった。一方、「非常に苦しい」と「苦しい」と回答した人の合計は約32%で、1回目の約29%をやや上回る結果となった(図3.6.2)。

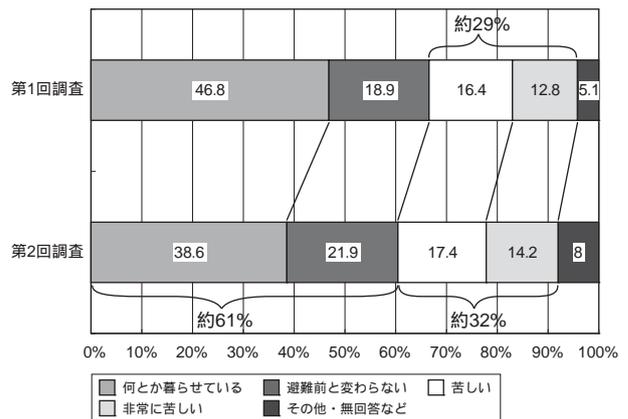


図 3.6.2 避難後の生計の状態

また、年代別では50歳代から70歳代の中高年の世代が、他の世代に比べて生計が苦しいという実態が明らかになった(図3.6.3)。

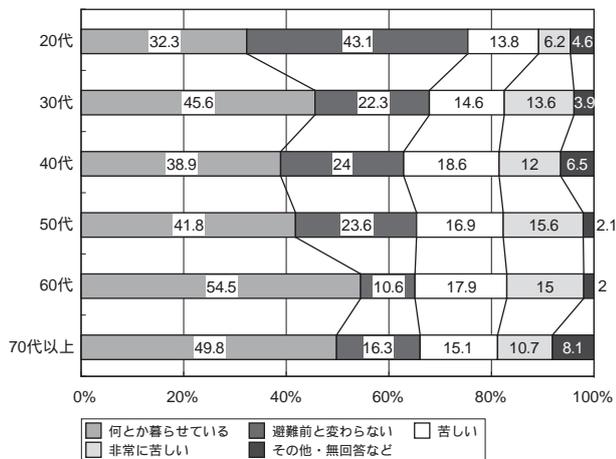


図 3.6.3 避難後の生計の状態(年代別)

このことは、都が平成 14 年 6 月に実施した調査結果にも現れていて、都は世帯主の年齢が 50 歳以上で、生活保護基準以下の収入世帯は 338 世帯である、と発表した。生計の悪化は、平成 15 年 8 月に島民連絡会が実施したアンケート調査の結果にも表れていた。生計の状態を 1 年前と比較した質問に対して、「かなり苦しくなった」が 32%、「少し苦しくなった」が 36% で、避難生活の長期化に伴って多くの島民が生計が苦しくなったと回答していた(図 3.6.4)。

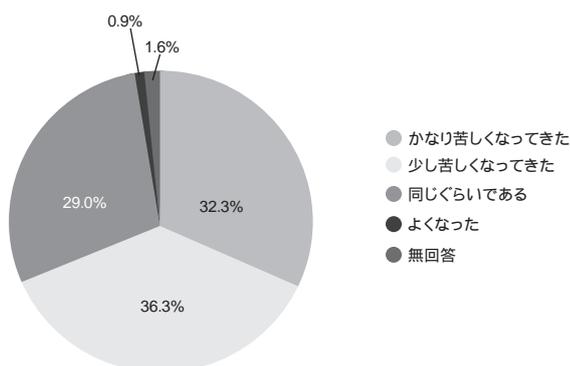


図 3.6.4 1 年前と比べた生計の状態

これらの結果をもとに生活困窮世帯を対象に生活保護の受給が勧められたこともあって、災害前に 17 世帯 20 人だった生活保護世帯は、平成 16 年 6 月時点で 100 世帯(139 人)にまで増えた。

最初は生活資金の貸付

避難直後の当座の生活費支援として貸し付けられたのが、国の生活福祉資金貸付制度の中の生活資金の災害特例貸付で、利子は都が補給した。また、災害援護資金の貸付も、国の制度(350 万円)に都単独分(150 万円)が上乗せして実施されたが、申請者はいなかった。

「生活資金災害特例貸付」

貸付額：1 件 10 万円 無利子

(利率 3%，都が利子を負担したので結果として無利子)

償還期間：4 年間(据置期間は避難指示解除後 12 月以内)

実績：569 世帯 5,690 万円

(平成 12 年 9 月 1 日～平成 17 年 1 月 31 日)

生活支援金の貸付

全島避難直後の平成 12 年 10 月、村は島民の生活費支援の一環として噴火災害生活支援資金の貸付を実施した。

「噴火災害生活支援資金の貸付」

貸付額：1 件 30 万円(無利子)

償還期間：5 年間(2 年間据置)

条件：平成 12 年 6 月 26 日現在三宅村の住民であること

実績：204 世帯 6,120 万円(平成 17 年 3 月末)

早かった「被災者生活再建支援法」の適用

島外避難者の生計に配慮して国は、平成 12 年 12 月には「被災者生活再建支援法」の適用に踏み切った。

「被災者生活再建支援法」適用基準

基準：

500 万円以下の世帯(世帯主の年齢は問わない)

：複数世帯で 100 万円

500 万円～700 万円以下(45 歳以上または要援護世帯)

：複数世帯で 50 万円

700 万円～800 万円以下(60 歳以上または要援護世帯)

：複数世帯で 50 万円

実施時期：平成 12 月 1 日～

実績：1,484 世帯に 11 億 7,856 万円支給

(平成 17 年 2 月末現在)

しかし、避難者の中には、国の基準に該当しない人がいたことから、都は独自に補完的な制度を創設しこれらの人を救済した。

「東京都の支援金」

対象：「被災者生活再建支援法」の支給対象とならない世帯で、避難生活により収入の途を失った人
 限度額：複数世帯 50 万円、単身 37.5 万円
 実績：136 世帯 6,386 万円(平成 16 年 7 月末)

離職者支援資金の貸付

避難島民の生活費支援の一環として、国の生活福祉資金貸付制度の中の離職者支援資金の貸付が適用された。しかも適用にあたっては特例措置が盛り込まれ、通常よりも借入れが容易な内容となった。

「離職者支援資金三宅特例の貸付」

対象：三宅村内において就業していた生計中心者であって、三宅村への帰島後、村内で就業を希望する者。連帯保証人 1 人(通常 2 人)
 限度額：20 万円(単身者 10 万円)を 12 ヶ月を限度(三宅島民に限り一括貸付も可)
 利率等：3%(ただし、都による利率補給により無利子)
 償還期間：7 年(据置期間 避難指示解除後 12 月以内)
 実績：102 世帯 17,630 万円
 (平成 14 年 8 月 14 日～平成 17 年 1 月 31 日)

前例のない災害保護事業

避難島民の中に生活困窮世帯が増える傾向にあったことから、生活保護の受給が奨励されたが、これらの世帯には「生活保護」という言葉に抵抗があった。また多くの島民は、帰島後の生活再建に多額の費用が必要になることを懸念して、預貯金は取り崩さずに、また避難生活中の出費はできるだけ抑えた生活を送っていた。そこで村は、島民の帰島後の生活再建を考慮し、その上で避難生活が困窮状態に陥らないようにすることを目的に前例のない「三宅村災害保護特別事業」を平成 15 年 2 月に創設した。

「三宅村災害保護特別事業」

対象：被災日に三宅村に住所を有し、かつ帰島の意思を有する世帯
 ・生活保護の対象とならない世帯
 ・収入認定額が基準以下であること
 ・義援金、支援金を含めて預貯金の保有額が 500 万円以下で預貯金を預託する世帯
 支給額：生活保護基準額を準用する基準額と世帯の収入認定額を比較して、収入認定額が基準額に満たない場合に、その不足額を支給
 実績：ピーク時 48 世帯、月平均 58,000 円支給、総支給費 5,868 万円(平成 17 年 2 月末)

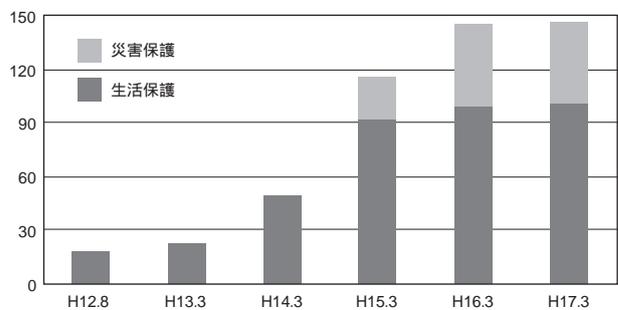


図 3.6.5 生活保護・災害保護の件数

商品券の支給

村は、避難島民の生計を支援するために、平成 12 年 11 月に 1 世帯あたり 2 万円の商品券を 1,944 世帯に配布した。

3) 生活実態調査

村は、長期化する避難生活で島民がどのような課題を抱えているのか、またどのような要望があるのか、などを把握するため 2 度にわたって生活実態調査を実施した。調査の方法は、避難先の島民に調査票を郵送する方法で実施された。

1 回目の調査

- ・対象：2,004 世帯(避難先不明の 13 世帯を除く)
- ・時期：平成 13 年 3 月 1 日～3 月 15 日
- ・回収率：64.1%
- ・調査内容：家族、生計、借入金、求職、情報収集、医療、教育、住宅

2 回目の調査

- ・対象：1,982 世帯(避難先不明の 21 世帯を除く)

- ・時期：平成13年10月18日～11月2日
- ・回収率：80.9%
- ・調査内容：自宅の被害、生計、借入金、住宅、砂防施設・防災対策、復興

4) 動物救援施設の建設

避難先の団地では、ペットを飼うことができなかったため、都は島から連れてきたペットを一時的に預かる施設として、「三宅島噴火災害動物救援センター」を日野市の浅川処理場内に建設した。収容能力は、犬が90匹、猫が120匹で、設置期間は、平成13年3月から平成14年3月までである。ピーク時に預けられた犬や猫は合計で65匹、これらの中には、里親や新しい飼い主に引き取られたものもいた。

5) ボランティア団体との連携

三宅島の島外での避難生活では、非常に多くの団体からご支援をいただいた。各避難先の自治体、避難先の社会福祉協議会、団地の自治会、あるいは遠方のボランティア団体など、その実態を把握することが困難なほどである。そんな中「三宅島災害・東京ボランティア支援センター」と三宅島社会福祉協議会は、避難前から帰島までにおける様々なプログラムにおいて連携を深めて取り組んだ。

その主な支援内容は次のとおりである。

全島避難前

- ・降灰除灰作業のためのボランティア派遣

避難生活期間中

- ・島民連絡会議の開催
- ・島民電話帳の作成
- ・FAX機の配布と「みやけの風」の配信
- ・三宅島関係ビデオの配布
- ・みやけふれあいコールの実施
- ・「三宅島島民ふれあい集会」の開催
- ・三宅島災害パネル展の実施と貸出し

本格帰島期

- ・島内引越しサポート
- ・降灰除去、カヤ・竹・草刈り、廃家財の搬出など

6) コミュニティ支援

島民連絡会補助金

分散避難によって島で機能していた自治会組織は、機能マヒの状態に陥った。そこで平成12年の秋頃から、各地区の住宅団地に入居した島民は、お互いに連絡体制を構築するために自発的に島民会を立ち上げた。このような島民の動きに対し村は、活動を支援すべく「住民情報ネットワーク事業」の一環として「島民連絡会補助金」制度を創設、各地区の島民会に活動費の支援を行った。島民会は、ピーク時で20数団体を数えた。

補助金の支給制度は、平成12年11月から始まり、その内容は、1島民会あたり1月5,000円、1世帯あたり1月500円であった。

住民自主活動支援事業等補助金

村は、島民のコミュニティの維持を図ることを目的に、島民が実施する自主的活動への支援制度を創設した。この場合、団体は5人以上で良く、補助金の額は原則50万円を上限に総事業費の5分の4とされた。

三宅島島民連絡会

平成14年4月には、多くの島民の意見等と行政や関係機関との橋渡しを行うことを目的として、各地区島民会の代表者で構成する「三宅島島民連絡会」が結成された。この連絡会は、次のような活動を実施した。

- ・月1回、各地区島民会の代表者が参加した会議を開催
- ・ボランティア団体と連携した「三宅島島民ふれあい集会」の開催
- ・月1回の「れんらくかいニュース」の発行
- ・島民を対象にしたアンケート調査の実施
- ・島民対話集会の開催(計7回)
- ・島民の意向を集約した要望書の提出
- ・「被災者生活再建支援法」の改正を求める署名運動の実施
- ・他の被災地の住民とのシンポジウムの開催
- ・島の復興を考えるシンポジウムの開催など

三宅島島民ふれあい集会

分散避難した島民同士や多くの善意の人々との親睦、行政との情報交換、意見交換等を目的に、村と島民がボランティア団体の協力を得て、合計9回開催された。場所は、毎回東京都港区にある港区立芝浦小学校・芝浦幼稚園で、島民が楽しみにした行事の一つだった。参加者はいつも1,000人を超えた。



写真 最後のふれあい集会

住民の声

【避難の長期化による生活苦】

東京だと、移動にもいちいちお金がかかってしまう。そういった点では、今まで、島にいてお金を使わないで乗り切っていた人たち、収入が限られていた人たちには、大変だったと思う。高齢者が生活に困り始めたのは、避難して2年目以降だった。その頃から、シルバーに入りたいという動機が、お金よりも外に出て皆と会いたいというものから、生活のためにお金が必要だからというものになってきていた。

災害保護事業は必要とされている人にとっては、良かったのではないかと。お年寄りには生活保護を受けるということを取るかという傾向があって、なかなか保護を受けられないという実態があった。

【ボランティアの支援】

長期避難生活で一番の支援といったら、ボランティアの支援だと思う。情報の連絡から、電話帳の作成など、本当に助かった。電話帳は、お互いの消息を知るのに役立ったし、情報の連絡などは島民連絡会やふれあい集会などのイベントがあることを知らせてもらって、元気づけられた人たちも多かったはずだ。ボランティアにとっては集会の準備や送迎、出店などで費用がとてもかかって大変だったろうが、ふれあい集会にはとても元気づけられた。ふれあい集會を計画して

くれたボランティアの組織力には驚いた。これが、三宅の人たちだけではとても開けなかったと思う。

【住民連絡会】

北区桐ヶ丘団地では、島民組織の事務所が9月の7、8日にはできていた。どこの島民会も呼びかけ人などがいたわけではない。そうしないとどうしようもないという状況だった。12年末には20位、最終的には区、市、団地単位など様々な大きさで44の組織ができた。

各地域の代表者が飯田橋のボランティアセンターに集まった第1回の集まりは12年の10月7日で、各避難先の住民が集まれそうな所に呼びかけて集まってもらった。最初は7人だったが、後に数十人規模になった。連絡会に寄せられる要望をまとめてみると、一番多かったのが、行政にいろいろ聞きたい、情報を知りたいということだった。それも、なかなか行政に聞く場がないということで、島民連絡会の場に当時の助役などに来てもらって、現在の島の状況などを質問する場になっていった。島民連絡会が成功した理由は、ふれあい集会や島民連絡会のようなことをやりたいという住民、それを応援するボランティアセンターがあり、村や都など行政も一緒にやろうという姿勢だったことで、とてもバランスがよかった。

3 - (7) 就労の斡旋、創出

1) 仕事先の紹介

全島避難後、東京都は、すぐにハローワークや労働基準監督署を所管する東京労働局（労働省）と連携し、労働相談・あっせん窓口を設置した。場所は国立オリンピック記念青少年総合センターなどで、開設期間は平成12年9月5日～8日である。この労働関係等緊急相談では、避難後の混乱や当時はまだ避難の長期化が予想されていないこともあり、相談件数は157件にとどまった。

東京都労働経済局では、住所が確認できた避難世帯を対象に、就業状態や就業希望など把握するための緊急アンケートを実施し対象者の77%、444人から回答を得た。平成12年10月6日に公表された中間とりまとめでは、次のような就労状況であることが明らかとなった。

表 3.7.1 就業に関するアンケート(中間まとめ n=444)

特徴	概況
現在「仕事をしている」人は2割、「仕事をしていない」人は8割に上る	島にいた時「働いていた」と答えている人は7割を占める。一方、現在「仕事をしている」人は20%にとどまり、「仕事をしていない」人は77%に上った。なお、現在仕事をしている人の大半が公務や災害対策・ライフライン維持、社協関係の仕事である
「当面仕事の紹介を希望する人」は5割	当面のあいだ仕事を紹介してほしいという希望のある方は49%となっており、半数近い人が仕事の紹介を希望している。また、短時間や、家の近く、家の中でできる仕事という希望もみられる。
困っていることは仕事の探し方や会社の面接の方法がわからないこと	「仕事の探し方や会社の面接の方法がわからない」、「仕事のために新しい知識や技能を身につけたいがどうしたらいいかわからない」という意見が目立った。一方、その他の意見では、今の仕事がいままであるのか、高齢なので仕事があるかどうか心配、仕事をしたいが子どもや両親の面倒をみなければならないといった不安の声が多くみられた。

こうした実態を踏まえて、東京都は、表 3.7.2 に示すような緊急就労対策により、就労の確保に取り組んだ。その結果、平成大不況のさなかにもかかわらず多くの求人情報が寄せられ、避難島民に情報提供がなされた。しかし、年齢条件や勤務内容が必ずしも避難島民のニーズにマッチしないものも多かった。特に、就労場所が不案内であることや通勤時間の長いことが、都会で働く不安要素となった。

また、避難の先行きが不透明な中で、雇用側が短期就労をあまり好まない面もあり、就労状況の改善はなかなか進まなかった。

表 3.7.2 緊急就労対策事業

項目	具体的取組み
避難島民に対する相談・PR	(1) 避難島民の就職相談 (2) 就労等ニーズの把握 (3) 都立技術専門校の入校案内や相談機関一覧表の送付
仕事のあっせん、就労に向けた事業	(1) 合同就職相談会の実施 (2) 企業に対する求人の要請 (3) 都や国・区市町村及び外郭団体等へアルバイト採用依頼 (4) シルバー人材センター会員として登録し就業機会を提供 (5) 都立技術専門校への入校受入
臨時的・応急的雇用の場の確保	(1) 都公共施設のクリーンアップ作戦 (2) 商工業者の意向調査 (3) 三宅島島外避難者支援要請キャンペーン

三宅村は、避難から3ヶ月後に、被災者生活再建支援制度申請の場を利用して、就労状況に関する聞き取り調査を実施している。それによれば、「仕事をしていない」理由としては「雇用保険給付中」、「避難の先行きが見えない」、「近くに仕事がない」などの理由があげられた。また、「仕事をしたいができない」理由としては、「年齢条件」、「家族の介護」などのほか、「近くに仕事がない」、「外出できない」、「電車等に乗れない」など、都内の交通機関をうまく利用できないことが就労にも影響している様子が見られた。

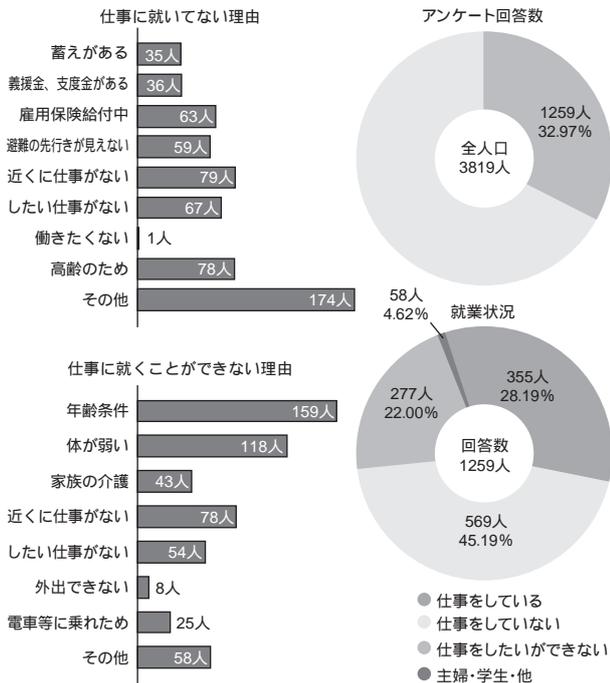


図 3.7.1 就業に関するアンケート結果(出典：広報みやげ 2001.2.1)

避難から約半年が過ぎた時点では、就労状況はさらに厳しさを増した。平成 13 年 3 月に村が行った第 1 回生活実態調査では、「一度も仕事に就いていない」「仕事はしたいが現在はしていない」人が 45.8%。暮らしが「苦しい」と答えた世帯は 76.8%、生活を維持するために 6 割の世帯が貯金を取り崩し、それも 1 年未満しか持たないと答えている。特に高齢者でこうした厳しさを訴える世帯が多くなっている。

また、図 3.7.2 は、避難前後の収入源の変化を見たものである。島にすべてを残してきた自営業者の就労の厳しさや、高齢者が就労できていない状況がうかがえる。

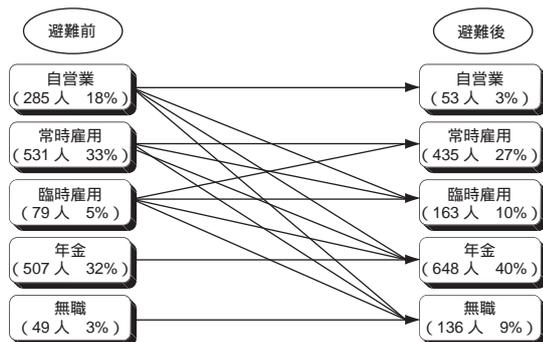


図 3.7.2 避難前後の収入源の変化(第 2 回避難生活実態調査 H13.12)

2) シルバー人材センターの活動とげんき農場、ゆめ農園

避難先における最初の仕事 - 東村山市シルバー人材センターの全面的な協力

50 代以上の年齢層では、高齢、健康などを理由になかなか就労できないというのが実態であった。また一方で、避難当初、都会での就労に不安を抱えている高齢者も多かった。こうした中で大きな役割を担ったのが、シルバー人材センターである。シルバー人材センターの広報紙「シルバーみやげ第 77 号」は、避難直後の取組みについて、次のような状況だったと伝えている。

避難から 10 日後に東村山市の都営住宅の自治会から除草作業の照会があり、これがシルバー人材センターでの避難先における最初の仕事となった。当時、用具も何もない状況であったが、東村山市のシルバー人材センターの全面的な協力を得て、実施された。地理不案内で「電車に乗れない」「切符を買ったことがない」という会員を励ましながら、5 日間の作業が終了した。

その後、東京都は、緊急地域雇用特別交付金事業による雇用の創出を図るとともに、シルバー人材センターを核として、雇用の斡旋を行った。

また、会員としての加入資格年齢を 55 歳に引き下げる、会員は避難先センターの特別会員に登録して当該地域の活動に参加できる、などの特別な措置が講じられた。その結果、避難前に 208 人だった会員は、帰島までに 435 人に増加し、避難先センターの支援を受けながらの受注件数は、避難期間中 632 件、就業人員は 7 万 2,662 人に上った。

そのほか、都では、都の発注する除草・清掃等の軽作業には避難島民を優先して雇用する措置により、避難島民の就労を支援した。

緊急地域雇用特別交付金事業：緊急雇用制度は、当時の不況下でのリストラ、倒産などで職を失っている人に対する緊急的な雇用対策として実施されていた事業である。この事業は本来、災害時の制度ではないが、今回は、特例として適用され、平成 16 年 3 月末まで延長された。

げんき農場

平成 13 年 5 月には、八王子市内の都有地に東京都によって「げんき農場」開設された。総面積 3 万 m² の敷地に約 1 万 3,000 m² の圃場、事務所、シャワー室などが整備された。

これは、国の緊急地域雇用特別基金事業により「三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全等事業」として実施された。

避難島民が、サトイモやアシタバなどの島の特産物を栽培・確保し、帰島後の速やかな営農再開を支援すること、島民の栽培技術や営農意欲の維持、雇用機会の確保、情報交換の場を提供することを目的としている。

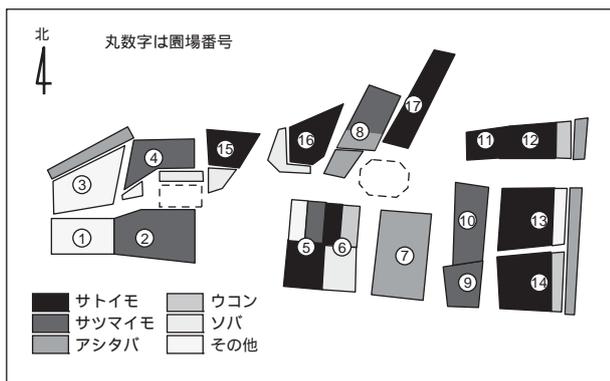


図 3.7.3 作付け状況図(出典:「げんき農場だより」H14.10.1)

農場の運営体制は図のとおりである。雇用は年度の前期と後期にわけられ、それぞれ 50 人程度が毎月 12 日程度働くことができる。初期には、班長とその他の場員における就労日数や賃金に差があること、班長の人選に島での農業経験が考慮されていないことなどを不満とするトラブルもあった。しかし、その後、多くの就労者からは、農場で働くことで、体調がよくなった、楽しい、などの声がかかれた。

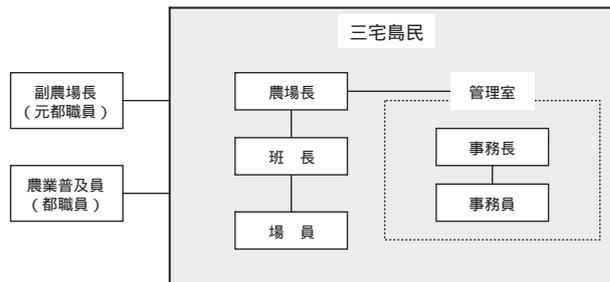


図 3.7.4 農場の運営体制



写真 げんき農場

なお、平成 13 年度は、半期ごとの雇用であり、最初の収穫を目前に農場を去らなければならないという結果となった。農場で働けなくなる場員からは、体を動かして土に触れる機会がなくなることが不安とする声が出た。その後、関係各所の尽力で、平成 14 年度からは、前期後期の通年雇用が可能となり、農場で働く場員の気持ちにも余裕が生まれたようである。また、この農場で収穫された特産物は、「ふれあい集会」などのイベントで配られ、島民を喜ばせた。

図 3.7.5 は、就労している島民の年齢構成を示したものである。これを見てもわかるように、特に高齢者の職場として機能していたことがわかる。「三宅島げんき農場だより」の平成 16 年 1 月 15 日号には、平成 13 年の農場開設以来、この農場で働いた人で亡くなった人が一人もいなかったことが紹介されている。げんき農場は、高齢の避難島民に生きがいや健康などの面で、非常に重要な役割を果たしていた。

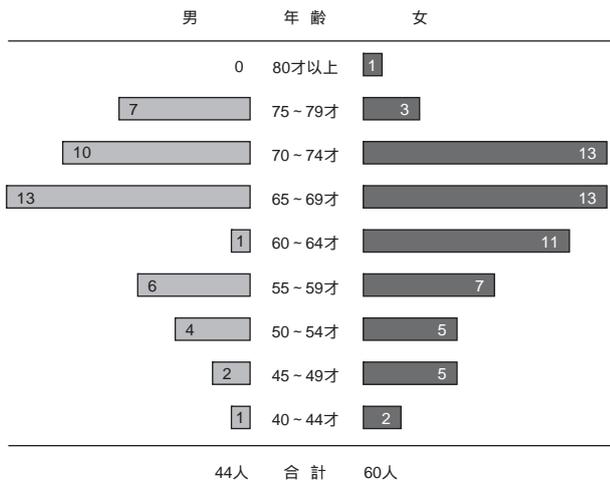


図 3.7.5 就労している島民の年齢構成
 (出典:「げんき農場だより」H16.1.15)

ゆめ農園

げんき農場は、地理的な関係から多摩地域への避難者の就労が中心とならざるを得なかった。そうしたことから、村は、平成14年2月には、江東区夢の島に「ゆめ農園」(事業名:「三宅島農場設置事業」)を開設し、主に23区内への避難者を対象とした就労の場を提供した。ゆめ農園では、約2万5,000m²の土地に12棟のビニールハウスが建てられ、樹木苗や島特有の草花・シダ類の苗が生産された。



写真 ゆめ農園での作業

なお、ゆめ農園は村が事業主体となって運営され、班長制度については、げんき農場に準じた形で導入された。

地場産業復興準備対策事業

緊急地域雇用創出特別基金事業は、国からの交付金を元に、都道府県が基金を造成し、これを財源として緊急・臨時的な雇用創出が図られたものである。この事業が平成16年度で終了となり、げんき農場、ゆめ農園をどのように継続するかが問題となった。村は、これらの農場を続けることの重要性から、村単独の地場産業復興準備対策事業として継続することを決めた。

この事業は、げんき農場、ゆめ農園の所有地を活用して、帰島後の特産品の開発を手がけ、地場産業の再建に向けた準備事業を行うことを目的としたものである。特に、ゆめ農園では、島の特産品となるようなものを生産して現金化すること考えた事業が進められた。具体的には、特産品として溶岩を接着剤でついたり、穴をあけるなどして、溶岩の鉢をつくり、そこにゆめ農園で栽培した苗類を植えるという製品づくりが目指され、溶岩鉢の生産、苔玉の生産、販売開拓の基地として、事業化への試みがなされた。



写真 ゆめ農園でつくられていた溶岩鉢

住民の声

【避難直後の就労斡旋】

都は避難直後のオリンピックセンターや9月末の立川市・港区で就職説明会など、早々に就労斡旋に力を注いでいた。ところが住民は東京に長くいることになるなどとは思っていなかったため、都内での就職の動きは活発なものではなかった。

また、都の職員などは、電車で一時間くらいの通勤はあたりまえの考えで仕事を斡旋していたし、逆に島内の人は職場が遠い、通勤に時間がかかるなどの理由で斡旋された仕事に手を挙げなかった。ここは、都内の人と島民の感覚の大きなズレだった。

帰島できるようになったら帰るというスタンスで、仕事をアルバイト的な感覚で始めていた人がほとんどだった。年が明けてから平成13年になると、それまではすぐに帰れると思っていた住民にも、気持ちの変化が表れて、仕事に関する話も徐々に出はじめた。

【ゆめ農園・げんき農場の相違点】

緊急雇用対策は雇用保険を半年受けて、仕事が見つからなかった人に、さらに半年の生計確保を保障して、働きながら

平日休みをとってハローワークに行けるようにした制度だった。その意味で、緊急雇用対策はもともと生産性のある事業ではなかったのに、農場、農園という種類のものを当てはめてしまったので、作物など“売るもの”ができて、制度上、売ることができない、という変な事態に陥ってしまっていた。

そうした状況の中で、ゆめ農園では、作ったものを、お世話になっている団地の自治会に配る機会があった。こちらがお礼の気持ちで相手先に花を渡すと、相手も感謝の気持ちで応えてくれた。それがきっかけで、農園で働いている人の熱意がどんどん高まり、ボランティア・ショップを作ろうというような話も出た。その後、平成14年5月には、都内各所のお世話になっている団地の自治会などに、感謝の気持ちを込めて花を配ってまわることになった。

【緊急雇用対策の功罪】

ゆめ農園、げんき農場に関しては、そこに行けばお金がもらえるという感覚を住民に植え付けてしまった面がある。その結果、シルバー人材センターの原則は自分達で稼いだお金を分配することであるにもかかわらず、元会員が集まってくる人たちの考え方が変わっていて、困ったことがある。

3 - (8) 義援金など

1) 義援金の配分

今回の噴火災害に関して三宅村に寄せられた義援金は平成 17 年 2 月までに、合計 27 億 3,900 万円に上った。

この義援金の配分にあたっては、都と村がそれぞれ義援金配分委員会を設け、配分方針や時期、基準等を協議、決定していた。

義援金配分の流れ

三宅村への義援金は、村に直接寄せられるものや東京都や各団体によせられるものなど、様々なところで集まっていた。直接、村へ寄せられる義援金以外は、一度、東京都に集められ、村へ移管された。これらの義援金配分については、村の配分委員会が具体的な配分方法や配分基準等を決定していた。

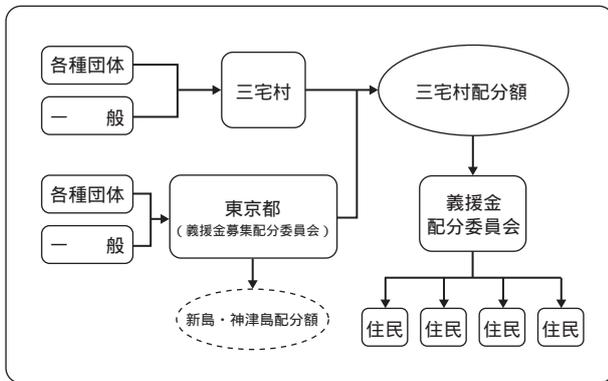


図 3.8.1 三宅村義援金配分の流れ

義援金の配分方針

義援金の配分は平成 18 年までに 6 回行われ、うち 5 回が、全島避難中の平成 16 年までに配分された。この 5 回の配分基準は、基準を満たした世帯、個人に対して平等に配分されるというものであった。5 回目の配分までに、村の配分委員会は住民や議会から寄せられた配分対象

の見直しや生計の苦しい世帯への傾斜配分などの要望に対して、検討を重ね、いずれも「世帯、個人に対して平等な配分」とする答申を行った。

これが、平成 16 年以降、帰島の可能性が出てくると、都と村の配分委員会は、避難以前の居住形態や高濃度地区を考慮した傾斜配分の必要性など帰島後の配分についても具体的な検討を行うようになった。

義援金配分委員会の構成

・三宅村義援金配分委員会

設置日：平成 12 年 10 月 1 日

委員構成：阿古地区自治会長、坪田地区自治会長、神着自治会長、伊豆地区自治会長、伊ヶ谷地区自治会長、村議会議員 3 人、村役場職員 3 人

・東京都義援金募集配分委員会

設置日：平成 12 年 8 月 1 日

委員構成：東京都副知事、東京都福祉局長、区会長、市長会、町村会、日本赤十字社東京都支部、NHK、NHK 厚生文化事業団、東京都共同募金会、都民代表

各回の義援金配分額と配分方法

以下は、各回の義援金配分日時、配分金額、対象者等を各回でまとめたものである。

第1回義援金配分(平成12年10月)

配分金額 9,100万円
配分方法 人口割り：1人あたり2万8,000円
対象者：平成12年6月26日現在、住民基本台帳及び外国人登録に登録されていて、現に三宅村に居住していた者。但し、公務員本人は対象外。

第2回義援金配分(平成12年12月)

配分金額 6億5,000万円
配分方法 世帯割配分金：1世帯9万円
人口割り：1人あたり12万円
対象者：
・平成12年6月26日現在、住民基本台帳及び外国人登録に登録されている者。
・基準日以降に死亡した者、平成12年11月10日までに誕生した者も対象。

第3回義援金配分(平成13年5月)

配分金額 6億4,000万円
配分方法 世帯割配分金：1世帯9万円
人口割り：1人あたり12万円
対象者：
・平成12年6月26日現在、住民基本台帳及び外国人登録に登録されている者。
・平成12年11月10日までに死亡した者は対象外。11月11日以降に死亡した人には見舞金として配分。
・平成12年6月27日から13年4月18日までに誕生した者、婚姻による転入者も対象。
・平成12年6月27日から9月1日までの転入者。

第4回義援金配分(平成13年12月)

配分金額 6億1,400万円
配分方法 世帯割配分金：1世帯9万円
人口割り：1人あたり12万円
見舞金は1人あたり12万円
対象者：
・平成13年10月30日現在、住民基本台帳及び外国人登録に登録されている者。
・平成13年4月19日から13年10月29日までに死亡した者には見舞金を配分。

第5回義援金配分(平成16年12月)

配分金額 5億6,300万円
配分方法 世帯配分金：1世帯9万円
人口割り：1人あたり12万円
見舞金は1人あたり12万円
対象者：
・平成16年4月1日現在、住民基本台帳及び外国人登録に登録されている者。
・平成16年4月2日から16年12月8日までに誕生した者、婚姻による転入者も対象。
・平成13年10月30日から16年3月31日までに死亡した者には見舞金を配分。

第6回義援金配分(平成17年8月)

帰島支援(平成17年8月～)
配分方法 1世帯あたり30万円、1人あたり5万円
高濃度地区1世帯あたり100万円(条件付)

非帰島世帯(平成17年8月～)
配分方法 1世帯あたり15万円

再転入世帯(者)(平成17年9月～)
配分方法 1世帯あたり9万円、1人あたり12万円

第7回義援金配分(平成18年2月)

泥流・地震等被害世帯見舞金(平成18年2月～)
配分方法 持ち家世帯100万円、借家世帯50万円

高濃度地区世帯見舞金(平成18年2月～)
配分方法 持ち家世帯100万円、借家世帯50万円

ちなみに、第1回から第6回配分で帰島世帯に配分された額の合計は、世帯構成により、概ね次のようになっている。

参考：第1回から第6回配分累計額

単身世帯・・・・・・・・・・116万8千円
二人世帯・・・・・・・・・・172万6千円
夫婦子ども二人世帯・・284万2千円

2) 切手の販売

「東京グリーティング・三宅島噴火等災害寄附金付」の発行

郵政省（現：日本郵政株式会社）は、三宅島噴火及び新島・神津島近海地震災害による被災者の救助を寄付目的とする寄付金つき郵便切手として、平成12年11月15日にふるさと切手「東京グリーティング・三宅島噴火等災害寄附金付」を発行した。この切手は「新宿新都心」、「東京の夜景」の2種類の絵柄があり、あわせて1,500万枚が発行された。

平成14年3月には売上の寄付金部分が各被災地に配分され、三宅村にはおよそ1億9,000万円が配分された。村はこの寄付金で56人乗りバス5台、災害対策車両5台を導入したほか、防災行政無線システムの強化を図った。

平成18年発行分

平成18年2月1日、日本郵政公社（現：日本郵政株式会社）は三宅島帰島1周年を記念して、全国の郵便局で「三宅島オリジナル切手シート」を発行した。



写真 三宅島帰島1周年記念切手

3 - (9) 事業者への支援

1) 前例のない利子補給

全島避難後、島内に拠点のあった三宅村の商工業者は、大半の事業所で売上収入の見込みも立たない状況が続いていた。三宅村商工会は、会員へのアンケートによって状況を把握するとともに、シンポジウムを開くなどして、現状の課題や支援の必要性を訴えた。

三宅村商工会が避難後に実施したアンケート結果(表 3.9.1)では、回答のあった商工業者 233 件のうち、休業状態にあるものが 9 割を占めていた。しかも、休業状態と答えた者のうち、避難先で従来の事業活動はできないとの回答が 8 割に及んだ。

また、回答のあった事業者の 6 割に噴火前からの借入金があり、その半数が、避難後も返済を続けていると回答していた。

表 3.9.1 三宅村商工業者意向調査(H13.2 現在集計)

Q. 現在の事業状況について伺います。	件数	%
行っている	23	(10%)
休業状態	210	(90%)
Q. あなたは環境さえ整えば避難先でも従来の事業活動ができますか。(休業状態の方)	件数	%
できる	15	(7%)
できない	167	(80%)
どちらとも言えない	26	(13%)
Q. 既存の借入金について伺います。(全員の方)	件数	%
借入金を有し、従来どおり返済中	72	(31%)
借入金を有し、条件変更を行った	66	(28%)
借入金はない	95	(41%)

平成 13 年 2 月 24 日には、三宅村商工会、東京都商工会連合会の主催で「三宅島商工業者の復興にかかるシンポジウム」が開催され、商工業者のパネラーからは、次のような発表があった。

シンポジウムでの発表

- ・ 商用用の設備について、今であれば持ち出ししたり、処置を施すことによって救える設備もあるだろう。一時島に帰島して、現在でできる対処があれば施したい。(商店)
- ・ もっと島の人々とコミュニケーションをとりたい。交通の便の良いところに仮想の三宅村を作ってもらい、多少でもそこで、雇用や商売が行えれば、三宅島住民の絆が繋がっていきけるのではないかな。
- ・ 借入金の返済が相当の負担である。私たちの商売は三宅島でしかできないものであり、島に戻れない避難期間は空白期間は支払猶予をしてほしい。(くさや製造、民宿)

三宅村商工会では、上記のアンケート調査やシンポジウム等での商工業者の強い要望に基づき、平成 13 年 3 月 6 日に「2000 年三宅島噴火災害に係る借入金に関する要望書」を三宅村長、東京都及び都議会関係者に提出した。その具体的な要望内容は次のとおりである。

三宅村商工会の借入金に関する要望事項

- 1 政府系中小企業金融機関、東京都中小企業制度融資、七島信用組合中小企業向け融資の噴火以前既往融資残高の利息について、噴火発生時から全島避難解除までの間の利子補給が行われる「利子補給制度」の創設。
- 2 政府系中小企業金融機関の災害貸付並びに東京都中小企業災害貸付の利子補給制度について、現行の最高限度額 1,000 万円の限度額引き上げ並びに取扱期間の延長及び政府系金融機関の利子補給についての適用期間を返済期間と同期間とする延長。
- 3 東京都中小企業災害貸付の返済期間の延長並びに取扱期間の延長。
- 4 政府系中小企業金融機関、東京都中小企業制度融資、七島信用組合中小企業向け融資の既往借入に対する「借換対策長期無利息融資」の創設、又は、東京都中小企業災害貸付での取扱い。
- 5 上記について必要な法律の改正又は災害対策基金制度の創設。

平成 13 年 3 月 30 日、経済産業省と東京都は、過去の災害で例のない画期的な支援として、次

の内容の「既往債務に対する利子補給」を行うことを公表した。

<p>既往債務に対する利子補給の内容</p> <p>災害発生前に借り受けた既往債務について、商工系政府系金融機関(農林漁業関係は別途対応)及びその他金融機関の協力を得、1年間の元金据置措置を執ることにより、その間に発生する利息分を東京都、国及び三宅村が金融機関に対し利子補給を行います。</p> <p>対象者：三宅島商工業者及び農林漁業者</p> <p>対象債務：平成12年6月26日以前に借入が行われた債務(事業資金)</p> <p>適用範囲：平成13年4月1日以降、金融機関と条件変更の手続を行った場合に、それ以降平成14年3月31日までに発生する利息を都等が負担します。</p>
--

この利子補給の実績は、平成13年度292件5,103万円、平成14年度293件4,704万円、平成15年度270件3,887万円、平成16年度264件3,854万円となっている。なお、この利子補給については、平成19年度も継続中である。

2) 農業者への支援

農業被害と農業委員会の建議

三宅島の農業では、主な換金作物として表3.9.2の2つが基幹作物となっており、それ以外に、多くの島民が自家用消費用に農作物をつくっていた。農家戸数は258戸(平成7年農業センサス)で、農産物生産額は約7億円(平成10年)であり、その半分以上をアシタバとレザーファンが占めていた。

表3.9.2 三宅島の主な換金作物

作物	生産者
アシタバ(伊豆諸島特産の野菜)	60代から70代の高齢者が露地で栽培
レザーファンなどの観葉植物	50代から60代の中堅の農家が施設で栽培

三宅村農業委員会は、平成13年11月上旬に農地、農作物、農業用施設の現況調査を実施し、

被害の概況を把握した。その結果、次のような被害の状況が明らかとなった。

表3.9.3 農業関係の被害状況

火山灰の被災	全島一様に火山灰の被災を受けており、営農再開には、降灰の除去、土壌改良が必要な状況となると想定された。泥流等の被害も発生している。
火山ガスの影響	基幹作物のアシタバには、火山ガスの影響はそれほどみられない。一方、レザーファンは、火山ガスの影響を非常に受けやすく、ほぼ全滅の状態。なお、季節風の影響で、特に島の北東部、南西部が火山ガスの影響を強く受けており、農作物のみならず植生についても甚大な被害が出ている。
農地	竹や在来植物の混入で農地の荒廃が進み、1~2年後には、農地の形をとどめないほどの状況となることが懸念される。
パイプハウス等	火山ガスの影響でほぼ全島のパイプハウスの腐食が進んでおり、営農再開についてはすべてを新設する必要がある。

また、三宅島における畜産の歴史は古く、三宅の牛は、全国的にも有名であった。2000年噴火前には、雄山中腹に村営牧場があり、預託牛の飼養が行われていた。しかし、噴火により村営牧場は壊滅的被害を受けた。

こうした状況を踏まえて農業委員会では、村に対する建議を行っている。その主な内容は、次のとおりである。

- * 帰島前避難中の課題として、農業の復旧・復興計画を農家に情報公開すること、農家と行政・関係機関の意見交換の場を設けること、農家が自ら現地を視察して、現況を把握しておくこと。
- * 降灰や泥流の除去、竹等の伐根、土壌改良剤の投入、パイプハウスの撤去・新設に対する補助等の必要性、及びその作業に農家を雇用して当面の収入を確保する手助けとすることが必要。
- * 甚大な被害を受けた農業用水復旧、島に残っている農作物の母株としての管理・増殖等の必要性。

農家の意向と帰島までの支援策

平成 14 年 6 月～7 月にかけて村が行った農家への意向調査では、約 6 割が帰島後の営農を希望しており、約 2 割が「時期・条件次第では営農を再開する」と回答している。したがって、この時点では、約 8 割に帰島後も営農を再開する可能性があることがわかった。

しかし一方で、従来から三宅島の農業は世帯主の高齢化と後継者不足が問題となっており、調査でも、後継者がいる農家の割合は 1 割にも満たないこと、そのため 7 割以上が新規就農者に対して支援が必要と考えていることがわかった。

農業に関するこうした実態を踏まえ、帰島と農業再生に向けて、次のような取組みが行われた。

表 3.9.4 支援・事業制度一覧

既往債務に係る利子補給	災害発生以前に農協及び漁協から借り入れた事業資金について、東京都と三宅村が利子補給
制度資金融資	・新農業構造改善推進資金 ・農業近代化資金
三宅村農場運営支援（げんき農場、ゆめ農園）事業	ゆめ農園：島の特産品（花卉類）や緑化種苗確保のほか、栽培技術の維持・研修のためのドライフラワーや花壇草花などの育成管理を行ってイベントへの提供を行う等を実施 げんき農場：島の特産野菜類の種苗確保と栽培技術の維持・研修を図りながら、生産物は各種イベント等への提供を図る等を実施
三宅村種苗確保事業	帰島後の農家への供給を図るため、レーザーファン苗の増殖圃場として八丈町有地（2 筆、約 5,000m ² ）に定植して肥培管理。

4) 漁業者への支援

下田市等からの支援

噴火前の三宅島の漁業は、魚類では、タカベ、マグロ、カツオ、キンメダイ、カンパチ、サワラ、水産動物では、イセエビ、トコブシ、イカ、藻類ではテングサ、トサカノリなどの生産額がそれぞれ上位を占めた。平成 12 年末の登録漁船数は 167 隻で、うち 53 隻が 1 トン未満の規模である。

全島避難に伴い、一部の漁民は約 30 隻の漁船とともに避難し、下田、式根島等を拠点に操業を続けた。

下田市は、閉鎖されていた東京都北区立臨海学園を宿泊施設として、電気、ガス、水道などを使えるようにし、9 月 4 日には 12 室に畳、布団などを整えた。下田港に入港した三宅島の漁船は、市長や下田漁協組合長ら関係者に迎えられた。下田市は、避難の長期化に備えて市と漁協、須崎漁民代表、三宅村代表からなる三宅島避難関係連絡会議をつくり、避難者の生活改善に取り組んだ。その他、同市では、ボランティアグループなどによる、避難者への多様な支援が行われた。

平成 12 年 9 月 23 日の時点では、下田港には漁船 23 隻と村民 29 人が臨海学園で生活しながら三宅島に 2 隻の漁船が下田から通い、沖合で復旧要員を乗せ待機する「かとれあ丸」の接岸などの手助けをしていた。

漁業者の状況、実施された支援

平成 12 年 12 月の調査では、次のような漁業者の状況が明らかとなった。

・漁船・漁具を島外に持ち出した漁業者	27%
・避難期間中に操業する意思がある	21%
・帰島後、漁業を再開する意思がある	77%

このように漁業を再開したいとする漁業者は多かったが、多くの漁船は島内に残され、長期間に及ぶ火山ガスの影響で機関類の腐食が生じることが懸念された。加えて平成 14 年 10 月には、台風 21 号によって 20 隻の漁船が被害を受け廃船となるなどの被害も発生した。また、生産基盤施設である冷凍・冷蔵庫、蓄養施設、集出荷・荷捌き施設等の被害も甚大だった。地震による被害に加え、火山ガスや酸性雨によりポンプ・モーター類、電気系統、鉄骨資機材等の腐食が著しかった。そのほか、漁港自体にも三

宅島の収縮による地盤沈下が発生した。漁場では、地震によるがけ崩れや降灰、土石流の流入で、テングサ、トコブシ等の根磯漁場が大きな被害を受けた。

漁業に関するこうした実態を踏まえ、帰島に向けて、次のような漁業に関する支援が行われた。

表 3.9.5 支援・事業制度一覧

既往債務に係る利子補給	災害発生以前に農協及び漁協から借り入れた事業資金について、東京都と三宅村が利子補給
制度資金融資	・ 漁業近代化資金
イセエビ・タカベ網整備事業	村の補助により、漁協直営での操業及び個人操業者への貸出しを行うとともに、整備作業や共同操業に携わる漁民の雇用を確保
トコブシ稚貝放流事業	帰島後の磯根資源の確保及び早期回復を図るため、泥流や土砂崩壊などによる被害の比較的少ない漁場に対してトコブシ稚貝の放流を実施。放流した稚貝は東京都栽培漁業センターが無償提供。トコブシ以外に試験的にサザエの稚貝の放流も実施された。



トコブシ稚貝放流は、非常に苦しい作業だった。作業に参加した漁業者は、何万匹もの稚貝を、一掴みずつ何十回も潜って石の下に入れていった。

写真 種苗放流の様子

三宅島漁業復興シンポジウム

平成 14 年 10 月には、「三宅島漁業復興シンポジウム」= 元気出そうぜ！三宅の海は待っている = (都水試・東京水産大主催) が開催された。講演の後、「三宅島漁業の復興をめざして」をテーマにパネルディスカッションが行われた。討論では、三宅島の代表的な漁業、テングサ漁業の特徴などが紹介され、漁業権の行使状況のほか、資源の効率的、持続的利用などが話し合われた。また、下田や式根島を基地に操業している漁船漁業について遠距離出漁や、避難先での漁業者との交流を通して学習したことなどを、帰島後

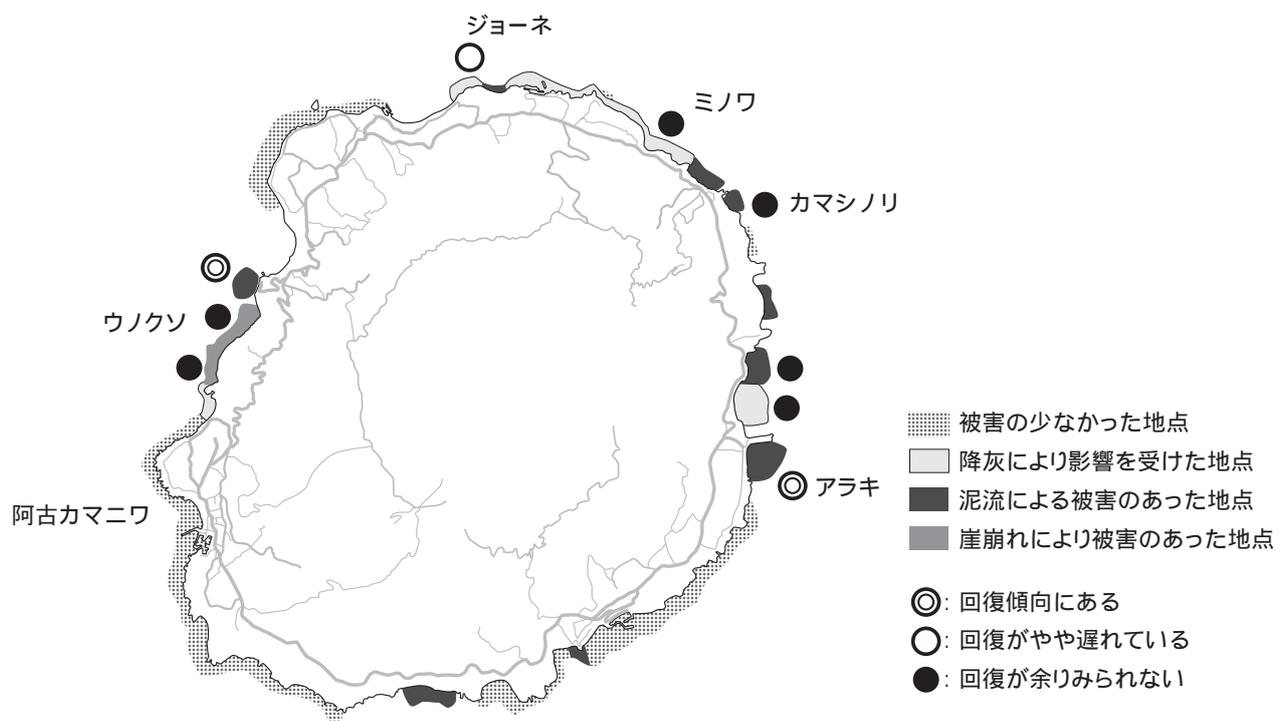


図 3.9.1 三宅島の海洋資源の被害 出典：平成 16 年度現地環境調査(東京都)

に活用することが大切である、など活発な議論が行われた。討論は次の4項目にまとめられた。

- 1) 漁業権に関しては地先の専用区をなくし資源の効率、持続的利用を図る。
- 2) 避難先で学んだことを生かし、漁船漁業の活性化を図る。漁業権漁場を休ませる。
- 3) 漁協の改革方針を着実に実行し経営の改革を図る。
- 4) 施設の復旧は困難を極めるのが関係機関の支援を保ちながら復旧に努力する。「産学公」が共同して復興を支援していく。

5) 帰島に向けた意向調査

村は、平成16年7月に帰島に関する基本方針を発表したことから、帰島の意味、帰島後の意向を把握して復旧・復興対策に活かすことを目的に、農業者、漁業者、商工業者に対する意向調査を実施した。同年9月に公表され対策を検討する基礎となった中間集計結果は、次のとおりである。

事業等を再開するという回答は、農業、商工業が7割程度、漁業が4割程度という結果となっており、帰島後の島の産業は、厳しい状況となることが予想された。

表 3.9.6 帰島意向調査(中間集計)

	発送数	回収数	再開する			再開しない	不明 その他	未記入
			再開する 条件による					
農業者	679	440	再開する	50.0%	70.0%	17.0%	9.5%	3.5%
			条件による	20.0%				
漁業者	637	302	39.4%			32.4%	13.6%	14.6%
商工業者	283	201	再開済み	11.0%	66.2%	11.9%	18.4%	3.5%
			再開する	55.2%				

表中の%は回収数に対する比率

3 - (10) 日帰り帰島

1) 帰宅の要望

避難から1年が経過し、団地の暮らしにも慣れてくる頃には、島の家がどうなっているかが大きな関心事となった。どの家も火山ガス、降灰と泥流による被害が心配された。避難指示であわてて避難した人も多く、これほどの長期化は予想もしなかったことから、ほとんどの家で、貴重品、位牌、アルバムなども持ち出していなかった。ただでさえ、島では、トタンは潮風で腐食しやすく、頻繁な手入れが欠かせない。台風も多く襲来する。被害が生じたり、拡大させないために手当したいことはいくらでもあった。

村はすべての住宅について外観を撮影して写真を配ったり、泥流被害の大きな住宅について情報提供をしたが、家の中の様子、店舗や農地の様子はわからないままだった。そのため、実際に見て状況を確認したい、少しでも被害が広がらないように措置したい、という気持ちが強くなるのは当然であった。作業員が島に入れるなら、自分たちも入れるのではないか、という気持ちもあった。

もちろん、国・東京都、村も手をこまねいていたわけではない。しかし、島民の帰宅を実現するには、行政としては安全対策に万全を尽くす必要があった。そのためには、インフラの復旧、防災対策、緊急時の避難対策が不可欠である。しかし、島では、火山ガスや輸送手段の制限から、道路、ライフラインの復旧、泥流対策は困難を極めていた。

家屋被害を知らされた泥流被害者からの強い要望で74戸の家屋の世帯代表者が上陸したのは平成13年7月13日および14日である。

この一時帰宅では、次のような安全対策がとられた。

村民の島内における行動時に、現地対策本部の火山活動監視システムで異常が発見された場合は、直ちに状況等をバス内総括責任者に連絡するとともに、防災行政無線にて周知し、避難等適切な措置を行う。

警視庁において、現地調査に伴う島内警備強化を行う。

海上保安庁、海上自衛隊、陸上自衛隊、消防庁は、安全避難対策を講ずるために必要な車両・艦船及びヘリコプター等配備する。

現地対策本部に、医療班及び緊急車両を配備する。

総括本部(チャーターの客船)に医療班を配備する。また、人員の配置は、一時帰宅をする人1人に対して警備、保安要員各1人、その他、都・村・警察等関係者が同行する。



写真 日帰り帰島

こうして、74戸の世帯代表者に対して警備、保安要員を含め約180人が2日間付き添い、早朝から正午までの半日の帰宅が行われた。

2) はじめての帰宅「全世界帯対象一時帰宅」

泥流被害者以外の世帯が自宅を確認できるようになったのは、避難から1年が過ぎた、平成13年9月である。

村では「全世帯対象一時帰宅プロジェクトチーム」を立ち上げ、前回の経験を生かして取り組んだ。実施にあたっては、客船のチャーター、大型バス10台のリース及び島への輸送、ガスマスク・ヘルメットの用意、食事の提供、帰宅希望者の確認、テレホンサービスによる村民への対応等、膨大な準備と作業が必要だった。特に、この事業の実施に際しては、東京電力やローソンなどの企業の協力が大きな助けとなった。

はじめての日帰りによる一時帰宅は、右の要領で進められた。

島への往復には13時間を要するが、実際の自宅での滞在は4時間ほどだった。しかも、海が荒れ模様になって出航が早まるケースなどもあった。

表 3.10.1 当日のスケジュール

日付	行程	備考
第1日	17:00 出航決心 17:30 誘導員配置 18:00 受付開始 三宅村東京事務所(公文書館6階) 19:30 受付終了 20:00 説明会開始 20:30 説明会終了 乗船者竹芝棧橋移動開始 21:30 乗船開始 説明会 乗船完了 23:00 竹芝発	船中泊
第2日	04:30 起床 朝食 05:00 下船準備 05:30 三宅島着 06:00 バス出発(住民搬送用車両10台) 07:00 } 08:00 } 一時帰宅時間(最大4時間、最短3時間) 09:00 } 10:20 バス帰着 乗船 10:50 三宅島発 12:00 昼食 17:30 竹芝着	下船解散

村では被害の確認と最小限の持ち出しを目的としたが、帰宅した島民の気持ちはそれではすまなかった。1世帯1人で数時間の帰宅時にできることは限られた。

全世帯対象一時帰宅実施要領

(目的)

住民が避難から1年経過後の三宅島の現状を確認するため。

住民の意見を三宅村復興計画に反映させるため。

(対象者)

1世帯1人

平成12年6月26日現在の住民基本台帳上の世帯主等、またはその世帯主等から委任を受けた代理人。

自治会等の証明により被災者生活再建支援法の適用を受けた世帯主、またはその世帯から委任を受けた代理人。

(参加条件)

次の条件をすべて満たす者

1人で歩行が可能であること。

喘息等の呼吸器系疾患がないこと。

歩きやすい服装、歩きやすい靴を着用すること。

本事業の主旨を十分理解し、村が定めた期限内に参加申込みをした対象者。

保安要員並びに関係機関の指示に従うこと。

(実施方法)

三宅村内を以下の5ブロックに区分する。

第1ブロック 神着地区

第2ブロック 大久保地区、伊豆地区、伊ヶ谷地区

第3ブロック 阿古地区 B

第4ブロック 三池地区、阿古地区 A

第5ブロック 坪田地区

ブロックごとに、日帰り(船中1泊)の行程で実施する。一時帰宅者20人以内を1班とし、1ブロック20班以内にて実施する。

班ごとに保安要員1人、警察官1人が同行する。

竹芝棧橋集合解散とする。

日程は各ブロックごとの指定日制とする。

一時帰宅者はその実施決定を必ずテレホンサービスで確認する。

天候等の理由で中止になった場合は順延とせず代替日を指定する。

自宅の様子は確認できたものの、それ以外のことが何もできなかったとの不満が募った。自宅以外の場所への立ち寄りが許されなかったため、自営業者等が、店舗や畑・ハウスなどの様子を確認できなかった点も不評だった。

しかしながら、そうした不満はあったものの、20人ごとに保安要員と警察官が同行するなどの安全対策の徹底により事故などはなく、1,608人が参加した事業は、無事に終了した。

この後、村では、一時帰宅事業に参加世帯から自宅被害に関するアンケートを実施し、これにより、長期間放置された家屋の被害概況がはじめて明らかとなった。屋根が傷んで雨漏り被害のあった家、いたちやねずみなどに荒らされた家があった一方で、まだ大きな被害は生じていない家も多かった。こうして、悲喜こもごもに第1回目の一時帰宅事業が終了した。

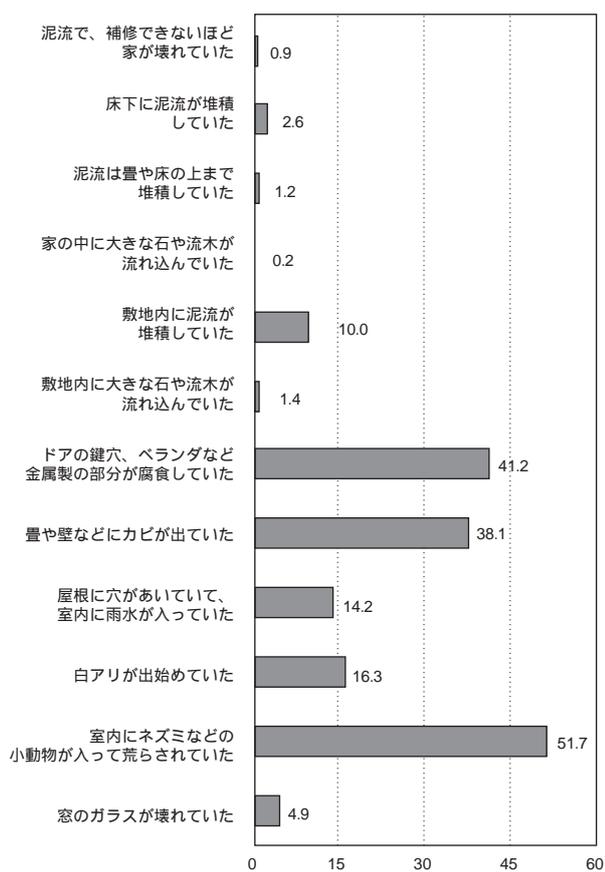


図 3.10.1 住宅の被害状況 (n=1603 世帯・複数回答)
(出典：第2回避難生活実態調査)

3) 日帰り帰宅

次に行われた一時帰宅は、往復の渡航費は自己負担で、平成14年4月からスタートした。4月1日から12月まで8月を除く9ヶ月間を4期に分け、1期あたり2回×3地区、全24回の「三宅島直行便」(日帰り帰宅)を実施することとした。この事業は、渡航費村負担による全世帯対象一時帰宅とは異なることから「日帰り帰宅」と呼ばれた。

第1期帰島の電話予約の申込みは3月15日から始まったが、電話3本に島民からの申込みが集中した。仕事を休んでかけ続け、ようやく予約できたという人もあり、このため問い合わせや苦情の電話が村役場に殺到して、都庁の交換台も一時はパンク寸前になるという一幕もあった。こうした反省から、第2期からは、定員が100世帯・300人に増し、電話申込みの後に抽選を行い、キャンセル待ちも受け付けることになった。

また、4月3日に三宅島対策をテーマに開催された衆議院災害対策特別委員会では、日帰り帰宅について、委員から滞在時間の短さや渡航費自己負担などについて疑問の声があがった。同委員会に参考人として出席した東京大学社会情報研究所廣井脩教授(故人)も、「あまりにも冷たい。預貯金を取り崩して避難生活を送る人に酷だ」と指摘し、「自宅の劣化を防ぐために、滞在時間を延長し、帰島回数も増やす必要がある。船会社に補助金を出して料金負担を軽減したり、夜間は島民に大型船舶に泊まってもらうようにしたり、行政にできることはいくらかもある」と訴えた。

その後、島民からの渡航費の支援に対する強い要望もあり、自己負担での事業は同年10月21日で中止され、10月22日から11月26日にかけて渡航費村負担による全世帯対象一時帰宅が実施された。村が負担した費用は3,727万円で、参加人数は1,878人だった。

翌年の平成 15 年 1 月 6 日からは、三宅村が東海汽船に要望していた「東京 八丈島」便の三宅島寄港が新年早々実現の運びとなり、2 年 3 ヶ月ぶりの定期航路の復活で東京 三宅島間のアクセスは大きく前進することになった。東京・八丈島航路について、週 3 回三宅島寄港の運航許可が出て、帰宅事業及び復旧作業に係る防災関係者に限り、利用が可能となったのである。この背景には、火山ガスの放出量が最盛期の 6 分の 1 程度に減少していることも寄港が認められた要因の一つとなった。寄港にあたっての安全対策は、三宅島付近海域で甲板上での二酸化硫黄の濃度が 20ppm 以上となった場合や船内での二酸化硫黄の濃度が 0.1ppm を超えた場合は寄港しない、三宅島付近の海域にある間は御蔵島、八丈島に行く乗客の客室の出入り口を閉鎖。また、外気を取り入れるエアコンを停止する、乗客数に応じたガスマスクを船内に備える、などである。

こうして、日帰り帰宅が 3 月まで実施されることとなった。しかし、冬の季節風やうねりが激しく、1 月から 3 月の日帰り帰宅では、島に無事に渡れたのは 16 回中、5 回のみであった。

平成 15 年 4 月には、伊豆避難施設が完成し、次節で示す滞在型帰宅事業がスタートしたが、日帰り帰宅も引き続き平行して実施された。なお、この頃には、屋外に電気の仮設コンセントが設置されるなど、帰宅時に作業が行いやすいような環境整備も進んでいた。

こうして日帰り帰宅は、平成 16 年 11 月までの間、約 4 年間実施され、約 200 回で、延べ 1 万 2,000 人の村民が参加した。

4) 子どもたちの一時帰宅

平成 14 年 8 月上旬、児童・生徒の一時帰宅が実施された。小中高校生の親・教職員同伴による帰島で、児童生徒 280 人が参加した。平成 15 年 8 月にも「ふるさとふれあい体験」として、

島の学校や我が家を訪れた。

目的

全島避難後、帰宅の機会がない三宅島の児童・生徒に島の様子を見せることにより、故郷への思いを深め、愛する心を育てるとともに、復旧事業が着々と進む島の様子や、復旧に向けて献身的な努力をする人々の姿を見せることにより、三宅島の将来について、主体的に考えさせ、三宅島の発展に向け有為な人材を育成していく。



写真 子どもたちの一時帰宅(H15.8)

5) 一時帰宅に参加できない人たち

一時帰宅については、村、島民両方ともに徐々に慣れて、スムーズに行われるようになり、また、参加者の制限なども実態に合わせた改善がなされた。そうした中で最後まで課題だったのは、仕事や健康面の問題で島に行けない人々への支援方策である。「れんらく会ニュース」(平成 15 年 2 月 1 日島民連絡会発行)には、次のような村への要望が掲載された。

『家屋・事業所等保全を目的とした新組織の創設と保全経費の全面的支援をお願いします。特に、高齢者世帯や病弱のために帰島が不可能な方がおります。この方々は自分の目で家屋などを見ることができないため、心配はひとしおです。また、自力での保全もできません。一人でも多くの島民の帰島を実現するために島内の家屋・事業所の点検と共に、これらの方々に対する支援策を早急をお願いします。』

住民の声

【日帰り帰島の実施】

島民は早く帰りたい、帰りたいという気持ちでいっぱいだった。島内のことについて、いろいろな噂があって、島民から日帰り帰島の強い要望が出ていた。最初の頃は、島民の間では「当たった」、「当たらない」などの話が出ていた。計画をする役場も回を重ねるごとに段取りや準備がうまくなっていった。

住民の日帰り帰島が始まってからは、子どもたちもということで生徒の日帰り帰島も行われた。後半になると、役場の職員に乗せてもらってお墓参りに行くという人もいた。お年寄りはお墓に持っていく花などを持っていく人も多かった。

【日帰り帰島の悲喜こもごも】

日帰り帰島では、実際に家を見て喜んで帰った人もいれば、被害があって寂しい思いをした人もいた。自分の家を見て、中の状態を確認するだけでもうれしかった。高濃度地区の人たちも、ガスで住めないということがわかっていても、帰島して様子を見てくるだけでも気持ちが違っていたと思う。

【帰島してみると...】

帰島しても日帰りだと実際に作業ができる時間はほとんどなかった。島に着いてからバスで自宅近くのバス停まで送ってもらって、家に入ってもすぐに帰りのバスの時間になってしまって、いつも最後には、殺虫剤を焚いて帰ってきていた。スーパーなどで殺虫剤を買っているのを見かけると、日帰り

帰島だな、と思うようになっていた。

日帰り帰島の度に、ねずみの被害はよく聞いていた。干からびたねずみが家の中にいたところもあった。日帰り帰島の時には、みんな殺鼠剤も持っていったが、都内だとなかなか殺鼠剤を売っているところがなかった。

【植木の苗をリュックに背負った老人】

帰島の度に、植木の苗をリュックに背負った老人を見かけた。

声をかけたら、「庭木が全部枯れてしまった。少しずつ植えて元の庭にするさ」との返事が返ってきた。この老人の家は高濃度地区で、しかも一番ガスのよどみやすいところにある。次の帰島までには、枯れてしまうだろうと内心思いながら「絶対、根付くよ!」と言ったら、ニッコリうなずいていた。老人は避難指示解除を1週間後に控えて、都営アパートで誰に看取られることもなく還らぬ人となってしまった。

【各家庭の廃棄物】

一時帰宅では、どこの家でもまず家財道具などの廃棄から始めた。一時帰宅した家からは、玄関先や家の周りに冷蔵庫やベッドなど廃棄される予定のものが出されていた。最初のうちは、廃棄するものは集積所まで運ぶように言われていて、みんな引きずったり、手押し車に乗せたりと、苦労しながら棄てに行っていた。

3-(11) 滞在型帰島

1) 滞在型帰宅の背景

村が平成13年10月に実施したアンケート調査結果と、平成15年8月に三宅島島民連絡会が実施したアンケート結果とを比べると、この2年で家屋被害が大幅に増加していたことがわかる。例えば、被害の状況について、「目立った被害はない」「補修するほどの被害ではない」が、村調査では3割だったのが、島民連絡会のアンケートでは、1割に減少している。また、シロアリによる被害が村の調査では16%だったものが、島民連絡会のアンケートでは2倍に増えて、シロアリによる被害は、被災家屋の3軒に1軒にまで拡大していた。

帰島のためには、これ以上の被害が拡大しないよう措置することが必須であり、そのためには、4時間程度しか作業のできない日帰り帰宅では限界があった。島に滞在しながら家を修理したり保全することへの要望は、日増しに高まった。

2) 伊豆避難施設

平成13年7月以降、島では復旧作業員の夜間滞在が実施されていた。しかし、それまで島に整備されていたクリーンハウスは、ライフラインの維持や復旧の作業員で満杯だった。そもそも、それまでに設置されていたクリーンハウスは、防災要員や災害復旧事業のために設置されたもので、島民の滞在受入れは設置の目的外として認められなかった。

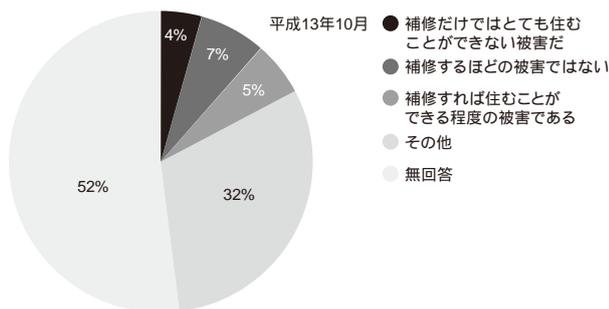
島民の滞在型帰宅が可能となるには、活動火山対策特別措置法に基づいて整備された、クリーンハウス（通称「伊豆避難施設」）の完成を待たなければならなかった。

この避難施設の整備には、活動火山対策特別措置法の避難施設緊急整備地域に指定される必要があった。活動火山対策特別措置法の避難施設緊急整備地域は、火山周辺の住民の安全対策のため避難施設の整備を行って、火山との共存を図るものである。通常は、災害が終息して住民の生活が復帰した段階で指定することが想定されていた。そのため、今回の災害では帰島の可能性が不明確な状況が続いたことから、その指定に時間を要した。

ようやく避難施設緊急整備地域の指定がなされたのは、平成14年7月5日（告示）である。指定の理由は、火山ガスの放出も長期的に低下傾向にあること、また、家屋の被害が拡大しつつあり、滞在型の一時帰宅の要望も強いことにかんがみて、「滞在型の一時帰宅及び本格的帰島に備え、クリーンハウスを先行的に整備するため」とされた。

クリーンハウスの整備は、当面の滞在型の一時帰宅だけではなく、将来的な本格帰島の段階でもガスが完全におさまっているとは考えにくいことから帰島後にも避難施設として有効に活

第2回避難生活実態調査(n=1357)



島民連絡会アンケート(n=753)

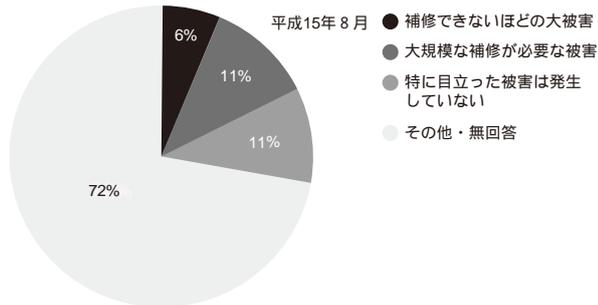


図 3.11.1 被害状況の変化

用されると位置づけられたのである。

避難施設の設計に際しては、当初 100 人規模の施設を 3ヶ所に設置することも検討されたが、それでは補助金が見つからないとのことから、300 人規模の大型避難施設となった。

避難施設は、村が事業主体となり、約 15 億円をかけて整備され、平成 15 年 3 月末に完成した。

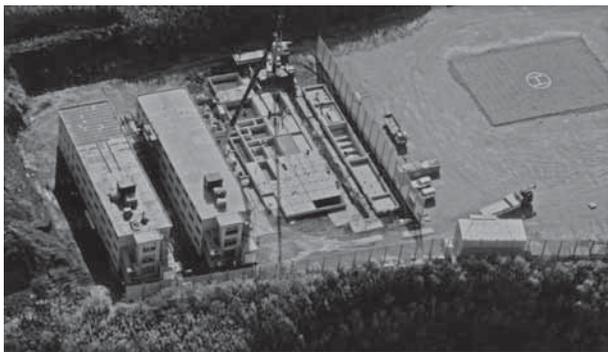


写真 建設中のクリーンハウス

活動火山対策避難施設（伊豆避難施設）概要	
位置	三宅村伊豆 480-1
延べ床面積	2,709m ²
避難棟	PC コンクリート 3 階建 2 棟 82 室 151 人収容 計 302 人
共用棟	PC コンクリート 1 階建 食道 100 人収容 浴室 事務室
施設棟	発電機、ボイラー、受水槽等（非脱硫）
脱硫施設	屋外のガス濃度に応じて自動運転を行う
総事業費	約 15 億円

3) 滞在型帰宅の実施状況

滞在型帰宅は、伊豆の避難施設が完成した翌月の平成 15 年 4 月にスタートし、日帰り帰宅事業と平行して実施された。

滞在型帰宅事業は、3泊4日のスケジュールで実施された。滞在型帰宅の主な条件は次のとおりである。

3泊4日の滞在型帰宅

- ・船賃無料
- ・宿泊に伴う食費などは実費
- ・1世帯2人、9月までに1回のみ
- ・呼吸器疾患・心疾患、妊娠中、透析を受けている人などは参加できない。

滞在型帰宅による家屋保全の本格化に向けて、屋外仮設電源（コンセント盤）が設置された。自らの手で屋根修繕を希望する場合には、必要な資材を職工組合が配達するなどの体制も整えられた。



写真 設置された屋外仮設電源

募集 250 人に対する各地区の参加状況は次のとおりで、結果的に、募集人員を大幅に下回る結果となった。その理由は明らかではないが、3泊4日という日程で勤務先を休むことの難しさなどもあったものと推測される。

表 3.11.1 滞在型帰宅への参加状況

月 日	地 区	参加人数
4 月 19 日	坪田	68 人
5 月 9 日	伊豆・伊ヶ谷	105 人
5 月 16 日	神着	102 人
5 月 23 日	阿古	159 人

その後、10月から12月に実施された滞在型、日帰り帰宅は、ともに週1便から2便に増加して実施された。

翌平成 16 年 4 月からは、さらに帰島方式が改善された。全島が地区別に阿古、坪田、神着、伊豆・伊ヶ谷の4つに分け、さらに日帰りコース（定員 80 人）、滞在コース（定員 200 人）に分けられた。1世帯4人まで船賃が免除されることになり、また、滞在コースについては、出発は同時だが、1泊、3泊、5泊を選べるようになった。

4) 職工組合の活躍

平成13年9月～10月に実施された最初の日帰り帰宅の後には、雨漏り跡等の被害が確認された住民から、屋根修繕に関する要望の声が多数寄せられた。村は、屋根修繕に関する意向調査を実施し、ガスが出やすい坪田、降灰のあった神着、西風による塩害の影響と思われる阿古地区において、屋根修繕の希望が多いことが明らかとなった。

平成13年11月13日、三宅島内の大工、板金等の技術を持つ職人が集まって三宅島職工組合が結成された。職工組合の組合員数は、13人(平成13年11月30日現在)でスタートした。職工組合はもともと三宅にあった団体であり、島の生活環境、居住環境づくりを率先して請け負っていきこうという団体である。三宅島の家屋を修理してきた職人であり、島の被害をこのまま放ってはおけないということから、新たに組合を立ち上げた。その結果、それまでは、個人の職人では入島が許可されなかったが、組合として島内での家屋修理を請け負うことができるようになった。

12月の1～3日には、意向調査で「雨漏りがあり、急ぐ」と回答した家を対象に被害緊急調査を行い、屋根の応急修繕を開始した。



写真 屋根修理

ところが職工組合による対応はスタートしたものの、当初は依頼件数が多く、なかなか修理が進まないという実態もあった。職工組合が結

成された約5ヶ月後の時点では、被害調査希望466件に対して、調査報告済み383件、施工完了52件という状況であった。この頃は屋根施工班2班、塗装班1班の合計3班集体であり、施工は、1日に2～3件のペースであった。工事の内容は、まずブルーシートを張り、その1～2ヶ月後には応急措置としてルーフィングを実施した。本工事は帰島後に実施することとされていた。

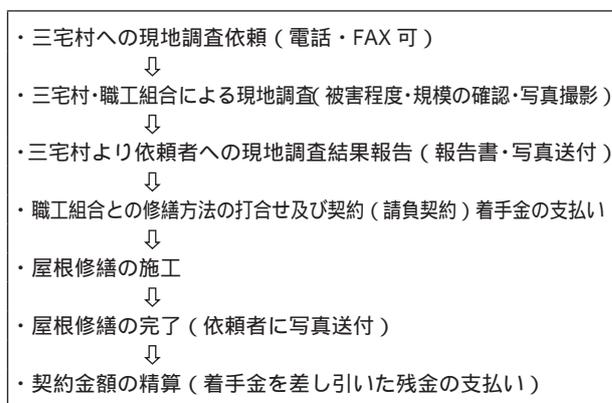


図3.11.2 職工組合による修理の手順

また、修理に立ち会いたいという声があったほか、修理の質、見積もりとの価格差に不満の声も聞かれた。こうした職工組合への不満の背景には、材料さえあれば自分たちでもできるという島民も多く、それが実現できない不満もあったようである。

もっと村が積極的にかかわるべきではないかという声も多く、村では、進行管理の職員を配置した。その結果、毎月の進行管理、見積もりのチェック等は大幅に改善された。なお、当初の単価設定では、一般的な環境での作業の見積もりをしており、実際の相当な負荷のかかる環境であることを見込んでいなかったため、職工組合の負担が大きかったという面もあった。

また、近隣の島の職人の協力を得ながらの体制強化が図られた。三宅島では4～5月は雨の日が多く、一般住宅の屋根の補修作業が遅れて

おり、さらに7月は梅雨と台風のシーズンが重なるため「屋根補修」の希望が多いことから、平成14年には、神津島職工組合（組合員40人）に応援を要請した。これを受けて神津島職工組合は7月中旬から1週間単位で6～9人が三宅島に渡り作業を支援した。

こうした応援も得て、職工組合による修理は、最終的には1,300件に及んだ。こうした活動に対して村は、三宅島火山活動家屋被害緊急対策事業補助金交付要綱を設置して、屋根補修費を間接的に支援した。

住民の声

【クリーンハウスの建設】

日帰りで島に來ると、滞在時間が短いのも手伝って、みんな泊まっていきたいという気持ちが出てきていた。避難中、島内にクリーンハウスができたということは、かなり大きな出来事だった。しかも、滞在型帰宅の実施のために、本来の目的用途の枠を広げてもらったというのは、とてもありがたかった。

滞在型帰宅では、表向きはお酒はないはずなのに、みんな

クリーンハウスのロビーや食堂に集まって軽い酒盛りが始まった。被害の大小もあったかもしれないが、島にいるということで気分が高揚していたのだと思う。

クリーンハウスができてからは、かなり落ち着いて家の保全等ができるようになった。日帰りだと、どうしても家の換気をして殺虫剤を撒いたりしただけで、帰りの時間になってしまっていた。それが、滞在型になると、家の中に積もった灰の掃除なども、落ち着いてできた。

3 - (12) 難航した復旧工事

1) 頼みの海上輸送

平成 12 年 9 月 15 日、避難指示後に最後まで残っていた防災関係者等も台風接近のため島を離れ、島は完全に無人となった。

当初、現地対策本部は、客船をスタンバイさせて、夜間は客船に泊まり、昼間でもすぐに避難可能な態勢としていた。島での作業は、自衛隊 P 3 C 哨戒機が上空から火山活動監視可能な場合にのみ実施されることとなった。

噴火やガスからの緊急避難対策を進めつつ火山観測、発電所の機能維持、N T T 中継所の自家発電装置への燃料供給、島の外周道路の確保などを中心とする活動が進められた。特に N T T 中継所の電力確保は重要であった。三宅島を中継して無線でつながる御蔵島、八丈島、神津島、青ヶ島の電話が繋がらなくなる可能性があった。

しかし、しばらくすると、台風が多く、うねりが厳しい時期となり、洋上での対応には限界があった。そのため、現地対策本部は、約 1 ヶ月後の 10 月上旬には、三宅島の北西 40km にある友島の神津島に移転を余儀なくされた。移転当初、神津島から三宅島へは、数隻の漁船による渡航のみで、あった。この渡航を支えたのは、下田に避難した漁船であり、交代で活動に従事した。



写真 初期は漁船で渡航した

しかしながら、神津島から三宅島へは、天候にも大きく左右された。また、片道約 1 時間を要するとともに、波しぶきと寒風にさらされる乗員の苦労は並大抵ではなかった。そうした状況では、作業の効率は著しく低く、泥流の発生も相次ぎ、復旧作業どころか、電力や通信、観測機器を維持するのが精一杯の状況であった。

そうしたことから、まず、輸送力の強化が図られた。島の北部にある三宅中学校と南西部の阿古地区に臨時ヘリポートが設置され、従来の三宅島空港とあわせて島内をほぼ三等分する位置で離発着が可能となった。これによって、神津島空港から約 15 分でのヘリによる作業員の搬送が可能となった。

しかし、作業員の搬送の主体はあくまでも船舶であった。三宅島・御蔵島間の定期船「えびね丸」(定員 60 人)が神津島を泊地とする災害用船に転用されることとなり、三宅島渡航が始まったのは、平成 13 年 1 月 6 日からである。同年 3 月上旬からは、さらに「はまゆう丸」(定員 285 人)が就航した。作業はこれで行く軌道に乗った。4 月 18 日には、大規模泥流で被災した都道の立根に仮橋が完成し、島内一周道路が 7 ヶ月ぶりに開通した。

2) 火山ガスとの戦い

平成 12 年 10 月から翌年 3 月神津島からの三宅島への渡島の就航率は、月平均 6 割程度にとどまっていた。泥流対策の強化や道路・ライフラインの維持、復旧作業を本格化するためには、神津島から渡島しながらの作業には、限界があった。

表 3.12.1 三宅島渡島・宿泊者実績

期間	平成12年				平成13年									平成14年					
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
体制																			
ホテルシップ																			
神津島渡船																			
夜間滞在																			
渡島手段																			
漁船等																			
えびね丸																			
はまゆう丸																			
ヘリコプター																			
実績																			
就航率	-	70%	52%	62%	48%	85%	46%	79%	77%	86%	86%	81%	84%	67%	87%	60%	67%	79%	73%
神津島渡船者数	0	280	200	876	940	1,577	2,036	3,574	3,425	5,592	5,701	5,566	4,982	4,050	3,587	1,775	1,479	1,682	1,630
夜間滞在率	-	-	-	-	-	-	-	-	67%	73%	87%	71%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
夜間滞泊者数	661	0	0	0	0	0	0	0	不明	不明	650+ α	1,563	3,471	5,627	8,827	8,948	8,340	12,744	14,391
作業体制	ホテルシップ				神津島より渡船				夜間滞在試行			夜間滞泊本格的開始							

出典：東京都建設局・東京都三宅支庁「平成12年 三宅島火山活動の取り組み」H18.3

東京都では、神津島から渡島しながら工事を行う場合と、島内に脱硫宿舍（クリーンハウス）を整備して災害復旧工事を行う場合とについて比較検討した結果、工期、費用の両面で後者が有効であった。そこで都は、三宅島に脱硫宿舍を設置して工事を行うことを災害復旧事業として申請し、採択された。

クリーンハウスの第1号として、東京都の三宅支庁庁舎の改修が行われた。設置された脱硫装置は半導体工場等で使われていたものを改良して作成されたものである。庁舎の窓は目張りされ、さらに、室内の気圧を高くして外気が入りにくい工夫もなされた。平成13年5月4日から2ヶ月にわたって防災関係者が試験滞在し、緊急時の避難体制、施設の安全性などが確認された。その結果、同年7月9日から一般の工事関係者も含めた本格的な夜間滞泊がスタートした。

施設とあわせて課題となったのが、食事の提供と資機材等の調達である。食事については、

当初、レトルト食品での対応が予定されていたが、試験滞泊で不満の声が大きく、神津島から食材を調達し、調理したものを提供することとなった。学校給食センターを利用して食事を作り、各現場や宿舍に配達するシステムが整えられた。

また、同時に生コンクリート、自動車修理工場、ガソリンスタンドの稼働、貨物船の定期運航などの体制も整備された。こうした環境整備により、夜間滞泊開始以降の作業効率は大幅に高まった。その結果、同年9月には日帰り帰宅が可能となり、さらには、避難指示解除に向けた島内インフラの整備が大幅に促進されたのである。

なお、クリーンハウスは、当初、島内の公共施設を改修して整備されたが、災害復旧事業として整備費が認められ、脱硫装置付プレハブ宿舍の整備が急速に進んだ。しかし、それでも収容能力は、作業員数に追いつかず、定員を超える人数が宿泊する状況が続いた。その結果、平成15年8月には、東京中央労働基準監督署から宿舍の環境を改善するように建設会社への指導が行われた。これを受けて、都は、脱硫施設の定員の見直しを行うとともに、定員不足については、それまで利用されていなかった旅館や民宿に脱硫装置を取り付けて、宿泊施設として活用することとなった。これには、6軒の旅館や民宿が協力することとなり、平成15年12月から順次開設された。



写真 クリーンハウスの脱硫装置

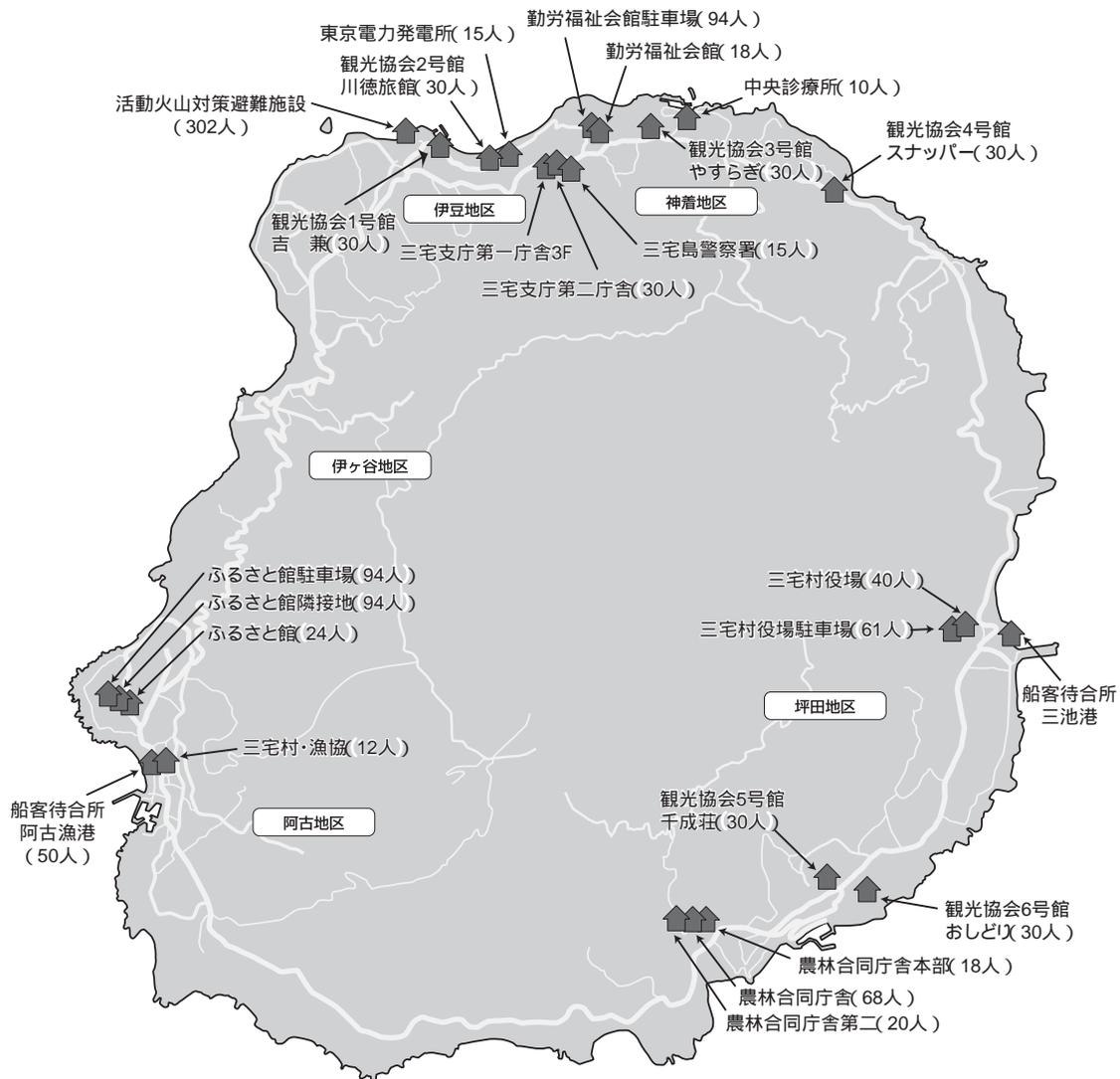


図 3.12.1 クリーンハウスの整備状況

(出典：東京都建設局・東京都三宅支庁「平成 12 年 三宅島火山活動の取り組み」H18.3)

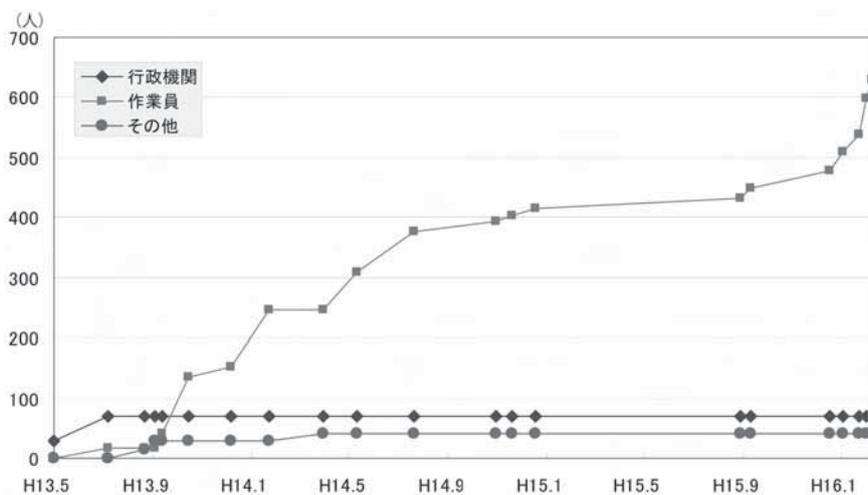


図 3.12.2 クリーンハウス宿泊可能者数の推移

(出典：東京都建設局・東京都三宅支庁「平成 12 年 三宅島火山活動の取り組み」H18.3)

3) 島での体制

島での体制は、ホテルシップ（平成12年9月4日～同年10月9日）、神津島現地本部（～平成13年7月8日まで）を経て、平成13年7月9日から三宅島に現地災害対策本部が置かれた。現地災害対策本部の体制と主な業務は表3.12.2のとおりである。

村の職員は、ローテーションにより定期的に島に渡り、現地での対応にあたった。

表3.12.2 現地災害対策本部の役割分担(平成15年3月決定)

三宅村災害対策本部の主な職務		
職名	職務内容	人数
総括	総括 ホームページ用報告作成「三宅島現状(月2回)」 村役場夜間滞在者代表者会議主催 緊急時対応 三宅村災害対策本部代表者会議の開催・仕切、会議報告作成・送付 夜間滞在決心及び現地本部への連絡	1
庶務	庶務 滞在帰宅対応 日帰り帰宅対応	1
無線担当	7:25に気象庁火山現業に火山観測を電話で依頼する 火山活動の定時連絡(9時・12時・15時)・放送 (早出対応:例6:45～)	1
村消防	救急ヘリへの患者搬送 消防設備(車両含む)等保守点検 滞在・日帰り帰宅救急時の対応	3
庁舎管理	三宅村役場夜間滞在者、役場・中央診療所 宿泊者の把握・管理 三宅村管外出張者(役場・中央診療所職員分) の管理・報告(新宿総合事務所庶務課庶務 係へ状況表FAX) 雄山の写真撮影と新宿総合事務所総務課文 書広報係へのメール	1
災害対策	村営バスの管理・点検・清掃 役場庁有車の管理・点検・清掃 一時帰宅住民送迎及び保安	3
	合計	10

中央診療所の主な職務

職名	職務内容	人数
医師	緊急患者診察・医療 緊急ヘリ要請(要請書作成) 緊急ヘリへの患者搬送 現地対策本部代表者会議出席 一時帰宅参加者への健康相談対応	1
看護師	緊急救急患者対応 緊急ヘリ要請連絡(現地対策本部に要請書 をFAX)	1

東京都現地災害対策本部の主な職務

職名	職務内容	人数
総括	総括、視察対応 ホームページ用報告作成「三宅島現状(月2回)」 ホームページ用報告作成「現地本部情報(毎週)」 緊急ヘリ対応及び指示絡	1
総括補佐	現地災害対策本部代表者会議の開催・仕切、 会議報告作成・送付 視察及び来島者対応 夜間滞在決心・補助・各所への連絡 操業届及び入港届受付処理(警察及び水産 へFAXし綴る) 災害応急対策車両同等の事務処理 早出・残業届の処理(気象庁へもコピーを 渡す)	1
庶務担当	7庁舎管理(脱硫施設を含む) 来島者送迎・視察対応 定期船・えびね丸の乗船、下船確認 現対への 連絡 定期船に乗船し入島票を回収 降雨時等の巡回・啓開	2
集計調整担当	入島許可書受付処理(押印後提出者に返送 (省略可)し、集計表作成) 直行便乗船名簿の作成・報告 作業宿泊予定集計表作成(当日確定版を各 施設へFAX) メールチェック 貨物輸送依頼書受付処理(砂防へFAXし綴 る) IDカード管理 定期船出港まで待機(東海竹芝・八丈支店 へ出港確認、名簿FAX依頼)	4
無線担当	7:25に気象庁火山現業に火山観測を電話で 依頼する 火山活動の定時連絡・放送 (早出対応:例6:45～) 無線対応 無線記録の作成、送付(三宅島警察) 村から1人応援	1
業務ローテ	工事監督業務 工事現場立ち会い 勤福・ふるさと館との連絡調整 作業日報受付処理(新宿へFAXし綴る) 作業状況連絡表の作成・送付 早朝巡回及びこれに伴う建設業会の連絡業務	3

4) 主な復旧工事等の完了時期

島では、各事業主体によって、安全が確保できた時点で速やかに避難中の村民が帰島できるよう、被害の拡大防止対策と基盤施設の復旧が精力的に進められた。

帰島後の平成 17 年 12 月までの主な事業の実施状況は表 3.12.3 のとおりである。また、公共土木施設等の事業箇所は図 3.12.3 のとおりで、島内全域に及んでいる。

表 3.12.3 主な復旧工事等の状況

項目(主体)	概要	帰島前					帰島後		備考
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
都道(都)	島を一周する都道は 16 箇所が被災。8 箇所では、泥流等の被災を再度受けたくないよう新たに橋梁が設けられた。		●	●	●				
村道(村)	14 路線で被害。復旧工事はすべて完了し、各戸までの通行は既に確保済み。			●	●				
林道(都・村)	68 箇所約 8,800m 被災。平成 17 年 12 月末までに復旧延長約 3,600m の 24 箇所を復旧。		●					●	H19 年度完了予定
港湾・漁港(都)	地殻変動に伴う地盤沈下により、港湾・漁港施設が冠水する状況になり、災害復旧の活動拠点となる三池港や阿古漁港をはじめ、伊ヶ谷漁港、坪田漁港等の岸壁などの嵩上げを実施。		●					●	
水道(村)	水道施設では、管路約 110km 設備機器等のうち 21 箇所が被災。平成 15 年度中に復旧が完了し、島内全域での給水が可能となった。また、大路水源の水質悪化に対応するため膜ろ過処理施設を一部に導入した。		●	●	●	●	●	●	
電話(NTT 東)	通信施設では、電話局間ケーブルや引き込みケーブル等が損傷したが、平成 16 年度に復旧が完了し、住民の帰島に合わせて各戸回線開通の対応を順次行った。	●	●			●	●		
携帯電話(NTT ドコモ、au)	Mova の通信エリア 3 地区が復旧。新たに FOMA 通信エリアが確保された。また、新たに au も基地局を設置した	●						●	
電力(東電)	発電・配電設備等に被害が生じたが、平成 13 年 8 月に 24 時間常駐による電力供給を開始し、島内全域に電力供給が可能となった。また、住民帰島に合わせて各戸への電力供給を順次実施。	●					●		
LP ガス(東京都 LP ガス協会)	LP ガス容器 3,844 本を島から撤去。LP ガス設備の調査・改善、LP ガスの供給再開を実施した。			●	●	●	●		
治山・森林	噴火により荒廃した 26 渓流のうち、21 渓流に治山ダム等を設置。引き続き渓流の復旧工事と山腹斜面の対策を実施。一方、森林復旧のため三宅島で採取した種子から緑化苗木を育成し、植栽を行っている。また、農家などによる自生した苗木の生産と買取のしくみを構築した。この手法は、通常 3 年程度かかる苗木調達に 3 ヶ月に短縮できた。あわせて、島民の収入確保にも貢献している。	●						●	H19 年度完了予定

項目（主体）	概要	帰島前					帰島後		備考
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
砂防	泥流は各所で道路の寸断、家屋等の被害をもたらした。災害関連緊急砂防事業及び火山砂防激甚災害対策特別緊急事業で51基の砂防ダムを整備した。	●							
住宅	職工組合により島内住宅の屋根の応急修繕を支援した。シロアリの調査、駆除を実施。堆積土砂排除事業により1667宅地から宅地内の土砂、火山灰を排除した。	●							
村営住宅	修繕19団地、建替10団地、新規5団地を整備。合計210戸の村営住宅を供給した。								
教育施設	小中学校とともに、3校づつの体制だったが、児童生徒の減少により、当面、3校合同での授業再開となり、小中学校ともに1校づつの再開となった。その他、村では、社会教育施設の復旧を実施した。								
公共施設	村では、中央診療所、老人福祉館、保育園、児童遊園等を復旧した。								
農地等	農地は、噴火による降灰・泥流の堆積、土壌の酸性化等の被害を受けたが、高濃度地区を除く、全ての農地の復旧が完了した。また、営農を希望する農家に増殖したレザーフアンや赤芽芋の種苗を供給した。その他、貯水池1箇所、農道3路線の復旧を行った。								
漁業等	漁業関連の生産基盤施設について17の施設を復旧した。								

出典：三宅島災害対策技術会議記録(H18.3)

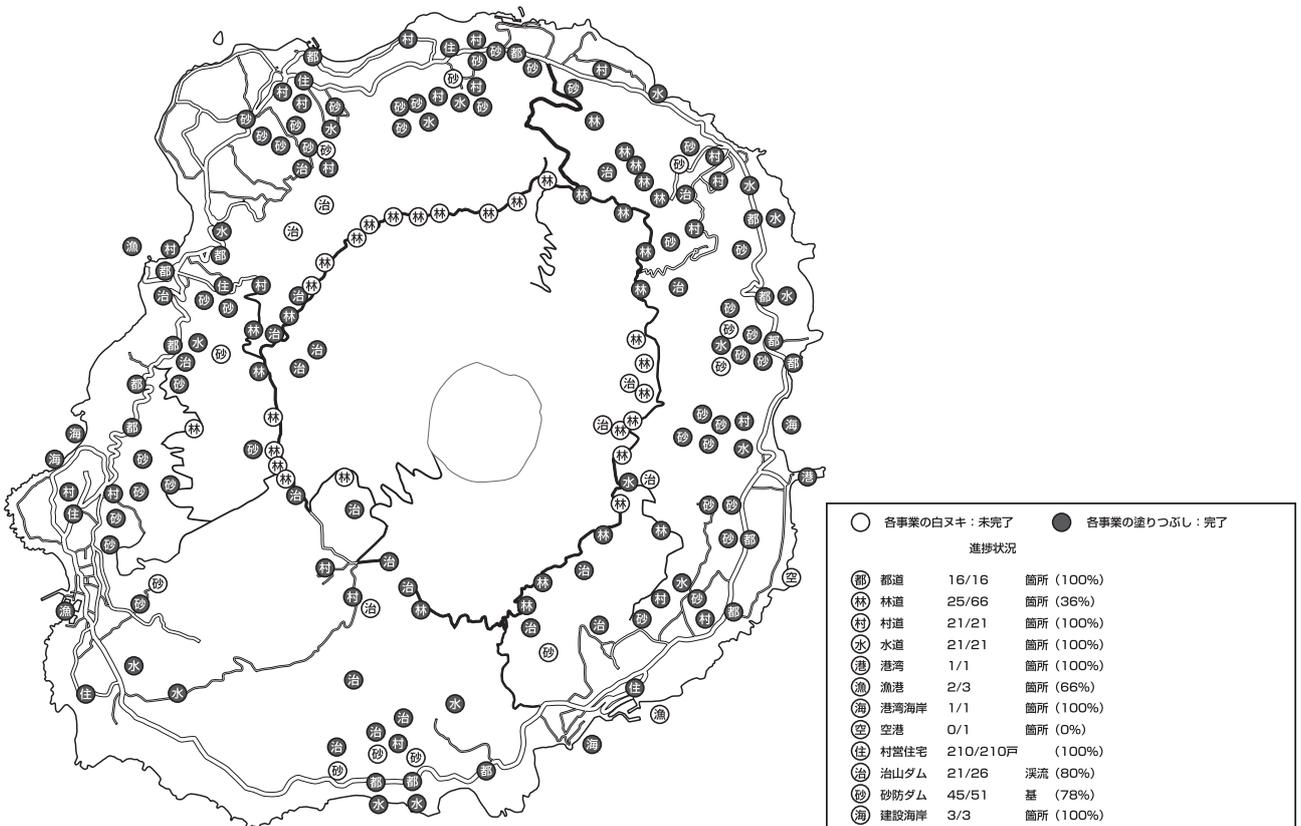


図 3.12.3 公共土木施設等の復旧箇所

(平成 17 年 12 月末現在)

3 - (13) 帰島の準備

1) 準備と帰島宣言

帰島に向けた村のアクション

全島避難から1年を前に、村では、避難生活が中長期化する中で予想される課題や、帰島までに1年、3年、5年などの期間を要した場合に帰島の際にどのような問題が生じるかなどの分析を行っている。火山ガスによる長期避難という前例のない災害に対して、手探りの検討が進められていた。

平成14年度に入り、村では、帰島に関する村としての方針や帰島に際して取り組む事項を明示することとした。避難生活が2年を超えて先

のめどが立たない中でも、島民が帰島の希望を失わないようにすることが不可欠と考えられたためである。村は、関係課による内部検討を経て、平成14年11月に「三宅島全島民帰島プロセス検討会」を立ち上げ、公式に帰島計画策定に着手した。三宅島全島民帰島プロセス検討会での精力的な検討が行われ、平成14年12末には「三宅島民の皆さまへ 三宅島噴火災害 帰島計画(第1次案)概要《三宅島全島民帰島プロセス》」と題する、帰島に向けた村の考え方が避難島民に届けられた。

帰島計画策定にあたっての基本的な姿勢

1. 全島民の安全で円滑な帰島を目指す。
2. 帰島に向けての不安要因への対応、住宅・生活再建支援にきめ細かく対処する。
3. 防災対策および復旧工事や廃棄物等処理における環境への配慮を徹底する。
4. 円滑な帰島に向け、民間団体等に対しても積極的な協力・支援を要請する。
5. 長期避難に伴い帰島には一定の期間が必要であり、即時帰島の難しい世帯に対しても、引き続き、きめ細かく対処する。
6. 島民の雇用機会の確保・あっ旋に努める。

帰島までの主な手順(想定)

帰島に関する全般的な対応の枠組みは、概ね下図に示すものを想定しています。

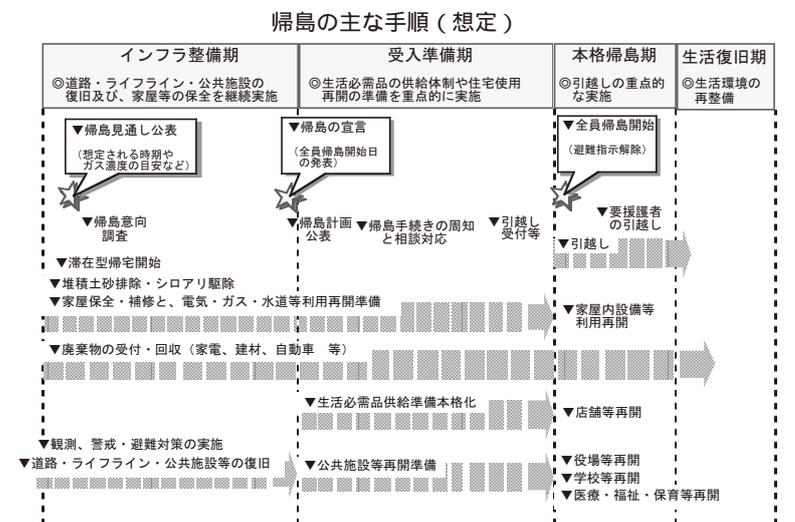


図 3.13.1 三宅島噴火災害 帰島計画(第1次案)

この時点の帰島計画は、村が国・都と協議するためのたたき台として、帰島に向けた取組み課題の抽出・整理を行う、という色合いが濃いものであった。

火山ガス検討会、火山との共生、リスクコミュニケーション

一方、国・都でも、平成14年9月に「三宅島火山ガスに関する検討会」(以下、「火山ガス検討会」)を立ち上げ、火山ガスがどのような状況になれば帰島が可能になるのかについて、安全確保対策の面から科学的な検討を開始している。平成15年3月24日に取りまとめられた同検討会の報告は、その後の帰島に関する判断、安全対策について、基本的な枠組みと方向性を示すものとなった。

この報告では、火山ガスの健康への影響を判断するための目安、火山ガスが続く中で帰島した場合に必要な措置等に関する提言が示された。この提言は、「現時点においては、直ちに帰島して生活ができる状況にはなく」としつつも、健康への影響を最小限にするための安全確保対策を講じることで、火山との共生が可能になり得るという形で、帰島の可能性を示唆した。

また、そのためには、火山ガスのもたらす健康影響についてできる限り正確な理解が得られるよう、リスクコミュニケーションを促進し、ガスとの共生について行政と住民が十分に話し合うことが重要とされた。

リスクコミュニケーションについては、火山ガス検討会委員の京都大学大学院工学研究科教授 内山 巖雄、慶応義塾大学医学部教授 大前 和幸の両教授からの支援が大きな役割を果たした。両教授からは、一般にはなじみのないリスクコミュニケーションの概念や火山ガスの危険性について、各種資料の作成、「島民ふれあい集会」などでのわかりやすい解説など、多大な支援があった。村では、半年間に約60回のリスクコミュ

ニケーションの場を設け、参加者は、延べ1,400人に及んだ。これによって火山ガスへの理解は大きく進んだ。

また、村は、火山ガス検討会の提言を受けて、具体的な安全確保対策等を検討するために、平成15年3月28日に「三宅村火山ガス安全対策検討委員会」を設置した。この委員会は、同年8月22日に「三宅村火山ガス安全対策」を取りまとめている。

こうした準備は進みつつあったが、平成15年6月25日に開かれた三宅村議会で、長谷川鴻村長(当時)は、「帰島するための諸条件の整備期間などを考慮すると、少なくとも年内の帰島は困難」との見方を示した。帰島までの道のりがまだ遠いことが明らかにされたこの一瞬、議場の雰囲気は時が止まったように重く感じられたという。

帰島プログラム準備検討会

この後、平成15年10月、内閣府、東京都、三宅村の三者による「帰島プログラム準備検討会」が設置された。検討会では、帰島の準備あるいは帰島後の生活再建支援などについて、課題の抽出・整理、東京都や三宅村の要望に対する各省の対応に関する協議などが進められた。

平成15年11月24日の第7回「三宅島島民ふれあい集会」では、帰島条件などの説明が行われた。説明ではまず、「帰島の基本的な考え方」として、帰島条件の3要素 島民の健康リスク受容の合意形成、火山ガスの濃度が目安に達成、健康影響を最小限にするための安全確保対策、があげられた。また、「帰島に向けての合意形成」として、リスクコミュニケーション、安全確保対策の確定・島民への説明、帰島意向調査の実施・島民の合意形成、が進みつつあることが報告された。

村は「帰島準備」については、帰島プログラム準備検討会の報告に基づき方針を定めるとし

た。また、「帰島判断」については、火山ガス濃度の推移と、目安達成を確認後、帰島時期の決定、帰島意思の確認、を行うとし、帰島準備と帰島判断は並行的に行うとされた。

この後に行われた質疑では、島民から「インフラ整備はありがたいが同時に避難生活4年目の厳しい生活状況をどう理解しているか」「村と都共同で帰島の最終報告を出す前に対話集会などぜひ島民の要望を出せる機会を作ってほしい」などの意見が出された。

平成16年3月末には、島民の生活再建支援策などについて引き続き検討すべき課題が残されたものの、「帰島プログラム準備検討会」としての最終報告が取りまとめられた。報告では、帰島にあたって重要なことは、次の3つの基本認識であるとされた。

帰島にあたって重要なことは、自らの安全を守るのは自分自身であること（自助）

島民一人ひとりの主体的な取り組みと島民相互に協力しあうこと（共助）

行政はこれらの取組みを支援すること（公助）

なお、この報告がまとまる直前の2月には、健康上の理由による前村長（故 長谷川鴻氏）の辞職を受けて、村長選が行われ、「早期帰島・早期復旧・早期復興」を選挙公約に掲げた平野祐康村長が誕生していた。平野村長は、村長選で、「帰島の考え方はいろいろあるが、島のコミュニティを考えると、部分的に帰っても島の中が成り立たなくなると思う」として、部分帰島ではなく一斉帰島にこだわる姿勢を示していた。

新村長の誕生と、「帰島プログラム準備検討会」の報告がまとまったことで、帰島がにわかに現実味を帯び始めた。

帰島に関する意向調査

平成16年4月24日、25日、29日の3日間、三宅村は都内6会場で、「三宅島火山ガスに関する検討会（国・都）」及び「帰島プログラム準備

検討会」に関する説明会を実施した。ここで平野村長は、「火山ガスの放出は続くと言われているが、安全対策を整えながら早期帰島を実現したい」と述べ、住民が危険性を承知した上でガスと共生する帰島に踏み切りたい意向を示した。

説明会を経て三宅村は5月中旬から、島民に帰島の意向を聞くアンケートを実施した。アンケートは、避難中の約1,700世帯（約3,300人）の意向を調べるものだった。しかし、島民にとって、この意向調査への回答は容易ではなかった。特に、安全、住宅補修・再建、産業再生の3つが問題だった。

安全に関しては、帰島プログラム準備検討会の報告書では、特に呼吸器疾患などがある人や幼児、高齢者などには、避難態勢の確保やガスマスクの着用など特別な配慮を求めている。リスクコミュニケーションを通じて、子どものいる世帯では、ガスの中長期的健康影響が特に心配された。要介護者を抱える世帯では避難の面で不安があった。

住宅補修・再建については、4年近く無人の住宅では、屋根被害、シロアリ被害も拡大しつつあった。被災者生活再建支援法の居住安定支援制度が3月末に成立し、新たに最高200万円が給付されることになったが、給付は住宅の解体や撤去などに限られ、住宅の建築や補修は対象外とされた。また、立入りが制限される高濃度地区の住民は、どう住居を確保するのかという問題があった。

さらに大きな問題は、島で生計が確保・維持できるかどうかであった。火山ガスや酸性雨が作物にどのような影響を及ぼすのか、さらには、風評被害も不安視された。商工業者らは避難前の借金は返済を猶予されているが、避難指示解除後の返済はどうなるのかも不安だった。新たな投資をしても、人口が大幅に減少した場合には、経営は厳しい状況となる。ガスが収まらないのに観光客を呼び込めるのか等々、島民は、

具体的な対策や見通しなどの情報が不足する状況でアンケートに回答しなくてはならなかった。

それでもアンケートには約8割が回答し、回答した1,388世帯の約7割に当たる968世帯(69.7%)が「火山ガスのリスクを受容して帰島する」と答えた。

帰島宣言

平成16年6月30日火山噴火予知連絡会は、三宅島火山活動について「全体として最近1年半以上大きな変化はなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられるが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られない」とする統一見解を発表した。

三宅村は、6月末に火山学・地質学の専門家、弁護士、医師等で構成される「三宅村安全確保対策専門家会議」を設置した。この検討会は、安全確保対策を専門的に検討し、村長に意見を述べることを目的としていた。この会議は、火山噴火予知連絡会の統一見解を踏まえ、7月1日に三宅村の避難指示解除の判断は是認できるとの見解を発表した。

7月20日、平野村長は石原東京都知事に対し、アンケートの結果及び、三宅村安全確保対策専門家会議の見解を踏まえて、平成17年2月を目途に避難指示を解除したい旨の要請を行い、あわせて、「帰島に関する基本方針」を公表した。

石原慎太郎都知事は平野村長との会談で、あらためて「自己責任を考えたいうえで、村民が自分で決断すべき」と強調した。

〔前提〕

三宅島の火山活動は、全体として最近1年半以上大きな変化はなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられますが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られません。
(平成16年6月30日発表、火山噴火予知連絡会統一見解)

〔村民の状況〕

- 1 意向調査では、火山ガスのリスクを受容しても帰島したいとの意向が回答の約7割
- 2 村民は、ほぼ4年にわたる避難生活で精神的、経済的負担が限界にきている。

〔基本的な考え方〕

●基本的な考え方は『火山ガスとの共生』

- 1 帰島は、村民個々の自己責任に基づく判断
- 2 村は、火山ガスの監視・観測、情報伝達、避難体制の整備、健康管理・医療体制の確保を実施
- 3 村は、村民の安全確保に必要な事項を規定するため、新たに条例を制定
- 4 火口周辺・高濃度地区等は、立ち入り禁止、居住制限等を村条例で規定
 - ・高濃度地区は、薄木、粟辺、三池、沖ヶ平、御子敷の5集落を含む2地域を想定
 - ・高濃度地区内と想定される空港、港湾、村役場等の施設は例外的使用に限定
- 5 三宅島帰島プログラム準備検討会報告の着実な推進

※高濃度地区、規制等及び条例の具体化については、今後、専門家の意見を聞いたうえで決定

〔避難指示の解除〕

- 平成17年2月に災害対策基本法第60条第4項に基づく避難指示の解除
- 具体的日時は、島内整備の進行状況により概ね1ヶ月前に公表

図 3.13.2 帰島に関する基本方針概要(H16.7)

2) 帰島に向けた対策

村では、帰島の方針を示した上で、個々人の帰島の判断を助けるために、引き続き、リスクコミュニケーションに取り組んだ。7月末には、島民一人ひとりの帰島意思を確認する世帯詳細調査用紙を全世帯に郵送した。5月に実施した意向調査は世帯主が記入するものだったが、今回の世帯詳細調査では、家族各人の帰島意思や帰島しない場合の理由を記入する形式がとられた。

なお、世帯詳細調査には、家屋被害状況調査と廃棄予定調査の用紙も同封された。家屋被害調査では「家屋を改修するか、新築するか」などを聞くもので、屋根や外壁、内装、電気、ガス設備などの被害状況も記入する。廃棄予定調査は、各家庭で帰島の際に出る廃自動車や粗大ごみなどの数を記入する用紙で、約4,000台と見込まれる廃自動車の台数、冷蔵庫やエアコン、電化製品の廃棄台数を確定しようというものであった。

帰島計画及び帰島マニュアル

「帰島計画」は、平成16年3月に出された「三宅島帰島プログラム準備検討会」(国・東京都・三宅村及び関係機関等で組織した検討会)の報告書と「村の基本方針」の考え方を踏まえ、さらに国・東京都等関係機関との調整を図り、帰島に向けた計画を総合的にとりまとめたものである。

内容は、『火山ガスとの共生』を柱に、帰島は村民個々の自己責任に基づく判断によること、及び行政の取るべき対応等をそれぞれ明示し、帰島関連スケジュール、帰島に向けた基本方針を示したものである。

また、帰島計画を発表すると同時に、村は、「帰島・生活再開の手引き」(村民用帰島マニュアル)を全世帯向けに準備した。これは、過去に村が行った住民説明会での質問や日頃、照会のあった内容を集約し、帰島計画に基づいて、質疑応答形式で作成したものである。内容は、帰島計

画で示した帰島関連スケジュールに沿って、「帰島までの流れ」、「帰島に向けた準備」、「引越」、「帰島後の当面の生活」、「帰島を見合わせた方へ」の5項目で構成されている。質問の答えには、「行政等の対応」、「村民の皆様へ」、連絡先等がそれぞれ記載されている。

この「帰島計画」と「帰島・生活再開の手引き」(村民用帰島マニュアル)をもとに避難先数ヶ所で説明会が開催された。各説明会では、一日も早い帰島を願う村民からも「あまりにも自己責任が強調されていることへの不満」、「高濃度地区対策と高感受性者対策の質問」、「火山ガスに対する不安の質問」などが出された。

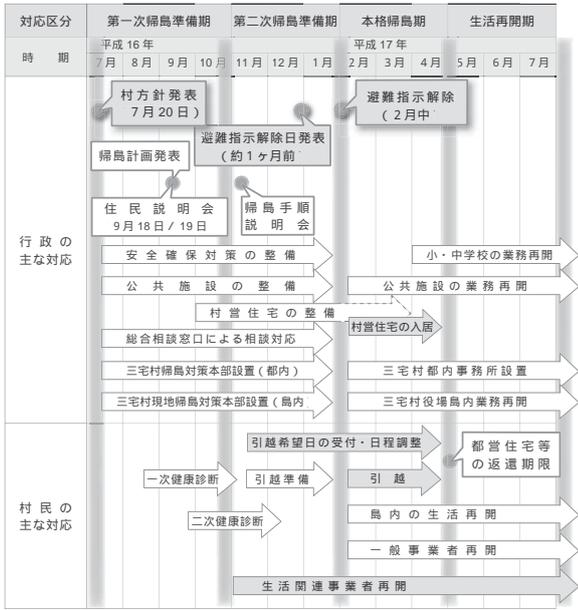
帰島・生活再開の手引き

目次

1. 帰島までの流れ	4. 帰島後の当面の生活
(1) 帰島にあたっての主な対応	(1) 火山ガスへの日頃の備え
(2) 行政及び村民の主な対応	(2) 生活の援助
(3) 帰島時期の判断と主な支援内容	(3) 村民雇用に向けた取り組み
2. 帰島に向けた準備	(4) 産業の再建・再開
(1) 一時帰宅(日帰り・滞在)	(5) 子育て・教育
(2) 健康診断	(6) 高齢者・障害のある方へ
(3) 住宅の準備	(7) 公共施設や各種サービスの再開
(4) 生業の再開準備	(8) 離島航路・交通機関の再開
(5) 災害廃棄物の処分	5. 帰島を見合わせた方へ
(6) 帰島後の生活再建への支援	(1) 島の住居などについて
3. 引越	(2) 都営住宅等の住居の退去について
(1) 引越の手順	資料 被災者生活再建支援金について
(2) 引越希望日の申込み	帰島に関するお問い合わせ
(3) 避難先の不用品の処分	
(4) 自動車の購入・搬入	
(5) 避難先の退去手続きと自宅の利用再開手続き	
(6) 学校の手続き	
(7) 引越の実施	
(8) 特別な事情で本格帰島期に帰島が困難な世帯の方へ	

帰島までのスケジュール

「帰島計画」は、大きく「第一次帰島準備期」、「第二次帰島準備期」、「本格帰島期」、「生活再開期」の4段階で帰島を進めることとしていた。



帰島計画は、避難指示解除日を平成17年2月1日に想定して、作成しています。

図 3.13.3 帰島までのスケジュール

帰島準備、島の受入れ体制づくり

帰島準備期には、平成16年7月20日の「帰島に関する三宅村の基本方針」発表を受けて、まず、7月27日に現地帰島対策本部が島北部にある伊豆避難施設に設置された。

これを皮切りに、帰島計画の発表、住民説明会の開催、帰島手順説明会の開催、総合相談窓口の設置などが進められた。また、それと平行して、島では村営住宅の整備、安全確保対策の整備、小中学校等公共施設の整備等が急ピッチで進められた。こうした整備について東京都は、村営診療所に火山ガス疾病に備えた医療機器を整備したり、三宅高校の校舎に脱硫装置を取り付けるなど、総額150億円の三宅島帰島緊急支援事業を実施した。

一方、島民には、9月～10月にかけて、「帰島前健康診断」が実施された。これは、島民自

三宅島生活マップ

(平成17年3月1日現在)

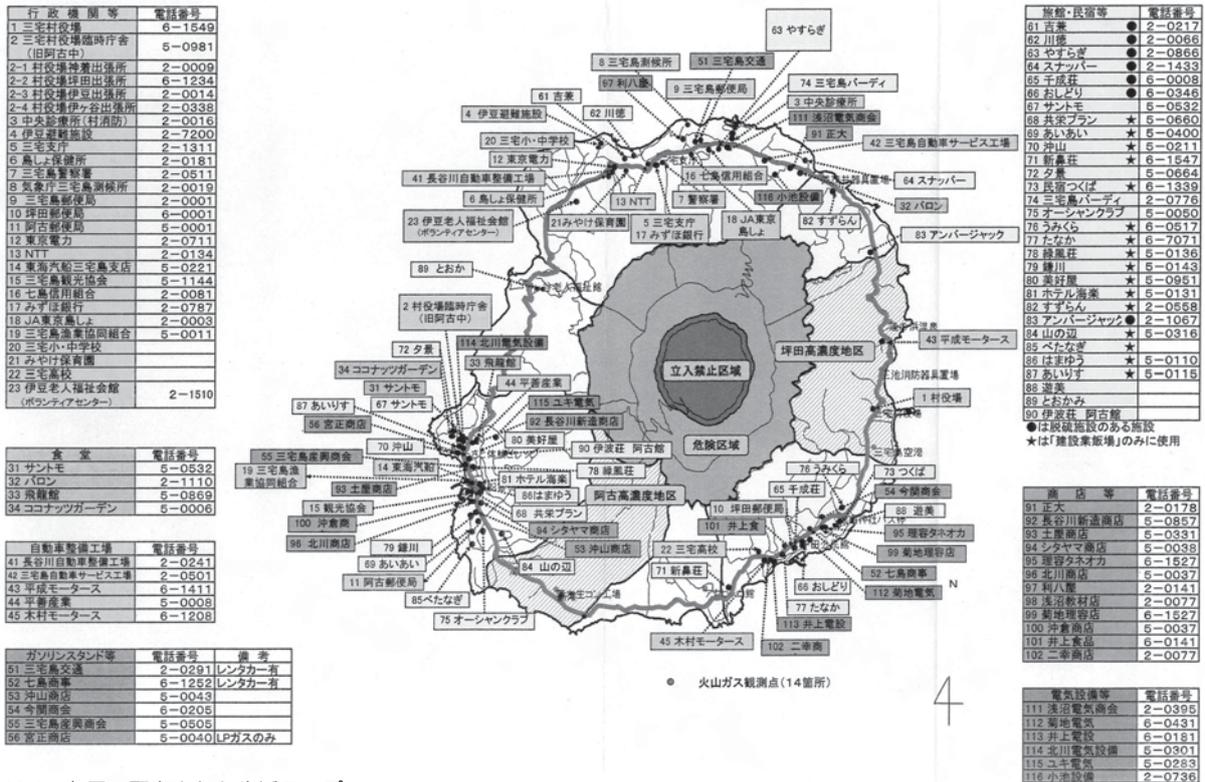


図 3.13.4 島民に配布された生活マップ

身が帰島への判断材料とするために、火山ガスに対する感受性を把握するためのものである。帰島希望の島民ら 2,118 人に一次健康診断が実施され、197 人が、呼吸器に疾患があるなど火山ガスの影響を受けやすい「高感受性者」と認定された。ほかに 574 人が、疾患の疑いなどで二次健康診断の受診対象になった。最終的には、約 500 人が、火山ガスに対する感受性が高いと診断された。この診断結果により帰島をあきらめた者も少なくなかった。

11 月には、商工業者、民宿、金融機関を「帰島後直ちに必要になる生活基盤」であるとして、「防災関係者」と位置づけて業務再開に向けた準備を可能とした。脱硫装置のある施設が車で 5 分以内であれば、届け出た場所での寝泊まりが認められた。

その結果、11 月 3 日には第一陣として医薬・衣料品、自動車修理、理容、生鮮食料・酒の 4 業者 11 人が出発した。11 月中には第一陣を含む約 15 軒、12 月には約 25 軒が島に入り、本格帰島に備えた。避難指示解除の時点では、避難直前と比べて、旅館・民宿は 89 軒中 26 軒、食堂は 22 軒中 4 軒、スーパーなどの商店は 71 軒中 7 軒が再開していた。

農業関連の帰島対策も進められた。農地・農業用施設の復旧は、帰島後に進められることとなっていたが、それに先だって種苗が島へ運び込まれた。

島南部の農林合同庁舎では、観葉植物のシダ類の一種レザーフアンや、サトイモの一種の赤芽イモなどの苗が場内に植えられた。レザーフアンは八丈島から植え替えられた。赤芽イモは、避難島民が働く八王子市の「げんき農場」で栽培したものが、島へ運び込まれた。「ゆめ農園」で栽培された三宅島特産の花弁や観葉植物なども苗木として島へ発送された。

3) 住宅の確保

帰島に向けて直面する最大の課題は、住宅の確保であった。

村営住宅の補修と建設

平成 12 年 11 月時点では、泥流被害者向けなどを中心に、新たに 24 戸の村営住宅供給が必要と見込まれていた。平成 13 年 7 月時点では、これが 44 戸に増えた。平成 14 年 3 月には、第 2 回生活実態調査等から必要戸数が推計され、約 70 戸の新規建設が必要と考えられ、建設用地の検討や基本設計が進められた。

なお、平成 13 年 5 月の調査では、既存村営住宅 159 戸には外観上特に被害は認められていなかった。しかし、平成 15 年 12 月に実施された既存村営住宅の災害査定では、滅失 54 戸、損傷 96 戸の被害が認められた。翌年 2 月には、国から「既存公営住宅復旧計画事業に係わる再建設戸数及び補修工事費の決定について」の通知を受けている。既存村営住宅については、最終的には 150 戸の補修・再建（うち、建替 54 戸、補修 96 戸）を行うこととなった。平成 16 年 3 月に村は、村営住宅入居希望調査を実施した。その結果をもとに、新規に 60 戸を供給する方針が立てられた。こうして、村営住宅は、既存住宅の補修・再建 150 戸、新規建設 60 戸の合計 210 戸を供給することとなった。

その後、平成 16 年 7 月の帰島方針発表を受けて、詳細な入居希望の調査が行われた。その結果、村営住宅に入居資格のある希望者は次の 209 世帯であった。

- ・新たに村営住宅へ入居を希望する世帯 57 世帯
- ・高濃度地区の住民で村営住宅へ入居を希望する世帯 53 世帯
- ・従前からの入居者で帰島する意思のある世帯 99 世帯

住宅補修・再建の支援

島民の帰島に際して都は、被災者帰島生活再建支援金として、住宅の修理や再建に必要な経費の支援を行うこととした。この制度は、国の被災者生活再建支援制度が住居の修繕を認めていないという制度の隙間を埋める目的で作られたものである。

また、村では、高濃度地区における被災住宅の保全を支援するため、「高濃度地区内における被災住宅劣化保全支援金」を制度化した。これは、高濃度地区といえども手を入れれば使える家屋が残っているが、これについては都の制度が適用外になっていた。そこで、村が高濃度地区の家屋の劣化保全する世帯に50万円を支給することとし、さらに、この制度を受けた人に対して義援金から100万円が支給される仕組みが作られた。

支援法改正による長期避難解除世帯特例経費 または居住関係経費

平成16年3月の被災者生活再建支援法の改正では、「居住安定支援制度」が創設された。この制度は、住宅の建て替え、補修に係る解体撤去・整地費及び借入金関係経費、家賃等、諸経費について最大200万円の支援が受けられるというものである。

また、同じ被災者生活再建支援法の改正で、長期にわたって避難が続いた場合の被災者を救済するために、引越しや生活用品の購入などに必要な費用について1世帯あたり最高70万円（ただし支援法上の総支給額300万円の範囲内）が支給されることとなった。避難指示が解除されてから2年以内に島に帰れば支給される。この「長期避難解除世帯の特例」と呼ばれる支援金は、まさに、三宅島の避難長期化が制度化のきっかけとなったものである。

表 3.13.1 被災者帰島生活再建支援金の概要

目的	三宅島災害により、三宅村民が長期にわたる避難生活を余儀なくされ、住宅等の生活基盤に著しい被害を受けていることにかんがみ、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、帰島に際し、支援金を支給することにより、自立した生活の再建を支援する。
対象世帯	以下のすべての要件を満たす世帯を対象 1) 発災日（平成12年6月26日）に自己所有住宅に居住していた世帯。 2) 条例の有効期限までに三宅島に帰島し、自己所有住宅に居住する世帯（1世帯1戸限り）。 3) 世帯の1年間の収入の合計額が1,000万円以下の世帯（平成15年分の収入）。ただし、発災日から申請時までの間に砂防事業、道路整備事業による2,000万円以上の一時金収入を得ている世帯は対象外。 4) 「高濃度地区内における被災住宅劣化保全支援金」（三宅村事業）の支給を受けていない世帯。
支給額	1世帯あたり150万円を限度に支給
対象経費	住宅の新築、改築、修繕等及び住宅附帯設備の購入等に要する経費

住民の声

【帰島計画】

14年まではそんなにでもなかったが、14年以降から帰島までの3年は長かった。

長谷川村長時代の帰島計画は毎年庁内で作成していたようだった。平成16年2月に村議・村長選挙があり、帰島を公約した村長は、7月20日、都知事の了解のもと「半年後の帰島」をテレビで放送した。長年待ち望んだ帰島であったが、突然の発表であり最初は信じられない気持ちで正直びっくりした。

この発表から避難解除までの半年間は「リスクコミュニケーション」、「農地災害復旧の申請」、「帰島前健康診断」、「住民説明会」、「帰島手順説明会」、「高濃度地区住民説明会」等々無我夢中で帰島の準備に追われた。

高濃度地区などは、規制がされるというのが、住民もうすうす気づいている感じだったが、高濃度地区住民説明会は、帰島1ヶ月前になってからやっと開催された。自分の家に居住禁止の高濃度地区住民は、村営住宅などに入居しての生活に大きな不安があり、故郷への帰島は嬉しいことであるが、素直に喜べない感じであった。

【後の高濃度地区の住民の心境】

役場が帰島を決めた後など、今の高濃度地区の住民たちは、帰島して生活ができるかどうか不安に思っていた。当然、帰っ

ても自分たちの家は居住できないほどの高濃度のガスが出ているのに、どうして帰れるのか、住宅の供給があるのかも説明会でも説明がなく、ただ、不安だった。

【帰島してからの生活を考えると...】

帰島してからの生計を考えても、サラリーマン以外は、生活設計を立てようがなかったと思う。帰島を訴えていた住民も、いざ帰島するという話が出てきても生計を立てる術がないのか、静かになってしまった。

【帰島意向調査】

帰島を前にして、帰島するかどうかの意向調査がされたが、みんな答えにくかったと思う。人それぞれ、ガスの問題もあれば、お金のことなど様々だった。子どものいる家庭では、ガスのことはもちろん、避難先の学校での生活や部活が楽しくなくなって帰りたくないという子どももいて、帰島するかどうかで結構悩んでいた。

【帰島に際しての支援】

引越し支援70万と家の補修費用150万の支援があったが、本当に助かった。家の補修費用については、大きな括りでの使用制限と領収書添付の義務があったが、家の補修についてならほとんど使えるものだった。

3 - (14) 帰島

1) 避難指示の解除

平成 17 年の 1 月 5 日午前、平野村長は、石原慎太郎都知事、村田吉隆防災担当相らに避難指示の解除日を報告した。午後には都庁で記者会見を行い、2 月 1 日午後 3 時に災害対策基本法に基づく避難指示を解除することを正式に発表した。

避難指示の解除を判断した理由については、次の 2 点が挙げられた。

昨年 12 月 27 日に火山噴火予知連絡会拡大幹事会が「火山活動に大きな変化はない」と見解を示したこと。

島内で火山ガス高濃度地区への居住を禁じる村条例の成立など、安全確保策が計画通り進んでいること。

こうして、平成 12 年 9 月の全島避難から約 4 年半ぶりに島民の帰島が始まることとなった。

2) 帰島

帰島期間

帰島計画では、帰島の時期を大きく「本格帰島期」と「生活再開期」に分けている。

「本格帰島期」：避難指示解除から大半の村民が帰島するまでに必要な期間で、平成 17 年 2 月 1 日から 4 月末までの 3 ヶ月間とされた。

「生活再開期」：島内で通常の生活が本格的に再開される期間であり、また、ぜんそくなど火山ガスの影響を受けやすい高感受性者や住居が再建中で 4 月末までに帰島できない世帯が帰島する期間で、5 月から 7 月末までの 3 ヶ月間である。なお、一般観光客は、5 月以降の入島とするよう要請する。



写真 帰島第一陣

引越しプロジェクト

離島への引越しには、「内地での移動」「渡島」「島内の移動」という 3 つのステップが必要となる。本格帰島期に引越しが集中した場合に、コストや日程調整などの面での混乱も予想された。そこで、村では引越しに向けて、島民向けに、都営住宅等からの退去手順などを含むきめ細かな引越しマニュアルを作成・配布するとともに、民間の運送会社などの協力を得て、「引越しプロジェクト」を立ち上げた。

このプロジェクトは、村と日本通運、ヤマトホームコンビニエンス、東海汽船、三宅島自動車運輸の 5 社で構成された。村が、島民の希望に応じて引越し日を調整し、島民は、村が選定した民間業者と契約する、という形の仕組みが構築された。

2 月 1 日夜、東京港を出発する第 1 便では、村が紹介した引越し業者を利用し、25 世帯が帰島した。2 月中に村の紹介業者を利用して引越す帰島者は、第一陣を含め約 140 世帯に上った。

なお、このプロジェクトについては、島民から、村主導の「引越しプロジェクト」の運賃が高額すぎるのではないかと疑問の声や苦情が相次いだ。村では、荷物が少ない人向けには『単身パック』などで柔軟に対応することを業者に申し入れている。

高齢者の引越しサポート

多くの高齢者が帰島を望む中、三宅島災害・東京ボランティア支援センターと連携し、帰島直後の生活環境整備（降灰除去、萱などの雑草除去、廃家財搬出、引越し荷物の整理など）も進められた。



写真 引越しボランティア

3) 帰島直後の島

頻繁に発令される火山ガスの注意報・警報

火山ガスの注意報・警報が防災行政無線で頻繁に発令されるため、帰島した村民から2日、「眠れない」と訴える声が出た。1日午後3時の避難指示解除から2日午後3時まで24時間の発令は12回で、2時間に1回の割合。うち3回は一般向け注意報、9回は高感受性者向けの注意報・警報だった。

7日午前11時15分には、三宅島の阿古地区にガスマスク装着を呼び掛ける注意報が発令された。住民の居住地域でこの注意報が出されたのは避難指示解除後初めてとなった。注意報・警報は、1日午後3時の避難指示解除から8日午後3時までで55回に上り、1日平均7.9回、発令エリアは8地区のうち7地区に及んだ。その後の発令状況は表3.14.1のとおりである。

火山ガス濃度が基準を超えても、ガスマスクを着ける人は少ないなどの実態もあり、火山ガス対策の難しさが浮き彫りとなった。

表 3.14.1 火山ガス警報・注意報発令状況

(平成17年2月から7月までの累計、速報値)

区 分	累 計
レベル4（火山ガス警報）	36
レベル3（火山ガス注意報）	347
レベル2（高感受性者警報）	399
レベル1（高感受性者注意報）	586
合 計	1,368

高濃度地区外でのレベル4発令回数 7回

災害廃棄物

帰島が本格化する中で大きな課題となったのが、大量の廃棄物処理の遅れであった。5月には観光客受入れも始まる予定だったが、島内には処理・搬出しきれない大量の廃棄物が残っていた。

全島避難後、島内では大量の廃棄物が生まれた。噴火や火山ガスの影響で車や家屋が傷み、電化製品はほとんど使えなくなり、廃車となった車両は約2,200台、冷蔵庫も1,500台に上った。これらの処分については、国の災害廃棄物処理事業として処理費用の半額が補助されることとなった。なお、災害で発生した廃自動車の処理費を国が負担するのはこれまでに例がなかったが、特例的に補助対象となった。

これを受け、車両の搬出は平成14年11月に



写真 災害廃棄物

スタートし、避難指示解除までには完了する予定だったが、搬出の船が高波に阻まれて、スケジュールは大幅に遅れた。

テレビ、冷蔵庫などの廃家電は当初、村立体育館に集められたが、体育館だけでは収容しきれず、中学校グラウンドなど島内4ヶ所に仮置きされた。

島内の一般廃棄物処理施設「クリーンセンター」でも、本格帰島が始まった2月から持ち込まれるゴミの量が急増、1日最大7トンの焼却能力では処理しきれず、布団や畳が積み上げられた。

島内では、道路脇のあちこちにも、回収を待つ家電や粗大ゴミが置かれたままの状態となった。5月からの観光客の受け入れに向けて、宿泊施設関係者から、不安の声が聞かれた。

大工さんが足りない

島では大工さんが不足し、順番待ちの状況が続いた。そうした中、全建総連から、4月から8月までの間に延べ1,200人の大工さんが派遣され、島民や地元の大工さんを助けた。しかし、その後も大工さんや職人が不足しているために家屋の修理が進まず、都の支援制度の期限が迫る中で焦りの声も聞かれた。

4) 帰島者数

避難指示解除半年後の帰島状況

平成17年2月1日から始まった帰島は、3月中旬から4月上旬がピークとなった。半年後の8月末現在の帰島状況は次のとおりである。帰島後、42.6%と超高齢化が進んだ。一方、子どもから若年層の帰島割合が非常に少なくなっている。

表 3.14.2 災害廃棄物の発生状況

区分	品目	処理量
廃自動車	自動車	2,544 台
	自動二輪車	66 台
	原付	155 台
廃家電等	エアコン	594 台
	テレビ	1,004 台
	冷蔵庫	1,611 台
	洗濯機	66 台
	その他	10,720m ³
がれき		4t 車 917 台

(H16, H17 年度災害廃棄物処理事業、総事業費 289 百万円)

表 3.14.3 帰島後の世帯・人口

	帰島	新規転入	合計
帰島世帯数	1,247 世帯	332 世帯	1,579 世帯
帰島人数	2,158 人	364 人	2,522 人

新規転入は、2月以降三宅村に転入した住民

表 3.14.4 帰島世帯数

区分	神着	伊豆	伊ヶ谷	阿古	坪田	外国人	計
世帯数	244	153	87	440	308	15	1,247
帰島割合%	79.2	85.5	77.7	80.6	65.1	53.6	75.8

表 3.14.5 帰島人数

区分	神着	伊豆	伊ヶ谷	阿古	坪田	外国人	計	
人数	男	188	132	77	406	274	4	1,081
	女	215	139	71	383	253	16	1,077
	計	403	271	148	789	527	20	2,158
帰島割合%	67.3	77.9	70.1	73.5	57.1	55.6	67.6	

表 3.14.6 帰島者の年齢構成

区分		9歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	65歳	70歳	計
		～19歳	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～64歳	～69歳	～70歳	
人数	男	38	63	44	77	149	231	93	106	285	1,081
	女	29	69	39	51	110	163	88	120	408	1,077
	計	67	132	83	123	259	394	181	226	693	2,158
構成割合%		3.1	6.1	3.8	5.7	12	18.3	8.4	10.5	32.1	100
帰島割合%		38.7	43.3	40.1	52.1	69.4	79.9	80.4	80.1	77.3	67.6

要介護高齢者の帰島

表 3.14.6 で 70 歳以上の帰島割合が少ないのは、その時点では、島内の特別養護老人ホームの災害復旧が終了していなかったことによるものである。島の特別養護老人ホーム再開は、避難指示解除から 2 年以上が過ぎた平成 19 年 4 月となった。施設が高濃度地区に比較的隣接した場所にあり火山ガスの安全性確認に時間を要したこと、地震や噴火後の劣化の状況、村の将来も含めた介護のあり方の議論とのすりあわせなど、様々な課題の解決、調整に時間を要した。

この間、島の高齢者については、社会福祉法人三宅島あじさいの会が旧坪田保育園を使用して、ケアを実施した。

5) 未帰島者の状況

帰島しない・できない理由

若い世代の帰島割合が少ない背景には、子どもの教育の継続、健康への不安などがあり、都内に家族を残し、片親だけが単身赴任のような形で帰島している例が多い。その結果、児童生徒及び母親の帰島割合が低くなっている。

高齢者の帰島割合は比較的高いが、「高感受性者と診断された」、「避難中に体調をくずした」、「子どもたちが帰島を反対している」などの理由で帰島をあきらめざるを得なかった人もいる。高濃度地区の人の帰島割合も少ない。帰島しても自分の家で暮らせないので帰っても仕方な

い、帰島しても隣近所で暮らしていた人がバラバラになってコミュニティが破壊された状態になるのであれば子どものいる都内の方が安心、ということが残った人が多くいる。

未帰島者への支援

一般の帰島しない世帯に対しては、次のような支援が行われた。

表 3.14.7 帰島しない世帯への支援措置

項目	支援の概要	備考
都営住宅の無償使用	避難指示解除後、次の期間、都営住宅を無償提供 ・一般の世帯 3 ヶ月（4 月 30 日まで） ・特別な理由のある世帯：6 ヶ月（7 月 31 日まで）	特別な理由とは： ・高濃度地区の世帯 ・ハイリスク者（高感受性者）を抱えている世帯 ・特殊な病気で島で治療を受けられない方のいる世帯 ・住宅の建設が間に合わない世帯 など
無償使用後の都営住宅等への優先入居	都営住宅等への入居要件を満たす世帯には、無償使用後の都営住宅等に特定入居ができるようにした。	・原則として引越す事になる。 ・使用料は 8 月分から徴収。
義援金の配分	住民票を移した時点で 15 万円の義援金が支給される。	都内の引越しには国の被災者生活再建支援法の長期避難世帯解除特例（70 万円）が該当しない。

住民の声

【引越し費用】

引越し費用 70 万円は、もっとうまく引越しの方法を考えれば、もっと安くできたかもしれない。引越しの仕方も人によって、コンテナを使う人、安上がりにしようと郵便でこまめに送る人、冷蔵庫など運賃がかかるものは棄てて、島に帰ってから買い直す人など、様々だった。車の運賃は、東海汽船の便よりも普段、新島へ行っている便が三宅に臨時的に着くことになって、そちらのほうが安かった。中古車の斡旋もあったが、あまり手ごろなサイズや価格のものはなかった。

役場の推薦する業者を使うと、結局 70 万円くらいになってしまっていた。避難解除直後など、早いうちに帰島した人たちが荷物を送る時には、大きなコンテナで送る形が多く、そうすると 70 万円いっぱいかかっていた。そのうち、運賃が高すぎるといって、いろんな方式がでてきて、料金を安くできるようになっていった。

【帰島してから生活が軌道に乗りはじめた時期】

1 年目はほとんど片づけで終わってしまった。帰島してから、島内のあちこちにゴミの山ができていたが、片付けられるまでに 1 年半以上はかかった。ゴミはコンテナにつめて、東京に送っていたが、よくやったなという量だった。

島内の住宅の修繕などは、帰島して 1 年半くらい必要だっ

た。大工さんの手が足りなくて、選んでいられる状況ではなく、お願いして、忙しいといわれたら、他の大工さんを紹介してもらえよう頼む感じだった。

【火山ガスへの対応】

リスクコミュニケーションなどの説明会は全体を相手にした場であって、みんな自分のことについては、医者に見てもらって、あくまで個人の問題として考えていた。健康診断で、高感受性者と認定されたために、帰ってきていない住民も結構いる。意識していない人はガスマスクを持っていても着用しないし、逆に高感受性の人は普通の人よりもすぐに目が赤くなったり咳き込んだりするなど、気にしなければならない部分も多く、本当に人それぞれといった状況だと思う。

【非帰島者・高濃度地区居住者を忘れないでほしい】

住民には自分で帰島しないという判断をした人もいるが、自宅が高濃度地区に設定されて帰って来られない人もいた。住民ばかりか村議会議員ですら自分たちが帰島してしまうと、高濃度地区の人が帰って来れないなどの問題について関心を示さなくなった人もいる。

高濃度地区の住民には帰りたくても帰れない人がいるということを、忘れないでほしい。

3 - (15) 役場の業務

1) 4年8ヶ月に及んだ災害対応

平成12年の噴火では、発災日から第4次非常配備態勢が布かれ、全職員が出動した。以後、避難所開設・運営、被害調査、村道等公共施設の復旧、島外自主避難者の確認、降灰除去、食品等物資の調達・配布、島内外関係機関との連絡調整など、職員は、島内で約2ヶ月間に及ぶ災害対応に追われることとなった。

さらに、全島避難後は、都内で4年6ヶ月間にわたり、通常業務と災害関係業務が行われた。具体的な避難対策や災害対策業務としては、現地対策本部へ職員派遣、村役場事務所開設(3ヶ所)、義援金の受付・配分、村民説明会開催、各種制度の申請受付、避難先住所確認、アンケート調査、就業対策、ホームページ開設等情報提供、各種招待イベント対応、島内被害調査、高齢者等戸別訪問、情報連絡員設置、国政選挙等の執行、一時帰宅の実施、帰島計画及び村民用帰島マニュアルの作成、火山ガスに対する安全確保に関する条例及び施行規則の制定、防災のしおり作成・全世帯配布、引越関係業務、避難指示解除など、過去に例のない対応が手探りで進められた。

2) 役場業務の移転

三宅村では、島外避難した村民への対応を図るため、まず、平成12年9月5日に「東京事務所」(港区海岸・東京都公文書館内4階)を設置、さらに、9月19日には「立川事務所」(立川市緑町・東京都立川地域防災センター内4階)を開設して、住民票、印鑑登録証明書、各種税証明書の発行や各種相談への対応を行うこととした。

さらに、避難が長期化して事務所間の総合調整や、実質的な村役場の本庁機能の確保が必要となってきたことから、11月15日に都庁内に「新宿総合事務所」を開設した。

開設当初は、島から持ち出すことのできなかった書類も多く、通常業務にも支障をきたす状況だった。また、戸籍簿を海上輸送しなければならないという前例のない事態も発生したが、関係機関の協力により無事輸送することができた。



写真 新宿総合庁舎

3) 組織体制の変遷

都内での業務は、通常の業務よりも避難対策や災害対策業務の比重が大きく、職種の垣根を越えた対応が必要であった。

組織体制の変遷

避難当初、診療所の看護師や歯科衛生士、村営バスの運転手は、本来業務ができなくなったため、主に避難した島民の生活実態把握のための巡回訪問業務に従事した。また、保育園の保育士は、各課に臨時配属され事務に従事した。

避難から半年が経過した平成13年4月1日には、避難の長期化に伴う体制とするための組織改正が行われた。この改正では、復興計画の策定や財政を担当する「復興準備室」及び村民の避難生活をサポートする「村民課」が新たに組織された。

表 3.15.1 平成 13 年 4 月からの体制

組 織	主な業務	内 容
復興準備室	企画係	復旧・復興計画
	財政係	予算・決算
	現地対策係	現地対策本部関係
総務課	総合調整係	各課等総合調整・招待イベント
	庶務係	義援金
	文書広報係	広報みやげ・村ホームページ
村民課	相談係	村営住宅・就職相談
	住民係	戸籍・住民票・国民年金
	税務係	村税・地籍関係
	避難対策係	各地区自治会・住民ネットワーク
産業観光課	農林水産係	農林水産業関係
	観光商工係	観光・商工業関係
	環境衛生	環境衛生係 塵芥・し尿処理関係
建設課	管理係	村営住宅管理 他
	建設係	村道関係
	水道係	簡易水道関係
収入役室	会計係	出納関係
企業課	管理係	事業計画・予算・決算
	運輸係	所属職員は村民課相談係へ 運用配属
	建材係	
議会事務局	議会係	議会関係
教育委員会 教育課	学校教育係	小中学校運営
	社会教育係	
東京事務所		住民票・印鑑登録・国民年金
立川事務所		住民票・印鑑登録・国民年金
消防本部	消防救急係	現地対策本部ローテ勤務
	予防係	

避難から 2 年 3 ヶ月を経過した平成 14 年 1 月 1 日には、災害復旧、復興事業推進のために都職員の派遣による体制の強化が図られ、それまでの復興準備室が『災害復興室』となり、同室の中に災害復旧、復興事業に関連の強い 6 課が置かれた。

表 3.15.2 平成 14 年 1 月からの体制

災害 復興室	[1] 復興調整担当課	調整係、現地対策係
	[2] 復興計画担当課	計画係、連絡調整係
	[3] 農林水産業整備担当課	農林係、水産係
	[4] 観光商工整備担当課	観光商工係、施設係
	[5] 道路・水道整備担当課	建設係、水道係
	[6] 施設整備担当課	住宅係、施設係、 環境衛生係
総務課		庶務係、文書広報係、 東京事務所、立川事務所
財政課		財務係、税務係
村民課		住民係、避難対策係
保健福祉課		保健係、福祉係、 診療所係、保育園
収入役室		会計係
企業課		管理係、運輸係、建材係
議会事務局		議会係
教育委員会教育課		学校教育係、社会教育係
消防本部		消防救急係、予防係

その後、平成 16 年 4 月 1 日には、2 月に早期帰島を掲げて当選した平野新村長の下で、帰島を目指した体制とするための組織改正により「帰島対策課」が設置され、帰島への取組みが進められた。

表 3.15.3 平成 16 年 4 月からの体制

帰島対策課	調整係、帰島対策係
総務課	庶務係、広報電算係、東京事務所、立川事務所
企画財政課	企画係、財務係、税務係
村民課	住民係、避難対策係、生活相談担当
保健福祉課	保健係、福祉係、診療所係
地域整備課	管理係、建設 1 係、建設 2 係、水道係、 環境衛生係
産業観光課	農林水産係、農林水産担当、観光商工係
収入役室	会計係
企業課	管理係、運輸係、建材係
議会事務局	議会係
教育委員会 教育課	学校教育係、社会教育係
消防本部	消防救急係、予防係

帰島後の体制としては、帰島計画で定めていた本格帰島期、生活再建期が終了した平成 17 年 7 月に組織改正が行われ、新たに「復興政策室」が設置された。

表 3.15.4 平成 17 年 7 月からの体制

復興政策室	企画広報係、観光振興係、安全対策係
総務課	庶務係、文書電算係、各出張所、東京事務所
財政課	財務係、税務係
村民生活課	保健福祉係、住民係、生活環境係、保育園
地域整備課	管理建設係、水道係
産業振興課	農林係、水産商工係
収入役室	会計係
企業課	開発管理係、運輸係
議会事務局	議会係
教育委員会 教育課	教育係
消防本部	消防救急係、予防係

職員の減少

村の職員数は、避難前には 136 人だったが、避難後の平成 15 年 4 月 1 日時点では 105 人に大幅に減少した。避難期間中における「家庭の事情」のほかに、「子どもの学校の都合」や「火山ガスに対する不安」から、避難指示解除を機に退職した職員も多かった。退職者には中堅職員も多く、人材の流出は、島の復興への取組みの懸念材料の一つとなった。

3) 選挙

避難期間中には、都議会議員選挙、都知事選挙、参議院議員選挙、衆議院議員選挙、三宅村村長選挙・同議会議員選挙が実施された。これらの選挙では、有権者が都内だけでなく全国各地に分散しているにもかかわらず、村の選挙管理委員会等をはじめとする関係者の努力・工夫もあって、普段の選挙と遜色のない投票率となった。

表 3.15.5 避難先での選挙

選挙の種類	年月	前回の投票	避難先での投票率
都議会議員選挙	平成 13 年 6 月	65%	60%
参議院議員選挙	平成 13 年 7 月	58%	49%
都知事選挙	平成 15 年 4 月	53%	65%
衆議院議員選挙	平成 15 年 11 月	55%	52%
三宅村村長選挙	平成 16 年 2 月	前々回投票率： 79%	80%
三宅村議会議員選挙	平成 16 年 2 月 (同時選挙)	87%	80%

全島避難における初めての選挙

平成 13 年 6 月執行の都議会議員選挙は、全島避難により、有権者全員が公職選挙法の「不在者」扱いになるという特殊な状況で、不在者投票所の常設、わが国始まって以来の出張による不在者投票所(3ヶ所)の設置が行われた。当日投票所も都庁、立川市、港区の3ヶ所に設置された。その他、郵送による不在者投票も実施された。

この選挙によって発生した事務作業は、島での選挙事務とは比較にならないものであり、不在者投票所や当日投票所の手配、投票所入場券、不在者投票宣誓書(兼請求書)カード、選挙公報の発送など、準備にはかなりの検討を要した。さらに、翌月には参議院議員選挙もあり、選挙事務は多忙を極めたが、それを支えたのは、はじめて選挙事務に携わることとなった保育士等

であった。また、都選管事務局、北区、港区、立川市、武蔵村山市などの職員・関係機関の協力・支援に助けられた。初めての不在者投票で、選挙公報が間に合わないなどの事態もあったが、最初の都議選を無事に執行した経験が生かされ、参院選やその後の選挙も大きな混乱もなく実施された。

三宅村村長選挙・三宅村議会議員選挙

任期満了に伴う三宅村議と、健康上の理由から辞職した長谷川鴻村長の後任を決める「村議・村長同時選挙」が、平成16年2月8日告示、15日投開票で行われた。周知に時間がかかることを考慮し、選挙期間が通常の5日間から異例の7日間に延長された。また、この選挙では、前年12月の制度改正で可能となった「期日前投票制度」が採用された。その結果、告示日の翌日から投票日の前日まで、村が設置した「期日前投票所」で投票できることとなった。

なお、この選挙では告示前日の7日に公開討論会が開催された。会場となった都内新宿区津久戸町の小学校体育館には、立候補予定の村長3、村議14、合わせて17人全員が出席し、有権者約250人が集まった。この公開討論会は、三宅島の現在と将来を決める新しい指導者を選ぶに際し、立候補者の生の声を聴きたいという声に答えて、社団法人東京青年会議所の協力で開催されたものである。

その後、立候補者の選挙活動は、電話やはがきでの訴えが中心となった。また、村では、初めて選挙公報を発行して、有権者への情報提供に努めた。

村長選の投票率は79.75%で、平成8年の前々回の78.83%を上回った（前回は無投票）。

4) 村の会計

噴火から帰島までの村の会計の状況（歳出に関する各年度の決算額）をみたものが図3.15.1である。避難指示解除への動きが本格化した平成16年度及び17年度には、通常の1.5倍以上の歳出額となった。

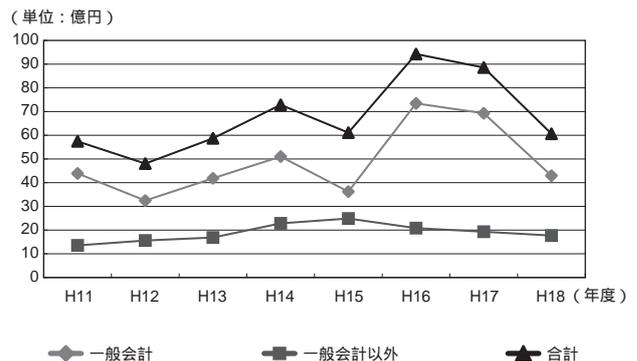


図 3.15.1 村の年度別歳出額の推移

第四章

島の再生

4. 島の再生

4 - (1) 帰島から 2 年 - 島の現在 -

1) 帰島後の人口

平成 17 年 2 月以降の住民基本台帳にもとづく人口の変化は図 4.1.1 のとおりである。なお、村が同年 8 月に帰島状況を確認したところ、帰島者数は 2,518 人であった。また、国勢調査(同年 10 月 1 日現在)による人口は、2,439 人である。住民基本台帳の人数は、実際の島内居住人口よりも 400 ~ 500 人多い数字となっている。

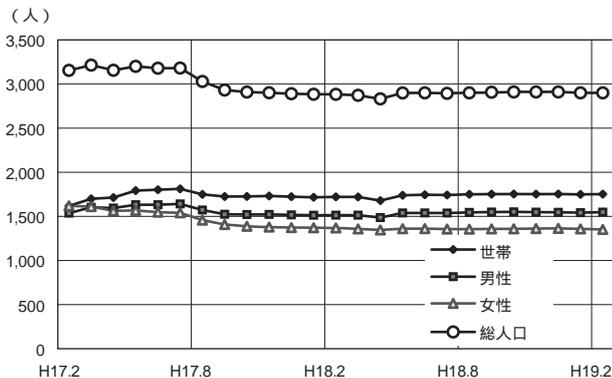


図 4.1.1 帰島後 2 年間の住民基本台帳人数の推移

2) 住民の意識

帰島から約 2 年後の平成 19 年 4 月に民間の調査機関(サーベイリサーチセンター)が帰島した島民を対象に実施したアンケート調査をもとに島民の生活再開の様子を見てみる。

まず、帰島の感想として島民の 78% が「帰島して良かった」と答えている(図 4.1.2)。

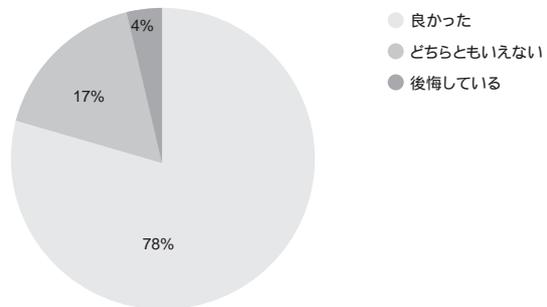


図 4.1.2 帰島の感想 (n=520)

家族の中で帰島していない人はいますかという質問に対しては、「いる」と答えている人は 16% で、前年の同じ調査から 3% 減少している。帰島から約 2 年が経過しても約 2 割弱の世帯が別居生活をしているという実態が明らかになった(図 4.1.3)。また、帰島していない人の問いについては、「息子・娘」という回答が最も多く 77% であった(図 4.1.4)。その理由としては、「避難先での就職」と回答した人が最も多く、約 4 割であった(図 4.1.5)。

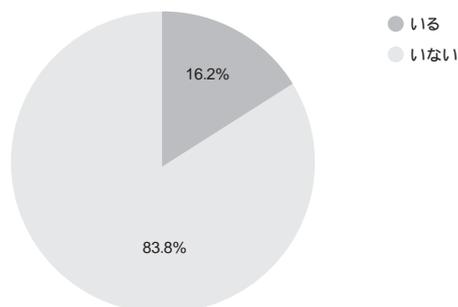


図 4.1.3 家族の中で帰島していない人の有無 (n=520)

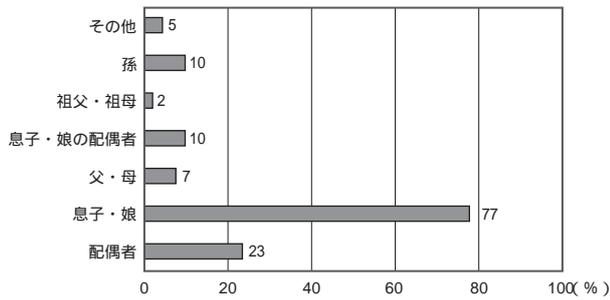


図 4.1.4 家族の中で帰島していない人(n=84)

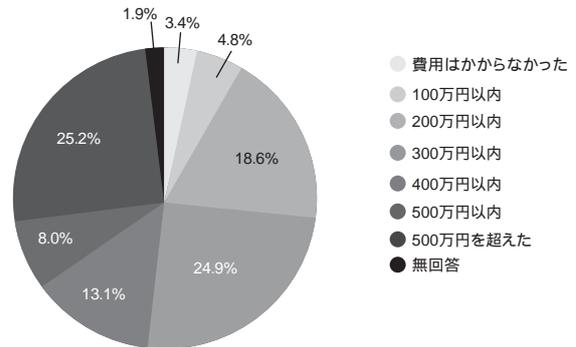


図 4.1.7 生活再建に要した費用(n=413)

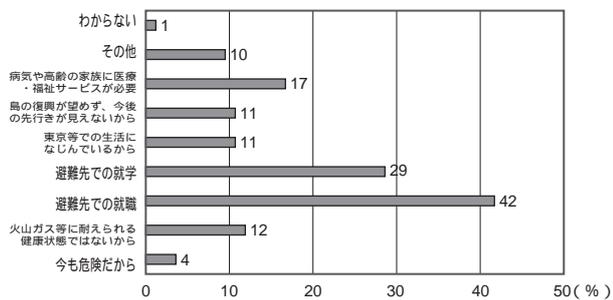


図 4.1.5 帰島していない理由(n=84)

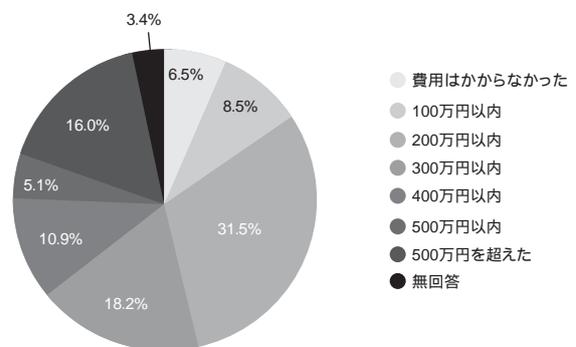


図 4.1.8 住宅の修理などにかかった費用(n=413)

また、帰島後に住宅の修理にかかった期間は、「半年以上かかった」と答えた人が最も多く、全体の34%を占めた(図 4.1.6)。さらに住宅の修理を含め生活再建に要した費用は、4人に1人が500万円以上かかったとしており(図 4.1.7)、このうち住宅の修理などにかかった費用は101万円以上で200万以内が最も多く、31%であった(図 4.1.8)。

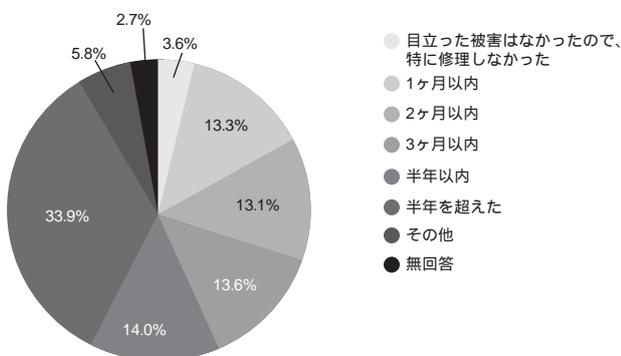


図 4.1.6 帰島後に住宅の修理にかかった期間(n=413)

生計の状況については、約3割の世帯が噴火前と同程度に戻ったと回答しているのに対し、約7割の世帯がまだ戻っていないと答えている(図 4.1.9)。

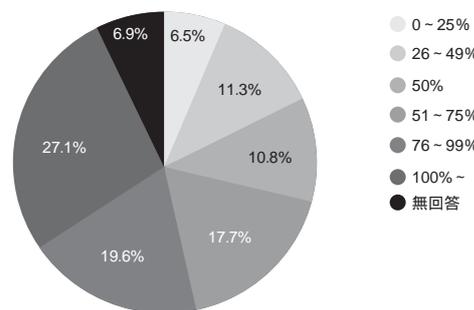


図 4.1.9 噴火前を100とした場合の現在の経済状況(n=520)

3) 復興現状

表 4.1.1 復興状況一覧(平成 19 年 4 月現在)

施策	事業区分	復旧・復興の状況等
生活再建	住宅等	村営住宅は新築 60 戸、建替え 54 戸、補修 96 戸計 210 戸が完成 入居済 堆積土砂排除事業完了 (43,214m ³)
	福祉	保育所は平成 17 年 4 月 1 日より 1 園で再開 園児数 29 人 (H19.4.1 現在) 在宅サービス(デイ、ショート、ヘルパー)が平成 17 年 4 月より再開 特別養護老人ホーム施設は、平成 19 年 4 月 1 日より再開 入所者数 49 人
	医療	中央診療所は災害復旧完了 平成 17 年 2 月より保険診療を再開 平成 17 年 6 月 4 日より併設の歯科診療所が診療開始 平成 17 年 8 月 9 日、阿古地区に民間の歯科診療所が開所
	教育	小学校は平成 17 年 4 月 1 日より 1 校で再開 児童数 59 人 (H19.4.1 現在) 中学校は平成 17 年 4 月 1 日より 1 校で再開 生徒数 51 人 (H19.4.1 現在) 高校は平成 17 年 4 月 1 日より再開 生徒数 52 人 (H19.4.1 現在)
	支援制度等	被災者生活再建支援法(長期避難特例)1063 件、東京都帰島支援条例 1007 件 高濃度地区住宅劣化保全制度 61 件 高濃度地区住宅解体撤去 12 件 (H19.2.1 現在)
地域振興	観光	平成 18 年 1 月~12 月の来島者数 51,977 人(平成 11 年 89,043 人) 平成 17 年 7 月 22 日、三宅島自然ふれあいセンター「アカコッコ館」が再開 温泉再開に向けて準備中
	農業	農地災害復旧完了(65.3ha) 都内にて農産物復興イベント実施 18 年 10 月より明日葉の出荷始まる、12 月までに 7 トン(農協調べ)
	漁業	平成 17 年度災害復旧事業完了 18 年度は漁場造成事業(釜の尻、新鼻) 平成 17 年 2 月 1 日以降、阿古漁港で水産物の水揚げ及び出荷作業開始 総漁獲量 平成 17 年約 160t 平成 18 年約 170t(平成 11 年約 522t)
	商工業	299 軒の商工業者が事業再開(H18.9.30 現在) (発災前の 88.7% が事業再開)
防災しまづくり	避難施設	平成 15 年 4 月に三宅村活動火山対策避難施設を整備 (滞在型帰宅事業実績 延 4,796 世帯、7,890 人)
	安全対策	島内 14 ヶ所に観測点を設置し、火山ガス濃度の常時観測態勢を整備 居住区での火山ガス警報発令 20 回(H17.2.1~H18.12.31)
	道路	都道は 16 ヶ所の復旧工事を完了 村道は 12 ヶ所の復旧工事を完了 林道は 10 路線中 4 路線が不通 うち 2 路線を復旧中
	海路	平成 15 年 1 月より定期航路が再開 平成 17 年 2 月 1 日の避難指示解除より、入島許可手続が不要となる
	空路	平成 17 年 10 月 1 日より場外離着陸場で愛ランドシャトル(ヘリコプター)が運航再開 三宅島 羽田間の定期航空路再開への署名活動 95,853 人
	砂防	砂防ダム計画 51 基完成 新たな砂防事業 7 渓流のうち美茂井沢ほか 3 ヶ所で工事中
	治山	治山ダム計画 158 基のうち 134 基完了 現在 24 基工事中
	簡易水道	復旧工事を完了 島内全域で給水可能
	電気	島内全域で電力供給可能
参考	通信	島内全域で固定電話の接続可能 平成 17 年 3 月より ADSL サービス開始 従来からの MOVA に加え FOMA 携帯電話サービスを平成 17 年 9 月 8 日開始 (阿古・神着・三池の一部区域)
	住民基本台帳	(H19.4.1 現在)(a) 人口 / 2,853 人 世帯 / 1,712 世帯 (高齢者比率 37.22%) (H12.9.1 現在)(b) 人口 / 3,829 人 世帯 / 1,966 世帯 (高齢者比率 29.49%) (a)/(b) * 100 75.73% 88.96% (65 歳以上)

4-(2) 火山ガスとの共生

1) 火山ガスについての検討と条例の制定

「三宅島火山ガスに関する検討会」

平成14年9月、国と東京都は「三宅島火山ガスに関する検討会」を設置した。この検討会では「火山ガスの現状分析」、「火山ガスが人の健康に与える影響」、「火山ガスに対する安全確保対策」、「その他三宅島への帰島の判断材料」に関することが検討された。

平成15年3月にまとめられた報告書では、帰島することを考えた場合の、「ガスの健康影響を判断するための長期的及び短期的目安」、「住民への健康影響を最小限にするための安全確保対策」が示された。また、住民一人ひとりが火山ガスによる健康影響リスクを理解するための「リスクコミュニケーション」の取組みが必要と提言された。

表 4.2.1 「三宅島火山ガスに関する検討会」学識委員名簿

氏名	所属	専門分野
内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科教授	公衆衛生学・環境保健学
平林 順一	東京工業大学火山流体研究センター教授	火山化学(火山ガス)
鍵山 恒臣	東京大学地震研究所火山噴火予知研究推進センター助教授	火山学
工藤 翔二	日本医科大学医学部教授	呼吸器内科学
大前 和幸	慶応義塾大学医学部教授	衛生学・産業医学

所属は当時

火山ガスの長期的（健康）影響の目安

検討会では火山ガスの観測結果から、特に集落の存在する山麓部での火山ガスの特性を分析し、健康影響からみた火山ガス濃度の目安を設定した。

健康影響の目安を設定するにあたり検討会は、二酸化硫黄の国の環境基準値である「1日平均0.04ppm」の基準から、実際に健康影響が出始めるのが年平均0.02ppmであることを示した。

さらに、本来なら年平均の基準値が0.02ppmであるところを、持続性せき・たん等の、軽度の慢性影響がある程度増加するリスクについて、受容することを前提にすれば、年平均値を概ね0.04ppm以下に設定できるとし、これを火山ガスの長期的影響の目安として設定した。

短期的影響についての目安

検討会は火山ガスの長期的影響の目安のほか、短期的影響の目安についても設定している。短期的影響についての目安は、瞬間的あるいは短時間に高濃度の二酸化硫黄を吸引することによって生じる影響を示したものである。なお、二酸化硫黄濃度の短期的影響についての目安は、「一般の人」、「要援護者（幼児、児童、高齢者、障害者等）」、「高感受性者」ごとに、注意すべき目安の濃度が設定されている。

表 4.2.2 長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安

<ul style="list-style-type: none"> ・年平均値が概ね0.04ppm以下であること ・1時間値0.1ppmを超える回数が年間10%以下であること
--

表 4.2.3 短期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安

(火山ガス5分曝露時の基準濃度)

レベル1 5分値 0.2ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・感受性の高い人に対して、健康への影響が考えられる濃度 ・要援護者に対して、周囲の人が配慮する必要がある濃度
レベル2 5分値 0.6ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・感受性の高い人に重大な影響を及ぼす可能性がある濃度
レベル3 5分値 2ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の人に対して、注意を呼びかける必要がある濃度
レベル4 5分値 5ppm	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の人に重大な影響を及ぼし始める濃度

「三宅村安全確保対策専門家会議」

「三宅村安全確保対策専門家会議」は、「三宅島火山ガスに関する検討会」の報告に基づき、二酸化硫黄の危険性から村民等の安全を確保するために必要な事項を専門的に調査、検討して、

村長に意見を述べることを目的に平成 16 年 6 月に設置された。

具体的には、高濃度地区対策、高感受性者対策、その他安全確保対策に関することとされた。

会議の委員は、火山学・地震学の学識経験者、弁護士、医師等で構成されており、オブザーバーとして東京都が参加している。

表 4.2.4 三宅村安全確保対策専門家会議委員(50 音順：H16.6)

氏名	所属
伊東 健次	三宅村顧問弁護士
内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科教授 (座長)
大久保修平	東京大学地震研究所教授
大前 和幸	慶応義塾大学医学部教授
工藤 翔二	日本医科大学医学部教授 (副座長)
笹井 洋一	東京都防災専門員
篠原 宏志	産業技術総合研究所地質情報研究部門 マグマ活動研究グループグループ長
丸山 浩一	東京都福祉保険局参事

「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」村は平成 16 年 7 月 20 日、火山ガスとの共生を基本に「帰島に関する基本方針」を公表し、帰島に関する計画や火山ガスに対する住民の安全対策などについて具体的な検討を始めた。

国、都、三宅村安全確保対策専門家会議の意見を得ながら検討が進められ、平成 17 年 1 月に「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」が制定された。条例では、住民一人ひとりが火山ガスの危険性を十分に認識し、安全確保のためのルールを確実に守っていくための責務や火山ガスに対して必要な安全確保のための対策が定められた。条例の主な内容は、次のとおりである。

条例の主な内容

目的：

- ・三宅村及び村民等の責務を明らかにする
- ・安全確保のために必要な規制及び措置を定める

三宅村の責務：

- ・村民等の安全確保のために必要な規制及び措置を講ずる
- ・二酸化硫黄濃度の監視及び観測、緊急情報の伝達、避難体制を整備する
- ・安全確保のためのマニュアル等を作成し、村民等に周知、訓練を実施する
- ・村民とのリスクコミュニケーションを促進する
- ・二酸化硫黄に関する知識の普及及び啓発活動の実施

村民等の責務：

- ・条例の規定を遵守する
- ・三宅村が行う安全確保のための対策に協力し、マニュアル等に沿った適切な行動をとる

規制区域の設定：

- ・二酸化硫黄濃度が長期的検討影響基準を達成していないと認められる地域について、規制区域を設定し、居住及び立入を制限
- (1) 立入禁止区域 火山活動の監視、観測、学術研究等のため、村長の許可を得た者以外の者は、立ち入ることができない
- (2) 危険区域 火山活動の監視、観測、学術研究等のため、村長の許可を得た者以外の者は、立ち入ることができない
- (3) 高濃度地区 居住することができないとともに、例外規定で定める者以外の者は、立ち入ることができない

専門家会議の設置：

- ・二酸化硫黄の危険性から村民等の安全を確保するため、必要な事項を調査、検討すると共に村長に意見を述べるため、三宅村安全確保対策専門家会議を設置する

(三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例の骨子より)

2) 帰島に伴い準備された安全確保対策

「リスクコミュニケーション」

火山ガスに関するリスクコミュニケーションは「火山ガスに関する検討会報告」の提言を受けて行われることになった。リスクコミュニケーションが必要とされた理由は次のとおりである。

「火山ガスに関する検討会報告」より

現状の三宅島の二酸化硫黄濃度は、住民の健康の安全を必ずしも保証できるレベルとはいえない。また、自然現象である火山活動は、将来予測が非常に困難である。したがって、今回、健康影響から見た二酸化硫黄濃度の目安等を提示したが、「健康上の安全を保証したわけではない」ことを、住民をはじめすべての関係者に理解してもらう必要がある。

すなわち、軽度の長期的影響が発生するリスクを受容することを住民自身が決断してはじめて帰島が可能となる。その上で、行政と住民が協働して安全対策等を講じることにより、長期的影響及び短期的影響の発生を最小限に抑えることを提案したものである。

そこで、行政の諸施策と住民自身の自発的な行動により、健康確保が可能となることを住民に理解してもらうために、行政側からできる限り正確な健康影響に関するリスク情報や安全確保対策を公開し、様々な段階でコミュニケーションの機会を確保するというリスクコミュニケーション促進のための取り組みが重要となってくる。

村は、平成 15 年 4 月の「火山ガスに関する検討会報告説明会」を皮切りに、島民の大多数にその内容が浸透するよう、都内避難先、一時帰宅事業、住民説明会、避難先懇談会などあらゆる機会を活用して継続的にリスクコミュニケーションを行った。

また、村は慶応大学医学部の協力を得て、職員や教員、各種団体職員をリスクコミュニケーターとして養成する講習会を実施するほか、リスクコミュニケーションの手法や教材の改善にも取り組んだ。

こうした活動の結果、平成 15 年 6 月からの講習でリスクコミュニケーター 129 人が養成された。リスクコミュニケーションは平成 16 年 4 月までに合計 65 回開催され、延べ 1,568 人が参加した。

健康診断

「帰島前健康診断」

避難指示解除に向けた帰島準備の一環として「帰島前健康診断」が実施された。これは、島民自身が帰島への判断材料とするために、火山ガスに対する感受性を把握するためのものである。最終的には、約 2,200 人が受診し、約 500 人が、火山ガスに対する感受性が高いと診断された。

「帰島後健康診断」

住民の健康診断は帰島後も引き続き実施された。専門家会議による帰島後健康診断の分析結果は、一般の人に、慢性気管支炎症状（せき、たんが 3 ヶ月以上持続）の増加が認められた。

「健康影響から見た二酸化硫黄濃度の目安」三宅島火山ガスに関する検討会報告書」（平成 15 年 3 月）を裏付けるものであった。

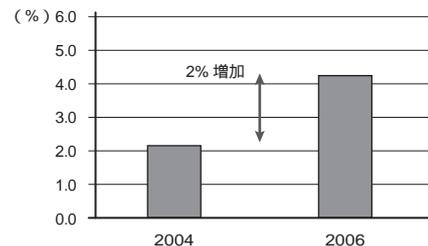


図 4.2.1 慢性気管支炎症状の発生率（一般の人）

「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」によってとられた主な対策

・「火山ガス警報システム」

村は「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」に基づいて、具体的な安全確保対策として火山ガス警報システムを設置している。

この警報システムは島内の都道周辺 14 ヶ所に二酸化硫黄の固定観測点を設け、常時、24 時間体制で火山ガス濃度を監視・観測しているものである。警報発令の基準となる火山ガス（二酸化硫黄）濃度も「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」に基づき、以下に示すとおり設定されている。

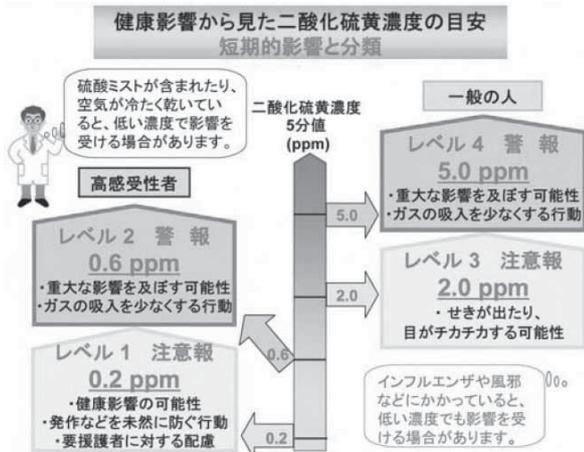


図 4.2.2 火山ガスの濃度基準値とレベル区分

火山ガス濃度に基づく注意報・警報の発令・解除は防災行政無線を使って住民などに伝えられる。防災行政無線の伝達系等は屋外拡声子局、戸別受信機、携帯受信機と3つの系統で整備されている。屋外拡声子局は島内44ヶ所に設置され、注意報・警報発令の状態を示す回転灯14ヶ所も併せて設置されている。



写真 屋外子局(左) 携帯受信機(右)

・「防災のしおり」の作成

村は「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」に基づく安全確保対策を徹底させるために「防災のしおり」を作成、平成17年1月、帰島を前にして島民に配布した。このしおりには三宅島の火山活動から、火山ガスなどの災害に対する情報、ガス発生時の避難の手順や注意点を細かく記載したマニュアルなど、リスクに対する適切な判断と確実な安全確保行動をとるために必要な情報が多く盛り込まれた。



写真 防災のしおり

「ガスマスク」の常時携帯

三宅島の二酸化硫黄の濃度や分布は季節や天候の影響を受けやすいことなどから、村は条例の安全確保対策の一環として、ガスマスクの常時携帯を呼びかけている。

ガスマスクの常時携帯は、先にあげた条例で義務付けられたものであり、警報等による避難と並んで住民が守るべきルールとなっている。また、住民以外にも観光客や高濃度地区内での作業関係者などに対しても、ガスマスクの携帯義務があるため、三宅島観光協会や東海汽船などでも常時携帯を呼びかけ、ガスマスクの販売・貸与などを行っている。

その他、ガスマスクに関する取組みでは、成人用のタイプ以外に、子ども用のマスクについても検討され、実用化された。これは、転入や出産によって乳幼児用マスクが必要となることを見越したもので、0歳から1歳、1歳から6歳、6歳以上11歳までのものが開発された。村はこれらについては、販売ではなく貸与するという方針とした。また、観光客用などに廉価な簡易ガスマスクも開発された。



写真 ガスマスクと乳幼児用ガスマスク(「防災のしおり」より)

「小型脱硫装置」の整備

小型脱硫装置は、クリーンハウス等において導入された装置を一部のメーカーが小型化したもので、その実用性の検証のため、都と村が共同で2年間にわたる検証試験を行った。能力試験や三宅島現地での実験の結果、装置の実用性が認められ、村は高感受性者世帯の安全対策として小型脱硫装置の整備を検討し始めた。これに伴い、都も活動火山対策特別措置法に基づく「避難施設緊急整備計画」に、この装置の整備を位置づけることを決定した。

平成17年3月4日には、総務省消防庁の「消防防災等施設整備費補助金」が交付されることが決まり、村は小型脱硫装置640台を整備した。



写真 小型脱硫装置

小・中学校・保育園の対策

帰島後、小学校や保育園など村の施設では、火山ガスに対する安全対策が徹底されることとなった。帰島後、三宅村の小・中学校は避難前の三宅、阿古、坪田の三校を合同体制として、それぞれ一校体制で再開されることになり、使用する校舎にはそれぞれ脱硫装置が設置された。保育園も避難前のみやけ、阿古、坪田の3園は、帰島後、しばらくは脱硫装置の設置された伊豆避難施設において保育を行い、平成17年4月5日、脱硫装置を設置したみやけ保育園1園で再開することとなった。

主に小・中学校では、脱硫施設整備以外にも登下校時の火山ガス対応の指導やガスマスクの装着訓練なども行い、子どもたちのガスへの安全対策を徹底している。

3) 帰島後における条例内容の変更

先にも述べた通り、村は条例により二酸化硫黄濃度の既定値を超えた地区に火山ガス警報を出して、住民の避難を義務づけた。

避難指示解除の2月から9月までの間に、村ではレベル4（既定値5ppm）の火山ガス警報が9回出されていた。しかし、警報発表後、一時間程度で避難の必要のないレベルまでガス濃度が下がるといったケースがほとんどだった。このため、避難計画と実際のガスの放出状況にずれがあり、これが住民が避難行動を起こし難い一因となっているとして、レベル4発令時の避難行動の見直しが図られることとなった。

三宅村安全確保対策専門家会議などによる検討を経て、平成17年12月22日に見直しが行われた。

具体的には、レベル4が発令された地区では、住民に建物の中に入り、ガスマスクを着用し避難の準備をするよう呼びかけた上で、ガス濃度のさらなる上昇や、濃度の高い状態が30分以上続いた場合に限り「避難警報」を出して、地区内からの避難を求めることになった。

また、学校等、脱硫装置のある施設は避難を要しない施設とした。当初、避難施設は伊豆の避難施設に限られていたが、施設から遠い地域では、高濃度のガスの中を長時間移動する危険が生じることから、脱硫装置がある施設について、その維持、管理、ガス発生の行動計画などを申請させて、村長が適切と認めれば、避難施設とすることとしたのである。

このように、日本初の火山ガスに対する条例は、火山ガスや島内の状況に応じて、見直し、修正が適宜行われることとなっている。

表 4.2.5 火山ガスにおけるレベル1～レベル4の注意報、警報発令状況(速報値)

期 間	平成 17 年 2 月 1 日 ~ 平成 19 年 9 月 30 日							平成 17 年 2 月 ~ 平成 18 年 1 月	
	地区	レベル	H17/2月	3月	4月	5月	6月	7月	年間
坪 田 高濃度	L1	9	18	19	17	19	21	103	17.2
	L2	12	18	18	14	12	15	89	14.8
	L3	54	59	38	15	20	22	208	34.7
	L4	0	0	3	2	9	9	23	3.8
坪 田	L1	25	15	14	15	7	9	85	14.2
	L2	20	14	15	11	6	6	72	12.0
	L3	5	9	9	5	4	2	34	5.7
	L4	0	0	2	0	0	1	3	0.5
立 根	L1	15	11	12	14	7	3	62	10.3
	L2	7	4	7	9	4	1	32	5.3
	L3	3	0	1	2	3	1	10	1.7
	L4	0	0	0	0	0	0	0	0.0
阿 古 高濃度	L1	16	15	15	17	17	6	86	14.3
	L2	15	10	10	11	14	4	64	10.7
	L3	13	8	7	10	9	5	52	8.7
	L4	1	0	1	1	0	3	6	1.0
阿 古	L1	12	7	10	21	20	8	78	13.0
	L2	8	4	7	10	12	5	46	7.7
	L3	2	1	5	5	5	6	24	4.0
	L4	0	0	0	1	0	3	4	0.7
伊ヶ谷	L1	6	2	14	8	11	12	53	8.8
	L2	4	2	9	5	5	7	32	5.3
	L3	0	0	3	1	1	3	8	1.3
	L4	0	0	0	0	0	0	0	0.0
伊豆神 着	L1	4	4	16	6	0	4	34	5.7
	L2	0	3	9	2	0	1	15	2.5
	L3	0	1	0	0	0	0	1	0.2
	L4	0	0	0	0	0	0	0	0.0
美茂井 島下	L1	6	15	14	16	13	21	85	14.2
	L2	5	10	10	10	7	7	49	8.2
	L3	1	1	4	4	0	0	10	1.7
	L4	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合 計	L1	93	87	114	114	94	84	586	97.7
	L2	71	65	85	72	60	46	399	66.5
	L3	78	79	67	42	42	39	347	57.8
	L4	1	0	6	4	9	16	36	6.0
L1~L4 合 計		243	231	272	232	205	185	1,368	228.0

4 - (3) 火山ガス高濃度地区

1) 国内で初めての条例

避難指示を解除するためには、それとセットで高濃度地区への居住制限を行う必要があった。平成16年7月の帰島方針発表後、村による高濃度地区の線引き、規制内容、規制方法などの検討が進められた。

国内では初めての、火山ガスの放出を原因として、市街地での居住や立入りなどを制限するという極めて特殊な権利の規制であることから、その制度づくりは手探りで、しかも慎重に進める必要があった。

高濃度地区への居住制限を検討するに際して、まず村が直面したのは、どの地域を高濃度地区として規制の対象にするかである。次に検討を要したのは、災害対策基本法に基づく規制とするか、村の条例による規制とするかどうかである。災害対策基本法63条による「警戒区域」として指定した場合、立入りできる条件が災害応急対策などに限られ、家屋の保全などができなくなる可能性があった。村は、専門家会議の意見聴取、内閣府との協議などの結果、村の独立条例で規制を行うこととした。

その後も、高濃度地区の具体的条件の詳細について、規制の例外規定などを一つずつ詰めていく必要があった。さらにそれらについては、専門家会議の意見聴取・反映、国、都と協議・調整に時間を要した。その結果、村議会に条例が上程されたのは平成16年12月となった。住民への説明がなされたのは12月23日で、避難指示解除までに1ヶ月余りしかない時期である。この時点ではじめて、立入りは家屋や農地の保全を目的とする場合に4時間に限って認められること、したがって高濃度地区内では商売や耕作はできないこと、などの具体的な規制の内容が明らかにされたのである。説明会では、「これ

まで何のために、一時帰宅や滞在型帰宅で島の家や店舗の手入れをしてきたのか」と、途方に暮れて怒りを顕わにする島民もいた。

表 4.3.1 高濃度地区の規制内容

規制		必要な措置等
<ul style="list-style-type: none"> ・居住することはできない。 ・例外規定で定める者以外は立入りできない。 		
対象	例外規定の内容	
	船舶への乗下船、緊急な場合のヘリコプターへの乗降、郵便物及び宅配便の配送、高濃度地区内の移動（自動車等）等	届出不要
個人	<ul style="list-style-type: none"> ・村民等が行う農地及び樹木の管理（営農は認めない） ・住宅の保全及び修繕（1日当たり4時間以下で必要最小限の時間内） 	届出
団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁等が行う火山活動の監視、観測及び学術研究 ・村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報の伝達 ・災害復旧及び災害復興に係る工事 ・都道、村道等の維持管理 ・農協等が組織的に行う農地の管理及び樹木の管理 ・漁協等が組織的に行う潜水漁業及び漁獲漁業の操業 ・職工組合等が組織的に行う住宅の保全及び修繕 	申請、許可

最終的な高濃度地区の線引きは、火山ガス濃度測定値、地形、植生等を総合的に判断しながら進められ、地籍の筆界で線が引かれた。

なお、この条例では、坪田高濃度地区、阿古高濃度地区の2ヶ所が指定された。指定された地域の概要は表4.3.2のとおりである。

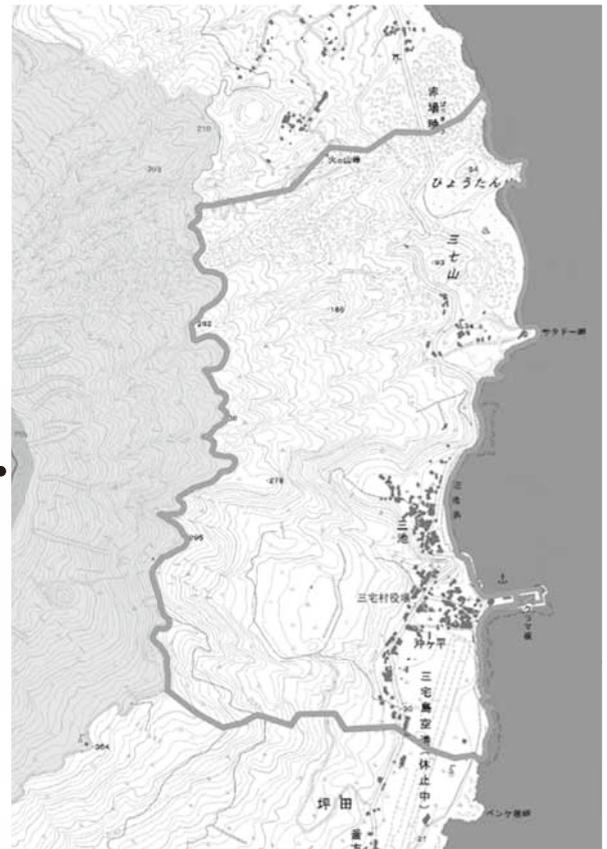
避難指示解除から2年を経て、高濃度地区の前住民には未だに、自宅で寝起きしたり、生業を営むことができない、という厳しい状況が続いている。

表 4.3.2 高濃度地区の状況

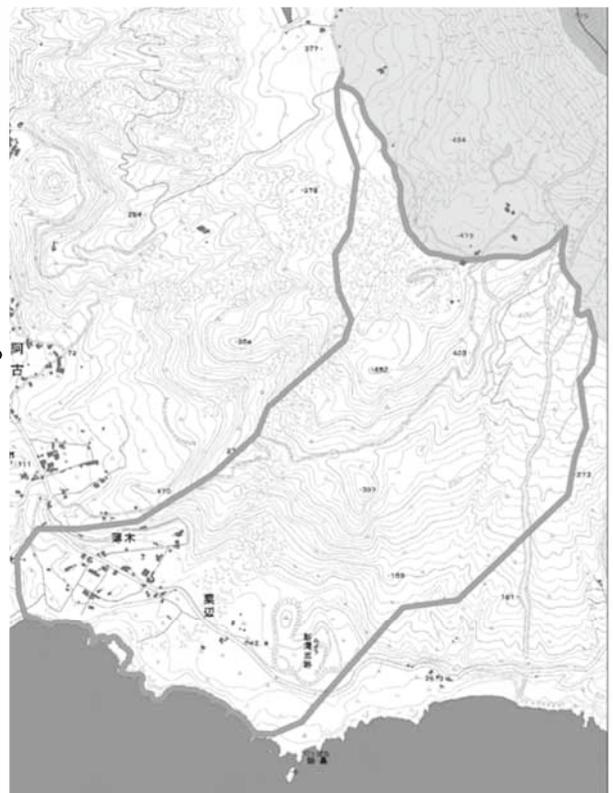
高濃度地区名	世帯	人口	指定された地区の特徴
坪田高濃度地区	128	281	坪田集落内の村役場や空港のある沖ヶ平地区と、海の玄関である三池港や海水浴場があり民宿や商業なども盛んだった三池地区が指定された。
阿古高濃度地区	24	50	阿古集落内の薄木地区を中心に指定された。施設園芸農家が比較的多い。



図 4.3.1 高濃度地区の位置と災害前の状況



地図：坪田高濃度地区



地図：阿古高濃度地区

この地図は国土地理院の「三宅島等 GIS データ」を使用し作成しました。

2) 高濃度地区に指定された住民への主な支援 主な支援策

国、都、村では、避難指示解除をもって2000年噴火災害は終了し、その結果、災害に伴う支援も原則として終了するという認識で、その後の取組みを進めていった。

しかし、避難指示が解除されても、高濃度地区の人たちにとっての災害は続いていた。もちろん村にもそうした認識はあり、村は避難指示解除後も引き続き、大きな制約を受ける高濃度地区住民等への支援に取り組んだ。その結果、高濃度地区に指定された住民に対して、これまでに表4.3.3に示すような支援策が措置された。

表 4.3.3 高濃度地区に対する主な支援策

支援策	概要
義援金の上乗せ配分	200万円を上乗せ配分。
被災者住宅劣化保全支援交付金	自己所有住宅の修繕に要する費用で、上限は50万円。帰島した世帯に支給。
村営住宅や都営住宅への優先入居	他の非帰島世帯と同様に、村営住宅や都営住宅への優先入居を措置。なお、高濃度地区に限らず避難時の村民は、島外に居住していても村営住宅への申し込みを可能とした。
村営住宅入居に際しての所得制限の緩和	特別公共賃貸住宅制度を活用して、村営住宅への入居世帯の収入制限を緩和。
村営住宅の使用料の減免	平成18年3月末までの家賃を減免。
被災住宅の解体撤去	被災家屋及び家屋に附属する倉庫等（コンクリート造の工作物を除く）を村が解体及び撤去。
危険樹木伐採	枯損木について村が処理。

住居の支援、コミュニティの維持

特に、住居の確保と従前コミュニティの維持は最大の課題だった。しかし、高濃度地区の住民の支援について、村が独自に措置できることには、限界があった。さらに、村からの情報提供の遅れ、説明や対話の不足が、高濃度地区住民に誤解や不信をもたらした。

高濃度地区住民には、「村に住宅を用意してもらおう。だから自宅に住めなくても我慢する。」という気持ちがあった。これは、住民が村からの

説明を受ける中で、形づくられた認識であった。ところが、帰島方針が決まっても、公営住宅等への入居については、なかなか具体的な支援内容が示されず、高濃度地区住民は徐々に不安を募らせていった。先に述べたように、高濃度地区における各種制限が具体的に示されたのは、避難指示解除まで1ヶ月あまりという平成16年12月23日であった。しかし、この時点でも高濃度地区住民に対する、村営住宅への無条件での入居や家賃減免などの措置については何も示されなかった。村は、高濃度地区住民の村営住宅への優先入居について国・都と交渉を続けていたが、そうした特例措置は難しいとする国・都の見解を変えるには至らなかったのである。

そのため村では、避難指示解除後も引き続き、現実に制約を受ける高濃度地区の人たちに、どのようなことができるのかについて粘り強く、国・都の理解を得られるぎりぎりのところまで積み上げて、措置していった。

その結果、例えば最大の懸案事項だった村営住宅への入居では、特定公共賃貸住宅制度を活用して、高濃度地区の人たちができるだけ入居しやすいような工夫がなされた。家賃についても、法的には難しい状況だったが、村長判断ということで、最長で9ヶ月間免除された。

住居の確保に際しては、同時にコミュニティの維持を図ることも大きな課題だった。ある村議は、村におけるコミュニティの特徴、維持の必要性について「住民は、自分の生まれ育った土地、住み慣れた土地、そこには畑もあり、友人もいて、苦しくとも励まし合って楽しく過ごせる土地、それぞれの地区へ帰ってこそその避難指示解除である。他地区住宅入居は、避難指示と同じです。」と述べている。村営住宅については、できるだけ従前地域に入居できるように措置された。しかし、坪田地区など、戸数が大幅に不足する地区もあり、その場合には、できるだけ同じ団地に地域の人たちを集中的に入居で

きるような方法も講じられた。その他、空き家を活用するための村による仲介、斡旋、補修に必要な費用の利子補給などの取組みも行われた。

特定賃貸住宅：「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、地方公共団体が国の補助を受けて建設・供給する住宅。収入要件を公営住宅の場合より上に設定した中堅所得者を対象としている。今回は、村営住宅の空き家を特定公共賃貸住宅と「みなし」て、入居を可能とする仕組みとした。

事業、生業への対応

高濃度地区については、事業者等に対する支援も大きな課題だった。村は、事業者等への支援方法について様々な可能性を検討したが、災害支援という理由以外では、事業者に対して特別な支援ができる制度はなかなか見つからなかった。商工業者や民宿業に対して村が実施できた支援は、村の実施する諸事業等における当該事業者等の優先雇用などとなった。

農業についても、高濃度地区での農地の災害復旧事業は国に認められず、災害復旧事業を活用するには、ガスの放出が収まるのを待つしかなかった。村では、代替農地の斡旋に取り組んだものの、農業者の多くを占める高齢者が代替農地を借りて新たに農業に投資をするのは難しかった。

損害保険に加入できない

高濃度地区について想定外だったこととして、家屋に関する損害保険に加入できないという問題が起きた。高濃度地区でも、避難指示解除前から帰島に備えて家屋を保全していた家は多い。帰島後には、村も劣化保全を奨励した補助を行っている。それにもかかわらず、火災や風水害に対する損害保険には入れないという事態になった。

平成 18 年 12 月には、阿古高濃度地区で家屋 4 世帯が焼失する火災が発生した。村は、高濃

度地区という特殊事情を踏まえて損害保険協会と協議を行ったが、全損扱い等で既に補償を受けた物件について再度保険加入することは、現行の保険制度の中では困難とされた。行政として何らかの措置ができないかという模索が続いている。

3) 高濃度地区の今後

高濃度地区の状況

月平均のデータを比較すると、帰島後の平成 17 年 2 月から 5 月における平均濃度は、坪田高濃度地区で 0.31ppm だったものが、平成 18 年の同月には 0.19ppm に、阿古高濃度地区では 0.08ppm から 0.05ppm に、いずれも約 6 割に減少している。しかし、年平均では長期的影響の目安である 0.04ppm をクリアするには至っていない。

また、平成 18 年末における高濃度地区の住宅被害の状況(外観目視)は、次のとおりである。

表 4.3.4 高濃度地区の住宅被害の状況(平成 18 年末)

家屋が修繕維持されている	37 軒
修繕していないが住める状態	15 軒
家屋修繕がなされていなくて、住めない	62 軒
合計	114 軒

住民と行政の対話

火山ガスの濃度が徐々に低下し、警報の発令回数なども減少するにつれ、家屋を修理・保全している住民の早く自宅で過ごしたいという想いは高まる。いつ自宅に帰れるのか先が見えない中で、高濃度地区のある家の壁には、「もう頑張れない!! SOS 三池」という悲痛な気持ちが描かれた。

高濃度地域への対応は、かつて行政も経験したことのないもので、難しい課題が山積している。村長は帰島後の所信表明で、「帰島を果たしたとはいえ、高濃度地区対策など大きな課題が存在しています。今後も村民との対話を通じて困難を乗

り越えてまいります」と述べ、不足しがちだった高濃度地区住民との対話を通じて、高濃度地区に関する課題に対応する姿勢を示した。

その後、平成17年5月には、港区で高濃度地区住民懇談会が開催された、さらに、平成18年5月、同年11月にも住民との懇談会が持たれた。これらの中では、次のような、様々な要望が出された。

表 4.3.5 高濃度地区住民から出された意見・要望の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・高濃度地区住民の法的支援の継続・土地の買い上げ要望・地区の今後を検討する委員会を作ってほしい |
|---|

継続的な規制見直し

火山ガスの濃度が徐々に低下し、警報の発令回数なども減少するにつれ、家屋を修理・保全している住民からは、早く自宅で過ごしたいという想いは高まっている。

村では、専門家会議の意見を聞きながら、継続的な規制見直しを行っている。

平成19年6月には、阿古高濃度地区で、風向きからガスが少ない2ヶ月間に限り居住可能にする一時滞在事業が認められることとなった。専門家会議は、住民の気持ちと安全の両側面からの、ぎりぎりの判断だとの見解を示した。

なおこの際には、専門家会議のメンバーが直接住民に説明する機会が初めて設けられ、こうした判断がなされた経緯の説明があった。また、健康診断の結果、火山ガスが健康に影響を与えていることが報告され、生活上の注意点などについてのアドバイスがなされた。

今後ますます家屋の傷みや農地等の荒廃などが進む状況で、村には、住民の健康の維持、精神面の安定、生計面の負担などを考慮した、極めて難しい判断が求められている。



写真 高濃度地区



4 - (4) 復興に向かって

1) 新しい物産の開発

三宅島噴火災害の避難生活は、約4年半に及んだが、この間様々な団体が帰島後の復興に向け、島の特色を活かした新しい特産品の開発に取り組んでいた。それらのうちから主なものを紹介する。

ガラス製品・陶器などの開発

「三宅島産業再生研究会」は平成16年4月に島の事業所が会員となってできた団体である。当団体は、雄山から噴出した火山灰を釉薬として活用し、「御焼焼き(みやけやき)」という陶器を製作、また同様に火山灰を活用した「江戸三宅硝子」を商品化した。さらにこの団体は三宅島の溶岩と植生を使い、水槽などを活用してビオトープの商品化も手がけた。



写真 御焼焼き(左)と三宅硝子(右)



写真 溶岩を利用したビオトープブース(左)とラバリウム水槽

焼酎の製造

三宅島独自の焼酎を商品化しようと、鹿児島県指宿市からサツマイモの苗を提供してもらい、島で栽培した芋が平成17年12月に収穫された。このサツマイモは再度鹿児島県に送られ、酒造業者によって商品化され、帰島から1年後の平成18年2月には芋焼酎「喜島(きとう)三宅」が誕生した。

明日葉染めのTシャツ

島の代表的な農産物である「明日葉」を使い、災害の前にはなかった明日葉染めのTシャツも新しく商品化された。

2) 集客に向けた動き

村は復興を推進するにあたって災害の前にも島の基幹産業だった観光を復興の大きな柱に据えた。このため村は噴火で被災した観光客を受け入れるための施設の修理や各種イベントの開催に積極的に取り組んでいる。また、住民も島への集客に向け活発に活動を開始した。

温泉源の掘削

今回の噴火では、それまで噴出していた温泉源が被災したことから、村は帰島後に新たな温泉源を求めて掘削工事を実施し、平成18年11月に掘削に成功した。村は、新しい温泉源を活用して災害前からあった温泉施設や休憩所を復活させた。

空き校舎の活用

島には災害前に小学校と中学校が3校ずつあった。しかし帰島後は子どもたちが激減したことからそれぞれ1校に統合され、4つの学校が廃校となった。これに対し都内の学校法人から空き校舎をスポーツ実習の合宿所として使用させてほしいという希望があり、村は島に多くの人があれば島の活性化につながるという考えから坪田中学校を無料で貸し出すことを決めた。このような事業を実施することによって年間1,000人以上の学生が島に来ることが見込まれている。

「モーターサイクルフェスティバル」の開催村は平成19年11月に復興事業の一環として島を一周するツーリングラリーや閉鎖されている三宅島の空港を利用し直線コースでタイムを競うドラックレースや人工的に作られた障害物を乗り越える競技などを実施することにした。このようなイベントの開催によって多くの参加者が島を訪れることが期待されている。

3) 残された課題

火山ガスは帰島後も噴出しており、この噴火現象が復興のすべての分野に大きな影響をもたらしている。最大の問題は、帰島人口が激減したことである。特に若年層の人口の激減は、島の商業の売上や各種産業の後継者不足に暗い影を落としている。また、火山ガスの影響は、観光業の活性化の大きな障害となっている。しかも三宅島の火山ガスの噴出は、今後も継続することが予想されている。このため島民には、わが国でも前例のない火山ガスとの共生の道を模索することが求められている。

島の復興は始まったばかりで、避難中の4年5ヶ月という時間を取り戻し、加えて島を再生するには、島内外の多くの人の知恵と長い年月が必要になるであろう。

噴火災害から7年、現在、島が抱えている大きな問題を取り上げる。

航空路再開

村は島の復興を推進するためには観光業の復活が不可欠だと考えている。その観光そして島民の生活に欠かせないのが航空路の再開である。しかし帰島から1年が経過しても航空路再開の見込みがたたないことから島民と村は災害の前から結成されていた「三宅島空・海路を考える会」を中心に署名運動を開始した。その結果、全国から約10万筆の署名が寄せられ、署名は平成18年11月2日に航空会社に提出された。この

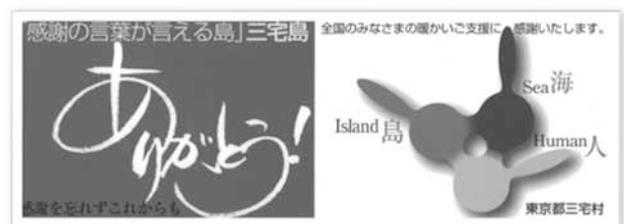
ような活動が実を結び航空路は、帰島3年目を迎える平成20年春に再開する見通しである。

観光客の集客

島にとって観光は、復興の推進に欠くことのできない産業である。しかし、災害によって温泉設備など、各種観光関連施設が大きな被害を被った。また、民宿の中には観光客の減少を見越して廃業したり、再建資金が調達できずしかも後継者がいないために廃業する民宿が続出した。災害前に80件あった宿泊施設のうち現在再開できているのは半分に過ぎず、宿泊業全体が弱体化している。島では、このような悪条件のなか火山ガスの噴出が継続する火山島という特色をどのように観光に活かせるかの模索が続いている。



観光復興モニュメント(阿古船客待合所)



火山ガス高濃度地区

村は条例を制定して高濃度地区での居住を禁止しているが、その期間は火山ガスが放出していることから全く見通しが立っていない。このような状況の中、村は居住者を支援するため家屋の劣化防止のための補助制度や解体撤去支援を行っている。これらの支援に対して現状では解体撤去を希望する住民より家屋の保全を望む住民の方が多い。これは、今は住めなくても将来の居住に期待をかけている人が多いことの現れと思われる。また村は、地区の将来をどうするかなどの意見交換会も行っているが、今のところ住民の意向はまとまっていない。このような中、高濃度地区の一部の地区で条件付きであるものの居住が認められるようになってきており、わずかながらではあるが明るい展望が出てきたともいえる。しかし、火山ガスの終息が不明な状況下において高濃度地区の問題は長期化が避けられないものと思われる。

第五章

寄稿

5. 寄稿

2000年噴火の教訓

東京都三宅島三宅村長
平野祐康

発災

思い起こせば平成12年(2000年)の6月26日、「噴火の恐れ、嚴重警戒」の知らせを耳にしたのはマスメディアを通してでした。それから2ヶ月余にわたり島民は、地震の恐怖、大小の噴火、噴火に伴う降灰、さらには土石流との戦いの日々が続きました。

全島避難

平成12年9月1日には、大規模な噴火の発生に伴い、島民の生命に危険が及ぶ可能性があるとして全島避難を決定し、9月2日から4日までの3日間で避難を実施しましたが、最終日の9月4日、阿古錆ヶ浜の栈橋で最後の島民を見送った際、島民が船に掲げた「絶対帰る」と書いた横断幕を見たときの気持ちは、何とも言えないものがありました。

避難生活

そして先の見えない避難生活に入っていくわけですが、職員は、慣れない都会の中で避難生活を送る島民の「心のケア」を合言葉として、その対応に追われた4年5ヶ月でした。

避難先での対策は、まず、避難先住所の確認に始まり、秋川高校に避難した大切な子どもたちの生活や学習の場の確保などの対応、現地(三宅島)対策のための要員派遣、島民が一度は見たい、行きたいと願った、一時、日帰り、滞在帰宅事業の実施、避難先での生活実態調査、住民との対話集会や説明会の開催、戸別訪問や支援センターの設置等の高齢者対策など、多くの対策を行ってきました。

帰島

そして、「三宅島の火山活動は全体として最近1年半以上、大きな変化はなく現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられるが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られない」との火山噴火予知連絡会の統一見解に基づき、平成16年7月20日の帰島に関する基本方針の発表により、避難生活にピリオドを打つこととなり、平成17年2月に災害基本法第60条第4項に基づく避難指示解除の公示を行い、4年5ヶ月ぶりにふるさとに帰りました。

教訓

これらの災害対応や帰島後の復旧・復興の中で三宅村が得た教訓は、

第1に、今回の災害を通じて多くのマスメディアの方々に取材をしていただきましたが、これらにきちんと対応することができたのかということです。全国各地で避難生活を余儀なくされた島民や全国の人々に、その時々状況を確実に伝えることや災害や復興の状況を忘れ去られないためにも、もっと積極的な対応が必要ではなかったのかと考えています。

第2に、物心両面にわたり弱者対策が充分にとれたかということです。今回のケースでは看護師による訪問事業、特別養護老人ホーム職員による高齢者個別訪問事業、支援センター設置運営、情報連絡員配置事業などに取り組みましたが、これで充分であったのか、これ以上のことはできなかったのかということが、今も頭の片隅に残っています。

第3に、国は自然災害により被災したケースでは常に

自助 被災者自らの努力（自身の蓄え、損害保険加入など）

共助 全国からの浄財（義援金）、地域の支え（ボランティア）

公助 各種資金の貸付制度、被災者生活再建支援法

この3本柱で、被災から復旧・復興にステージを進めていきますが、国等に支援のお願いに行っても、まずは「自助」という言葉（指導）が出てきます。「備えあれば憂いなし」との言葉のとおりでもあると考えますが、今回の国の対策で三宅島特例（長期避難解除世帯特例）を行っていただいたように、国等でも公助の部分に力を入れていただきたいということです。さらには、災害時には自治体の一般財源の減収、収入の大幅減が必ず出ます。被災者に対するソフト面の支援財源確保から、被災地の自治体が資金調達的手段として、金銭を借り入れる起債制度の改革を実現させるべきだと考えます。

以上の3点についてが、今回の三宅島噴火災害で得た教訓であります。自然災害が全国各地で多発するわが国において、教訓の第1については、被災した自治体自らの努力で解決可能と思われるが、第2、第3については、被災自治体単独では限界がありますので、被災自治体を包括する都道府県、そして国や国民を巻き込んだ議論になれば幸いに思います。

噴火災害と住民と社協

社会福祉法人
三宅島社会福祉協議会

はじめに

全島避難から帰島するまでの月日を思い起こそうと、残しておいた資料に眼を通したところ、いただいた温かい支援の数々に眼が眩む思いがした。今も多くの方が三宅島の行く末を案じてくれている。感謝の思いを新たにし、その方たちに応えることは島の再建なのだと感じた。

1 島内

災害発生時 平成12年6月

最初の避難勧告が出たとき、社協は提供している福祉サービスの利用者を中心に要援護者の避難誘導と安否確認・避難所での所在確認に追われた。要援護者といってもかなりの方は親戚や近隣の方の力で避難していたが、それでも社協の手が空くということにはなかった。避難所は学校であったため洋式トイレがなくポータブルトイレや紙おむつを届けた。避難所を巡回し、自力では動きの取れない人たちのニーズを受けて対応した。薬を錠剤のままでは飲めない人のために、理科室で乳鉢を借りて粉末にしたこともあった。避難所と自宅間の移送、島外へ出る人の港移送も行った。ヘルパーと事務局職員による要援護者対応で社協は独自に奔走しながら、災対本部との連絡調整関係が無いことを疑問に思った。高齢化の進んだ町村では、災対本部に施設や在宅福祉サービスを把握する機関の参加が必要ではないだろうか。

猛暑の夏 平成12年7・8月

7月14日、最初の大規模な噴火によって神着地区が多量の降灰に覆われた。前回の噴火より17年がたち、三宅島の高齢化率は30%になっていた。「おじいさんが死んだ時、一緒に逝っていればこんな目に会わなかったのに。」と泣いた

女性があった。家も畑も灰に埋まって、途方に暮れる思いをした高齢者は少なくなかった。自力では手に負えないのではないか。社協は東京ボランティア・市民活動センター（東京都社会福祉協議会）を通じて、降灰除去ボランティアの派遣を要請した。7月22日、東京災害ボランティアネットワークの136名が来島し、炎天下、10軒の独居高齢者宅の降灰除去を実施した。公共施設への宿泊や移動のためのバス・温泉の利用については村役場の協力があつた。

だが、ただ助けてもらうことを島外に求めるだけでいいのか。

東京に救援要請をした後、島民でできることもあるのではないかと考え直し、島外ボランティアが来島する前に村の防災行政無線を使って降灰除去ボランティア募集の呼びかけを行うと、たちまち社協の電話は鳴り始め、2日間で71名もの応募があつた。島外ボランティアが来島する前の2日間で7軒の家の降灰除去活動を行い、また、島外ボランティアが作業場所に移動するにあたって、島民ボランティアが車両を提供し案内してくれた。

意義は大きかつた。地域に呼びかければ、地域を救援する力は出てくる。三宅島には地縁や血縁、近所関係や付き合いでの助け合いは日常的にあり、誰もそれをボランティアという言葉では表現しない。今回の災害でもその力は脈々と発揮されたが、従来を超えたかたちでもその共助の力は発揮されることがわかつた。この経験は、島外避難をした後も生きることになる。

8月以降、引き続く地震、噴火、台風で島外避難者は日々増え続け、港への移送依頼が続いた。行き場のない島外避難希望者には、都内の民間福祉団体の受入協力があつた。避難勧告は毎週のように週末になると発令され、社協はそのたびに避難所対応に走つた。18日には大噴火があり、訪問介護や障害者デイなどの在宅サー

ビスの供給はもう限界となつた。8月24日には重度の在宅要介護高齢者のへりによる島外避難、施設入所が実施され、29日には児童生徒の島外避難、9月1日には全島避難が決定された。

2 全島避難

全島避難後、社協は介護保険サービス利用者や障害者デイサービス利用者の避難先でのサービスの利用調整に追われた。島内からいきなり全都下及び近県が業務のエリアとなつてしまつた。サービス利用者の個別援助だけでも過大な仕事量があつたが、同時に、社協にはボランティアセンター機能があるため、ありとあらゆる支援の提案が殺到した。特に避難長期化の様相が明らかになつてきた平成13年は、宿泊旅行の招待だけでも7件の調整を行つた。支援イベントの相談や防災関係企画・会議等での現状報告の依頼は連日のようだつた。また、住民活動支援も社協の役割であり、避難先での当事者組織（島民ネットワーク）のサポートも重要であつた。葬儀場の相談など、住民からの様々な相談も直接寄せられた。

災害ボランティアセンターと社協

・三宅島災害・東京ボランティア支援センター

平成12年9月8日、東京災害ボランティアネットワーク、東京ボランティア・市民活動センター、東京ハンディキャップ連絡会、及び三宅島社協で三宅島災害支援のためのボランティアセンターを設立した。島民の避難先が広域分散となつてしまつた中で、最大の目標を島民のコミュニティ支援に置いた。島民電話帳の作成や島民ふれあい集会の実施、避難先の島民会世話人が集まって情報を交換し合うかたちで始まつた島民連絡会会議、みやけふれあいコールなどを実施し、災害パネル展などで三宅島災害の広報も行つた。FAX通信「みやけの風」を発行し、避難先団地の島民会世話人や遠隔地避難者など

に配信した。内容は、避難直後は行政情報等が中心であったが、時間の経過とともに島民から寄せられる島への思いや感想などにシフトした。支援企画の広報も行った。

村役場や島内諸団体、住民との深い関係を持つ三宅島社協と資金調達を含めた活動のノウハウや幅広いネットワークを持つ災害ボランティア組織が連携することで様々な支援活動が実現した。

・三宅島児童・生徒支援センター

9月13日、教育庁及び三宅村教育委員会の了解を得て秋川高校内に設置し、三宅島の児童生徒へ全国から殺到したボランティア支援の調整を行った。運営は12月末まであきる野青年会議所とあきる野市社会福祉協議会が担った。年明けより運営も三宅島社協が引き継ぎ、非常勤職員を1名配置して活動内容を放課後の児童館的なものにシフトするとともに支援企画の調整・広報及び寄付の配布を行った。

秋川での寮生活による学校運営では学校側も懸命な努力をし、ボランティアベースでは過剰とも言えるほどの支援があったが、誰も親の代わりにはなれないのは明らかであった。災害時は大人でもどうしていいかわからず不安定な感情になる。親子は一緒にいたほうが良いと感じた。

災害時のボランティアセンターは、社協とは別にセンターを作り外部の協力者の力を活用して共同で事業を行う形が良い。そうすることで、社協は個別援助の業務に力を尽くすことができる。

三宅島住民の力と社協

・島民会

避難直後から、島民がある程度まとまって入居した団地では早々と島民会が結成されつつあった。島民は自身の力で、地元社協などの支援を受けながら当事者組織を立ち上げていった。

十分な情報が得られない混乱期に、被災者としてただ受身になるのではなく共助の力を発揮して支えあう関係を築き、避難先地域との交流に積極的であったことは特記すべきことである。今回の避難の特徴は、災害避難者でありながら避難所ではなく団地に入ったために、避難直後から地域の生活者としての立場も求められたことである。避難2年目からは島民は一方的に招待・慰労される存在ではなく、夏祭りなどの団地行事を担う地域の力となっていった。

島民会のなかでトラブルがなかったわけではないが、それでも避難先に島民のネットワークがあり、世話人がいることは心強いことだ。何よりも回避すべきは被災者の精神的孤立である。だが、避難先の事情でそうしたネットワークに参加し得なかった人たちがいたことも事実である。最終的には20ヶ所の島民会が結成されている。社協は島民会などの活動をたびたび訪問したが、広域分散避難という事情の下では充分だったとは言えない。

平成12年12月上旬という早い段階から、村役場が島民会活動への経費助成を行ったことは評価しなくてはならない。

・情報連絡員配置事業

平成13年1月から三宅村委託による情報連絡員配置事業を開始した。事業は避難先エリアごとに島民を雇用して高齢者を中心に島民への必要な情報提供や日常的な声かけ活動を行うもので、島民の率直な要望を村へ伝える役割もあった。

被災者として疲労感を深めつつある島民に対し、自身も被災当事者でありながら意識的な声かけ活動を行い話の聞き手となることは、時間の経過とともにストレスが大きくなった。月例会議では、村からの最新の情報提供とともに保健師から健康指導や活動上のアドバイスを受け、連絡員自身のケアに留意して事業を進めた。保健師の指導は適切で、連絡員は様々な知識を身

につけることができた。

連絡員の報告によれば避難後1年くらいは、元気で島に帰るために健康や体力の維持に日々努める高齢者が多かったが、2年目からはこもりがちになっていく高齢者の姿が伺えるようになり、年齢にかかわらずストレスを訴える声も増加した。報告からは、辛抱強く避難先での生活を送る島民の姿が浮かんでくる。

当初、村からこの事業の提案を受けたとき、今まで述べてきた三宅島住民の力があれば可能であると判断できた。島民が島民を思う気持ちがあって、社協はこの事業を進めることができたと考えている。帰島開始直前の平成17年1月末までの4年間の延べ連絡件数は4万2,372件にもなった。

3 帰 島 平成17年2月

帰島支援ボランティア事業

多くの高齢者が帰島を望んでおり、帰島後は超高齢社会が予想されるなかで、三宅島災害・東京ボランティア支援センターは、帰島する高齢者の引越しや生活環境整備のための労力支援を実施することを決定し、平成16年8月より準備に入った。火山ガスの知識のない島外からのボランティアのために事前研修を行い、三宅村の協力を得て伊豆老人福祉館を拠点として活動に入った。活動開始直後は土地勘のないボランティアのために社協職員は連日付き添って同行したが、2ヶ月が経つ頃には、その必要もなくなってきた。ボランティアは島民と信頼関係を結び協力者を得て活動を続けた。

帰島開始の平成17年2月からの半年間で入島したボランティア数956名、延べ活動者数5,470名。対応件数は607件になった。また、雨の日などは声かけ交流活動も行い島民との交流を深めた。ボランティアから受ける報告から帰島が判明し、社協を通じて介護や保健所などの専門機関へつないだケースは8件あった。帰

島期において住民への温かい眼としてもボランティアは役割を果たした。

帰島支援活動終了後、支援センターは村長議長及び五地区の自治会長から感謝状をいただいている。

なお、帰島開始後1年6ヶ月が過ぎた平成18年8月末をもって、三宅島社協は三宅島災害・東京ボランティア支援センターの構成団体から離れ、本来の福祉事業に専念している。

最後に

全島避難直後から休むに休めず先も見えないという消耗戦の日々が続き、過大な業務量とストレスで社協職員は疲労を深めた。社協のなすべきことはあまりに多く、私たちは優先順位をつけて職務にあたったが、どんなに整理をしても必要なことに追いつかないという切迫した心理状態に追い込まれた。この災害で、社協がもっとも相談した専門職は保健師である。

災害対応の時は、災害時の精神保健の知識と保健師や医師などによるバックアップの体制が必要であることを強く感じている。

年	月 日	対応の内容	解 説
平成 12 年	6月26日～	避難誘導・安否確認・避難所への介護用品の無料支給。	社協のサービス利用者を中心に要援護者対応を行った。
	7月20日～22日	降灰除去ボランティア活動	島内71人、島外136人(東京災害ボランティアネットワーク)による着着地区独居高齢者宅の降灰除去ボランティア活動を実施。
	7・8月	避難所対応及び要援護者の安否確認と島外避難対応。	避難所への介護用具・紙おむつ等の供給。在宅要介護高齢者の自宅及び避難所への訪問見守り及び島外避難時の港移送、都内の移動手段手配、入所先確保。
	9月8日	三宅島災害・東京ボランティア支援センター設立	東京災害ボランティアネットワーク、東京ボランティア・市民活動センター(東京都社会福祉協議会)、東京ハンディキャップ連絡会、及び三宅島社協で三宅島災害支援のためのボランティアセンターを設立。
	9月13日	三宅島児童生徒支援センター設立	秋川高校内に設置し、あきる野青年会議所とあきる野市社会福祉協議会が運営。児童生徒へ全国から寄せられるボランティア支援の調整を行い、また「みやけの緑日」などの支援企画を実施。平成13年1月より三宅島社協が運営を引き継ぎ、日常の活動内容を放課後の児童館的活動にシフトするとともに支援企画のコーディネート及び寄付の配布を行った。秋川における小学校の休止に伴い平成14年3月末で活動終了。
	9月～	福祉サービス利用援助	介護保険サービス利用者及び障害者サービス利用者の避難先でのサービス利用を個別支援。
	9月～	島民会支援	避難先団地等での被災島民ネットワークの形成をサポート。多くの避難先で、地元の区市町村社協や行政、ボランティアなどによる継続的支援があった。区市町村社協との連携では社協のネットワークが生きた。
	9月～	生活福祉資金災害特例貸付	1世帯10万円。避難先社協が窓口になって緊急貸付を実施。貸付件数556件。
	10月6日～	ビデオ配布開始	三宅島災害・東京ボランティア支援センター事業。平成13年3月までは都災対・村の協力を得て島内を撮影したものを、平成14年年6月以降は島民の協力を得て災害前の三宅島の行事を撮影したものを、避難先団地や遠隔地の避難者等に配布。
	10月23日	島民電話帳第1版発行	三宅島災害・東京ボランティア支援センター事業。991世帯を掲載、1,106世帯に配布。その後改訂を重ね、平成14年6月26日に1,319世帯掲載の第3版を発行した。
12月3日	第1回三宅島島民ふれあい集会	三宅島災害・東京ボランティア支援センター事業。避難島民の全島的な再会と交流の場、三宅島の火山活動等の情報提供の場として実施。その後、半年ごとにテーマを設定して開催し、平成16年11月28日に第9回を実施した。	

年	月 日	対応の内容	解 説
平成 13 年	1月16日～	みやけふれあいコール開始	三宅島災害・東京ボランティア支援センター事業。島民ボランティアによる電話での島民への声かけ事業を実施。ケース対応が必要と思われる案件が生じた時は三宅島社協で対応。平成16年度まで実施。延べコール数6,629件。
	1月～	情報連絡員配置事業	三宅島の委託事業。平成16年1月まで実施。避難先エリアごとに島民を雇用し、高齢者を中心に島民への情報提供と声かけ活動を実施。連絡員数は年度毎に19から27。連絡員には、村からの正確な情報と保健師による健康管理の知識を月例会議で提供。ケース対応が必要な案件は専門機関と連携して対応。平成17年1月末までの延べ連絡数42,372件(電話14,062件/訪問10,766件/その他の声かけ17,544件)
平成 14 年	8月～	離職者支援資金三宅特例貸付	生活福祉資金の離職者支援資金に三宅特例が設けられた。限度額は単身120万円、複数世帯240万円。無利子。17年1月まで実施。貸付件数102件。
	9月～	施設入所者訪問見舞い	社協役員による施設入所者への訪問を実施。13施設22名。
平成 17 年	2月1日～8月23日	帰島支援ボランティア	三宅島災害・東京ボランティア支援センター事業。帰島した高齢者の生活環境整備のための労力支援を実施。また、声かけ交流活動も行った。活動参加者956人、延べ人数5,470人。対応件数607件。

都会を生き抜く

(社)三宅村シルバー人材センター

「せいぜい2～3週間で帰れるさ」と高をくくっての避難行。

2000年9月4日、身の回りの品を詰め込んだバッグを片手に、最後の避難船「すとれちあ丸」の船上の人となった。遠ざかる島の稜線からは緑が消え、灰白色に塗りつぶされた島影の無残な姿に、ただただ、ぼう然と立ちつくすのみであった。

避難した住民は、代々木のオリンピック記念青少年総合センターに一時宿泊することとなった。頻発する地震や火山灰から開放された住民同士の会話からは、安堵のため息とともに、これからの慣れない都会生活に不安を訴える者が多くみられ、「シルバーは仕事するの?」、「会員になりたい」、「事務所は何処?」と声をかけてくる者が日に日に多くなっていった。

島では考えられなかった住民からの声かけに戸惑いを感じながら、「東京での会員の就業」を現実のものとして意識しはじめたのは避難後3日目のことであった。

その日、挨拶のため訪れた東京都高齢者事業振興財団(現東京しごと財団)の事務局長から、冒頭「三宅島民の入会資格を55歳に引き下げ、会員を全国の避難先シルバー人材センターの特別会員として登録し、その地区の会員と一緒に就業できる特例措置を検討している」との報を受けたのである。

この特例措置は全国シルバー人材センター事業協会の全国ネットを通じて周知され、北は北海道から南は沖縄県のシルバーまで、当センター会員の受入体制が、時を待たずして整備された。これにより都内近県を中心に24地区シルバーに101人の会員が特別会員として登録され、帰島までに延べ2万2,777人という予想を遙かに上回る就業実績を残すこととなった。当センター

会員のために、ワークシェアーを実践していただいた24地区シルバーの皆さんに心から感謝申し上げたい。

避難して間もなく爆発的噴火活動は沈静化に向かい、一転、火山ガスの大量放出という世界に類例のない新たな火山活動が始まった。新聞報道には避難の長期化を伝える記事が目につくようになり、当センターとしても13年度以降、避難の長期化を想定した就業計画の検討を迫られていた。時を同じくして、国の緊急地域雇用創出特別基金事業が創設されたのを受けて、三宅村はいち早く「三宅島民就労対策事業構想」を策定し、「げんき農場」、「ゆめ農園」、「とこぶし稚貝放流事業」、「レーザーファン種苗確保事業」、「公立公園等整備事業」計画等を発表した。

当センターは、その内「公立公園等整備事業」及び「レーザーファン種苗確保事業」を受託することとなり、会員の就業率は飛躍的に改善され、避難の長期化に耐え得る就業環境を手元にグッと引き寄せた感があった。

特に、公立公園等整備事業の実施については、多摩地域に避難した会員は、げんき農場、都立大学、科学技術大学及び三宅高校に、区部の会員は、ゆめ農園、練馬区光ヶ丘公園、保健科学大学及び都立産業技術研究所にそれぞれ就業拠点を確保したことが、当センターの事業活動を曲がりなりにも維持することができた大きな要因となった。言い換えれば、これら関係各機関のご協力なくして、会員の4年間にわたる安定就業はあり得なかったということを経久に記憶に止めておきたい。

また、東京都は14年度から各局発注の工事及び委託について、契約仕様書に三宅島民の雇用の確保に努めるよう明記し、雇用した場合はその状況報告書の提出を求めるなど、収入の道を絶たれた島民の就労の場を確保するため万全の支援体勢で臨んでいた。これにより一般島民の雇用状況は大きく改善されたが、シルバー人

材センターの場合、雇用ではなく会員との委託契約に基づく就業が基本原則であるため、会員を相手事業主の指揮・命令下に置くような就業形態はなじまないこともあり、会員の就業に結びつかないケースも多くあったことは否定できない。

緊急地域雇用創出特別基金事業が15年度で終了したため、三宅村は16年度から村単独事業として「地場産業復興準備対策事業」を立ち上げ、就業場所は「げんき農場」と「ゆめ農園」の2ヶ所に集約された。

同時に「げんき農場」の管理運営を当センターが受託することとなったが、会員と会員資格のない一般島民が混然一体となって就業/就労するという変則的な事業運営を余儀なくされ、シルバー人材センターの基本理念が揺らぎかねない苦渋の選択を迫られることも一度や二度ではなかった。

避難が長引くにつれて都会生活に疲れきった島民からは、入会の問い合わせが絶えることはなかった。これらの人々は、必ずしもシルバー人材センターの理念や目的に賛同して入会された方ばかりではなく、多くの方は「わずかな年金の足しにしたい」、「アパート暮らしの孤独感から開放されたい」、「仕事に行って、島弁でみんなと話したい」と、収入と現実からの逃避を求めて当センターを訪ね、避難前208名だった会員が帰島時には435名を数えるまでになったのである。島育ちの素朴で不器用な会員たちが、4年半という長くも厳しい都会生活を生き抜いてきた。彼らにとって三宅村シルバー人材センター事業は生活そのものであり、心のよりどころであったといっても過言ではない。

表 避難期間中の会員の就業状況(平成12年9月～平成17年3月)

当センターが受注・実施した事業				特別会員の就業実績		
年 度	会員数	契約件数	就業延日人数	登録地区数	登録会員数	就業延日人数
平成12年度	327	262	4,071	21	61	1,599
平成13年度	393	106	10,023	24	96	5,942
平成14年度	411	109	14,627	22	100	6,111
平成15年度	409	85	13,906	21	101	5,305
平成16年度	435	70	7,258	22	101	3,820
計	-	632	49,885	-	-	22,777

当センター及び特別会員の就業延日人数計 = 72,662

三宅島漁業協同組合の活動

三宅島漁業協同組合

はじめに

今回の噴火がまさか4年半に及ぶ長期避難生活を強いられる事態になろうとは、当初は誰も予想しなかったと思う。

それが12年8月中旬頃から様子が変わり始め、8月20日過ぎには島外へ自主避難する人が除々に出始めた。また、都水産試験場等による現地調査や海底調査が行われるようになってきた。この頃になると島民の間から避難指示を要請する声が増え、漁業者も落ち着いて操業が続けられなくなってきた。

そして8月31日、遂に避難指示が発令され、当漁協もわずか2日間で、重要書類の荷造りと発送、三宅島での漁協業務停止、漁協冷凍庫内の冷凍水産物の処理と八幡丸による出荷作業等を水産課、漁連等の支援の元、漁業者有志、漁協役員で目まぐるしく行った。

そして9月2日、最後の荷物を都漁連宛発送し、その日の船で全職員東京へと避難して行った。主な漁業者は自分の漁船で下田漁港、式根島漁港へと避難していった。

9月6日、三宅島漁協は『指定防災協力機関』に指定された。

9月11日、東京都漁連内に一室を借りて『三宅島漁業協同組合臨時東京事務所』を開設、東京での業務を開始した。

1 避難中の漁業操業と漁協業務

漁業操業

漁船と共に避難した漁業者は、慣れない避難先の漁港を基地として、三宅島噴火災害対策本部の許可を得た上で、三宅島漁場で曳き網や一本釣等の操業を開始した。

最初のうちは、島の漁港に入れなかったために島影にアンカーを下ろして、一夜を明かしていた。

後に現地災害対策本部に届け出ることにより、ガスマスク携帯、島に上陸しないこと、等を条件に、島内漁港での停泊が認められるようになり、何泊かしながら操業を続けるようになった。

このようにして得た漁獲物は、避難先である式根島港や下田港へ水揚げされた。一方漁協が東京都の指定防災協力機関に指定されたことにより、神津島にある『三宅島噴火災害対策本部』及び、災害復旧関係の作業員が三宅島へ渡る際、これ等の漁船は交通船として活躍、災害復旧の一翼を担った。

漁協の運営体制

漁協の業務は、組合員の水揚げした水産物の販売事業、信用事業、共済事業、購買事業、製氷冷凍事業、利用事業、指導事業、無線事業、自営事業等多岐にわたっている。避難したとは言え業務はおろそかにできないので、避難当時職員13名、定置網職員5名いたうちベテランの女性3名を残して、あとの職員は雇用調整助成金制度を利用して築地の魚河岸、都水産試験場、東京蒲鉾組合等に出向に行ってもらい、避難解除まで何とか持ちこたえようと頑張ったが避難があまりにも長くなり、雇用調整助成金制度の1年の期限が切れてしまい、これ以上は職員を雇用し続けるのは無理と判断。今なら何とか退職金を払えるので涙を吞んで全職員に退職してもらい、そのうちの3名の女性職員をパート職員として再雇用（避難解除後は正職員として復帰してもらうことを条件に）し、急場をしのいだ。現在の三宅島漁協があるのはこの3名の女性職員の功績によると言っても過言ではない。

一方役員は13年4月から全役員（常勤の専務を含め）無報酬とすることを3月の総会で決定し、新スタートを切ったが、5月31日に専務理事が退任し、新しく専務理事が就任した。

また漁協臨時事務所と漁船避難先が離れているため副組合長制を導入し、漁船避難先において副組合長が指揮をとることにした。

避難解除に向けた取組み

避難解除になれば三宅島に戻り漁業を再開するので降灰、泥流等で荒れた磯を放置すると帰島後の漁業生産活動に決して良い影響を与えないことから、特に磯根漁業の効率化を計り、漁業で充分生活が立てられるようにするため漁業権の行使規則を変更して、第1種漁業権漁業であるイセエビ、トコブシ漁等を一本化して風向きに関係なく通年して漁ができるようにするため、その取組みにかかった。

行使規則を変更するには全組合員（約1,000人）の2/3以上の書面による同意が必要なため、その説明書と同意書を各個人宛郵送したが回収率が非常に悪く困難を極めた。職員が仕事のかたわら都内にちらばる各避難地を隔なく廻り必要な同意書を集め、臨時総会を開き行使規則の変更が承認された。そして平成15年9月1日に新規則が承認された。これにより天候に左右されることなく操業ができることになった。このことは三宅島漁協にとって大改革である。

一方、泥流で被害を受けたトコブシ資源の回復に向けて、東京都、三宅村の支援を受けて漁業者の有志を募り、トコブシ稚貝の放流を行った。また、同時に資源の被害/回復状況を調査した。

さらに、小笠原漁協のご好意により、平成16年9月にシマアジの稚魚1万5,000匹を無償放流していただいた。

漁港、漁船関係

この度の噴火で、地震活動により坪田漁港101cm、阿古漁港56cm、湯の浜漁港23cm、大久保浜漁港23cm、伊ヶ谷漁港66cm、夫々地盤沈下した。

そのためか平成14年10月1日台風12号により坪田漁港船揚場脇の防波堤が波に破られ、島外に避難せず上架してあった漁船18隻全船廃船に追い込まれるという大被害が発生した。

この時直ちに下田、式根両港にいた漁業者有

志が立ち上がり処理班を編成、災害対策本部の許可を受けて現地に乗り込み、その処理に当たった。この連帯感はあっぱれなものであった。

2 下田臨海学園の借上げ

下田に漁船と共に避難した漁民に対して東京都、東京都北区、静岡県、下田市、三宅村のご協力により、東京都北区所有の下田臨海学園の宿泊施設を無料借用することができ、ほとんどの漁民がここに宿泊する事ができた。いわば三宅島漁民宿舎が誕生した。

後にこの宿舎を看護学校に建て替えることになったが、やはり前述の皆さんのご好意により、民宿大野屋を無料借用することができ、下田臨海学園にいた漁民は平成17年3月31日までここに居住することができた。

3 避難中の漁協運営

避難中であっても組合は先に述べたようにさまざまな事業を行っており職員は絶対欠くことはできないが水揚げが極端に少なくなり経営が非常に苦しいので、現金を得る方法を模索して次の事を行った。

タカベ漁の大野原島漁場への入漁同意

最初神津島漁協と協定を結び出来高で支払うことにしたが、この年はタカベ不漁で不発に終り、翌年は式根島（後に新島漁協と合併）漁協の3隻と協定を結び1隻あたり4月1日から9月1日までの間、三宅島漁協に入漁料を支払うことで合意した。その翌年も同意し現在に至っている。

なお、この協定は1年ごとに結ぶものであり御蔵島漁協の同意を得て東京都漁業調整委員会の承認を得ていることを申し添えておく。そしてこの現金収入は三宅島漁協の経営に大いに役立っている。

燃油販売

購買事業である燃料油（軽油）の販売を始め

たところ、大口利用を見込んでいた「えびね丸」が三宅島 神津島間の運航を撤退してしまった。

冷凍品販売

避難直前に三宅島の冷凍庫から持ち出した冷凍品を各種イベント開催の折、その一角を貸していただき売ることができた。この際全ての自治体、団体、個人が非常に好意的であった。

イセエビ刺網の製作

緊急雇用対策事業として漁業者を募り、イセエビ網、タカベ網の作成を行い賃金を支払うことにより漁業者の収入の一助とした。また、この網は漁協の運営資金捻出のため、イセエビ漁の協同操業を行う際に使用している。

4 帰島に向けての取組み

廃漁船の公費での処理

避難中に三宅島民の一時帰宅や議員の現地視察等により島内に上架しておいた漁船の状況が判明するにつれ、噴火による降灰と火山ガスによる腐蝕がひどく、ほとんどの漁船が使用不能、または大修理しなければ使用できない状態である事がわかってきた。

これらの船は漁船保険には加入しているものの、もし廃船にする場合は解体して都内に運び出さなければならず、その費用に保険金を使ってしまうと帰島後の漁業の再開に支障をきたすので、東京都、三宅村に協力を要請して、これらの廃漁船を災害廃棄物として公費で処理していただくことにしたおかげで、帰島後漁業の再開の一つの難関を突破できた。

製氷冷蔵庫

前述のとおり製氷、冷凍冷蔵庫は全滅状態であるが、避難解除になって帰島し漁業を再開した場合は、まず第一にこれらの施設が必要になるが、どのような規模にすべきかが問題になってきた。帰島後の漁民の動向アンケートはとったが定かではない。従前どおりだと漁民の数は増加の見込みはない。漁民の老齢化が進み水揚

げに影響するかもしれない。反対に若年層の漁業就業者が出てくるかもしれないがそれもわからない。また避難中に亡くなったり体調を崩したりした漁業者もいる。そこで辿り着いたのが避難前過去5年間の漁獲量の平均値の15%増しの漁獲物を処理できるものを仮設しておいて、帰島後3～4年間の実績に応じた物を作ろうという結論に達し、製氷設備は作らないで貯水庫と冷蔵庫を仮設し、氷は作らないで大島から買うことにして、平成17年2月1日の避難解除までに完工することにした。

イセエビ蓄養池

これも長期避難で放置したため機械類は全滅した。その上岸壁が地盤沈下したためか台風時大波が岸壁上に押し寄せ建物共に大破したので、これも帰島までに修繕して使用することになり、何とか間に合った。

避難中の職員の三宅島渡島

避難直前重要書類を持ち出したとは言え、いざ業務を始めてみると不足する書類があったり、施設の被害状況調査、修繕工事の立ち合い等何度となく三宅島へ足を運んだ。その都度所定の様式により渡島許可をとり、ガスマスク、ヘルメット等で装備し、ある時は神津島経由、またある時は東京竹芝桟橋から直接三宅島へ渡島して役場の脱流装置付宿舎に泊まりながら作業をこなした。

総括

島しょ地域においては地元漁船は単に漁労に従事するだけではなく、地元の地形、海象、気象等を熟知しているので、いざという時は地元のどこへでも直先にかけて、救助活動、避難活動に小回りが効く重要な交通手段である。それに加えて漁港もそれなりのスペースが必要ではないか、この度の噴火災害発生時大量の漁船が湯の浜港に避難したが入りきれないために、その一部は大久保港に避難した。ここは泊地が

狭く数隻で満杯になるような港である。それ故に大久保港に限らず災害時を考えると水揚げ量には関係なく、ある程度のスペースが必要と思われる。

三宅島のように20年前後に1度の割合で噴火する島では特に重要ではないだろうか。

おわりに

この度の噴火で国、東京都をはじめ全国の自治体、各種団体から個人に至るまで多くの方々から並々ならぬ御支援を受けたことに対して厚くお礼を申し上げます。

三宅村商工会の活動

三宅村商工会

商工会は避難後、9月6日に立川の商工会連合会事務所の一角で業務を開始した。まずは会員の避難先の把握であったが、これが非常に困難な作業で、約1ヶ月を掛け、携帯電話を頼りに電話連絡、またはそれぞれの団地に出向き情報収集を行い、会員名簿を作成、片や、商工業者への相談指導として、関係機関との連絡調整を行う中、金融では返済方法の変更、災害貸付の斡旋、労働では失業保険等の手続き、雇用調整助成金等の事務処理、他に緊急雇用対策事業等を行った。

事務所では連日各種の相談指導が舞い込み、それらの対応に追われる毎日であったが、特に苦労したことは商工業者自身に避難先の土地勘がなく、事務所に相談に来られない事から、巡回指導を行うも、1日に訪問できる件数は少なく、諸手続には何度も巡回せざるを得ない等、総勢5人の職員は、相談指導以外の業務も多い中、商工業者への相談件数をこなせない苛立ちとの戦いであった。このようなことから多くの商工業者の意向、相談、悩みを徴収することを目的に商工業者への意向調査（アンケート調査）を行い、その結果を公表した。

調査の回答では「経済的な支援」「災害貸付等の金融支援」「営業設備整備」「事業所の保全」等々、非常に厳しい避難生活をうかがわせ、中でも最も切実でありながら、解決困難な問題としては「既往債務に対する返済」であった。元金については国民金融公庫も含め、金融機関では返済条件の変更で据え置き等の処置がなされたものの、利息は返し続けなければならず、家族で働きに出ても利息負担でほとんど手許に生活費が残らないと言う実態もあり、これまでの全国の災害例を研究したり、行政に相談したりと模索したものの、基本的に個人に対する財政

的な支援は被災者生活支援法の範囲でしかなく、まして災害以前の借入金に対する利子補給は困難であるということが現実であった。

このような被災商工業者の実態を公表し、また、商工業者の声を上げる場として、平成13年2月24日、「国立青少年総合センター」を会場に、島内商工業者98人の他に、一般参加者、マスコミ、その他総勢228人の参加があり「三宅島商工業者の復興に係るシンポジウム」を開催した。

シンポジウムでは三宅島噴火災害の経過と現状報告の資料を配布したあと、「災害からいかに立ち直ったか」とする講演会を雲仙普賢岳被災者代表、長崎県深江町商工会石川嘉則会長、有珠山被災者代表、洞爺湖ニュースタンプ会高柳保会長にいただき、続いてパネルディスカッション、情報交換会を行った。パネルディスカッションは三宅島商工会代表として商店経営者、クサヤ製造業、民宿経営者、建設業者から5人がパネラーとなり、噴火から現在までの厳しい状況と今後の要望などを商工業者の立場から切々と述べ、来場者及び村長、支庁長、商工会長等のアドバイザーとのディスカッションを行った。

発表では、「全島避難のときは少ししたら帰れると思いき、店の電源も入れればなしで避難した」「建物や設備がどうなっているか確かめるために一時帰島したい」「年齢等から避難先で就労するのが難しい」「商工業者の支援策を真剣に考えてほしい」「今までの借入金の支払い、利息に対する対応策が必要」「島民のコミュニケーション対策として仮想三宅村の拠点づくり」などが発表された。

このシンポジウムは意向調査と併せ各方面から大きな反響があり、その後の「国。都。村による既往債務に対する利子補給」「営業設備整備事業」「島内商工業者一部再開事業」へと繋がっていった。

避難中においては、商工業者の避難対策事業

及び三宅村からの受託事業として、主に次の事業を実施した。

- ・三宅島被災者雇用対策相談会（平成12年9月）
- ・三宅島外避難者支援キャンペーン（平成12年10月～12月）
- ・空き店舗調査事業（平成12年11月～平成12年12月）
- ・雇用調整助成金の延長要望（平成13年8月～平成14年8月）
- ・産業用復興資機材の島外搬出事業（平成13年11月）
- ・三宅島商業活動再開（平成13年2店舗：神着・阿古）
- ・三宅村第2庁舎食堂事業（平成14年7月）
- ・三宅村ITサポート事業（平成14年8月～平成15年3月）
- ・三宅島商工業者意向調査実施（平成14年9月）
- ・税務講習会（平成14年度・15年度・16年度）
- ・三宅村活動火山対策避難施設管理運営事業（平成15年度・16年度）
- ・商工業者滞在型営業設備整備事業（平成15年度・16年度）
- ・三宅島商工業者事業再開調査（平成16年9月）
- ・三宅島商工業者再開事業（平成16年11月～平成17年2月）

平成16年7月20日、三宅村長による帰島宣言があり商工会では2月の住民帰島が順調に開始できるよう、村と調整し、渡島に関する手続を一つひとつ解決しながら、11月に事業再開に向けた商工業者の帰島を開始した。

事業所の整備については、店舗や事務所、営業設備の傷みが想像以上で特にスーパーでは大型冷蔵庫、冷凍庫は大半が使用できない状態であり、再開には相当な設備資金が必要となっていた。

商工会では、災害貸付の期間延長、利子補給の継続、限度額の引き上げ、保証人要件の緩和等を国、東京都、村、金融機関等と幾度にもわたり協議を行い、理解を得、再開事業所の事業計画、返済計画を示し融資の斡旋を行った。

ごみ処理の問題も大きな課題であった、災害廃棄物と、産業廃棄物との見解であるが、これについては、三宅村と協議し、最終的には順調に処理をするに至ったが、今回の噴火、避難が4年以上になるようなことが起こった場合は、特例としての処理ができるような法的措置が必要である。

国の生活支援金、並びに都の三宅島災害被災者帰島生活再建支援金制度については、商工業者の事業関係への対応ができないという厳しいところがあったが、地域住民の生活再建、地域の経済復興を図るためには商工業者の再開は非常に重要な役割を持つことから、今回のように甚大な災害を受けた場合は、支援制度において商工業者早期復興が図れるような法的措置が必要である。

平成 17 年 2 月、予定通り島民の帰島が開始された。商工業者の再開率は噴火時点に比べ 25% 程度であったが、島民が生活を開始する上での準備は整い、大きな不便をかけることもなく、三宅島全島民島外避難解除の第一歩をスタートすることができた。

噴火災害被災者対策事業「ゆめ農園」の運営に携わって

三宅村 ゆめ農園

平成 14 年 1 月 15 日、江東区夢の島、旧江東清掃工場跡地に「三宅村ゆめ農園」は開設されました。

この施設は、噴火により東京都区部に避難した三宅島島民の就労場所として都労働局のご尽力により設置されたものです。

開設当初、立派な休憩棟とトイレ棟は完成していましたが、回りは約 2 万 5,000m² の土地が広がっているだけの状態で、園員の最初の仕事は客土用の土を搬入するダンプと競争しながら、仕事場となるビニールハウス 12 棟や花壇等の施設を造ることから始まりました。

農園就業者は 37 名（後に 54 名）で平均年齢は 67 歳。島を離れてから 1 年半、島の者に“会える集まれる”が嬉しくて慣れない電車を乗り継ぎ必死に通勤しておりました。

5 月になり、島より移植したレザーファン、タマシダ、観葉鉢物のドラセナ等も定着し、播種したマリーゴールド、サルビア等もぼちぼち咲き始めました。「ゆめ農園」は埋立地に加え清掃工場跡地ということもあり、食用野菜の栽培はできず、島内ではあまり行っていない花の栽培が主体となっています。慣れない仕事も花を目にして楽しさを実感した時期です。また、嬉しいことがありました。5 月 3 日に敷地が隣り合った「夢の島マリーナ」の会員の方々から園員全員が東京湾クルーズに招待されたのです。園員には漁師も居りますので久しぶりの海上景色を満喫させていただきました。（クルーズは帰島するまで 3 回行っていただきました）その上もうひとつ農園にとって重要な活動となるきっかけを与えてくれたのです。栽培した花苗は原資が公金のため販売をすることができません。栽培した花苗をマリーナのイベント会場にて配

布したのです。ご支援に感謝し“ありがとう”と配布し“ありがとう、がんばって”と受け取ってもらい喜びを教えてもらいました。栽培する花苗の活用方法が決まり、園員には仕事に張り合いが生まれた有意義な一日でした。

この後、都内はもとより都下各市内に避難している島民組織に連絡し、感謝の花苗配布を希望する組織には感謝のシールを張った袋を付けて届けました。春、秋のイベントシーズンの週末には1日に数ヶ所も届け回るときもあったほどです。もちろん園員が直接配布に出向いたことも多々ありました。自ら栽培した花苗に感謝を込めて配布し、受け取られた方々には励ましの返礼をされ、ますます熱の入った仕事場になっていきました。

花苗が安定して栽培できるようになってからは公園に花苗の提供と花壇の植え付けも行うようになりました。隣接する夢の島公園では新たに花壇を造ることもさせていただきました。花苗の提供・植栽をした公園には日比谷公園、上野公園・動物園、井の頭公園・動物園、深大寺植物園、水元公園、お台場公園、都庁一階エントランス、議会前花壇などがあり、花作りは素人の集団がよくやったものと今になって赤面しています。

このような活動の中で生まれてきたのが元気で見栄えの良い花苗栽培への意欲でした。

農園では希望者を募り花農家での研修を行いました。江戸川区、葛飾区に朝顔、シクラメンなどの専門農家を尋ね、売れる花の栽培の難しさ、苦勞を教えていただきました。また、商品の流通を知り、売れる品質を知るために太田市場、葛西市場、入谷朝顔市なども回り、避難という状況のなかで個人ではなかなかできない経験をさせていただきました。参加者は有意義な研修の日々を喜び、農園でも喜ばれる独自の製品をと考えドライフラワー、コケボール、溶岩鉢（島の溶岩を自然のまま鉢に加工し植物を植

栽した物）の製作を始め、後に全員参加の品評会を開催し外部専門家の審査を受けて席次も決め、年末の餅つき大会に合わせ村長、支庁長方のご好意による表彰式も行いました。今、三宅島に帰島してそれらの経験を生かす機会がない我が身を少し悔しく思っています。

感謝の花配布での遠出もありました。姉妹町村の長野県高遠町では高遠櫻祭りで観葉植物の鉢物の配布をしました。長野県内の新聞に大きく取り上げられ記事になりました。三宅の漁民がお世話になっている静岡県下田市には静岡国体にあわせて伺いました。ビーチバレーの会場になっていたため、入場行進で使用できるよう農園で作製したドライフラワーのブーケをお届けし、市民の皆様には観葉鉢物を配布しました。市長ご夫妻には1日付きっきりで対応していただいたことが良い思い出となっております。

大きな思い出には、平成15年4月30日、天皇、皇后両陛下のご来園があります。

園員は全員が出勤し緊張の中でその時を迎えました。御料車が農園にご到着になられた時は前日よりの雨が降り続いておりました。両陛下は傘を差されお立ちになりましたが、皇后陛下には雨の花壇で仕事をする園員のご心配をなされ「風邪を引かぬよう屋根下に」とやさしくお言葉を掛けていただきました。その雨もテント内で施設の説明を行っているうちに止み、両陛下が花壇にお入りになられた時には薄日が差してきたことには驚きました。

両陛下は花壇、ビニールハウス内で仕事をしていた園員全員、一人として欠けることなく、島での暮らし、被害の状態などを御下問なされ励まして下さいました。被災者をお見舞い下さるやさしいお気持ちが本当に心に響き感激もひとしおでした。

東京都による緊急雇用対策事業は平成16年3月末をもって終了しました。

「ゆめ農園」は三宅村による地場産業復興準備

対策事業として継続され、農園の作業そのものに変化はありませんが、生産物については販売することとなりました。いままで花苗を提供していた公園や団体、区役所等で購入していただき、農園でも区民・市民まつり等の会場、学校の文化祭会場、新宿駅構内、都庁都民広場などで直接販売を行いました。その結果、農園で独自に製作した溶岩鉢が一番の商品となり、ドライフラワー、観葉植物の鉢物が良く売れる商品でした。世間にはないものが売れ筋になる。わかっているようで園員一同初めて実感したことです。切花の販売も行いました。クルクマという南方系の花は生産者がほとんどいないようでいつも完売することができました。配布とは違う販売活動のなかでボランティア出勤をする園員も多くあり、園員それぞれが新しい感覚と商品知識、出店場所の良否などあらためて勉強した期間となりましたが、この三宅村による「ゆめ農園」は帰島が決定した平成16年12月末をもって閉園となりました。

「ゆめ農園」が園員全員の心の支えとなって存在していたことを信じ、東京都関係職員の方々、江東区役所・いこいの家の方々、夢の島近隣の方々、取材に見えられた新聞社・テレビ局の方々、ボランティア団体の方々、ご指導下さった園芸家・資材店の方々、一言の言葉を交わして下さったお一人おひとりに感謝し、避難生活の大きな支えにさせていただきましたことに御礼申し上げます。

噴火災害復旧工事における課題と教訓

三宅島建設業協会

平成12年6月26日、何の前触れもなく始まった三宅島雄山の火山活動は、火山噴火予知連絡会による噴火終息宣言発表後、予想に反して、群発地震の発生、日を追うごとに激しくなる噴火とそれに伴う大量の火山灰の噴出、さらに噴石や火砕流の発生等次第に活発化したため、全島民は平成12年9月上旬から平成17年2月上旬まで日本各地に避難しました。そのような困難な状況のなかで、噴火中は火山灰にまみれて、全島民避難後は、世界でも類例の無い大量で継続的に放出する火山性ガスのなか、神津島から船舶での通勤そして作業場と宿舎のみの限られたスペースでの復旧作業は、作業員にとって様々な面で大変厳しいものがありました。噴火災害復旧工事での経験が、少しでも何かのお役に立てるよう、課題と教訓の一部をお伝えしたいと思います。

まず、作業員の健康面での問題点として、火山性ガスや火山灰の吸引による影響、宿舎等の共同生活での感染、早出残業や休日出勤そして船舶での通勤に伴う疲労やストレス等があるかと思われまます。火山性ガスへの対応については、行政から強い指導もあり、二酸化硫黄脱硫効果の高いガスマスクを全員に支給し、「2PPM以上のガス発生時には、屋内避難又はガスマスクの着用、5PPM以上はガスマスク着用のうえ作業を中止して退避。」の指導を行いました。噴火直後の道路や道路周辺の火山灰の除去にあたっては、大量の粉塵のなかでの苦しい作業となりましたが、使い捨て式の防塵マスクが大変有効でした。作業員のガスマスクや防塵マスク着用に関しては、重さや息苦しさからか、徹底されなかった場面もあったようです。今後はガスマスクの改良と作業員の健康意識の更なる向上が必要かと思われまます。宿舎等での共同生活におい

ては、ウイルス性疾患、風邪、皮膚病、結核等の感染が心配されました。これらの予防策としては、年一度の健康診断、新規採用者へは三宅島入島前の健康診断実施とミーティング等で作業員の健康意識の向上を図りましたが、現地医療機関の診療や予防体制の更なる充実が必要かと思われました。早出残業等での疲労解消対策には、定期的な休日と併せて、月に一度、避難先の家族と過ごせる“リフレッシュ休暇”を実施しましたが、同じ作業内容でも疲労度に個人差があり、第三者は疎か本人にも十分は把握できない場合が多く、万全なものとは言えませんでした。また、家族と離れて、しかも、限られたスペースでの4年半の共同生活では、当然ながらストレスも大分溜まり、作業員は辛い思いをしたものと思われまます。ストレス解消対策としては、食事内容の改善、釣りや散歩等のリクレーション、マッサージ器設置等が実施されました。食事内容の改善については、手狭な厨房や施設での調理なので、どうしても、生鮮食品が不足して、冷凍食品、揚げ物が多くなってしまい、作業員の不満も聞こえました。そのため、平成16年からは注文により、カレーライスや麺類の提供も行いましたが、もう少し早い時期にメニューの内容を考慮すべきでした。釣りについては、指定された棧橋に監視員がついて実施されましたが、作業員は釣り上げたばかりの新鮮な魚が食べられ、大変好評のようでした。散歩については、やはり指定された場所と複数人数での行動という条件で実施されました。マッサージ器については、作業員の疲労解消に少しでも役立てるよう数台が設置されました。その他、疲労やストレスの発生原因としては、就寝時のイビキや物音等での寝不足がありましたが、限られた宿舍、限られた部屋数での共同生活でしたので、作業員は不自由な思いをしたものと思われまます。波の荒い三宅島周辺での船舶通勤は、個人差もあり、一概には言えませんが、一

部の作業員の体調には大分負担がかかったようです。早い時期での現地宿舍の確保もひとつの解決策かと思われまました。

次に、工事を履行するうえでの課題と教訓の一部をお伝えしたい思います。

まず、宿舍での各業社間の作業員宿泊者数の調整には非常に厳しいものがありましたが、発注者側の年間をとおしての更なる工事量の発注調整や宿舍の増設が適切な方法かと思われまました。神津島から1時間半以上もかかる船舶通勤では、時化での途中引き返しや工事途中での急な神津島への戻り等もあり、工事の採算性が低い場合も多々ありまました。また、作業員へのリフレッシュ休暇制度で掛かる諸費用や宿泊費等の一部支給、そして、特殊な状況下での工事の履行は、目に見えない様々な出費やロスが多く発生しまました。

最後にこの紙面をお借りして、厳しい作業環境のなか、家族や三宅島を守るために、一生懸命働いた作業員の人たち、そして、困難な状況下で、三宅島の災害復旧工事を円滑に、また、適切にご指導された行政の方々に深く感謝とお礼を申し上げます。

東京都 LP ガス協会の活動

東京都 LP ガス協会

平成 12 年の三宅島噴火災害は想像をはるかに超える大規模災害となりました。災害発生当初から当協会では、「三宅島噴火災害対策本部」を設置し、地元販売事業者及び関係諸機関と協力のもとに LP ガス設備の復旧に全面的に応援する体制で臨みました。

作業班の編成、具体的な復旧作業の手順等検討しましたが、火山性ガスの影響で全島民避難という事態になり、その時点では LP ガスの復旧作業には取り掛かれませんでした。

しかし、帰島に備えたライフラインの復旧作業が速やかにスタートしましたので、その作業所及び関係公共施設等に必要な LP ガスの供給にいち早く取り組みました。ただ、地元販売事業者も被災者であったこと、入島が制限されていたこと、三宅島と東京間の輸送問題、従来の設備が使用できるか否かの確認等課題が山積するなか果たして十分な供給ができるか心配でしたが、三宅村を始め関係者の協力でそれなりに対応することができました。

一方、帰島は長期にわたるため、帰島時に島民に安心して LP ガスを使用していただくことを目標に、島民住宅の LP ガス設備について被害実態調査を実施し、腐食調査については専門会社に依頼しました。その結果、やはり火山灰及び火山性ガスの影響による腐食、さらには自然磨耗、塩害等が加わりかなりの被害状況であることが判明し、特に屋外に設置された機器及び配管等の腐食被害が大きく島民の帰島時には大部分の設備を改善することが必要との結論になりました。また、避難時のまま放置状態にあった設備の調査状況から二次災害の恐れも心配されるため、容器及び LP ガスの回収等を行い安全を確保しつつ帰島準備をしてきました。

実際の帰島に際しては、LP ガスは分散型供給

が特徴ですので、何世帯の住民が帰島するのか、また個別にどれだけ設備についての打合せができ島民の希望に添える設備改善ができるのかが大変不安でしたが、三宅村の帰島計画によって順序よく帰島が行われたために、帰島予定者リストにない方の一時帰島などがあって一部混乱もありましたが大きな支障もなく速やかに設備改善ができ島民に対しそれなりの対応ができた実感しております。

なお、当協会は帰島に先立ち日常及び被災時における LP ガスに対する島民の率直な感じ、苦情、要望等についてアンケート調査を実施しました。その結果としては、噴火等の災害では「LP ガス容器に引火するのではないか」「配管の折損があるのではないか」日常では「容器交換時に情報が聞けるのでよい」など、マイナス、プラスイメージがそれぞれ浮き彫りとなり貴重な資料を得ることができ、特に日常の情報提供がいかに重要であるかということを感じました。

この度の災害対応については、当協会としてはこれまでにない経験でしたので数々の不備がありましたが、三宅村を始め関係行政、業界関係者のご協力によって精一杯対応することができました。いずれにせよ災害対応は、被災者、行政、関係業界がどれだけ一体感を醸成できるかが大きなポイントになるということをもっと実感しました。三宅島の一日も早い完全復興をお祈りいたします。

三宅島噴火災害における東京電力株式会社 の電気事業の取り組み

東京電力株式会社

約 20 年ごとに噴火を繰り返す三宅島の中央にそびえている雄山が、今回も噴火被害をもたらしました、電気事業の取り組みについて今日までの流れと復旧をまとめました。

1 予兆と事前対策（平成 12 年 6 月 26 日から平成 12 年 6 月 30 日）

平成 12 年 6 月 26 日、噴火兆候のニュースとともに、都区内から社員を応援のため三宅島へ派遣し、後日、協力会社作業員を緊急物資とともにヘリコプターにて現地に投入し、群発地震が続くなか、三宅村から要請があった、住民避難施設や道路復旧箇所への仮設電源確保工事を行った。発電所においても社員による発電・燃料設備の巡視を強化した。

2 噴火災害（平成 12 年 7 月 1 日から平成 12 年 9 月 4 日）

噴火活動の活発化により火山灰の降灰が続き、発電所では、過給機のフィルターを通して火山灰が吸い込まれ発電機が停止する恐れがあるため、24 時間体制でフィルター清掃・取替えを行うとともに、建物吸気口にフィルターを設置する対策を実施した。火山灰が配電設備へ付着する被害があり、復旧とともに巡視の強化と礎子の洗浄等の対策を実施した。

また、降雨による泥流により配電線を寸断される被害による電圧降下が発生し、改善のため移動用発電設備を都区内から輸送した。配電線事故捜査中に泥流が発生し、トラック 1 台が泥流に吞まれ使用不能となる災害が発生しているが、作業員は、安全な場所へ避難し人身災害となることはなかった。晴天にもかかわらず発生した泥流であり、自然災害の怖さを知ることとなった。

3 全島避難（平成 12 年 9 月 5 日から平成 12 年 10 月 6 日）

三宅島現地災害対策本部が東海汽船㈱『かとれあ丸』の船内に移され、当社職員も同船に宿泊（ホテルシップ）し災害復旧対応を行っていたが、平成 12 年 9 月 26 日の火山ガス発生で全員が島外へ避難した。発電機を停止しての避難のため全島停電となった。

4 避難継続中の対応（平成 12 年 10 月 7 日から平成 13 年 9 月 30 日）

三宅島での滞在が困難のため、神津島に三宅島仮事務所を設置し、渡島による発電機の点検・補修、配電設備の点検・仮復旧作業を行った。復旧作業が進むなか、24 時間送電の要請を受け、当社初の島嶼発電所の無人遠方監視制御化による 24 時間送電を実施した。

平成 13 年 8 月には、発電所建屋のクリーンルーム化（脱硫装置設置等）の対策が完了し、発電所員が現地常駐する体制による 24 時間送電を再開した。島内での復旧体制が強化されるにしたがって増加する電力需要に対応することが可能となった。

5 帰島開始（平成 13 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 30 日）

三宅支庁現地対策本部主査による、関係機関代表者会議が定期的開催されるようになり、対策本部をはじめ各機関の情報が得られ円滑な復旧作業を続けることができた。

平成 14 年 2 月より、日帰り帰宅事業の開始に向け、各戸への電力供給用の設備巡視を行い、同年 11 月に一時帰島したお客さま宅に取り付けた仮設分電盤への供給を開始した。

平成 16 年 7 月、三宅村平野村長より発表された避難指示解除予告を受け、同年 10 月より一時帰宅したお客さま宅を訪問し安全点検を行い、同年 11 月からは災害復旧員の住居用とし

での電気供給開始に伴うお客さま設備の安全点検を行い送電した。

平成 17 年 1 月 17 日、当社三宅島事務所は 2 月に予定されている避難指示解除に先立ち、三宅島に職員を戻し現地事務所を再開した。

6 本格帰島（平成 17 年 4 月 1 日から）

平成 17 年 4 月に学校が再開し、5 月には観光客の受け入れも開始された。当社としては 8 月に非常災害体制を解除し、一時的に増員していた職員を被災前と同数に戻し業務に当たっている。

7 教訓と反省

・安全第一を優先した作業の実施

発電所では火山灰が降灰すると、目詰まりを防ぐため掃除機により過給機フィルターを清掃したが、清掃してもすぐにまた詰まってしまう、延々と作業を続けるという発電所の職員にとっては過酷な状況となった。

降灰後の降雨時に発生する泥流対策については、火山灰に覆われた道路でも走行できる 4 輪駆動車を使用し、強力なワイパーを取り付け、装着するタイヤなどにも工夫をした。また、島内一円で活動する作業員を泥流から守るため、降雨時の連絡体制強化を行った。

・情報連絡手段の確保

火山ガス噴出によるガス検知器や警報機、ガスマスクの携帯義務化をするなど、現地作業員への安全対策を実施していくなかで、通信手段の確保が重要であった。職員が単独で泊まった大久保浜にある発電所では、外部からの情報を無線、電話に頼るしかなく、電力供給の使命を感じる一方、孤独感からくる不安があった。

島内の各所で電柱が倒壊し、通信ケーブルが切断され当社無線機の利用範囲が限られたなか、行政機関から借用した携帯無線機は通信状態が良く、ほとんどのエリアで利用でき役にたった。

今回の災害では通信設備の停止によって社内通信回線が確保できなくなり、非常災害時の電力保安回線の確保については、衛星通信車載局が最も効果的と認識した。

8 今後の対応

三宅島では帰島は叶ったものの火山活動は収束に至っておらず、現在も火山ガスの噴出があり、局所的ではあるが高濃度の二酸化硫黄が観測されている。

当社では、安全面での取組みとして火山ガス・大雨警報注意報発令時ならびに立入規制区域での作業について、三宅村の条例より厳しい社内安全行動基準を定め、職員ならびに作業員の安全確保を図っている。

設備面では定期的な巡視の結果発見された不具合箇所の改修に加え、火山ガスの影響による部材の腐食劣化状況を調査するためのパイロット試験を行うなど健全性の維持に努め、電力の安定供給に取り組んでいる。

9 最後に

噴火や地震といった自然災害は、発生する時期や期間の予測が困難な事象であり、対応に必要な人員や物資を事前に配置する対策を取れないため、発生と同時に現地状況の把握と対策を即時に判断することが望まれる。また、行政機関との密な情報交換も必要不可欠である。火山ガス噴出が続くなか、各防災機関より脱硫装置が求められたが、発電所に優先して設置できたことについて行政機関の協力に感謝いたします。

東日本電信電話株式会社 東京支店の活動

東日本電信電話株式会社

1 噴火の恐れに伴う通信確保に向けて

平成 12 年 6 月 26 日、午後 7 時 30 分気象庁の「三宅島噴火の恐れ」の発表により、住民に避難勧告が発令された。これに伴い避難が開始された各避難所に住民の緊急連絡及び安否連絡用として特設公衆電話（無料）の設置作業を開始し、翌朝午前 7 時までには避難所 5 ヶ所と NTT 三宅営業所に 22 回線の特設公衆電話の設置を完了した。また、特設公衆電話の設置とともに災害用伝言ダイヤル「171」の運用を同日午後 10 時 20 分より開始した。

さらに、6 月 27 日には三宅島の通信確保のため、NTT グループで保有している通信衛星を利用した災害対策機器（衛星携帯電話・ポータブル衛星装置・デジタル衛星車載車）を東京より自衛隊のヘリコプターにて緊急輸送し、通信確保の準備を実施した。

2 火山予知連からの火山活動終息発表から三宅島噴火へ

6 月 29 日に火山予知連の「三宅島に影響を及ぼす噴火の可能性はほとんどなくなった」との発表を受けて、避難勧告は解除となり、6 月 30 日には東京都が災害対策本部を廃止したことから、NTT グループも情報連絡体制を縮小し、特設公衆電話を随時撤去した。

しかし、7 月 1 日に神津島で「震度 6 弱」、新島で「震度 5 弱」の地震が発生してから以降、9 月 11 日までに「震度 5 弱」以上の地震を 25 回記録し、神津島、新島では、これらの地震による崖崩れにより屋外の通信設備に被害が発生した。

三宅島では大きな地震も発生せず、マグマは西方海域に移動し噴火の危険性はなくなったと

思われたが、7 月 6 日雄山山頂より噴煙が出始め、7 月 14 日の噴火では上空 1,500m に達する噴煙を上げ、島北東部に大量の火山灰を積もらせた。この大量に積もった火山灰により、7 月 26 日の梅雨末期の大雨で泥流が発生し、島北東部の三七山付近で屋外の通信設備が被災した。

3 大噴火そして全島避難指示

8 月に入っても噴火活動は終息せず、8 月 10 日に噴火（噴煙：8,000m）、8 月 18 日には、最大規模の噴火（噴煙：1 万 4,000m）が発生した。この噴火により、三宅島噴火史上初めて全島に火山灰が降り積もったが、幸いにもこの噴火による通信設備への被害は発生しなかった。8 月 29 日には、低温の火砕流を伴った噴火が発生し、東京都は再び災害対策本部を設置した。

9 月 1 日には三宅島での関連機関緊急会議が開催され、NTT グループも会議への参加要請があり、市ヶ谷駐屯地から自衛隊のヘリコプターで三宅島に向かい会議に参加した。三宅村は、「行政機関及びライフライン関係機関を除く全島民避難」を決定、9 月 2 日に島外避難指示を発令し、9 月 4 日までに全島民の島外避難が完了した。

その後、東京都が現地災害対策本部をホテルシップ「かとれあ丸」に設置したことから、NTT グループも同様に「かとれあ丸」に拠点を移し、三宅島の通信確保に携わった。

また、三宅島から避難した住民に対して、「国立オリンピック青少年総合センター」、「東京都職員共済組合生浜運動場」及び「東京都立秋川高校」に緊急連絡用と安否連絡用に特設公衆電話（無料）を設置し、運用開始した。

4 三宅島全島停電による周辺 4 島の通信確保に向けて

NTT グループは、三宅島の通信確保のため、ホテルシップ「かとれあ丸」での生活を続けていたが、9 月 5 日の天候悪化で東京電力の商用

電源停止が決定され、ついに三宅島全島の商用電源が午前 9 時 30 分に停止になった。

この停電で三宅島の通信設備が停止した場合、三宅島を中継の拠点とする周辺 4 島（八丈島・神津島・御蔵島・青ヶ島）への通信サービスに影響が出ることから、NTT グループは、同日午後 1 時に「三宅島雄山火山活動に伴う災害対策本部」を設置し、三宅島の各 NTT のビルを停電させないように、NTT のビルに設置されている非常用発電機またはバッテリーによる電力の確保が始まった。

その後 4 ヶ月間に及ぶ非常用発電機への燃料補給と潤滑油交換の戦いが始まり、12 月末まで燃料給油 35 回、潤滑油取替え回数 30 回を行った。

また、給油のための三宅島入島を極力減らし、長時間の運転が可能なように 4,000 リッターのタンクローリーを東京から輸送し、三宅の NTT のビルの非常用発電機の燃料タンクに直接接続するという工夫を凝らした。

9 月 12 日には、東京都から三宅島を中継の拠点としている周辺 4 島（八丈島・神津島・御蔵島・青ヶ島）への通信サービスに影響がでないよう通信確保に向けた措置要請があったことから、以下の措置（表 3.10）を実施した。

11 月 16 日の御蔵島の措置完了をもって、三宅島各 NTT ビルの停電による周辺 4 島の通信サービスへの影響はなくなり、東京都からの通信確保要請を完了した。

周辺 4 島	通信確保に向けた措置	措置実施日
八丈島 青ヶ島	三宅島の通信設備を中継しないように、本土からの海底光ケーブルを八丈島へ向かう海底ケーブルに三宅島の入り口で直結した	10 月 17 日
神津島	災害対策機器(小容量デジタル無線方式)により、新たな無線ルートを作成した	10 月 31 日
御蔵島	災害対策機器(デジタル衛星車載機)を設置し、衛星ルートを作成した	11 月 16 日

5 坪田地区の通信確保に向けて

9 月 7 日、恐れていた泥流による屋外の通信ケーブルへの損傷が発生し、坪田地区（三宅村役場）エリアが通信不能となった。NTT グル-

ープは、通信確保のため 9 月 12 日から設備復旧作業員が現地入りし、被災箇所を迂回する方法で通信ケーブルを 1.1km 敷設し、9 月 16 日に坪田地区の通信確保を行った。

6 非常用発電機のエンジン停止に伴う通信確保について

非常用発電機については、累計運転時間 3,000 時間以内（表 3.11）に一旦エンジンを停止させ、主要部品等の交換及び整備を行わなくてはならないことから、平成 12 年 12 月 27 日に「エンジン停止」すなわち島内の通信サービスの停止を行い、主要部品等の交換及び整備を実施した。

表 エンジン累計運転時間

ビル名	累積運転時間
三宅ビル	2,449 時間
阿古ビル	2,585 時間
小手倉ビル	2,613 時間

7 東京都及び伊豆諸島地震災害地域に義援金を贈呈

平成 12 年 12 月 5 日、NTT グループでは三宅島噴火活動ならびに伊豆諸島地震活動により被災された島々に対する支援活動として、東京都副知事に義援金を贈呈した。また、被災地となった三宅村、新島村、神津島村、御蔵島相にも直接義援金を贈呈した。

8 住民の一時帰島開始と通信設備の点検

平成 13 年 7 月から「日帰り」の条件付で住民の一時帰島が開始されたことに伴い、NTT グループは、東京都の災害復旧による砂防工事、道路工事 16 ヶ所について、迅速な工事ができるよう電柱等の移設工事を始め、防災関係者が利用するクリーンハウス、旅館・民宿への電話の開通工事を行った。

その後も三宅島復旧・復興に携わる行政・ライフライン機関・噴火観測機関等の重要通信回

線及び島民の帰島に向けた各家庭への回線を確保するため、NTTグループは三宅島に常駐し、高濃度ガスの中、常時ガスマスクを着用し、4年間で延べ20,000人もの技術者で通信設備を確保した。また、通信設備の復旧に備え、電柱、通信ケーブル、各ビルの交換機、伝送装置等の設備点検調査を行い平成15年7月までに完了した。設備点検結果は、ほとんどが火山ガス及び塩害の影響による腐食であった。

表 設備点検調査結果

設 備	引込線 (条)	保安器 (個)	電 柱 (本)	通信ケーブル (km)
不良数 (主に腐食)	850	450	220	30

9 本格帰島に向けて

平成17年2月からの帰島に向けてNTTグループは、平成16年9月3日に「三宅島現地復興対策本部」及び「三宅島現地復興班」を確立し、通信設備の本格復旧に向け体制を強化した。

復旧工事にあたっては、火山ガスが継続発生しているなか、復旧作業員の安全確保を図りつつ、帰島する島民の通信設備の復旧を優先させることを基本方針とした。

復旧工事は、第一期・第二期工事に分けて実施した。第一期工事は、平成16年10月15日から平成17年2月の帰島に合わせ、幹線ルートで不良度が著しい電柱、通信ケーブル、引込線等の通信設備の取替えを行った。また、第二期工事は、平成17年2月18日から、支線ルートで不良度が著しい電柱、通信ケーブル、引込線等の通信設備の取替えを行い、6月30日に完了した。これらの帰島に向けた事前復旧工事により、帰島した住民に対する通信サービスを遅滞なく確保した。

表 通信設備の復旧工事状況

設 備	引込線 (条)	保安器 (個)	電 柱 (本)	マンホール補修 (ヶ所)	通信ケーブル (km)
取替数	1,060	513	380	27	26.8

10 「三宅島雄山火山活動に伴う災害対策本部」等の解除について

平成17年2月1日から、帰島した住民への通信サービスの提供が可能となったことから、NTTグループは、同年6月20日「三宅島雄山火山活動に伴う災害対策本部」及び「三宅島現地復興対策本部」を解除した。

しかし、火山ガスによる通信設備（主に電柱、電柱へ装着している金物類、通信ケーブル）への影響が継続発生していることから、現在でも短い周期で定期点検を行い、計画的に通信設備の取替えを実施している。

三宅島の噴火災害と NTT ドコモの活動

株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ

昭和 58 年以来の火山活動となる「緊急火山情報」が平成 12 年 6 月 26 日が気象庁から発表されると、直ちに本社に情報連絡室が設置され多摩支店他関係機関との情報の一元化を図った。

平成 12 年 6 月 27 日

ドコモ多摩支店社員 2 名が、衛星携帯電話 11 台を、三宅島災害対策本部に貸出しのため、三宅島に向かい、都現地災害対策本部へ貸出しを行った。

6 月 28 日

神着避難所付近の通話サービス確保のために移動無線基地局車 1 台設置及び携帯電話充電器を NTT 三宅営業所に設置した。

6 月 30 日

安全宣言発表に伴い移動無線基地局車を撤収した。

坪田局・三池局・小手倉局共設備に被災は発生していない。

7 月 8 日

雄山噴火

7 月 14 日

都の災害対策本部設置に伴い情報連絡室設置、衛星携帯電話を三宅村役場 10 台、自衛隊 13 台貸し出し

7 月 15 日

NTT 通信設備被災により、新島「若郷局」通信サービス停止となるが、住民避難地区でありサービスに影響はでなかった。

8 月 17 日

NTT 通信設備回復により、新島「若郷局」サービス再開

9 月 4 日

	貸出先機関	貸出電話機		
		衛星携帯電話	衛星船舶電話	携帯電話
島関係	三宅島	10 台		
	八丈島	12 台		
	神津島	5 台		
	御蔵島	7 台		
対策関係	海上自衛隊	2 台		
	陸上自衛隊	11 台		20 台
	かとれあ丸 (国土庁・気象庁・東京都・NTT)		9 台	
	貸出総数(延べ)	47 台	9 台	20 台

9 月 7 日

阿古・坪田地区への泥流により NTT 通信設備が被災し三宅島 3 基地局のうち小手倉局を除く「坪田局」「三池局」がサービス停止となる。

9 月 14 日

NTT 通信設備の復旧により通信サービスが回復する。

9 月 16 日

台風 17 号接近に伴う全島停電により、17 日「三池局」21 日「坪田局」がサービス停止となり、同時に御蔵島もサービス停止となる。

10 月 25 日

御蔵島について小手倉局でのエリアカバーにより通信を確保した。

10 月 26 日

衛星 (VSAT) を利用して三宅島の基地局に依存しない SS 臨時御蔵島を NTT ビルに設置(12 月 28 日 SS 三宅小手倉局サービス休止)、平成 13 年 3 月 23 日には農協ビルへ移設、SS 臨時新御蔵島と改称してエリア拡大を図り御蔵島の通信を確保した。

平成 13 年 6 月 30 日

東京都の本格復興作業計画に伴い、神着の三宅支庁周辺通信を確保するため移動無線基地局車を設置しサービスを確保した。

9 月 28 日

「神着局」運用開始により移動無線基地局車は撤収した。

平成 15 年 4 月 11 日

坪田港局サービス開始・神着局の設備増設。
平成 17 年 9 月からは mova に加え FOMA サービスを開始、噴火前は 3 基地局であったが、5 基地局となった。

教訓

重要通信の確保

迅速な災害復旧活動を行うためには、行政機関、災害救助機関（警察、消防等）、災害復旧機関（ライフライン等）といった重要機関の通信を優先的に復旧させること。

被災基地局の把握と復旧方法の選定

被災基地局把握のための多面的な情報ルートを構築すること。情報及び指示の統一化を行うこと。お客様への影響度を考慮した設備救済の優先順位を決めること。被災状況を想定した復旧方法を確立すること。

ライフライン等の被害情報の迅速な収集

商用電源の被害状況の把握、道路交通の被災状況の把握等、関係機関との情報連絡体制及び連絡先、情報収集方法は事前に把握し、整理しておかなければならない。

復旧作業時に必要な申請書類の窓口一本化

被災設備が立入禁止エリアにあるケースも十分に考えられるが、エリア内に入って作業する場合は、必ず自治体等の防災機関に立入許可等の申請書類が必要となるため、災害対策本部で窓口を一本化し、指揮命令系統の統一を行うこと。

東海汽船株式会社の活動「平成 12 年三宅島噴火災害」

東海汽船株式会社

平成 12 年 6 月 26 日

19:33 三宅島にて、近く、噴火の恐れがあるとして、気象庁が緊急火山情報を発表した。当社も、この情報とともに、災害対策本部を本社内に設置した。

19:35 東海汽船災害対策本部を設置した旨、東京都災害対策本部に報告する。同時に「かめりあ丸」に出港準備の上待機指示。

21:10 阿古地区住民に避難勧告発令。21:39 坪田地区住民に避難勧告発令。

22:11「かめりあ丸」を三宅島に派遣のため、清水満タンにし、竹芝栈橋を出港。

22:55 東京都災害対策本部より、消防庁職員を三宅島に派遣したいとのことで、貨客船の要請が入る。検討の結果、伊豆諸島開発(株)貨客船「ゆり丸」を待機。

6 月 27 日

00:10 待機中の貨客船「ゆり丸」待機解除。（東京都災害対策本部より）

00:15 東京都は災害対策本部を設置。

04:14「かめりあ丸」三宅島三池港沖着、待機。

06:24 東京都災害対策本部に「かめりあ丸」三池港沖に 4:14 より待機中である旨、報告。

6 月 28 日

21:40 東京都災害対策本部計画課より、「かめりあ丸」の今後について問い合わせがある。「今すぐ引き上げる考えはない。緊急事態が発生すれば、優先し、協力できる体制でいる。」と回答。

6月29日

16:00 三池、坪田地区避難勧告解除。

19:33 「かめりあ丸」を6/30 14:00まで待機させ、特別なことがない限り、竹芝へ引き上げる旨、(三宅村長と共議)東京都災害対策本部へ連絡。

19:50 阿古、伊ヶ谷地区避難勧告解除。

19:15 三宅島観光協会より、島民は各所に避難中につき、一般客の渡島規制をするように連絡があった。

一般客に対し、渡島規制を案内。

定期船「すとれちあ丸」は、噴煙の影響で、条件付出港(三宅島へ向け出港はするが、現地の状況により、途中で欠航になる場合がある。)で竹芝を出る。

6月30日

12:00 「かめりあ丸」三宅島三池港沖を出発。

(竹芝棧橋へ引き上げ)

16:00 東京都災害対策本部解散。

18:13 「かめりあ丸」竹芝棧橋着。

8月19日

04:30 各所に避難中の当社三宅島支店の社員、全員出社。

05:53 条件付で出港した、定期船「すとれちあ丸」三宅島阿古に入港。

この後、しばらくは一般客に対し、渡島規制を案内

7月8日

18:41 三宅島雄山が噴火。噴煙と、降灰が確認される。

19:14 竹芝停泊中の「かめりあ丸」待機命令を出す。

21:00 当分の間、本社内の宿直(2名)・休日の当直(2名)を決定。

8月29日

04:35 雄山噴火

08:50 東京都応急対策課より、雄山噴火につき、定期船「すとれちあ丸」上り便(東京行)を三宅島において、1~2時間待機の可否、または、「かめりあ丸」の三宅島沖合い待機の可否の問い合わせがある。

09:30 定期船「すとれちあ丸」の三宅島待機は1時間、「かめりあ丸」の三宅島沖待機について可能と回答。但し「かめりあ丸」は三宅島沖到着が、17:00~30頃の到着となり、その後、1~2日間の待機可能と回答。

7月14日

04:14 三宅島雄山、噴煙確認される。

15:50 三宅島雄山、再度噴火。噴石も確認される。

16:40 噴火による降灰がひどく、風下の神着地区の島下、下馬野尾地区住民に避難勧告。

10:30 東京都応急対策課より、定期船「すとれちあ丸」の三宅島での1時間待機の要請がある。当社は八丈島から乗船される乗船客に、協力いただくよう案内。「かめりあ丸」の要請は現時点ではなし。

7月17日

09:00 三宅島神着地区の島下・下馬野尾地区住民41世帯86名に避難勧告解除。

8月18日

17:00 雄山にて最大規模の噴火(噴煙)。火山灰の他、小石3cm程も確認。神着、坪田、伊ヶ谷地区避難勧告。

当社三宅島支店の社員は全員、各所に避難。

12:40 東京都災害対策本部より、定期船「すとれちあ丸」竹芝到着後、そのままホテルシップが可能かという問い合わせ。

今晚出港の定期船の乗船客を「かめりあ丸」に振り返れば可能。

ホテルシップは最大 600 名ほど可能。

14:45 都災害対策本部より、「すとれちあ丸」のホテルシップの正式な要請がある。

15:50 当社は、熱海航路就航中の「かとれあ丸」を出港できるように自主待機を決める。

21:25「すとれちあ丸」竹芝到着。小、中、高生はそのまま竹芝係留のまま、ホテルシップ。

8月30日

13:15 三宅島全島民に避難指示。(各学校、公民館など)

当社三宅島支店の社員は支店事務所につめて、宿泊。

警視庁からの、「特殊耐熱着」を今晚の定期船で、コンテナ輸送。

青山副知事、建設局長ご一行が定期船で、三宅島へ。

雨による泥流被害のおそれのため、島全域に避難勧告。島民 800 名は小中学校に避難。都道は全区間通行止め。但し客船入港時は、一部区間で解除。

当社支店社員は、支店事務所にて待機。

9月1日

防災関係、ライフライン関係者以外の島民に対し、3日以内に、島外避難する方針を決定。

12:15 都災害対策本部より問い合わせ。

定期船「すとれちあ丸」に、現在残っている島民約 1,500 名、1回で乗船可能か。

「すとれちあ丸」定員 1,942 名に付き、八丈島からの乗船客をプラスしても、可能。

13:15 都災害対策本部から以下のような要請があった。

- ・9/1以降当分の間、「かめりあ丸」を竹芝にてホテルシップとして供給する。

- ・9/4以降「かとれあ丸」を三宅島にホテルシップ、緊急避難用として現地停泊させる。

- ・避難村民に対する運賃請求。

三宅村が避難指示を行った以降は、三宅村が負担。以前については利用者負担とする。

- ・島民がすべて避難し、乗降者がいなくなっても、定期航路は確保のこと。

19:00 警視庁の警戒車 2 台を、伊豆七島海運の貨物船「日祥丸」に積み込む。

9月2日

04:26 東京からの定期船、三宅島着。244 名下船。(一時避難した島民が長期避難準備のため戻ったと思われる。)

島民避難第一陣として、414 名乗船。

21:10 竹芝着。到着後、ホテルシップ用に用意した「さるびあ丸」をホテルシップとして開放。利用者は 103 名。

本日より 9/7 までホテルシップとして「さるびあ丸」を提供。

9月3日

14:50 三宅島発定期船「すとれちあ丸」避難島民 584 名乗船。

「すとれちあ丸」竹芝到着時、副知事が出迎え。

「すとれちあ丸」竹芝着後、284 名がホテルシップへ(「さるびあ丸」)

9月4日

9:54「かとれあ丸」竹芝より、三宅島にむけ回航。(三宅島でのホテルシップ)

三宅島からの乗船客、避難者 419 名。

16:45 ホテルシップ用「かとれあ丸」三宅島着。

16:50 ~ 18:45「かとれあ丸」船内にて連絡会議。村長、副知事他 50 名
議題：ホテルシップ利用時間の確認。防災関係の注意事項。緊急時の連絡体制。部屋割り。

この後、ホテルシップ「かとれあ丸」は神津島を基点とする。東京からの定期船「すとれちあ丸」を神津島へ臨時寄港させ、災対関係者、ライフライン関係者はこの便を利用し、交代などを行った。

9月5日

14:42 三宅島発、避難者 77 名乗船。
「かとれあ丸」をしばらくの間、三宅島にてホテルシップとして提供。船内に「東京都三宅島現地災害対策本部」を移設した。また、船内で、朝食・昼食・夕食を提供する。このホテルシップを拠点とし、ライフラインの維持なども行った。

9月29日

災害対策本部より、ホテルシップ「かとれあ丸」10月5日に終了し、神津島島内に災害対策本部を移設予定との連絡があった。

9月8日

三宅島の郵便物を島内の坪田局内で行っていたが、泥流の関係で、仕分け作業などを、ホテルシップの「かとれあ丸」船内で行うこととなり、船内郵便局となる。

10月5日

三宅、八丈島航路定期船「すとれちあ丸」の神津島臨時寄港は、本日の東京発が最終となる。

当社の宿直(2名)、休日の当直(2名)を打ち切る。

9月16日

台風17号の接近に伴い、ホテルシップの「かとれあ丸」は、一時、災対関係者、ライフライン関係者を乗せ、東京へ避難する。

10月6日

本日より三宅島への渡島は、漁船などの船舶で行う。

9月19日

24:00 台風の影響で竹芝に避難中の、ホテルシップ「かとれあ丸」三宅島に向け出港。(9:10 三宅島着)
この後も、悪天候、有毒ガスの発生などの影響で、たびたび、他の島へ避難することとなる。

平成13年

1月6日

当社関連会社伊豆諸島開発(株)の客船「えびね丸」をチャーターし、災害対策本部設置の神津島、三宅島間を就航させる。

9月21日

三宅島、有毒ガスのため、ホテルシップ「かとれあ丸」神津島へ移動。

7月11日

泥流等被災家屋対象者一時帰宅を当社船舶「はまゆう丸」にて実施。

21:00 竹芝発、7/12 6:00 三宅島着 12:15 三宅島発 20:15 竹芝着の行程で実施。

7月12日

泥流等被災家屋対象者一時帰宅第2回目出発。当社「はまゆう丸」にて。行程は1回目と同様。

平成 15 年

1 月 6 日

この日より、定期船が週 3 日三宅島に寄港を開始する。

平成 16 年

10 月 1 日

この日より、定期船が毎日三宅島に寄港を開始する。

平成 17 年

2 月 1 日

避難指示解除

帰島 1 周年記念で感謝状を贈呈した方

五十音順 敬称略

- 豊(株)
アジア航測(株)
梅田電気設備工業(株)
(株)大林組
オリエンタル工業(株)
(株)オリバー建設
開発電子技術(株)
基礎地盤コンサルタンツ(株)
(株)キタック
五洋建設(株)
三和電設(株)
清水建設(株)
信号器材(株)
新菱冷熱工業(株)
(株)銭高組
ソニーコミュニケーションネットワーク(株)
大成建設(株)
東亜建設工業(株)
戸田建設(株)
日本無線(株)
(株)復権技術コンサルタント
北炭化成工業(株)
(株)丸川建築設計事務所
御蔵建設(株)
宮川興業(株)
りんかい日産建設(株)
(財)林業土木コンサルタンツ
RBA インターナショナル
(社福)あきる野市社会福祉協議会
あきる野市小中学校 PTA 連合会
あきる野青年会議所
(社福)足立区社会福祉協議会
NPO 法人 新しいホームをつくる会
(株)アップフロントエージェンシー
生田建設(株)
伊豆大島漁業協同組合波浮支所
伊豆諸島開発(株)
磯 武福
(株)五木プロモーション
イトーヨーカ堂食品事業部
(社福)稲城市社会福祉協議会
井上 由香
入間太鼓セッション実行委員会
浮間さくら荘在宅介護支援センター
(株)薄井商店
海のシンフォニーファミリーコンサート事務局
雲仙集会実行委員会
エアーニッポン(株)
(株)エーケー流通企画
江川 雅彦
エクセル航空(株)
エステー化学(株)
(社福)江戸川区社会福祉協議会
江戸川区熟年人材センター
江戸川女子高等学校
NHK 首都圏放送センター
(株)NTT-ME わくわくステーション販売本部
(株)NTT データ
NTT ドコモ ニューヨーク・シンフォニック・アンサンブルコンサート事務局
(株)NTT ドコモ多摩支店
NTT 東日本(株)東京支社
NTT 労働組合 ME 支部
NPO 法人 NPO 日本ウェルネット
青梅信用金庫秋川支店
大江戸文化振興ネットワーク
(社福)大田区社会福祉協議会
OWS 日本事務局
大町市観光ガイドボランティア

大町市社会福祉協議会
 大町市立山岳博物館
 奥住仁志
 小郷産業(株)営業部
 小畑 憲司
 (株)オフィス・イレブン
 オフィス滝沢「座・時代劇」
 オフィス友
 オリパス(株)
 (株)カーポイントホールディングス
 ガイ氏即興人形劇場
 鹿島建設(株)
 鹿島槍少年スキースクール・ジュニアチーム
 (社福)葛飾区社会福祉協議会
 神奈川県立中央農業高校フラワーデザイン部
 (社福)鶴川市社会福祉協議会
 河崎義祐
 (財)川島町高齢者事業団
 玩具福祉学会
 関東住設(株)
 NPO 法人 危機管理対策機構
 (株)北アルプス交通
 北区赤羽福祉サービス事務所
 北区赤羽保健センター
 (社福)北区社会福祉協議会
 北区シルバー人材センター
 北区選挙管理委員会
 北区地域情報化推進協議会
 北区立桐ヶ丘郷小学校
 北区立デイホーム桐ヶ丘
 北島音楽事務所
 木下サーカス
 共同作業所全国連絡会
 (社福)国立市社会福祉協議会
 国立市シルバー人材センター
 グリーンバレーガーデン
 慶応義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室
 警視庁音楽隊
 警視庁警備部災害対策課
 芸能福島県人会東京事務局
 劇団「あとむ」
 劇団東俳
 劇団ふるさとキャラバン
 (株)鴻池組東京本店
 (社福)江東区社会福祉協議会
 神戸市子ども会連合会
 神戸市立塩屋中学校

神戸 21 世紀復興記念コンサート実行委員会
 興和(株)電機光学事業部
 小金井・三宅島友好協会事務局
 後閑 一博
 国営昭和記念公園
 国際空手道連盟 極真会館
 国際ボランティア学生協会
 (財)鼓童文化財団
 小林 健
 五味 英久
 コンバックコンピューター(株)人事統轄本部ビジネスサポート部
 最強プラネタリウム
 斎藤季彦
 彩の国 21 世紀記念事業室
 (株)サスケ
 佐渡島海洋自然学校実行委員会
 NPO 法人 さをりひろば
 (株)三愛葬祭
 サンアルピナ鹿島槍スキー場
 サンシャイン 60 カウントダウンイルミネーション実行委員会
 サンシャイン水族館
 (有)サンハート 介楽工房
 (株)シーマラボラトリー
 JHP 学校をつくる会
 JA いぶすき
 自衛隊音楽まつり担当
 塩の道博物館
 (株)重松製作所
 静岡カヌークラブ
 NPO 法人 静岡県教育フォーラム
 自治労東京都庁職員労働組合
 自治労八王子市職員組合
 (財)自転車産業振興協会
 (株)柴田屋
 渋谷・鹿児島おはら祭大会運営委員会
 島原市役所
 下田温泉組合
 下田市漁業協同組合
 (株)社会安全研究所
 (株)ジャパン・アーツ
 ジャパン・トータルサービス(株)
 首都大学東京荒川キャンパス
 首都大学東京日野キャンパス
 首都大学東京南大沢キャンパス
 圧交サービス(株)
 信州松崎和紙工業(有)
 新宿コマ劇場

翠紅会
 静観荘
 精神障害者作業所「すずらん」
 宗教法人 善光寺
 全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合
 全国建設労働組合総連合東京都連合会
 全国商工会女性部連合会
 全国商工会青年部連合会
 全国商工会連合会
 全国シルバー人材センター
 (財)全国精神障害者家族会連合会
 全国農業協同組合中央会
 全国老人クラブ連合会
 創価大学
 大王わさび農場
 ダイハツ東京販売(株)
 大和証券グループ 社会貢献室
 たかはしべん音楽事務所
 (株)窪塚クリエイティブアーツ
 立川市選挙管理委員会
 (財)立川市地域文化振興財団
 多摩市シルバー人材センター
 (財)多摩市文化振興財団
 多摩都市モノレール(株)
 多摩ヤクルト販売(株)
 多摩六都科学館
 中央農業改良普及センター
 中央理化工業(株)
 中外製薬(株)本社
 筑波大学大学院生命環境科学研究科
 帝国劇場
 テクノバードジャパン(株)
 テレビ東京ミュージック
 東海汽船(株)
 東京秋川ロータリークラブ
 東京 MX テレビ
 東京音協
 東京海上保安部
 東京葛飾中央ロータリークラブ
 (財)東京港埠頭公社公園事業部管理課
 東京国際アニメフェア実行委員会
 東京災害ボランティアネットワーク
 東京サマーランド
 (財)東京しごと財団
 東京自治体労働組合総連合
 東京七島新聞社
 東京市町村総合事務組合
 東京城南ロータリークラブ事務局
 東京消防庁
 東京大学大学院農学生命科学研究科
 東京電力(株)銀座支店
 東京電力(株)東京支店
 東京島しょ農業協同組合八丈島支店
 東京島しょ農業協同組合本店
 東京都観光汽船(株)
 (社福)東京都共同募金会
 東京都漁業協同組合連合会
 (財)東京都交響楽団
 東京都港湾運送事業共同組合江東・中央地区担当
 東京都自転車商防犯協会の会
 東京都社会福祉協議会
 東京都商工会青年部連合会
 東京都商工会女性部連合会
 東京都商工会連合会
 東京都生活協同組合連合会
 東京都中古自動車販売商工組合
 東京都土地改良事業団体連合会
 東京都農業会議
 東京都農林水産振興財団
 東京都文具事務用品商業組合
 (社福)東京都民生委員児童委員連合会
 東京都立産業技術研究所
 東京二十三区清掃一部事務組合
 東京バス協会
 東京八王子中央ライオンズクラブ
 東京ハンディキャップ連絡会
 東京フットボールクラブ(株)
 東京理容青年会議所
 (株)東芝 西東京支店
 特別養護老人ホーム 桐ヶ丘やまがき荘
 都市防災研究会
 長野県中小企業団体中央会
 にいじま漁業協同組合 式根島事業所
 (社福)新島村社会福祉協議会
 (株)エコナビジョン営業部
 西東京市民まつり実行委員会
 西東京バス(株)
 ニッポン放送
 ニフティ(株)
 (社)日本アイスクリーム協会
 日本大相撲トーナメント事務局
 (社)日本音楽事業者協会
 日本声楽家協会
 (社)日本歌手協会

日本合唱協会
 日本キリスト教団兵庫教区被災者生活支援・長田センター
 日本女子テニス連盟 ALT 基金
 日本赤十字社東京都支部
 日本損害保険協会
 日本通運(株)東京支店
 (株)日本テレビフットボールクラブ
 日本道路(株)
 日本マクドナルド(株)広報課
 日本労働組合総連合会東京都連合会
 ニュクス(株)
 ヴァージンシネマズ南大沢
 パートスノーボード
 俳優座劇場
 白馬おじさんバンド
 橋本宗洋
 バスケットボール女子日本リーグ機構
 長谷川 清
 八王子市選挙管理委員会
 八王子農協青年部
 八丈島シルバー人材センター
 (社福)八丈町社会福祉協議会
 八丈島町シルバー人材センター
 88 ボランティア
 (株)はとバス
 薔薇笑亭 SKD
 (株)阪急交通社 旅行事業本部
 (社福)東久留米市社会福祉協議会
 東村山市シルバー人材センター
 兵庫県南部大地震ボランティアセンター被災者生活支援・長田センター
 藤原 幸嗣
 二つ屋やよい会
 (社福)府中市社会福祉協議会
 (財)ブルーシー・アンド・グリーン財団
 ふれあい夏の雪まつり実行委員会
 文学座
 文京区高齢者クラブ連合会女性委員長
 (財)バルマーク教育助成財団
 干川 剛史
 細田 栄作
 北海道室蘭市立中島小学校
 (株)ホテルオークラ神戸
 ホテルおぎ野
 ホテル夢の湯
 ボランティアグループ十日会
 ボランティアステーション
 マイクロソフト(株)
 町田市シルバー人材センター
 松井田町役場福祉課 夢伝大会実行委員会
 松崎町観光協会
 (財)松山バレエ団
 摩尼山徳恩寺
 みずほ銀行宝くじ部「宝塚歌劇係」
 三鷹の森ジブリ美術館
 (株)ミックインターナショナル
 (社福)港区社会福祉協議会
 港区選挙管理委員会
 港区立芝浦小学校
 港区立芝浦幼稚園
 港社会保険事務所
 宮城 哲夫
 三宅島災害・東京ボランティア支援センター
 三宅島噴火災害動物救援本部
 ミンガンプロダクション(株)
 (社福)武蔵村山市社会福祉協議会
 武蔵村山市シルバー人材センター
 武蔵村山市選挙管理委員会
 (株)明治座
 森永乳業(株)冷菓事業部
 山崎ナビスコ
 ヤマト運輸(株)
 ヤマトホームコンビニエンス(株)
 山の内製薬
 山峯会
 NPO 法人 ゆきわりそう
 ユニバーサルボランティア東京
 (株)横浜ベイスターズ
 ライオンズクラブ国際協会緊急対策ボランティア委員会
 陸上自衛隊第一師団
 連合東京三多摩地域協議会
 連合東京ボランティアサポートチーム
 (株)ローソン東京本社
 (有)ワイパード
 若築建設(株)
 わかば福祉の会
 和歌山県新空港建設・利用促進議員連盟

CD-ROM の内容

記録誌		
	本編	
	概要版	
	概要版 / 英語	
資料		
No.	資料名	発行年月
1	三宅村商工業者意向調査	平成 13 年 2 月
2	避難生活実態調査(1 回)	平成 13 年 3 月
3	避難生活実態調査(2 回)	平成 13 年 12 月
4	三宅村復興基本計画	平成 14 年 12 月
5	帰島計画(第 1 次案)	平成 14 年 12 月
6	三宅島火山ガスに関する検討会報告書(概要)	平成 15 年 3 月
7	三宅島火山ガスに関する検討会最終報告	平成 15 年 3 月
8	三宅島帰島プログラム準備検討会中間報告	平成 15 年 12 月
9	三宅島帰島プログラム準備検討会最終報告(概要)	平成 16 年 3 月
10	三宅島帰島プログラム準備検討会最終報告	平成 16 年 3 月
11	三宅島民帰島前健康診断に関する検討会報告書	平成 16 年 3 月
12	三宅村住民説明会資料	平成 16 年 4 月
13	リスクコミュニケーション(ガイド養成講座資料)	平成 16 年 4 月
14	帰島に関する意向調査結果	平成 16 年 7 月 20 日
15	三宅村民の皆様へ(帰島方針について)	平成 16 年 7 月 20 日
16	帰島に関する基本方針概要	平成 16 年 7 月 20 日
17	帰島に関する基本方針	平成 16 年 7 月 20 日
18	三宅村帰島計画	平成 16 年 9 月
19	帰島・生活再開の手引き(三宅村村民用帰島マニュアル)	平成 16 年 9 月
20	三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例	平成 16 年 12 月
21	三宅島泥流防災マップ	平成 16 年 12 月
22	避難指示解除の予定について	平成 17 年 1 月 5 日
23	三宅村防災のしおり	平成 17 年 1 月
24	三宅島観光セーフティガイド	平成 17 年 2 月
村の広報 / 村民への郵送物		
平成 12 年(2000 年) 9 月から平成 17 年 4 月の間に、村から避難島民へ郵送した主な資料一式		

編集後記

今回、三宅島民は今までの噴火と全く異なる大噴火に遭遇し、前例のない厳しい試練を体験いたしました。噴火パターンが全く異なり溶岩噴出はほとんどなく山頂が一気に500メートル陥没、火口から大量の火山ガスを排出、2,500年に1度という恐ろしい噴火でした。4年5ヶ月にわたる長期避難生活、職務のため自家生活を投げうっての働き手、生計維持のため夫婦別居、前例のない中で関係機関との連携と苦闘、ストレスと体調悪化、止まらぬ火山ガス、7年の歳月からの貴重な教訓を後世に残し伝えることは、多くの方々からご支援を頂いた方への義務であり、志半ばにして倒れた多くの皆様たちへの鎮魂であると考え噴火災害記録誌をまとめました。

編集方針・体制は次の通りです。

編集方針・編集体制

編集方針	(1) 噴火―避難―帰島―復興の7年の歳月がわかる構成にする (2) 村役場の活動を中心にする (3) 島民の意識を記載する (4) 科学的なデータを記載する
編集体制	(1) 編纂委員会(5人:総務課長・関係機関) (2) 庁内WG(課長級)

(株)社会安全研究所に協力をお願いし、完成は帰島三周年(平成20年2月1日)を目指しました。困難と多忙とが交錯する中での編纂であったため、不十分な箇所があるかと思いますがご寛容賜れば幸いであり、本災害記録誌が少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

今回の災害に際し、国・東京都をはじめ全国から暖かいご支援を頂戴いたしました。三宅島は今復興の緒につくことが出来ましたことをご報告し、衷心より感謝申し上げます。

委員長 窪寺 昇

記録誌編纂委員

氏名	所属・役職等
窪寺 昇	前 三宅島民生児童委員協議会長
浅沼 和男	前 三宅村教育長
金井 正歩	三宅村シルバー人材センター事務局長
守屋 廣次	三宅村森林組合事務局長
坂上幸一郎	三宅島災害・東京ボランティア支援センター

庁内WGメンバー

氏名	所属・役職等
竹山智洋見	財政課長(企業課長)
石井 規久	産業振興課長(産業観光課長)
吉田 稔彦	地域整備課長
山上 力	復興政策室主幹(村民課長)
島村 幸明	企業課長(帰島対策課調整係長)
佐久間 忠	総務課長
高松 市郎	教育課長
三宅 規之	消防本部長(予防係次席)

()内は帰島前所属

平成12年(2000年)三宅島噴火災害の記録

発行日 平成20年2月1日
編集 平成12年(2000年)三宅島噴火災害記録誌編纂委員会
(株)社会安全研究所
発行 東京都三宅村

